

石川県地域防災計画(地震災害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和 <u>7</u> 年修正)	石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和 <u>7</u> 年 <u>9</u> 月修正)	

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、地震の災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節（略）

第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。

第4節 本県の特質と既往の地震災害

1 地勢

- (1) 位置の概要（略）
- (2) 地形区分（略）
- (3) 地勢的特徴（略）

2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況

- (1) 地層及び岩石の種類（略）
- (2) 地域分布
（図の変更）

図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近10年間の地震活動（2010年～2019年、M2.0以上・深さ30km以浅、金沢地方気象台のデー

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、地震及び地盤の液状化の災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節（略）

第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・ <u>災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。</u> ・ <u>国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。</u>

第4節 本県の特質と既往の地震災害

1 地勢

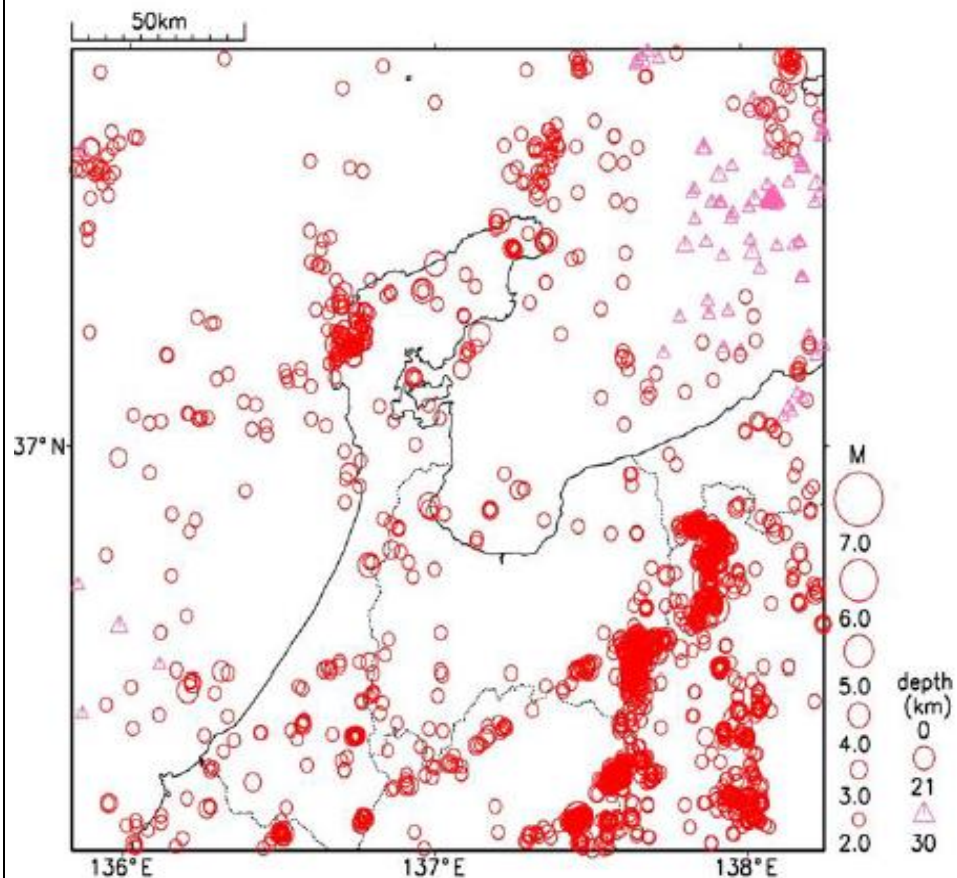
- (1) 位置の概要（略）
- (2) 地形区分（略）
- (3) 地勢的特徴（略）

2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況

- (1) 地層及び岩石の種類（略）
- (2) 地域分布
（図の変更）

図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近10年間の地震活動（2015年～2024年、M2.0以上・深さ30km以浅、金沢地方気象台のデー

タから作成)

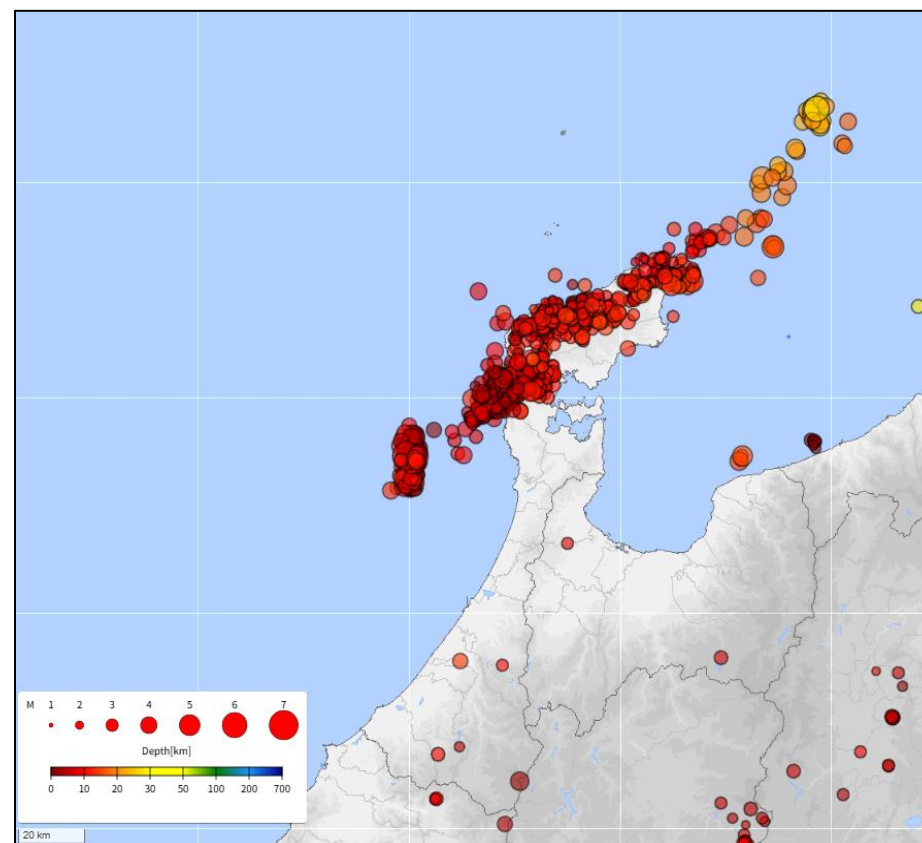


(3) 石川県及びその周辺での地震の発生状況 (略)

3 社会的要因とその変化

- (1) 都市化の進展 (略)
- (2) 工業化の進展 (略)
- (3) 交流人口の増大・国際化の進展 (略)
- (4) 生活環境の変化 (略)
- (5) 住民の共同意識の変化 (略)
- (6) 交通機関の発達 (略)
- (7) 新たな感染症への対策 (略)
- (8) 情報通信技術の発達 (略)

タから作成)



(3) 石川県及びその周辺での地震の発生状況 (略)

3 社会的要因とその変化

- (1) 都市化の進展 (略)
- (2) 工業化の進展 (略)
- (3) 交流人口の増大・国際化の進展 (略)
- (4) 生活環境の変化 (略)
- (5) 住民の共同意識の変化 (略)
- (6) 交通機関の発達 (略)
- (7) 新たな感染症への対策 (略)
- (8) 情報通信技術の発達 (略)

4 既往地震とその被害 (1) 県内に被害をもたらした県内・外発生地震とその被害状況（略） (2) 能登半島地震の概要（略） (3) 令和6年能登半島地震の概要（略） 5 県内の活断層 <u>(追加)</u> 一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約200万年前から現代までの間に動いたと見られる断層である。 <u>能登地方には丘陵地が広がっており、羽咋から七尾にかけての丘陵地帯を断ち切るように邑知潟断層帯（眉丈山第1・同第2断層、石動山断層）が南西から北東に延びている。</u> <u>この丘陵地と低地に挟まれた断層帯は、地形的にも活断層であることが明瞭である。この活断層は逆断層であり、活動度はB級である。</u> <u>このほか、能登半島には、長さ数km程度の活断層が比較的に数多く分布している。</u> <u>金沢市付近では、丘陵地と平野の境目を森本・富樫断層帯が北北東～南南西方向に延びている。この活断層も活動度B級の逆断層である。</u> <u>県内の両白山地には、明瞭な活断層は知られていないが、この山地の東部（富山、岐阜県内）に庄川断層帯がある。</u>	4 既往地震とその被害 (1) 県内に被害をもたらした県内・外発生地震とその被害状況（略） (2) 能登半島地震の概要（略） (3) 令和6年能登半島地震の概要（略） 5 県内の活断層 <u>(1) 陸域の活断層</u> 一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約200万年前から現代までの間に動いたと見られる断層である。 <u>県内の主要な活断層は、能登半島に邑知潟断層帯と、その延長上に森本・富樫断層帯がある。また、富山県、岐阜県との県境付近に庄川断層帯が、福井県との県境付近に福井平野東縁断層帯がある。</u> <u>邑知潟断層帯は、能登半島南部の邑知潟平野付近から宝達丘陵北西縁に沿って分布する断層帯である。七尾市から羽咋市、宝達志水町を経てかほく市に至る。全長は約44kmで北東から南西方向に延びており、古府断層、石動山断層、野寺断層、坪山一八野断層及び内高松付近の断層から構成される。この丘陵地と低地に挟まれた断層帯は逆断層であり、今後30年以内の地震発生確率は2%とされている。</u> <u>森本・富樫断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯である。津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近に至り、長さが約26km断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。今後30年以内の地震発生確率は2～8%とされている。</u> <u>庄川断層帯は、両白山地と飛騨高地の境界付近にある。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西-南南東に延びている。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。</u> <u>福井平野東縁断層帯は、福井平野の東部から日本海沿岸にかけて分布する活断層帯である。長さは約45kmの概ね南北に延びる断層帯で、左横ずれかつ東側隆起の逆断層である。</u>	
---	---	--

図 石川県の活断層

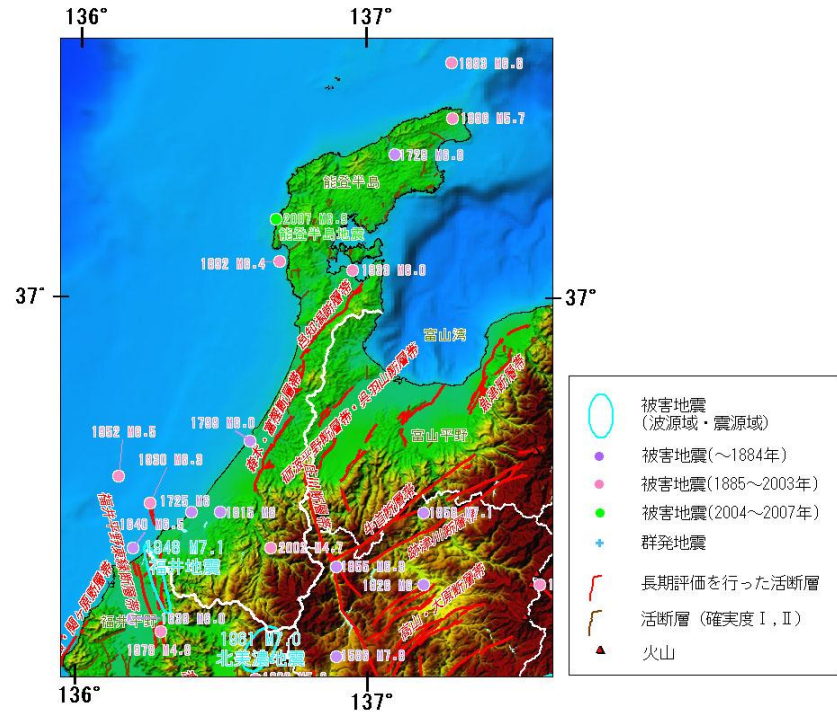
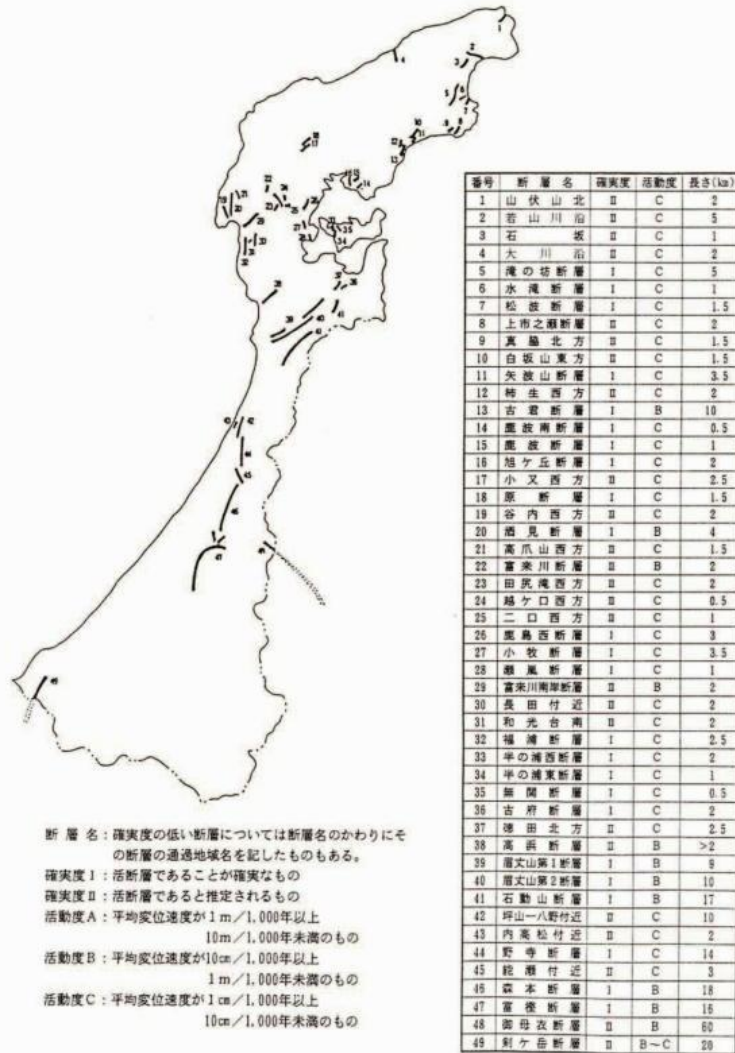


図 石川県とその周辺の活断層と主な被害地震

出典：地震調査研究推進本部

表 主要活断層帯の長期評価の概要

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔	
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期	
石川県	庄川断層帯	しょうかわだん そうたい	7.9程度	Zランク		1/150%	1/150%	1/150%	0.06-0.3	約3,600-6,900年	
	邑知湯断層帯 ^(注17)	おうちがただん そうたい	7.6程度	Aランク		2%	3%-4%	5%-8%	—	11世紀以後、16世紀以前	
	森本・富樫断層帯	もりもと・とがし だんそうたい	7.2程度	S*ランク		2%-8%	3%-10%	7%-30%	0.7-1.2	1,700-2,200年程度	
	福井平野東縁断層帯 (主部)	ふくいへいやど うえんだんそう たい	7.6程度	Zランク		1/150%～ 0.07%	1/150%～0.1%	1/150%～0.3%	0.3-0.5	約2,000年前以後、4世紀以前	
	福井平野東縁断層帯 (西部) ^(注18)		7.1程度	Xランク		不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	約6,300-10,000年	

注4：活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(注2)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

出典：地震調査研究推進本部

(2) 海域の活断層

国の地震調査研究推進本部では、社会的・経済的に大きな影響を与えると考えられる主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震発生可能性の長期評価（長期評価）を実施している。

主な評価対象は、主要活断層帯及び沿岸海域の主要活断層帯の選定基準や陸域への地震・津波被害を踏まえ、M7.0以上の地震を引き起こす可能性のある断層長さ20km程度以上の海域活断層としている。石川県の海域では、能登半島北岸断層帯をはじめとする活断層が分布している。

日本海中南部地域（近畿・北陸北方沖）で今後 30 年以内に M7.0 以上の地震が発生する確率は 16～18%と評価されている。（日本海中南部の海域活断層の長期評価／R7.6.27）

○日本海中南部の海域活断層の長期評価

—近畿地域・北陸地域北方沖—（令和7年6月27日）

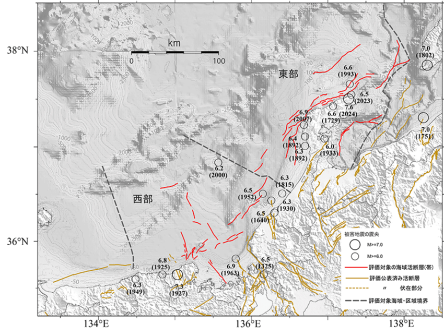


図 評価対象の海域活断層と主な被害地震の震央

出典：地震調査研究推進本部

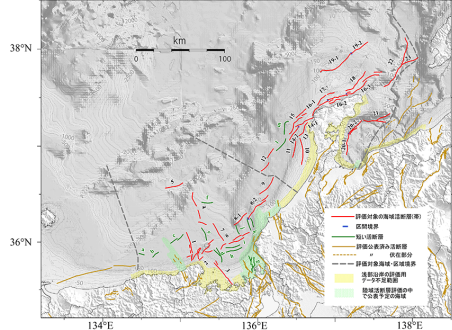


図 評価対象の海域活断層と海域の短い活断層の分布

出典：地震調査研究推進本部

表 石川県の海域における主要な活断層

9: 加佐ノ岬冲断層	16-1: 能登半島北岸断層帯 (猿山沖区間)
10: 羽咋冲東断層	16-2: 能登半島北岸断層帯 (輪島沖区間)
11: 羽咋冲西断層	16-3: 能登半島北岸断層帯 (珠洲沖区間)
12: 内灘冲断層	17: 輪島はるか冲断層
13: 海士岬冲東断層	18: 能登半島北方冲断層
14-1: 門前断層帯 (門前沖区間)	19-1: 舩倉島近海断層帯 (南西区間)
14-2: 門前断層帯 (海士岬沖区間)	19-2: 舩倉島近海断層帯 (北東区間)
15: 沖ノ瀬東方断層	20-1: 七尾湾東方断層帯 (大泊鼻沖区間)
	20-2: 七尾湾東方断層帯 (城ヶ崎沖区間)

出典：地震調査推進本部

また、平成19年の能登半島地震を引き起こしたと考えられる活断層は、陸に隣接するように存在する海域の活断層であることが確認されている。したがって、海域の活断層にも注意が必要である。なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しているので、活断層の有無によって地震発生の有無を判断してはならない。

(3) 海域の活断層で発生した地震

能登半島西方沖から北方沖、北東沖にかけては、主として北東－南西方向に延びる複数の南東傾斜の逆断層が活断層として確認されている。この領域で令和6年1月から3月にかけて取得した水深データと平成20年のデータを比較すると、能登半島北部の活断層帯の猿山沖セグメントと珠洲沖セグメントでは、断層トレース南東側の海底でそれぞれ約4mと約3mの隆起が観測されている。これらの隆起は令和6年1月1日のM7.6の地震に伴う変動を示している可能性が高く、南東傾斜の逆断層の活動が原因と推定されている。したがって、海域の活断層にも注意が必要である。

なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しているので、活断層の有無によって地震発生の有無を判断してはならない。

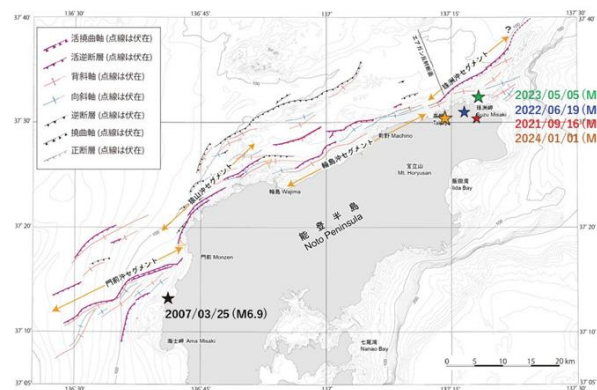


図 能登半島北岸沖の活断層と能登半島で過去に発生した大地震の震央分布
出典 産業技術総合研究所

第5節 地震被害想定調査における地域の危険性

1 基本的な考え方

県は、平成7年度から3カ年計画で、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「地震被害想定調査」を実施した。県は、この調査の成果を防災対策に反映させるとともに、関連する各種の調査、事業計画等の基礎資料として活用する。

以下「地震被害想定調査」の概要・要点を述べる。

(1) 地震の想定について

断層が動くことにより地震が発生するとされているが、現在のところ、県下の断層の分布状況と活動度との関係は十分に解明されていない。県下全域

第5節 地震被害想定調査における地域の危険性

1 調査の概要

(1) 調査の背景と目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、地震災害を予測するため、平成7年から3カ年計画で、県内に大きな地震が発生した場合を想定した地震被害想定調査（以下、「前回調査」とする）を実施した。

その後、県内では、平成19年3月の能登半島地震や令和6年能登半島地震など県政史上未曾有の被害をもたらした地震が発生するとともに、県外においても東日本大震災や熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震などの大規模地震が相次いで発生している。

を対象として災害対策を検討するという観点から、本県を取り巻く地震の発生環境に照らして、地震の規模を想定し、震源断層の位置、大きさなどを設定している。したがって、特定の地域で地震による影響を検討するための詳細な調査が行われた場合には、想定的前提条件が今回の想定地震と異なることは十分に考えられる。

(2) 調査結果の精度について

この調査に当たっては、県下全域でほぼ同じ精度で得られる資料の収集に努め、その資料に適合する解析方法を用いた。

しかし、実際の地震の起こり方、地震波の伝わり方及び各種の被害発生の仕方は、大変複雑で、この予測計算ではとらえきれない面がある。このため、実際にはここに示した結果と異なる可能性がある。

なお、予測の単位は、次のとおりとした。

ア 地盤の揺れや建物及びライフライン被害などの予測は、県下を同じ精度で予測するため、県下全域を約 500m四方のメッシュに区切って各種情報を整理し、実施した。

イ 火災や死傷者の予測は、市町村を単位として実施した。

また、この調査に用いた各種データは、平成8年のものである。

こうした中、令和3年頃から能登地方において地震活動が活発化していることや前回調査から20年以上が経過したことを鑑み、最新の科学的知見や手法、大規模地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映し、新たな被害想定調査（以下、「今回調査」とする）を実施した。

県は、今回調査の結果を踏まえ、地震被害の全体像を把握し、地域ごとの効果的な防災施策や県民の防災意識の向上・防災知識の普及、自助・共助・公助の推進に努めるものとする。また、市町や関係機関等と連携しながら対策の検討を進め、被害を最小限に抑えることに努めるものとする。

(2) 基本的な考え方

- ・石川県防災会議震災対策部会（以下、「部会」とする）の意見を踏まえ、最新の科学的知見、手法、地盤情報等を反映
- ・令和6年能登半島地震、東日本大震災、熊本地震など近年国内で発生した地震での被害状況・研究成果を踏まえ、そこから得られる課題や教訓を反映
- ・県の地域特性（年齢構成、生活様式、中山間地域の被害特性、冬季の積雪、歴史的建造物・文化財の集積、多くの観光客など）を踏まえた定量的な被害想定となるよう手法を検討
- ・地域特性のうち冬季の積雪は、屋根への降雪による加重に起因する建物倒壊への影響が考えられることから、積雪の有無による被害様相の違いを評価
- ・基本的な想定単位は250mメッシュとし、項目によっては市町、個別（箇所別）等の単位で評価
- ・この調査に用いた各種データは、令和5年度のものを使用
- ・中山間地の集落の孤立化の危険性についてはGISデータをもとに評価を行い可視化
- ・被害想定結果は発生時間帯や季節によって様相が異なるため、想定する季節及び時間帯は、夏季・冬季の深夜・昼・夕方を前提とする。なお、平日と週末の違い、観光ハイシーズンによる被災への影響を考慮するため、全国うごき統計などの人流ビッグデータによる検討を行い、地域への観光客等による負荷の増加を評価
- ・定量的な評価が難しい項目については、想定し得る複数のシナリオを前提に定性的に評価

(3) 前回調査との変更点

- ・最新の科学的知見に基づき県内に被害を及ぼす断層帯の見直しを行った。
- ・評価単位を250mメッシュとした。谷や川筋などの軟弱地盤を区別するた

(追加)

め、金沢市の人口集中地区（DID）は 50m メッシュの精緻な地盤モデルを作成した。

・想定シーンとして前回調査の冬の夕刻に加え、冬 5 時、夏 12 時のほか、帰省客や観光客など、人の分布が平常時と異なると考えられる正月及び GW を追加した。

・他県や国の地震被害想定調査を参考に、被害想定項目を充実した。

(4) 調査の項目

本調査の項目は、次の表のとおりである。

表 被害想定項目（44 項目）

<u>大項目</u>	<u>小項目</u>
<u>1. 建物被害</u>	<u>1.1 揺れによる建物被害</u> <u>1.2 液状化による建物被害</u> <u>1.3 急傾斜地崩壊による建物被害</u> <u>1.4 地震火災による建物被害</u>
<u>2. 物的被害</u>	<u>2.1 ブロック塀の転倒</u> <u>2.2 自動販売機等の転倒</u> <u>2.3 屋外落下物</u> <u>2.4 宅地の液状化被害</u>
<u>3. 人的被害</u>	<u>3.1 建物倒壊による人的被害</u> <u>3.2 急傾斜地崩壊による人的被害</u> <u>3.3 地震火災による人的被害</u> <u>3.4 ブロック塀・屋外落下物等の転倒による人的被害</u> <u>3.5 自動販売機等の転倒による人的被害</u> <u>3.6 屋内収容物の移動・転倒・屋外落下物による人的被害</u> <u>3.7 要救助者（自力脱出困難者）</u> <u>3.8 災害関連死</u>
<u>4. ライフライン被害</u>	<u>4.1 上水道</u> <u>4.2 下水道</u> <u>4.3 都市ガス</u> <u>4.4 LP ガス</u> <u>4.5 電力</u> <u>4.6 通信施設（固定・携帯）</u>
<u>5. 交通施設被害</u>	<u>5.1 道路・橋梁</u> <u>5.2 鉄道</u> <u>5.3 港湾・漁港</u> <u>5.4 空港</u>
<u>6. 生活機能支障</u>	<u>6.1 避難者（支援者）</u>

(追加)

		<u>6.2 災害時要支援者</u> <u>6.3 帰宅困難者</u> <u>6.4 飲食機能支障（食料・飲料水等の需要数）</u> <u>6.5 医療機能支障</u> <u>6.6 介護・福祉機能支障</u> <u>6.7 住機能支障（仮設住宅需要数）</u> <u>6.8 衛生機能支障（トイレ需要数）</u> <u>6.9 災害廃棄物</u>
	<u>7. その他の被害</u>	<u>7.1 エレベーターの停止</u> <u>7.2 文化財</u> <u>7.3 孤立集落</u> <u>7.4 海岸施設</u> <u>7.5 ため池</u> <u>7.6 観光</u>
	<u>8. 経済被害</u>	<u>8.1 直接経済被害（資産等の被害額）</u> <u>8.2 半間接経済被害（生産低下等による被害額）</u> <u>8.3 間接経済被害（交通寸断による被害額）</u>

(追加)

(5) 調査結果の留意点

- ・ 想定地震の震源や規模、被害予測結果はあくまで予測（目安）であり、想定どおりの地震が必ずしも発生するとは限らない。また、実際の発災時には地震動をはじめ被害の状況は想定と異なることも予想される。
- ・ 想定地震以外にも、県内に甚大な被害を及ぼす地震が発生する可能性がある。
- ・ 被害の予測にあたっては、令和6年能登半島地震の建物被害等のデータが揃わない中、それ以前に過去国内で発生した大規模地震の被災事例に基づく経験式等を用いて被害等を予測しており、令和6年能登半島地震における住家非住家の割合や災害関連死の状況を反映していない。
- ・ 被害想定は、地震動、建物データ、予測手法など、様々な要素をかけ合わせた結果である。条件が少しでも変わると被害は変化する。
- ・ 今回の調査は、できるだけ早く被害想定を公表し防災対策に反映するため、令和6年能登半島地震前の住民基本台帳等に基づき行った。今後の人口や建物の復旧状況を踏まえ、改めて調査を行う。
- ・ 津波被害については、令和6年能登半島地震による地形データの修正が示された後に調査を行う。なお、沿岸部や海域に位置する断層帯では、地震に伴い津波が発生する可能性がある。

2 想定地震の設定

この調査では、大聖寺、加賀平野、邑知湯、能登半島北方沖の4つの想定震源断層を設定した。地震の発生環境は、次の観点から整理した。

○ 過去に発生した地震の震源分布とその規模

○ 活断層の分布と活動度

○ プレートテクトニクス（注1）や地質の大構造（注2）

（注1）「プレートテクトニクス」とは、地震活動や火山活動など地球の表面近くで起こるいろいろな現象をプレートの運動で説明する学説である。

（注2）「地質の大構造」とは、地域的に特質が異なる地殻変動によって、広範囲に及ぶ地層の分布や形態の違いが生じていることを指す。

なお、地殻変動とは、地球内部からの作用により長い地質の時間の中で地球の表層部に変形や変位が生じることである。

各地震は、次のとおり、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定した。また、冬季の夕刻に発生した場合を想定して、県内各地の地盤の揺れの大きさや液化化危険度及び各種の被害、影響を予測した。

想定地震の震源断層の位置は、次の図のとおりである。

(1) 大聖寺の地震

1930年（昭和5年）に発生した地震と剣ヶ岳断層を結んだ位置に想定震源断層を設定した。この地域の地震活動は比較的活発で、1952年には大聖寺沖でやや大きめの地震が発生している。

(2) 加賀平野の地震

森本断層と富樫断層を含む延長線に、想定震源断層を設定した。

(3) 邑知湯の地震

邑知湯北縁の断層を考慮し、羽咋・七尾を結んだ位置に、想定震源断層を設定した。

この地域は、地質の大構造の変換点となっており、志賀町・富来町・中島町付近で被害地震が発生したことがある。

(4) 能登半島北方沖の地震

1993年（平成5年）の能登半島沖の地震及びその余震の震源は、北へ約60度の傾きを持った面上に分布する。1993年（平成5年）の地震の震央と1985年（昭和60年）の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。

2 想定地震の設定

(1) 想定地震の選定

被害想定条件とする地震動予測のための震源断層は、以下の方針で選定した。

・ 石川県とその周辺で発生した被害地震を考慮

・ 前回の想定以後に得られた学術的知見、国による地震・活断層の評価

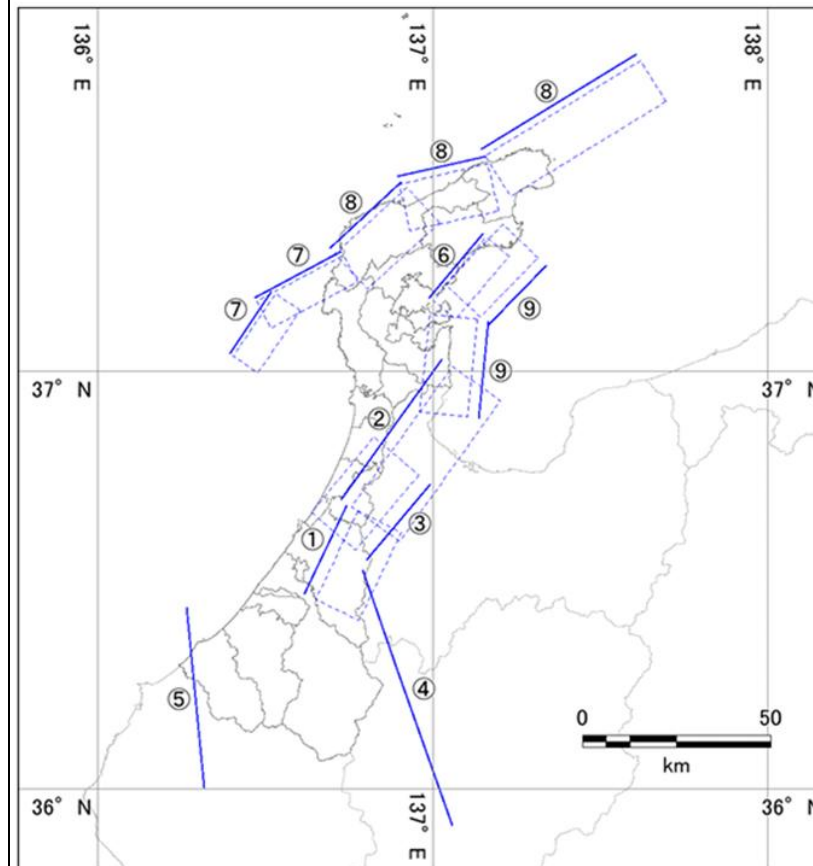
・ 被害地震が発生する可能性がある地域を、県の全域で網羅的に評価できるように選定

表 震源断層の概要

番号	震源断層	地震規模 M	30年以内 発生確率	備考
①	森本・富樫断層帯	7.2	2～8%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
②	邑知湯断層帯	7.6	2%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
③	砺波平野断層帯西部	7.2	ほぼ0～2% もしくはそれ以上	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
④	庄川断層帯	7.9	ほぼ0%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
⑤	福井平野東縁断層帯主部	7.6	ほぼ0～0.07%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
⑥	能登海岸活動セグメント	6.9	約0.2%	・産総研が示している「活断層データベース」の一つ。
⑦	門前断層帯	7.5	＝	・地震本部が示している「海城活断層」の一つ。
	門前沖区間	7.1	1.0～2.0%	・門前断層帯を構成する断層
	海士岬沖区間	6.9	0.1～0.3%	・門前断層帯を構成する断層
⑧	能登半島北岸断層帯	8.1	＝	・地震本部が示している「海城活断層」の一つ。
	猿山沖区間	7.1	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
	輪島沖区間	7.1	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
	珠洲沖区間	7.6	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
⑨	七尾湾東方断層帯	7.6	＝	・地震本部が示している「海城活断層」の一つ。
	大泊鼻沖区間	7.2	0.5～0.6%	・七尾湾東方断層帯を構成する断層
	城ヶ崎沖区間	7.0	0.7～0.8%	・七尾湾東方断層帯を構成する断層

(追加)

図 震源断層の分布



3 地盤種の分類

地盤は地震動を伝え、地表での揺れをもたらす。地盤のボーリング資料などを収集して地下の構造を調べ、地層の種類と重なり方に注目して、県下を150種類の地盤種の地域に細分した。

3 地震動予測のための地盤モデル作成

地震動予測及び液状化予測のために必要な地盤モデルの作成を行った。ボーリングデータ等の既往の調査結果を基に、県全域を250mメッシュの作成単位でモデル化し、金沢市の人口集中区域では、50mメッシュにさらに細分化して、地盤モデルを作成した。

4 想定地震による被害想定結果と評価

地震による被害や生活支障の分布は、想定地震ごとに地域差があり、災害対策の展開も異なる。想定地震ごとに災害対策の重点項目や重点地域を明らかにし、広域的な災害応援の展開を推測する。



(見出しの削除)

(※図は新旧対照表の 12 ページで掲載)

図 地盤種の大分類と分布

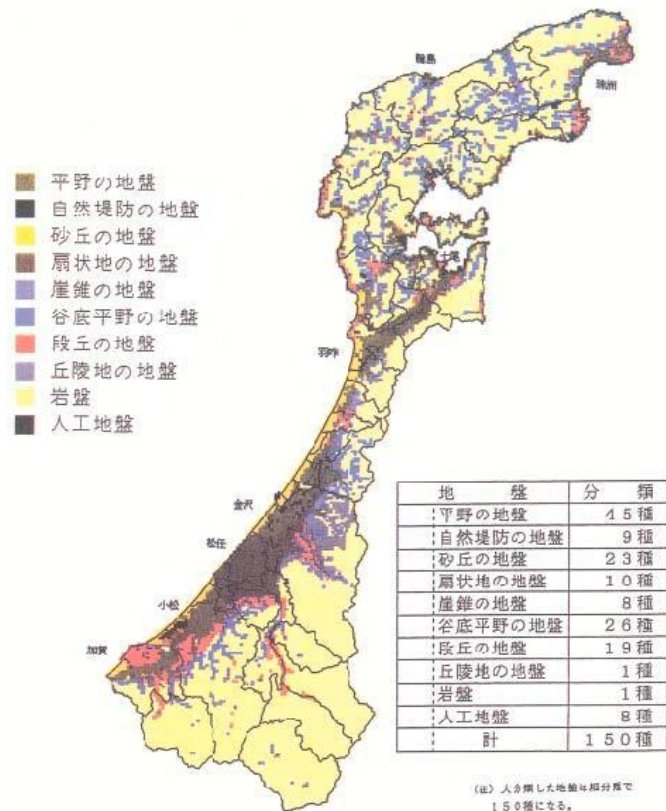
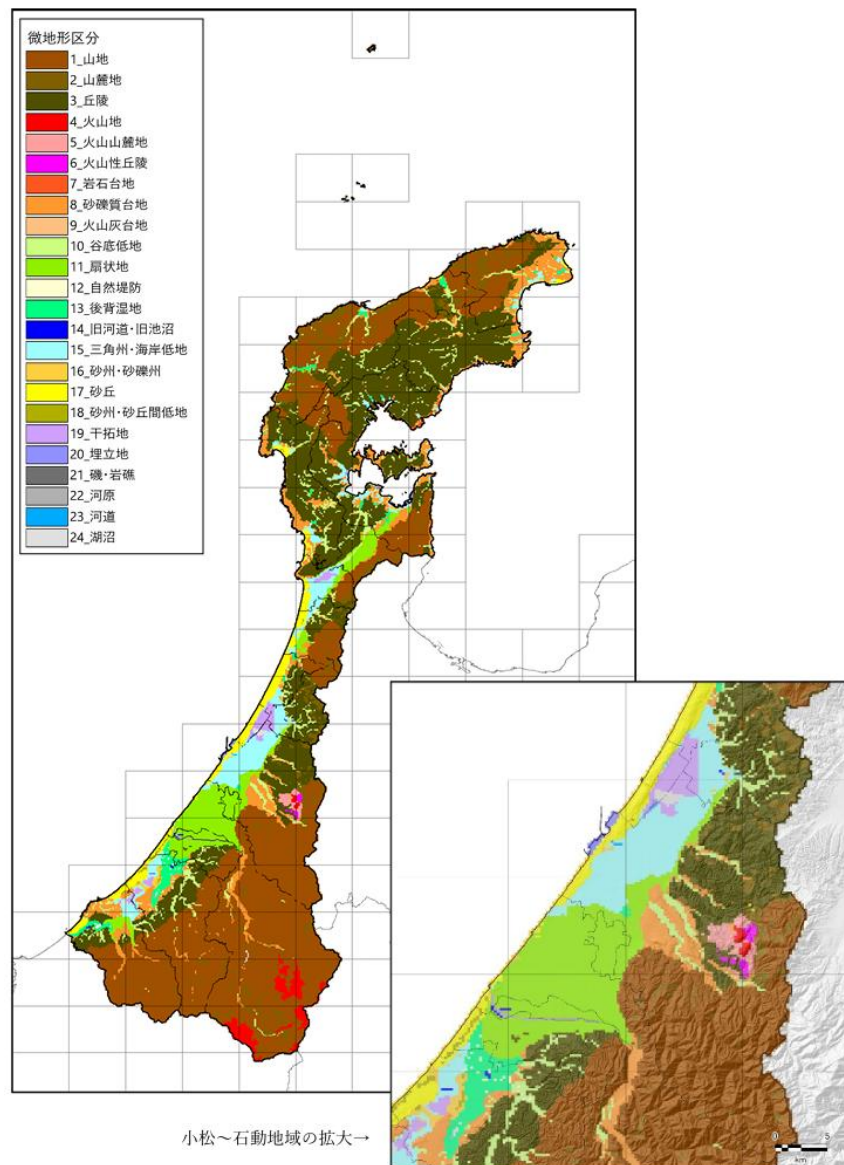


図 JSHIS の微地形区分 (250m メッシュ)



災害対策の重点項目や重点地域の分布は、「初動体制確立期、救命消火期、生活支援期」の各期ごとに、それぞれ3つの災害度（大、中、小・なし）の分布で示す。特に、救命消火期の被災地域区分は、第7節資料（地震被害想定調査等の概要図）中の図「災害対策の重みの 分布」に示す。

(1) 地震後の時期別の災害対策項目及び被災地域区分の目安

区分	初動体制確立期	救命消火期		生活支援期
時期	・災害対策を実施する体制を確立する時期 ・地震直後に当たる（目安として地震後1日以内）。	・災害の抑止・低減を図る時期 ・対策は地震直後から実施（目安として地震の数日後まで）		・衣食住の仮復旧を支援する時期 ・救出、救護により猶予があるが、避難所開設や飲料水確保は地震直後から必要（目安として地震の2週間後まで）
災害対策の項目	・職員の動員、参集 ・災害情報の収集、伝達、整理 ・災害対策本部の設置 ・初動対策の方針決定 ・各方面への応援要請など	・身体生命の安全確保のための救出、負傷者救護 ・代表的二次災害である火災の抑止		・避難所の開設 ・衣食住の支援
地域区分		被災中心域	・災害事象が著しいか重複しており、他地域からの応援を必要とする地域	
		被災地周辺域	・災害は被災中心域ほどではなく、むしろ災害事象の重複が問題となる地域 ・被災中心域の甚大な災害の影響下にある地域	
		被災軽微地域	・相対的に災害の程度や重複が軽く、被災中心域及び被災地周辺域の災害の影響をあまり受けない地域（被害のない地域も含む）で、前期地域を応援すべき地域である。 ・なお、被災中心域や被災地周辺との地理的關係などから、注意を要する地域については、特に「注意地域」と呼ぶ	

（削除）

※時系列での被害の様相は被害シナリオで整理

(2) 調査結果の概況と評価

ア 各地震の被害想定震源断層の諸元

区 分	長さ	幅	傾き	マグニ チュード (M)	想定震源域付近の過去の地震
大聖寺の 地 震	40km	20km	鉛直	7.0	1640 年(寛永17年) 加賀大聖寺(M6.1/4~6.3/4)
					1930 年(昭和5年) 大聖寺付近(M5.3~M6.3)
					1948 年(昭和23年) 福井地震(M7.1)
					1952 年(昭和27年) 大聖寺沖地震(M6.5)
加賀平野 の 地 震	40km	20km	鉛直	7.0	1725 年(享保10年) 加賀小松(M6.0)
					1799 年(寛政11年) 金沢地震(M6.0)
					1815 年(文化12年) 加賀小松(M6.0)
邑知湯の 地 震	40km	20km	40 度	7.0	1892 年(明治25年) 志賀町、富来町(M6.3、M 6.4)
					1933 年(昭和8年) 中島町(M6.0)
能登半島 北方沖の 地 震	50km	16km	60 度	7.0	1729 年(享保14年) 輪島(M6.6~7.0)
					1896 年(明治29年) 珠洲(M5.7)
					1993 年(平成5年) 能登半島沖地震(M6.6)

(削除)

(※表は新旧対照表の11 ページで掲載)

イ 地震の評価

区 分	災 害 の 概 況	救 命 消 火 期			生活支援期の問題点	地域間の災害応援
		被災中心域	被災地周辺域	注 意 地 域		
大 聖 寺 の 地 震	・加賀市を中心とし、加賀南部地域付近に影響を及ぼす局所的災害	・加賀市	・小松市、能美市 ・白山市		・加賀市小松市で避難が問題となり、生活支障は加賀市南部地域のみならず加賀平野北部にまで広がる。	・地震後早い時期から金沢市方面の周辺市町により行われる必要がある。
加 賀 平 野 の 地 震	・加賀平野に広く影響を及ぼす広域災害である。 ・特に、河北、金沢、加賀南部の各地域に大きな影響を及ぼし、隣接する加賀北部地域に波及する。 ・能登中部地域の一部でも注意を要する。	[金沢市・河北地域] ・金沢市、かほく市 ・津幡町 [加賀南部地域] ・小松市、能美市 ・白山市	[金沢市・河北地域] ・内灘町、かほく市 [加賀南部地域] ・能美市、加賀市	・白山市、野々市町 ・川北町、中能登町	・邑知湯より北側の地域と白山山麓を除いて避難や生活支障が問題となる。特に避難は重い課題となる。	・この地震は広域にわたって甚大な災害をもたらすので、全国規模の災害応援が必要となる。
邑 知 湯 の 地 震	・邑知湯を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす災害	・七尾市、羽咋市 ・宝達志水町、 ・中能登町	・輪島市、七尾市 ・穴水町、能登町 ・津幡町、かほく市 ・志賀町	・珠洲市、能登町 ・内灘町、金沢市	・能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域の大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する。 ・生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される。	・地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町などにより行われる必要がある。
能 登 半 島 北 方 沖 の 地 震	・ごく局地的な災害で、災害度は低い。	・輪島市、珠洲市	・能登町、穴水町		・能登北部地域の一部と能登中部地域の一部で避難が問題となる。 ・生活支障は能登半島から金沢市まで広がる。	・地震後早い時期から金沢市方面の市町などにより行われる必要がある。

(削除)

(※表は新旧対照表の 11 ページで掲載)

(追加)

4 被害の予測

(1) 想定シーン

複数の季節（積雪期を含む）・時間帯を設定して被害想定を行った。なお、季節は夏季及び冬季の 2 シーン、さらに人の分布が平常時と異なると考えられる正月及びGW とし、時間帯は深夜、昼、夕方の 3 シーンを前提とした。

表 想定シーン

<u>季節・時間帯</u>	<u>想定される被害の特徴</u>
<u>①冬 朝 5 時</u> <u>風速平均 (5m/s)、強風 (10m/s)</u>	<u>・就寝中の被災者が多く、圧死の危険性が高い</u> <u>・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある</u>
<u>②夏 昼 12 時</u> <u>風速平均 (4m/s)、強風 (8m/s)</u>	<u>・外出者が多く、自宅外で被災する危険性が高い</u>
<u>③冬 夕 18 時</u> <u>風速平均 (5m/s)、強風 (10m/s)</u>	<u>・火気使用が最も多く、出火の危険性が高い</u> <u>・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある</u>
<u>④正月 夕 18 時</u> <u>風速平均 (5m/s)、強風 (10m/s)</u>	<u>・令和 6 年能登半島地震が発生したシーン</u> <u>・帰省者が多く、平時よりも県内の滞在者が多い</u> <u>・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある</u>
<u>⑤GW 昼 12 時</u> <u>風速平均 (4m/s)、強風 (8m/s)</u>	<u>・観光客が多く、平時よりも県内の滞在者が多い</u>

ウ 地震の被害予測結果（冬の夕刻を想定調査）

各地震の被害予測結果は次のとおりである（各市町の詳細数値は総則第7節の資料を参照）。

区 分	建物全壊		炎上出火 件 数	延焼棟数	死 者 数 (人)	負傷者数 (人)	要救出者 数 (人)	避難者数 (人)	上水道配水管		ガス低圧管 (被害箇所)	電 柱 (被害本)	電 話 柱 (被害本)
	棟数	率 (%)							被害箇所	率 (%)			
大聖寺の地震	2,340	0.5	62	56	253	1,869	957	11,738	5,732	0.8	164	61	28
加賀平野の地震	16,843	3.9	455	3,854	2,182	7,829	4,841	104,885	13,940	2.0	1,106	163	78
邑知潟の地震	6,092	1.4	160	488	700	3,663	1,426	36,792	9,958	1.4	93	96	39
能登半島北方沖の地震	120	0.0	4	0	7	211	50	2,781	2,455	0.4	0	23	8

（注）配水管、低圧管、電柱、電話柱は、一般家庭等末端に取付けるまでの管、柱のことを示す。

（2）被害想定結果

各地震の被害予測結果は次のとおりである。

※各市町の詳細数値は総則第7節の資料を参照

表 被害想定 の 主な項目の被害予測結果

想定項目（抜粋）	単位	①森本・富樫断層帯	②邑知潟断層帯	③砺波平野断層帯	④庄川断層帯	⑤福井平野東縁断層帯
		南に震源		南に震源		北に震源
建物被害（全壊・全焼）	棟	46,947	22,277	23,715	34,068	38,148
揺れ	棟	38,100	14,672	15,918	25,697	33,302
液状化	棟	5,364	7,155	6,342	6,364	3,847
急傾斜地崩壊	棟	88	14	13	54	55
地震火災	棟	3,394	436	1,442	1,954	943
建物被害（半壊）	棟	55,359	42,317	43,141	54,656	33,839
出火件数	件	61	22	22	39	48
人的被害（死者）	人	2,212	882	920	1,501	1,782
建物倒壊	人	2,029	843	849	1,405	1,688
急傾斜地崩壊	人	8	1	1	4	7
地震火災	人	94	6	25	39	31
ブロック塀、屋内収容物移動・転倒等	人	81	32	44	53	55
人的被害（負傷者）	人	9,344	4,392	4,567	7,331	6,866
要救助者	人	9,049	2,956	3,520	5,841	5,226
災害関連死	人	384～768	144～289	223～447	280～561	176～352
断水人口	人	787,105	679,607	675,750	795,017	263,401
下水道支障人口	人	760,004	630,511	657,168	768,389	210,732
停電戸数	戸	296,040	189,889	250,551	289,099	144,300
避難者（1週間後）	人	191,898	72,149	111,747	140,144	88,059
孤立集落	箇所	56	67	61	37	18

(追加)

想定項目（抜粋）	単位	⑥能登海岸 活動セグメント	⑦門前断層 帯	⑧能登半島 北岸断層帯	⑨七尾湾東 方断層帯
		東下部に震源	南下部に震源	南下部に震源	
建物被害（全壊・全焼）	棟	5,052	9,444	23,956	29,659
揺れ	棟	3,061	4,904	21,037	23,428
液状化	棟	1,971	4,466	2,537	5,889
急傾斜地崩壊	棟	12	28	88	79
地震火災	棟	7	46	294	263
建物被害（半壊）	棟	8,314	18,476	13,636	32,342
出火件数	件	4	7	27	29
人的被害（死者）	人	196	309	1,286	1,434
建物倒壊	人	190	298	1,239	1,387
急傾斜地崩壊	人	1	2	12	8
地震火災	人	0	1	4	7
ブロック塀、屋内収 容物移動・転倒等	人	5	8	30	32
人的被害（負傷者）	人	885	1,253	4,595	5,810
要救助者	人	421	579	2,444	2,896
災害関連死	人	17～34	37～75	62～125	105～210
断水人口	人	32,895	59,528	61,309	183,835
下水道支障人口	人	19,028	71,751	41,674	140,357
停電戸数	戸	21,058	42,698	31,155	74,238
避難者（1週間後）	人	8,472	17,211	28,516	50,173
孤立集落	箇所	45	64	186	88

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18 時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・
ライフライン被害は冬・5 時・強風の結果を記載

※震源の不確実性を踏まえ複数の震源を設定したものについては建物被害が大きいケー

エ 地震の時間別の問題点

区 分	初動体制確立期	救命消火期	生活支援期
大聖寺の地震	・情報収集整理が困難となり、県災害対策本部の初動立ち遅れを招く恐れがある。	・被災地での道路交通障害が災害対策の支障となる。	・福井方面の被害により県外からの応援に影響が生じる。
加賀平野の地震	・重要な災害事象が重複して広い範囲に発生し、県災害対策本部の初動に混乱が生じる。	・広域で消防活動要請が重複し、災害対策がはかどらない。	・避難者が非常に多く全国規模の応援が必要となる。
邑知潟の地震	・情報収集整理の困難が予想され、被災状況に応じた体制構築の支障をきたす。	・消防活動要請の集中と地理的な障害が消防活動の支障となる。	・避難者の集中が課題となる。
能登半島北方沖の地震	・情報収集整理がやや困難である。	・被災地が半島の北端なので、消防活動の効率がやや悪い。	・避難者対策が必要となる。

(追加)

スの計算結果のみ記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある

※避難者については、自宅が無事であってもライフライン停止の長期化により徐々に生活困窮度が増すことを考慮し、避難者数が最大となる1週間後の数値を記載

(3) 災害シナリオ

ア 災害シナリオの位置づけ

被害想定と災害シナリオの位置づけは次のとおりである。

	被害想定	災害シナリオ
内容	・想定地震ごとの被害量（定量）	・時間的な変化（定性+定量）
フェーズ	・発災直後のある時点	・発災直後～復旧期 （地震発生直後、数日後、1週間後、1か月後）
目的	・被害の最大量の把握による具体的な防災対策の立案	・被害の様相を時系列で記述することで数値化できない被災後の生活上のリスクなどの把握

イ 災害シナリオ作成の流れ

- ・想定項目別に、地震発生後から復旧期までを対象に時間経過ごとに被害様相を整理した。
- ・「(2) 被害想定結果」までに算出した定量的な被害想定結果のみならず、令和6年能登半島地震等の過去地震における被害や石川県の地理的特徴などを踏まえて整理した。
- ・本県の地域特性を踏まえ、「誰にでも起こり得るシナリオ」「被災自治体と応援自治体のシナリオ」「中山間地域のシナリオ」の3つの災害シナリオを作成した。

ウ 災害シナリオー誰にでも起こり得るシナリオ（県民）ー

(追加)

表 誰にでも起こり得るシナリオ（１．建物被害～３．人的被害）

被害項目	被害の爆相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
1. 建物被害	■森本・富樫断層帯による地震では、県全体で約47,000棟の全壊・全焼建物が発生 ■震度6弱以上の地域で耐震性の低い旧耐震基準の建物が多く倒壊 ■新耐震基準でも築年数が古い建物は被害発生 □大雪時は屋根への積雪荷重の影響で更に建物被害が拡大 ■沿岸域等で液状化による建物倒壊などの被害が発生 □地震火災は火気使用が多い冬の夕方の時間帯での被害が最も大きい □ストーブ等の火気器具が転倒や可燃物との接触によって出火につながる ■木造密集市街地等を中心に同時多発火災が発生	□余震や降雨・積雪等により更に建物被害や急傾斜地等の崩壊が拡大 ■液状化による建物の傾斜やライフラインへの影響等により自宅での生活困難となる ■河道閉塞による周辺地域の水没や堤防の決壊による洪水発生 ■火災の鎮火に数日を要することも ■復電による通電火災が発生 ■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が難航	■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化し2次避難が必要 ■被災棟数の多さ、道路寸断、余震等による影響から応急危険度判定が難航 ■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化	■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化 ■被災棟数の多さ、道路寸断、2次避難等の影響から電災証明書等の発行のための被害認定調査が長期化 ■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化
2. 物的被害	■危険なブロック塀や石塀等が転倒 ■固定されていない一部の自動販売機が転倒 ■老朽化した看板や外壁パネル、窓ガラス等が落下 ■宅地で液状化による地盤の傾きによる被害や地盤が水平方向に移動する側方流動が発生	■液状化による建物の傾斜やライフラインへの影響等により自宅での生活困難 ■余震等により更に被害が拡大	■余震等により更に被害が拡大 ■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化	■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化
3. 人的被害	■森本・富樫断層帯の地震では冬5時の死者が最も多く、約2,200人の死者が発生。建物被害による死者が約9割を占める ■地震に伴う急傾斜地の崩壊により家屋の倒壊や土砂による生き埋め等が発生 ■出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊し延焼被害を受けた家屋内での閉じ込めなどによる死者が発生 ■固定していない家具や什物が転倒し死傷者が発生 ■道路寸断等により応援部隊の集結に時間を要し、初動期の救助・救援活動に遅れが生じる ■通信支障や自治体の業務輻輳により、家族等の安否が確認できない ■SNS上の虚偽の救助要請により救助活動に支障	■建物等の下敷きから救出された者が挫傷症候群（クラッシュ症候群）による体調悪化で死亡 □余震や降雨・積雪等による建物被害や急傾斜地等の崩壊の拡大により死傷者が増加 ■土砂災害等により迂回路が途絶した孤立集落の応急対応が難航 ◇旅行者や帰省者の多い時期に地震が発生した場合は、安否確認が難航するとともに身元不明遺体が増加	■土砂災害や地震火災等により行方不明者の捜索活動が難航 ■施設の損傷等により火葬場が停止した場合は他地域での広域火葬が必要 ■避難所生活の長期化が負担となり災害関連死が発生	■土砂災害や地震火災等による行方不明者の捜索活動が続く ■避難所生活の長期化や2次避難による移動関連死が発生

表 誰にでも起こり得るシナリオ（４．ライフライン被害～６．生活機能支障）

被害項目	被害の爆相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
4. ライフライン被害	■揺れの強いエリアを中心に水道管被害や浄水場、下水処理施設等の被害により断水し、風呂やトイレが使用できなくなる状況が発生 ■送配電設備や供給側設備の被害より広域的な停電が発生し、携帯電話や電子機器の充電ができな ■停電や回線設備・基地局の被害により通信支障が発生し、固定電話が利用困難なエリアでは、携帯電話での音声通信も/ケット通信も利用困難となり、安否確認や情報収集が困難 ■通信障害と言語障害により、日本語に不慣れな外国人は災害や避難に関する情報を得ることが困難	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■被害の無かった浄水場や処理場でも燃料枯渇により非常用電源が切れた場合、断水・機能支障が拡大 ■節電要請や大規模な計画停電が実施 ■燃料枯渇により基地局や中継局の非常用電源が切れ通信や放送が困難	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■水道管の復旧が進むが断水解消地域は限定的 ■計画停電の実施エリアでは非常用電源を確保できない基地局や中継局で通信障害が発生	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■宅地内配管が被害を受けた場合、建設業者に依頼が殺到し、復旧が難航 ■停電や通信障害は、順次解消
5. 交通施設被害	■道路寸断等による通行止めで大規模渋滞が発生 ■給油のためガソリンスタンドが長蛇の列となる ■新幹線・在来線共に運休となり帰宅困難者が発生 ■岸壁に被害が生じ港湾機能が停止 ■揺れの被害確認のため空港が閉鎖 ■道路等外部との物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初動期的な実動機関による救助・救援活動に遅れが発生	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■道路の仮復旧が徐々に進むが緊急車両の通行が優先されるため一般車両の通行は規制 ■道路寸断、一般車両規制により道路渋滞が発生し物流・人流が滞る	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■孤立集落の解消は限定的で、引き続き支援が必要な地域も多数 ■滞留車両や放置車両により道路閉塞が難航	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■道路閉塞が進み孤立集落は概ね解消されるが、引き続き支援が必要な地域も多数
6. 生活機能支障	■建物被害やライフライン被害、余震への不安等に伴い多くの県民があらかじめ指定されていた避難所のみならず親戚・知人宅、行政庁舎、各種公の施設、ビニールハウス、自家用車内等に避難 ◇観光客の多い時期に発生した場合には、観光地を中心に多くの帰宅困難者が発生 ■自治体職員は被災により避難所開設に時間を要す ■収容人数が超過した避難所では廊下や踊り場等も避難者で溢れる ■高齢化率が高い地域や複数地域から避難者が寄り集まっている避難所等では、人手不足や自治組織の機能不全により避難所開設・運営が難航 ■施設の損傷やライフラインの支障により被災地内の医療機関の医療提供体制が低下する中、急増する外来対応や人工透析患者の移送等の対応が必要	◇車中泊や屋外テント泊による避難が長期化する場合冬季は継続が困難 ■断水の長期化に伴い飲料水の確保や水洗トイレの使用、洗濯等に支障 ■車中泊者を中心にエコノミークラス症候群等による健康悪化が増加 ■道路事情によりボランティアや支援物資の到着に遅れが生じ、自治体間や避難所間で食事の配給回数やメニューにバラつきが生じる ■乳児用品や女性用品、アレルギー対応食品、介護用品、持病の薬などが不足 ■慣れない環境から避難者の不安拡大	◇冬季はインフルエンザ等の感染症、夏季には衛生上の問題が発生 ■避難生活の疲弊等による体調・持病の悪化に伴う災害関連死が発生 ■復旧の長期化等に伴い広域避難(1.5次避難、2次避難)を実施 ■介護・福祉施設等では定員超過で要配慮者の受入を続けるも人員・資機材不足等により対応に苦慮	■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化 ■各種支援制度の理解に差が生じ、土業団体に協力を得た相談会等を実施 ■避難所外避難者への情報発信に苦慮 ■避難所となっている学校では授業再開に支障

(追加)

表 誰にでも起こり得るシナリオ（7. その他の被害～8. 経済被害）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
7. その他の被害	■地震の揺れによるエレベーターの停止に伴い閉じ込め者が発生し、救出に半日以上を要する ■歴史的な木造建造物等が火災等により焼失 ■建造物や石灯笼等の工作物が倒壊、城の石垣や土堀等が崩壊 ■絵画や彫刻等の動産文化財が滅失・毀損するとともに、寺院等の樹木、庭園の草木、天然記念物の動植物等も焼失 ■道路等外部との物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初動期的実動機関による救助・救援活動に遅れが発生 ■ため池の決壊により下流域の住宅等が流失し、死傷者が発生。余震の影響でため池が決壊し、実動機関に二次被害が発生する可能性 ■SNS上に虚偽の地震情報等が拡散される可能性 □雪崩等により道路が寸断されスキー客等の帰宅が困難となる	■道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化 ■中山間地等の孤立集落における物資の不足が深刻化 ■地すべり等による二次災害の危険性やライフライン被害の長期化等に伴い集落をれごと避難する必要があるし、ヘリコプター等による避難手段の確保および避難先の調整が必要 ■通信途絶が長期化した孤立集落では移動基地局や衛星通信サービス等の通信手段が無い場合、避難者が自ら情報を得る手段がない	■道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化 ■風評被害等により県内への旅行を控える者が多く、設備に被害がない宿泊施設でキャンセルが相次ぐ ■温泉施設等の観光地では被害に伴い復旧までに時間を要する ■伝統的な地場産業でも被害が甚大	■道路・ライフラインの復旧状況によっては避難所や2次避難先での生活の長期化 ■復旧作業の長期化、大量の作業人員の必要性、膨大なコスト等を踏まえ集団移転等を検討する必要性 ■貴重な文化財が滅失・毀損し地域のアイデンティティや観光地としてのシンボルを失う一因となる ■伝統的な地場産業が衰退 ■風評被害等により県全域で観光客が減少
8. 経済被害	■電力や通信機能が途絶することにより、非常用電源や燃料が確保されていない企業・工場は事業継続が困難 ■大企業ではBCPの作成や備蓄等当面の事業継続を確保するための体制の整備が進んでいる一方、中小企業では準備が十分でないところも多いため、被災後に事業継続が困難なケースが多数発生 ■工場や従業員等が被災し生産力や生産額が減少 ■建物被害の点検や復旧に時間を要すると、その間は従業員も稼働困難となる	■卸売・飲食・小売業等では受発注や代金決済等に係るデータ管理機能や支払等の金融機能が停止すると、業務が停滞し消費者に商品が届かなくなる ■ライフライン停止の影響により農林畜産業の一部では営業継続が困難 ■港湾・漁港等の被災により港湾・漁港利用者等の事業再開が困難	■事業を再開できない企業が多数生じる ■道路寸断の影響により畜産業では深刻な飼料不足となる ■事業を再開できない企業が多数生じる ■道路寸断の影響により畜産業では深刻な飼料不足となる	■施設・施設被害等に伴う生産・サービス低下による生産額が減少 ■企業が撤退・倒産することにより、被災地域外への人口・産業流出し、失業の増加、所得が低下

エ 災害シナリオー被災自治体と応援自治体のシナリオ（行政）ー

表 被災自治体と応援自治体のシナリオ

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	■揺れ等による被害で庁舎が使用困難になるおそれ ■職員が被災等により職員集集が遅れる ■指揮命令権者の参集遅れにより災害応急対策に混乱が生じる ■家族等の安全に関する問い合わせが自治体に殺到 ◆平時からの災害対応や業務の優先順位の理解不足等により初動対応に遅れが生じる ◆災害対策本部・関係機関が業務するスペースが不足することにより、県・国・消防・自衛隊等主要機関が分散して執務することになり情報共有に影響が生じる ◆自治体における応援自治体との連携・情報共有が不足	◆人的支援受入れチームにおいて調整すべき範囲（国、県、市町）、リーダー、担当者等が明記されておらず、自発的に機能しないため、関係者間で情報共有が不十分 ◆想定以上の応援機関・団体が参集した影響で、会議室の開放ルール等が整理しきれず、応援機関・団体の居場所が不明となる ◆派遣に係る寝袋・食料等資機材の備蓄や連絡・移動手段等が不足 ◆支援者の宿泊施設が不足し、過酷な生活環境となる。女性が従事できる環境に課題(着替えスペース、女性専用宿泊スペース)	■適切な支援・受援計画がない場合は、支援・受援の効率が低下 ◆災害救助費の求償範囲の定義が明確でないため省庁により判断が異なる判断に時間がかかる等により支援が遅延 ◆災害救助法、中小機構の支援スキーム等活用対象が不明瞭 ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要	■適切な宿泊場所、生活場所が確保できず、職員が健康を損なう ◆被災している職員、育児等により勤務時間に制限がある職員等、職員の事情への配慮が必要 ◆活用可能な財源の確認に時間がかかることで支援が遅延 ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要
ライフライン被害	◆停電・通信の途絶により被害状況が把握できず各種判断が困難となり初動対応が遅滞 ■停電・通信の途絶により消防団等の初動対応が十分にはなされない	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航する可能性 ■応援自治体では停電・通信の途絶により被災状況の把握に時間がかかり他都道府県市区町村との間の支援の調整に時間を要する ■避難所等で災害用トイレ等の確保が必要	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化する可能性 ■病院等も停電の影響を受けるため、非常用電源が配備されている施設以外は治療が困難	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化
交通施設被害	■停電や通信の途絶により被害状況が把握が遅れる ■人員数、道路状況により消火活動が困難となり、更に延焼が広がる恐れ ■揺れにより岸壁に被害が発生することで港湾機能が停止 ■被害確認のため空港が閉鎖	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航する可能性 ■新幹線・在来線共に広域にわたり運転を見合わせ、外国人や観光客を含めた大量の帰宅困難者が発生 ■道路啓開が難航した場合、他地域からの救援活動のための自動車乗り入れが限られる	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化する可能性 ■港湾・空港を救急・救命活動、物資・人員輸送の拠点として使用	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化

(追加)

オ 災害シナリオー中山間地のシナリオ（住民・行政）ー

表 中山間地のシナリオ

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	■中山間地では耐震化率が低い傾向であるため、 建物・人的被害率が高い傾向 ■インフラ・ライフラインや生活に必要な施設が限定的であり、 一部の被災により被災地へ陸路でのアクセスが困難となるほか代替施設の確保が困難	■ インフラ・ライフラインの復旧が遅れる （被災人口が多い都市部のインフラ復旧が優先される） ■高齢化や人口減少に伴って、 応急復旧のための人員等の制約が大きく 生活に必要な施設も限定的	■左記の状況により 生活再建が困難化 ■生活の質の回復が遅れて 災害関連死にもつながりやすい ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により 避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要	■広域避難した人が避難先で生活基盤を再建し 地域の増進 が急速に進行 ■事前の復興計画等が無い場合、復興が円滑に進まない ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により 避難所や2次避難先での生活支援への対応が必要
ライフライン被害	■送配電設備や供給側設備の被害に伴い停電が発生 ■停電や回線設備・基地局の被害に伴い通信支障が発生 ■水道管や浄水場等の設備被害に伴い断水や下水道支障が発生 ■発電用水の被害により発電所の稼働が低下	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、 応急復旧作業等が難航 ■通信途絶が長期化した 孤立集落 では 避難者が自ら情報を得る手段がない ■過疎地での給油店では早期に燃料が不足 ■道路寸断により復旧対応や非常用発電機等への燃料供給が困難となり 支障が長期化	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、 応急復旧作業等が長期化 ■被災人口が多い都市部の復旧が優先され、 復旧が遅滞	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、 応急復旧作業等が長期化 ■生活や事業の再建が困難となった場合、人口流出に拍車をかける
交通施設被害	■土砂災害等により 迂回が困難な道路が被災し、その先が孤立	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、 応急復旧作業等が難航 ■道路寸断、一般車両規制により 道路渋滞が発生する可能性 ■孤立した場合、 道路を利用した物資輸送が困難 となることから 物資が不足 ■輸送距離が長距離になるなど物資輸送が遅滞	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、 応急復旧作業等が長期化 ■孤立集落では物資輸送にドローンを活用するに十分に供給できない	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、 応急復旧作業等が長期化 ■孤立等が解消しない場合、復旧コストも鑑みて集団移転等の検討が必要
生活機能支障	■建物被害やライフライン被害により、 多数の避難者 が発生 ■山間部において、集落住民のほか温泉等の観光客も孤立 ■高齢化の進む集落で、外部へ助けを呼ぶための通信機器を使える住民や徒歩・バイクで直接連絡を取れる住民がおらず、 外部への孤立発生状況の発信が困難	■入院患者や要介護高齢者等が 長時間の避難 をせざるを得なくなり、 移動中や移動後に病状が悪化し災害関連死が発生 ■地域の高齢化や人口減少により要配慮者は多い一方で支援等の担い手となる生産年齢人口は少ないため、 避難所運営のためのマンパワー等が不足 ◆市町物資拠点からの確実な輸送が必要となるが ヘリコプターやマンパワーも不足	■避難所生活の長期化により 災害関連死が発生 ◆DWA T派遣に関するノウハウが不足 ◆介護用ベッド、おむつ等が不足するとともに、 個別ニーズ物品が多く調達に苦慮	■避難所生活の長期化や2次避難による移動が負担となり 災害関連死が発生 ■避難先や社会福祉施設等で人員が不足する中で避難生活が長期化し、他地域への広域避難（人口流出）が加速 ◆避難所集約等、 支援時期を見据えた調整が必要

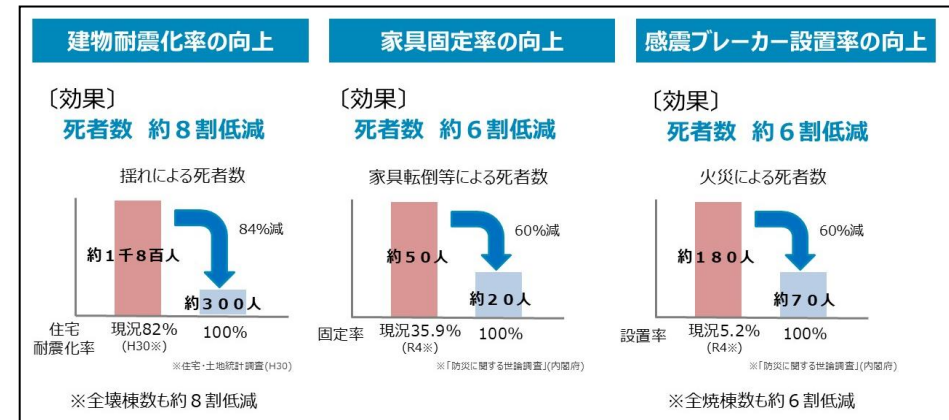
<u>5 地震災害に備える対策</u> <u>地震被害想定調査で用いた被害の予測式は、過去の地震被害の事例を基にして導き出した経験式であるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第1に地盤の揺れや液状化であり、第2にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。</u> <u>地震によって生じる被害をなくすことは現実には不可能であるが、被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくしたり、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。</u> <u>その対策として、軟弱地盤の液状化対策により地盤の強度を増すことや建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。</u> <u>また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。更に、重要なのはいかに早く初期消火を行うかであり、日頃から、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。</u> <u>県、市町及び防災関係機関等は、地震被害想定調査結果から地震時の災害をイメージし、具体的な対策をあらかじめ準備、整理しておく必要がある。</u>	<u>(4) 県民の防災対策とその被害軽減効果</u> <u>今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が向上した場合の被害低減効果を推計した。</u> <u>ア 住宅の耐震化</u> <u>住宅の耐震化率の向上により、建物の全壊棟数と建物倒壊による死者数が8割程度低減する結果となっている。</u> <u>・耐震化した建物であっても揺れの強さや地盤、過去の震災で蓄積した損傷等によって被害を受ける可能性がある</u> <u>・建物が無事であっても道路や上下水道の損傷により生活基盤が被害を被り、生活が困難となる可能性がある</u> <u>・新しいビルなどの構造物についても、杭の耐震設計がなされていない場合は傾くなどの被害が生じる可能性がある</u> <u>イ 家具の固定</u> <u>家具固定率の向上により、家具の転倒・落下などによる死者が6割低減する結果となっている。</u> <u>ウ 感震ブレーカーの設置</u> <u>感震ブレーカー設置率の向上により、地震火災による建物全焼棟数および火災による死者数が6割低減する結果となっている。</u> <u>エ 家庭内備蓄の促進（ローリングストック）</u> <u>地震に備え、最低でも3日分、できれば1週間分の食料品や簡易トイレを各家庭で備蓄を進めてもらう。また、有効な備蓄方法として「ローリングストック」について周知に努めるものとする。</u> <u>ローリングストック：普段から少し多めに買い置きし、食べたものを買い足していく備蓄方法</u>
---	---

(追加)

第6節 地震対策に関する調査・研究

- 1 活断層調査（略）
- 2 防災科学技術研究所のJ-R i S Q地震速報の活用（略）

図 県民の防災対策とその被害軽減効果（森本・富樫断層帯の場合）



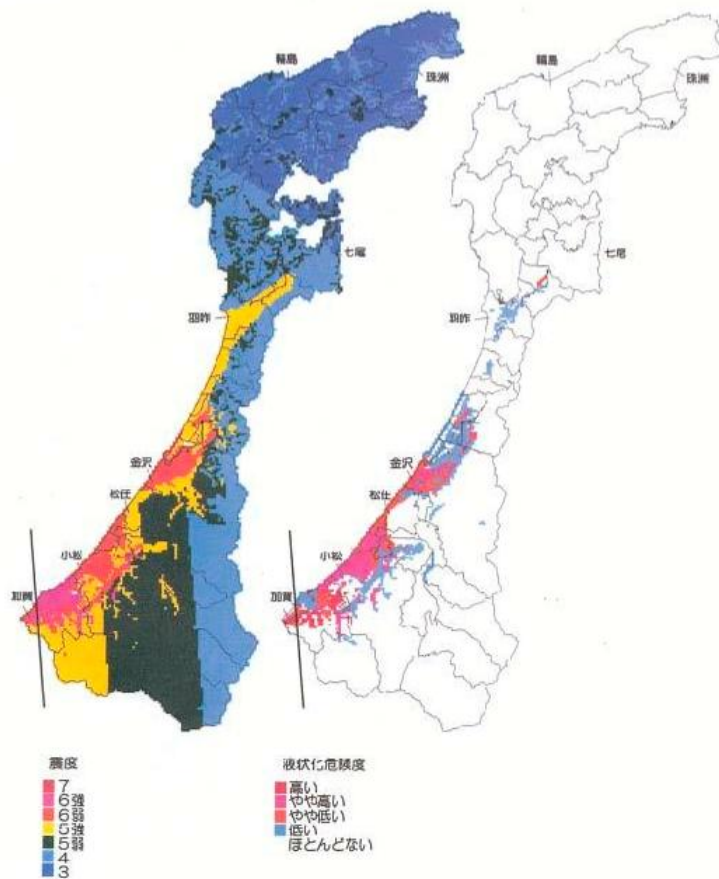
第6節 地震対策に関する調査・研究

- 1 活断層調査（略）
- 2 防災科学技術研究所のJ-R i S Q地震速報の活用（略）

第7節 資料（地震被害想定調査等の概要図表）

1 大聖寺の地震

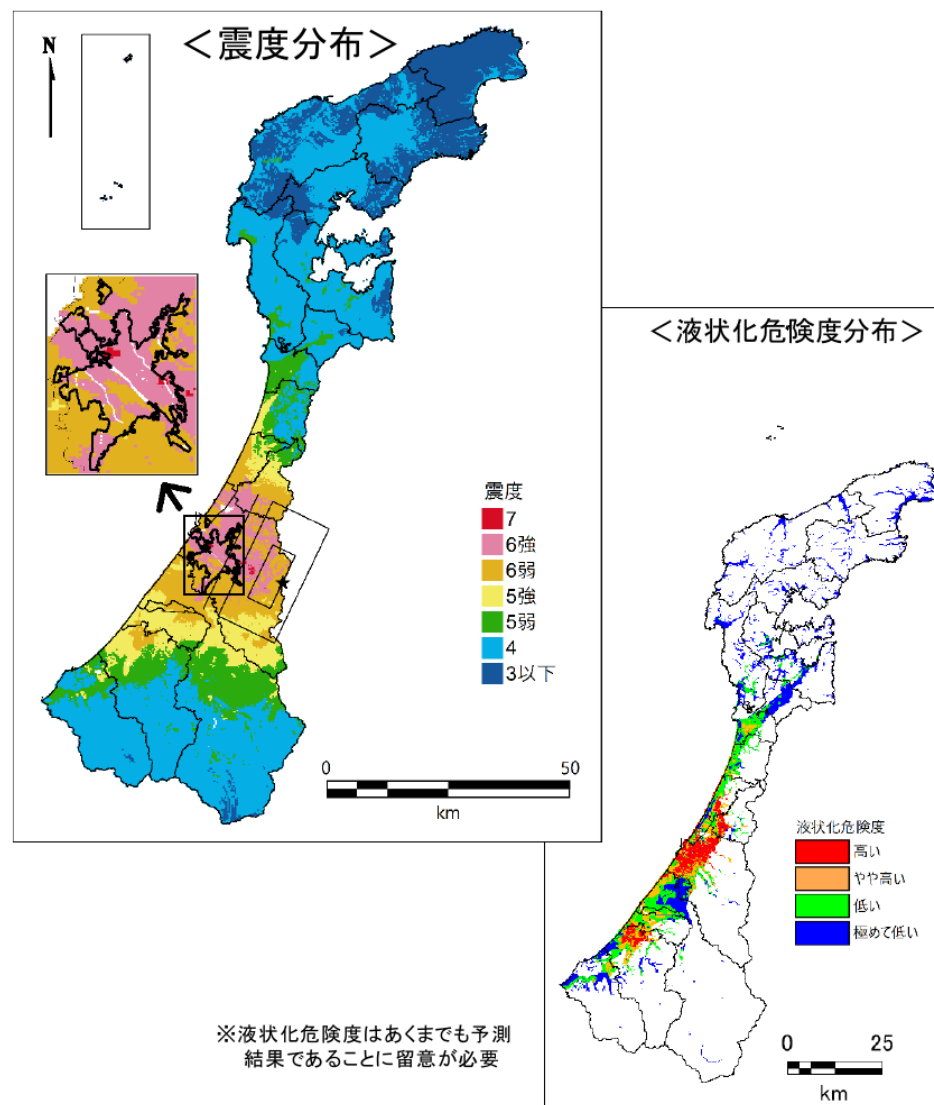
(1) 図 想定結果（大聖寺の地震）



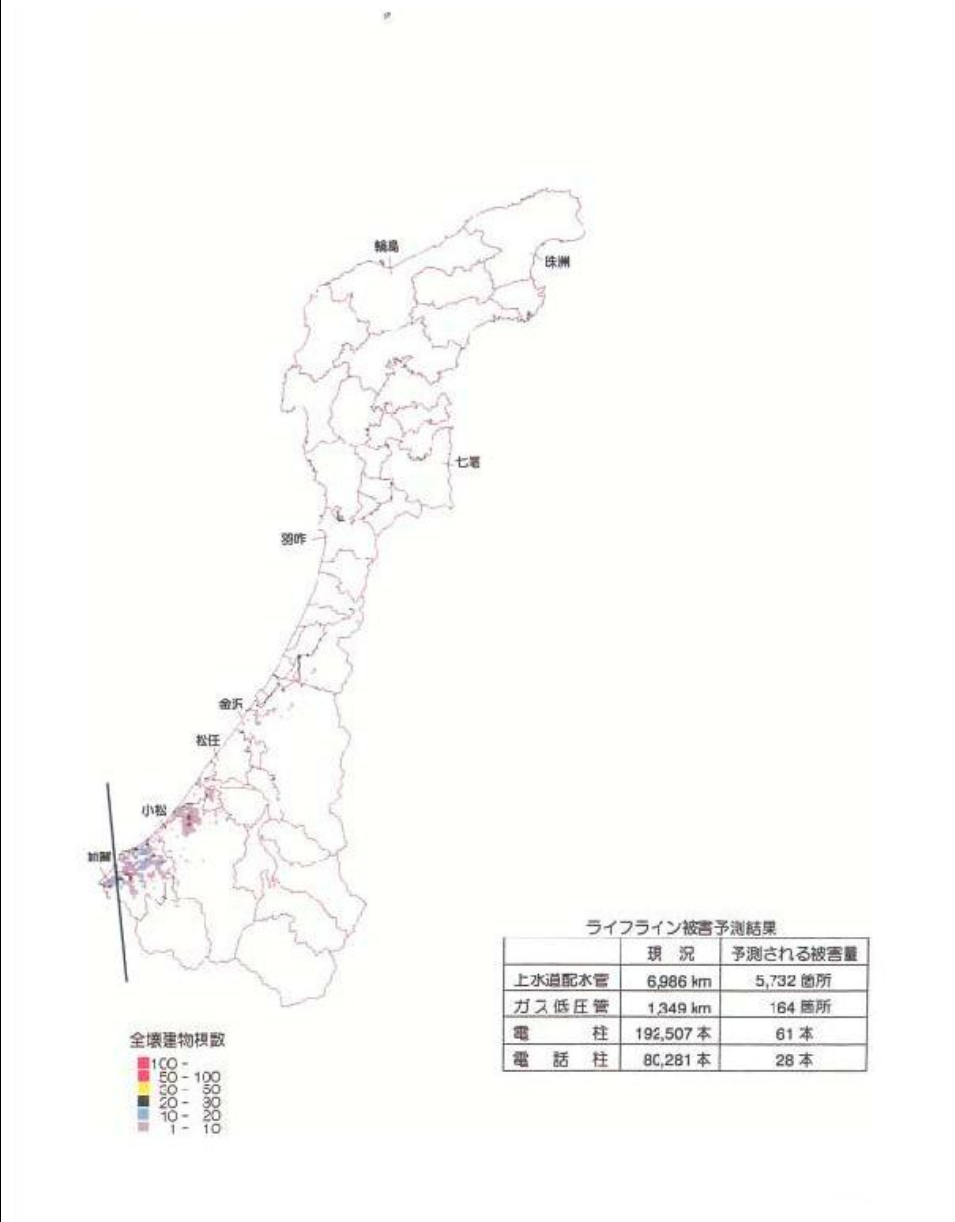
第7節 資料（地震被害想定調査等の概要図表）

1 森本・富樫断層帯

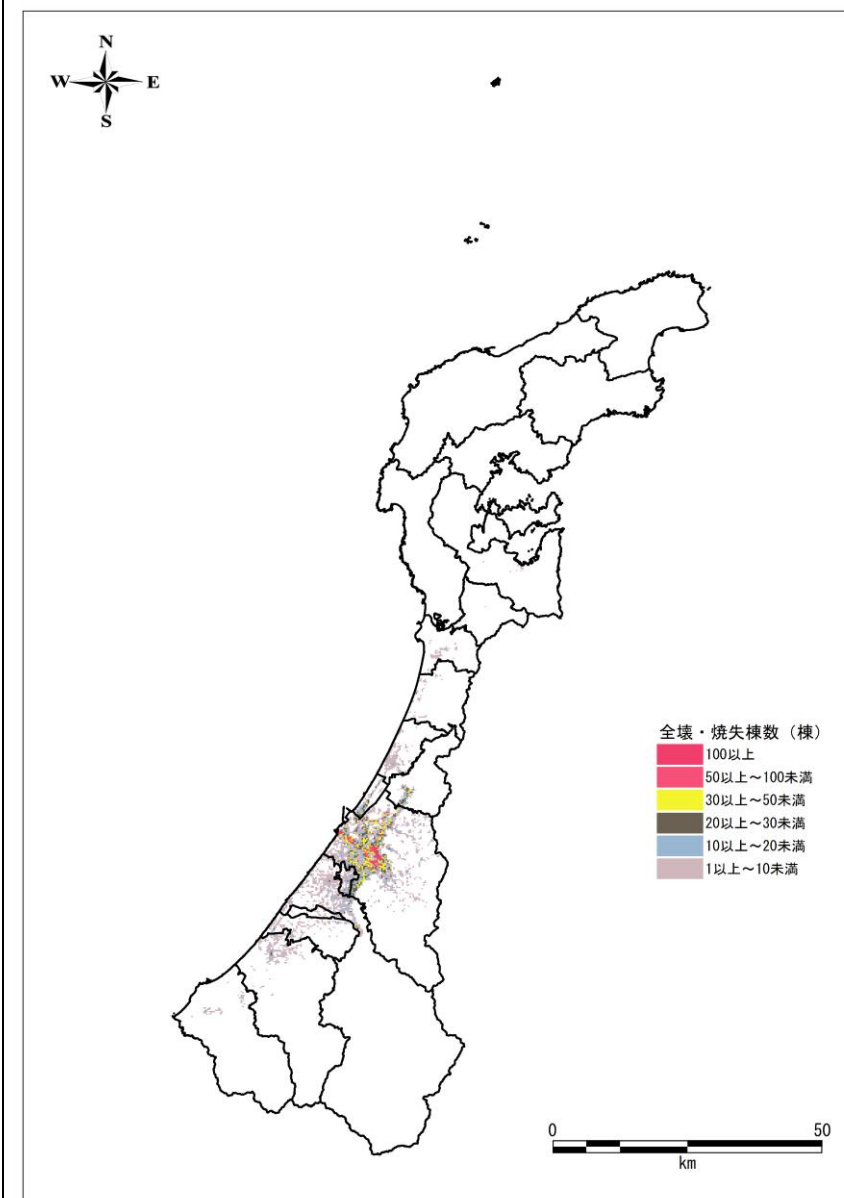
(1) 図 想定結果（森本・富樫断層帯）



全壊建物棟数



全壊・焼失建物棟数 (森本・富樫断層帯)



(2) 表 市町別被害予想結果 (大聖寺の地震)

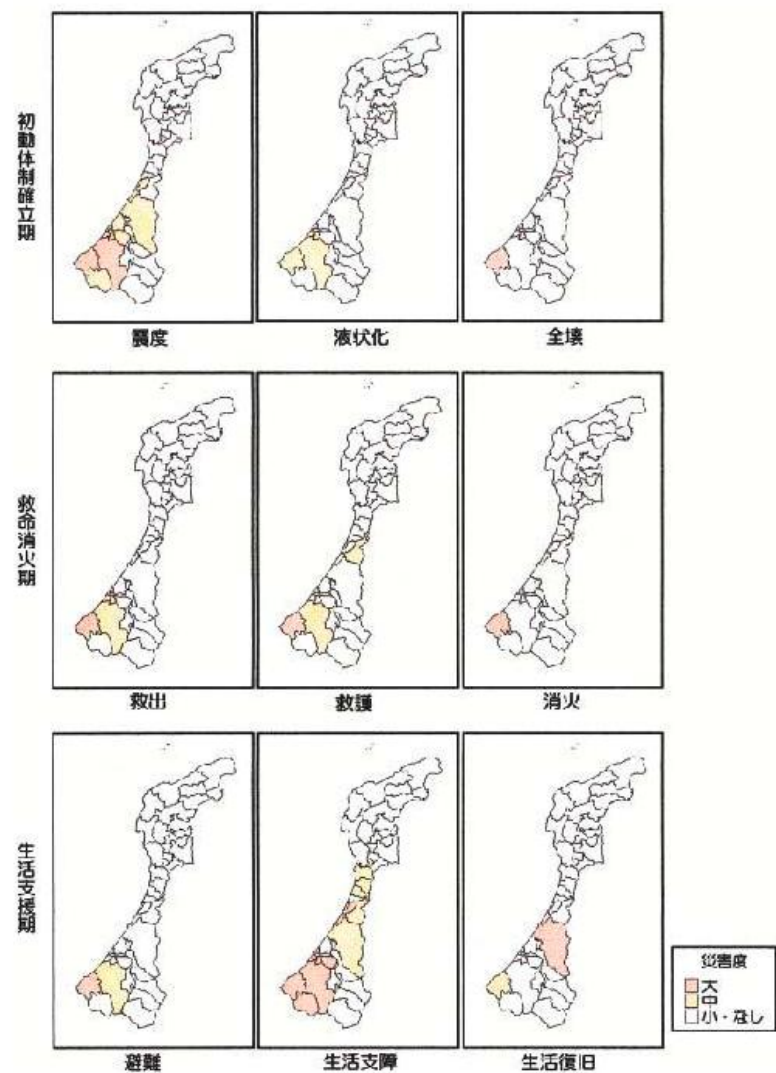
		建 物 全 壊		炎上出 火件数	延焼棟数	死者数	負傷者数	要救出 者 数	避難者数	上水道配水管	
		棟	率 (%)							被害箇所	被害箇所 km
能 登 北 部	輪 島 市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	珠 洲 市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	穴 水 町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	能 登 町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
能 登 中 部	七 尾 市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	羽 咋 市	0	0.0	0	0	4	13	0	70	164	0.9
	宝達志水町	0	0.0	0	0	2	1	0	0	97	0.7
	志 賀 町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	3	0.0
	中能登町	0	0.0	0	0	2	0	0	0	43	0.2
	小 計	0	0.0	0	0	8	14	0	70	307	0.2
河 北	津 幡 町	6	0.0	0	0	5	34	25	196	161	0.7
	かほく市	1	0.0	0	0	4	7	0	33	110	1.3
	内 灘 町	0	0.0	0	0	2	1	0	0	216	1.8
	小 計	7	0.0	0	0	11	42	25	229	487	0.8
金 沢 市		47	0.0	1	0	9	264	121	1,151	806	0.4
加 賀 北 部	白 山 市	9	0.0	0	0	8	26	22	148	249	0.5
	野々市市	0	0.0	0	0	1	0	0	0	19	0.1
	小 計	9	0.0	0	0	9	26	22	148	268	0.4
加 賀 南 部	小 松 市	388	0.8	10	0	11	427	263	2,692	1,792	2.6
	加 賀 市	1,860	5.6	51	56	198	1,087	467	7,387	1,476	4.0
	能 美 市	26	0.2	0	0	6	8	57	61	594	1.8
	川 北 町	3	0.2	0	0	1	1	2	0	2	0.3
	小 計	2,277	2.3	61	56	216	1,523	789	10,140	3,864	2.5
計		2,340	0.5	62	56	253	1,869	957	11,738	5,732	0.8

(2) 表 市町別被害予想結果 (森本・富樫断層帯)

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18 時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5 時・強風の結果を記載
 ※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

(3) 図 災害対策の重みの分布（大聖寺の地震）

(削除)



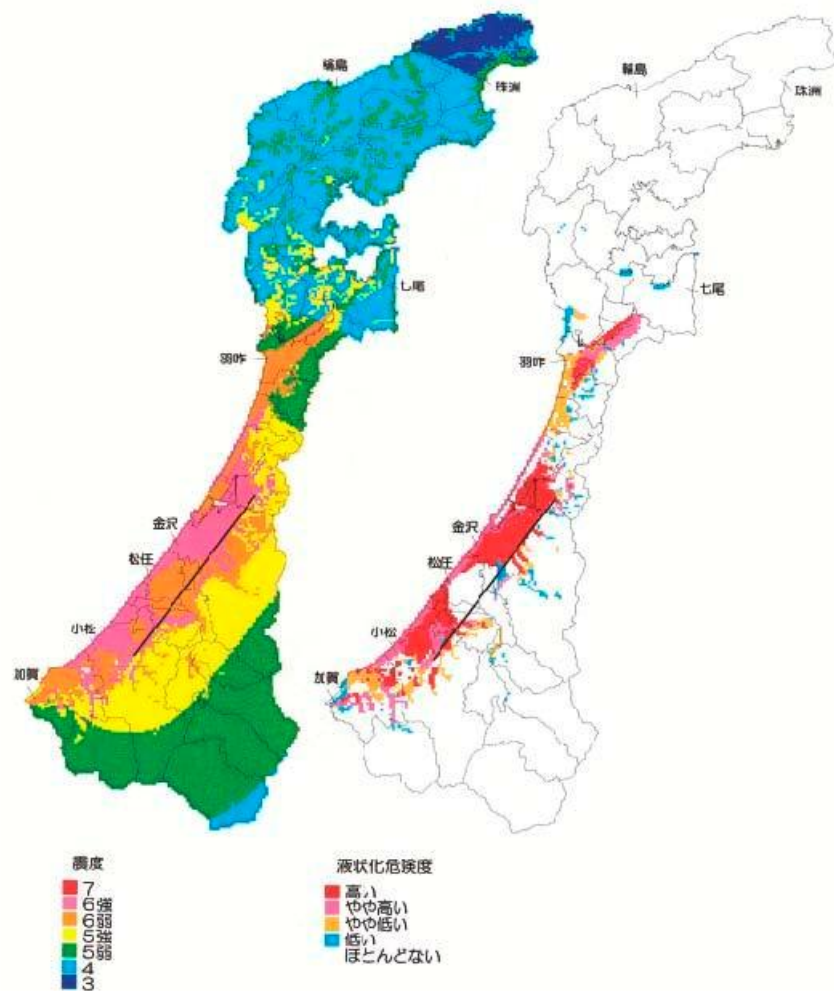
(4) 図 救命消火期の被害地域区分と道路災害の可能性（大聖寺の地震）



(削除)

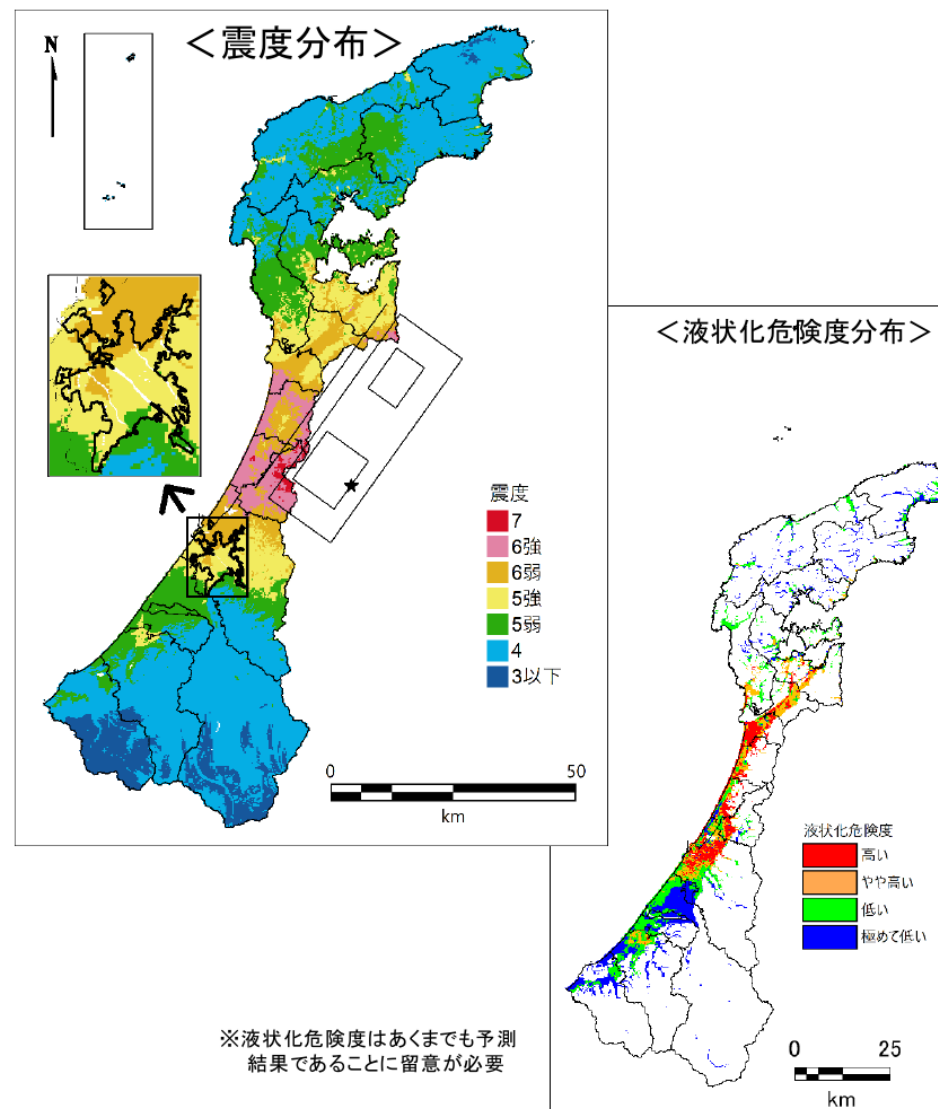
2 加賀平野の地震

(1) 図 想定結果 (加賀平野の地震)

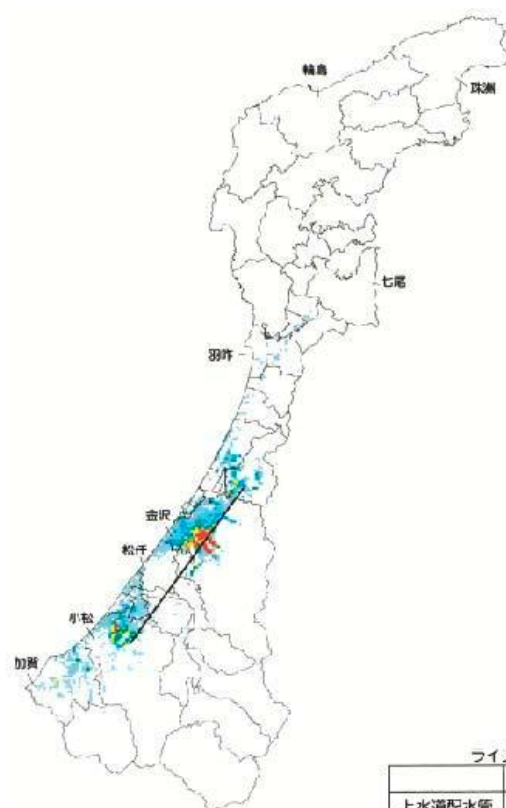


2 邑知潟断層帯 (南に震源)

(1) 図 想定結果 (邑知潟断層帯 (南に震源))



全壊建物棟数



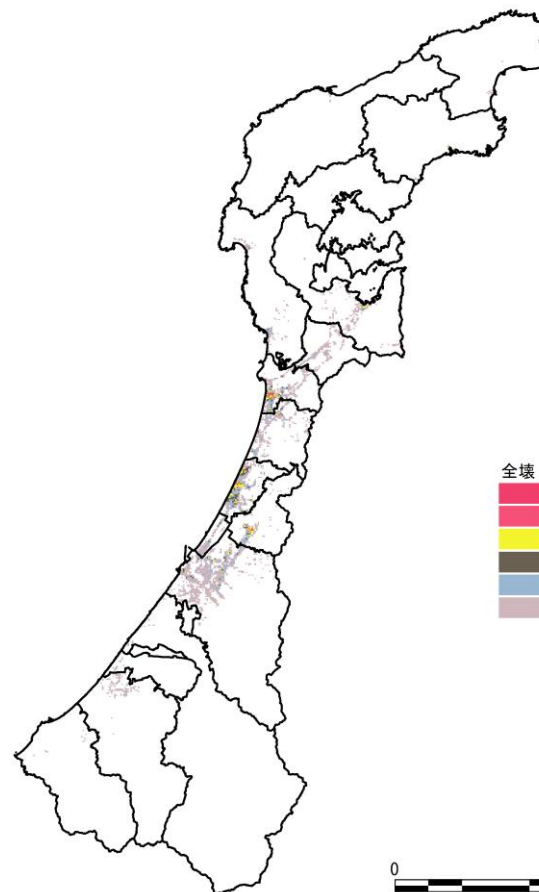
全壊建物棟数

100以上
50以上～100未満
30以上～50未満
20以上～30未満
10以上～20未満
1以上～10未満

ライン被害予測結果

	現況	予測される被害量
上水道配水管	0.983 km	13,940箇所
ガス低圧管	1,349 km	1,106箇所
電柱	192,507本	163本
電柱	80,281本	73本

全壊・焼失建物棟数 (邑知潟断層帯 (南に震源))



全壊・焼失棟数 (棟)

100以上
50以上～100未満
30以上～50未満
20以上～30未満
10以上～20未満
1以上～10未満

(2) 表 市町別被害予想結果（加賀平野の地震）

		建物全壊		炎上出火件数	延焼棟数	死者数	負傷者数	要救出者数	避難者数	上水道配水管	
		棟	率(%)							被害箇所	被害箇所km
能登北部	輪島市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	5	0.1
	珠洲市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	穴水町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	5	0.1
	能登町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0.0
	小計	0	0.0	0	0	0	0	0	0	11	0.0
能登中部	七尾市	0	0.0	0	0	5	3	0	31	158	0.2
	羽咋市	46	0.5	2	0	9	146	23	1,495	879	4.9
	宝達志水町	21	0.3	1	0	12	85	5	927	503	3.5
	志賀町	0	0.0	0	0	4	13	0	135	102	0.5
	中能登町	38	0.4	1	0	15	84	74	907	419	3.0
	小計	105	0.2	4	0	45	331	102	3,495	2,061	1.5
河北	津幡町	828	6.8	24	6	13	429	226	5,297	1,093	4.6
	かほく市	332	1.3	12	2	19	162	76	2,004	645	7.8
	内灘町	44	0.4	2	0	7	69	37	651	596	4.8
	小計	1,204	3.1	38	8	39	660	339	7,952	2,334	3.9
金沢市		11,679	8.4	309	2,732	1,630	5,052	3,098	65,713	2,928	1.4
加賀北部	白山市	191	0.4	5	0	21	195	126	2,180	938	1.6
	野々市市	8	0.1	0	0	6	53	5	428	343	1.6
	小計	199	0.4	5	0	27	248	131	2,608	1,281	1.8
加賀南部	小松市	2,935	6.3	81	1,113	404	1,014	835	19,601	2,863	4.2
	加賀市	509	1.5	14	0	12	317	157	3,146	1,084	2.8
	能美市	204	1.3	4	1	20	183	175	2,074	1,364	4.1
	川北町	8	0.5	0	0	5	24	4	296	14	2.3
	小計	3,656	3.6	99	1,114	441	1,538	1,171	25,117	5,325	3.5
計		16,843	3.9	455	3,854	2,182	7,829	4,841	104,885	13,940	2.0

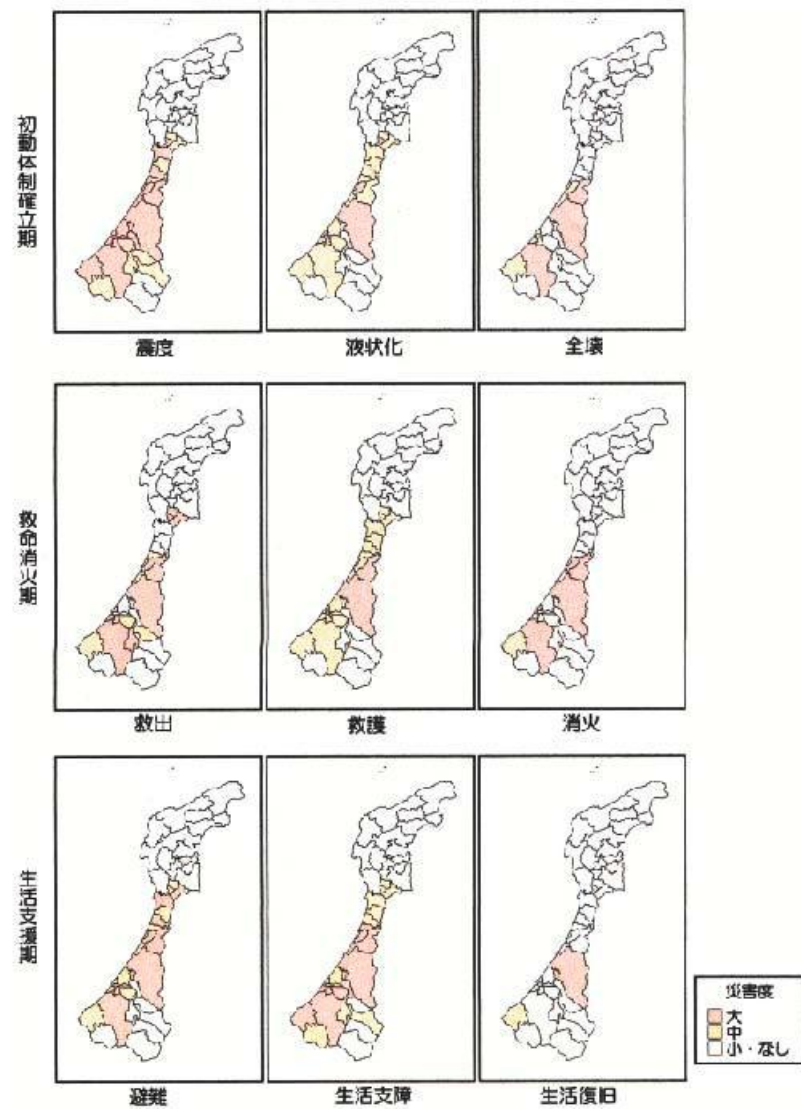
(2) 表 市町別被害予想結果（邑知潟断層帯（南に震源））

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	30	128	0	0	1	0	0～0	165	611	632	66
	珠洲市	45	157	0	0	0	0	0～0	26	138	111	41
	穴水町	62	160	0	0	1	0	0～0	145	166	487	104
	能登町	274	688	0	0	0	0	1～2	73	503	300	390
能登中部	七尾市	1,199	3,198	1	25	159	44	6～12	51,236	24,698	11,184	2,981
	羽咋市	3,710	3,817	3	175	752	439	15～30	22,106	15,802	6,560	6,998
	志賀町	538	1,801	0	1	20	2	2～3	1,433	1,112	2,101	691
	宝達志水町	1,857	1,502	2	99	389	347	9～19	12,642	11,151	3,968	4,635
石川中央	中能登町	822	2,322	0	7	84	12	3～6	17,468	12,790	4,359	1,606
	金沢市	5,149	16,376	6	179	1,107	645	48～96	462,695	453,649	105,707	24,062
	かほく市	5,271	4,561	6	278	1,227	762	26～52	37,385	35,196	11,508	13,039
	白山市	109	669	0	1	9	1	1～2	2,325	5,334	7,808	482
南加賀	野々市市	12	109	0	0	8	0	1～1	2,797	3,838	7,802	316
	津幡町	1,821	1,966	3	87	405	580	22～44	38,649	34,900	12,257	11,108
	内灘町	720	1,782	1	30	226	123	8～15	28,408	24,149	8,534	3,830
	小松市	507	2,248	0	0	3	0	3～7	1,150	2,488	3,650	1,391
南加賀	加賀市	52	254	0	0	1	0	0～1	102	603	415	127
	能美市	97	553	0	0	2	0	1～1	711	2,550	2,249	263
	川北町	3	25	0	0	0	0	0～0	90	834	258	18
計		22,277	42,317	22	882	4,392	2,956	144～289	679,607	630,511	189,889	72,149

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

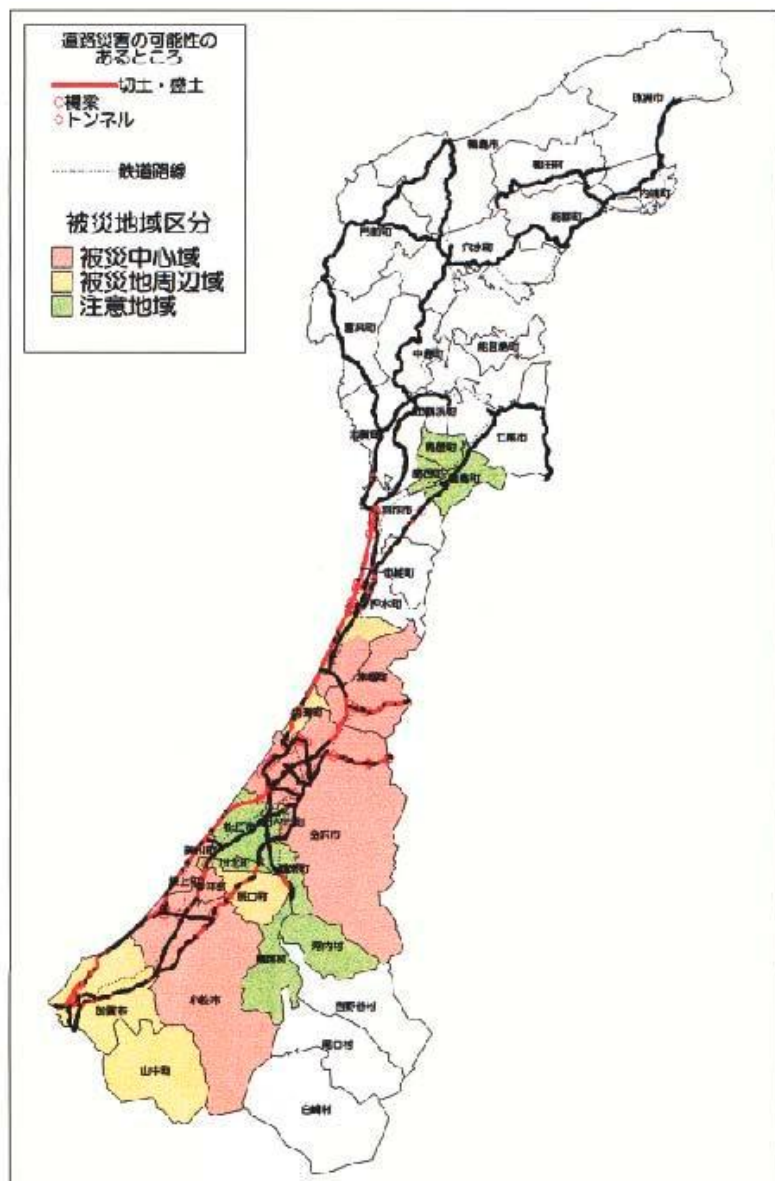
(3) 図 災害対策の重みの分布（加賀平野の地震）



(削除)

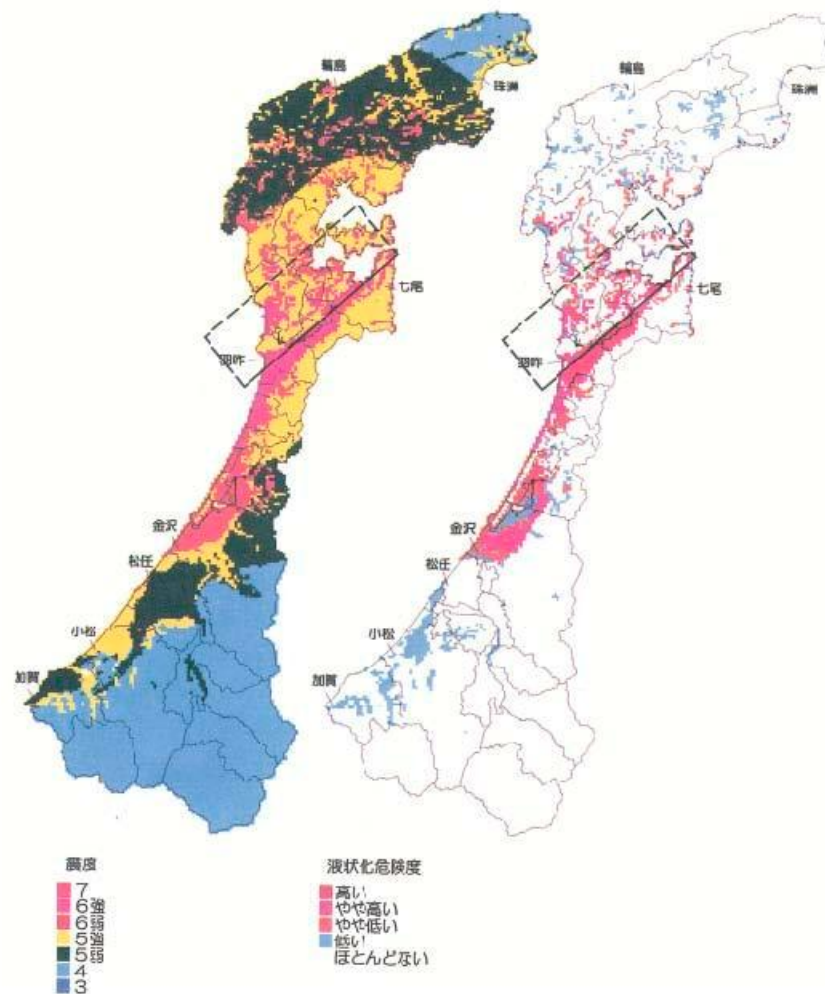
(4) 図 救命消火期の被害地域区分と道路災害の可能性（加賀平野の地震）

(削除)



3 邑知潟の地震

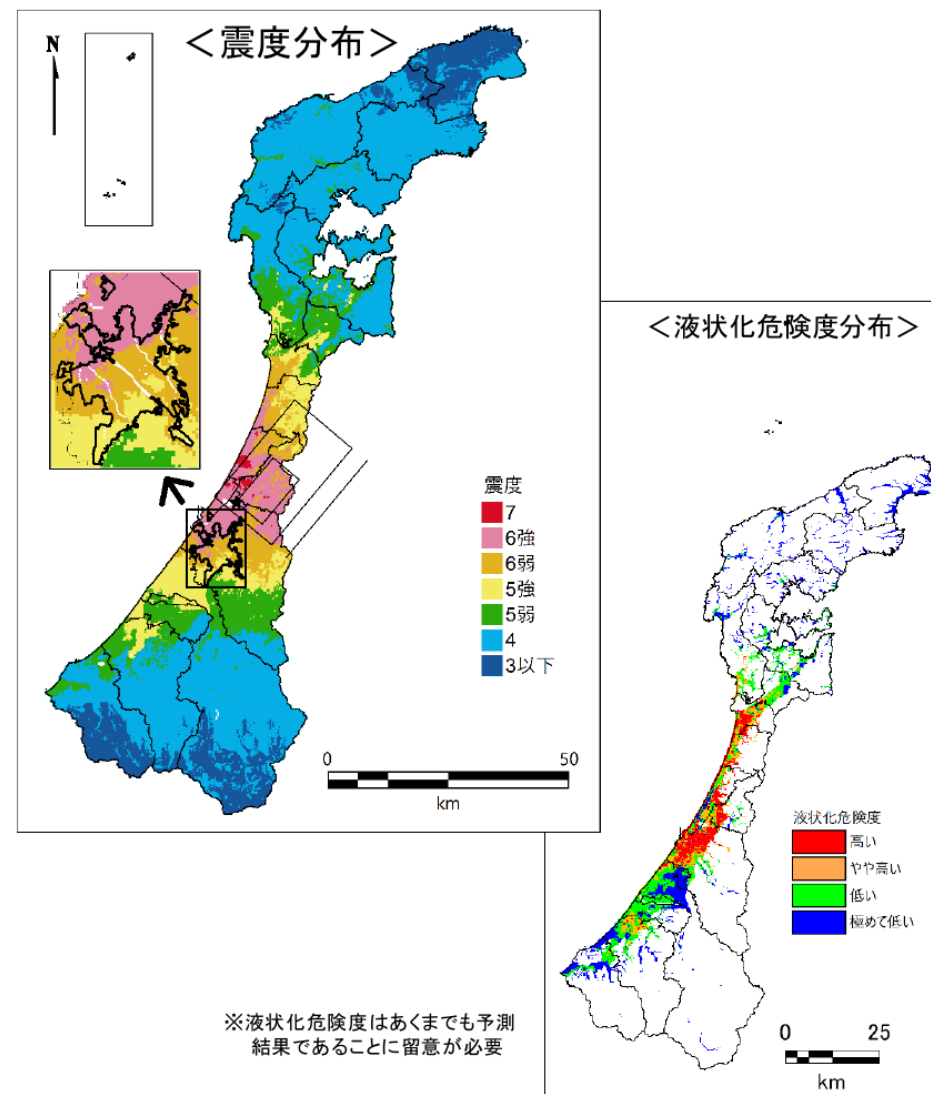
(1) 図 想定結果 (邑知潟の地震)



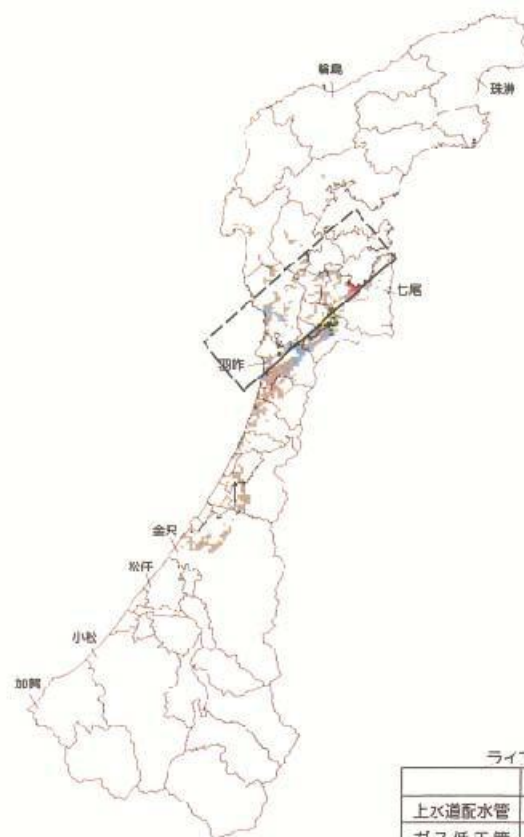
全壊建物棟数

3 砺波平野断層帯西部

(1) 図 想定結果 (砺波平野断層帯西部)



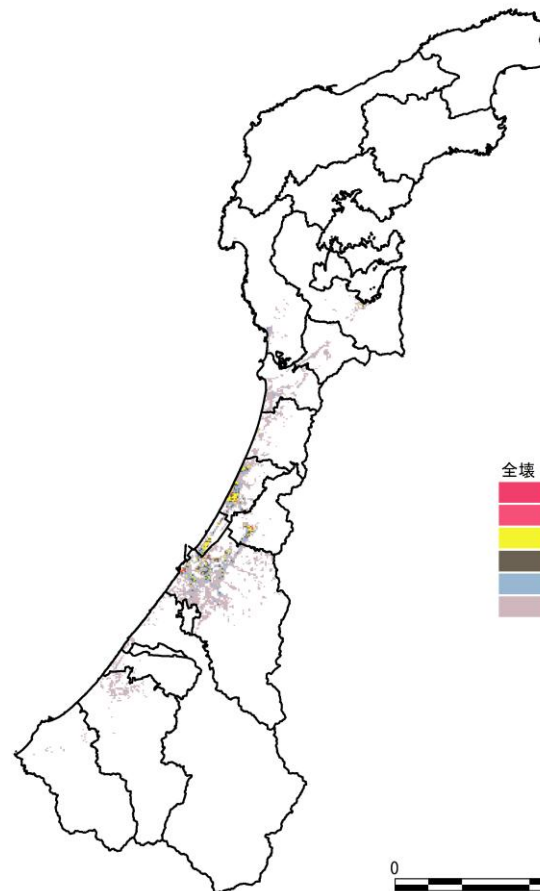
全壊・焼失建物棟数（砺波平野断層帯西部）



全壊建物棟数

100以上
50以上～100未満
30以上～50未満
20以上～30未満
10以上～20未満
1以上～10未満

ライフライン被害予測結果		
	現況	予測される被害量
上水道配水管	6,986 km	9,958箇所
ガス低圧管	1,349 km	93箇所
電柱	192,507本	96本
電話柱	80,281本	39本



全壊・焼失棟数（棟）

100以上
50以上～100未満
30以上～50未満
20以上～30未満
10以上～20未満
1以上～10未満

0 50
km

(2) 表 市町別被害予想結果（**邑知潟**の地震）

		建物全壊		炎上出 火件数	延焼棟数	死者数	負傷者数	要救出 者数	避難者数	上水道配水管	
		棟	率 (%)							被害箇所	被害箇所 km
能登北部	輪島市	2	0.0	0	0	16	75	7	467	394	3.0
	珠洲市	0	0.0	0	0	7	23	0	153	61	0.3
	穴水町	28	0.5	1	0	10	63	8	428	212	2.4
	能登町	2	0.0	0	0	12	22	2	146	273	1.0
	小計	32	0.1	1	0	45	183	17	1,194	940	1.2
能登中部	七尾市	2,509	5.6	59	441	420	952	339	12,121	2,179	3.5
	羽咋市	1,075	11.1	30	9	21	595	365	5,947	1,312	7.4
	宝達志水町	240	3.9	8	23	58	245	68	2,367	730	5.3
	志賀町	441	5.5	13	2	25	246	50	2,434	894	4.8
	中能登町	1,565	18.1	41	13	50	778	249	8,474	1,052	6.7
	小計	5,830	8.9	151	488	574	2,816	1,071	31,343	6,167	4.6
河北	津幡町	64	0.5	3	0	11	80	46	631	546	2.3
	かほく市	58	0.2	3	0	25	128	41	1,011	557	2.3
	内灘町	1	0.0	0	0	5	6	0	40	370	3.0
	小計	123	0.3	6	0	41	214	87	1,682	1,473	2.5
金沢市		105	0.1	2	0	17	409	251	2,282	1,016	0.5
加賀北部	白山市	0	0.0	0	0	8	5	0	39	68	0.1
	野々市市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	2	0.0
	小計	0	0.0	0	0	8	5	0	39	70	0.1
加賀南部	小松市	1	0.0	0	0	8	34	0	240	189	0.3
	加賀市	1	0.0	0	0	3	2	0	12	32	0.1
	能美市	0	0.0	0	1	3	0	0	0	71	0.2
	川北町	0	0.0	0	0	1	0	0	0	0	0.0
	小計	2	0.0	0	0	15	36	0	252	292	0.2
計		6,092	1.4	160	488	700	3,663	1,426	36,792	9,958	1.4

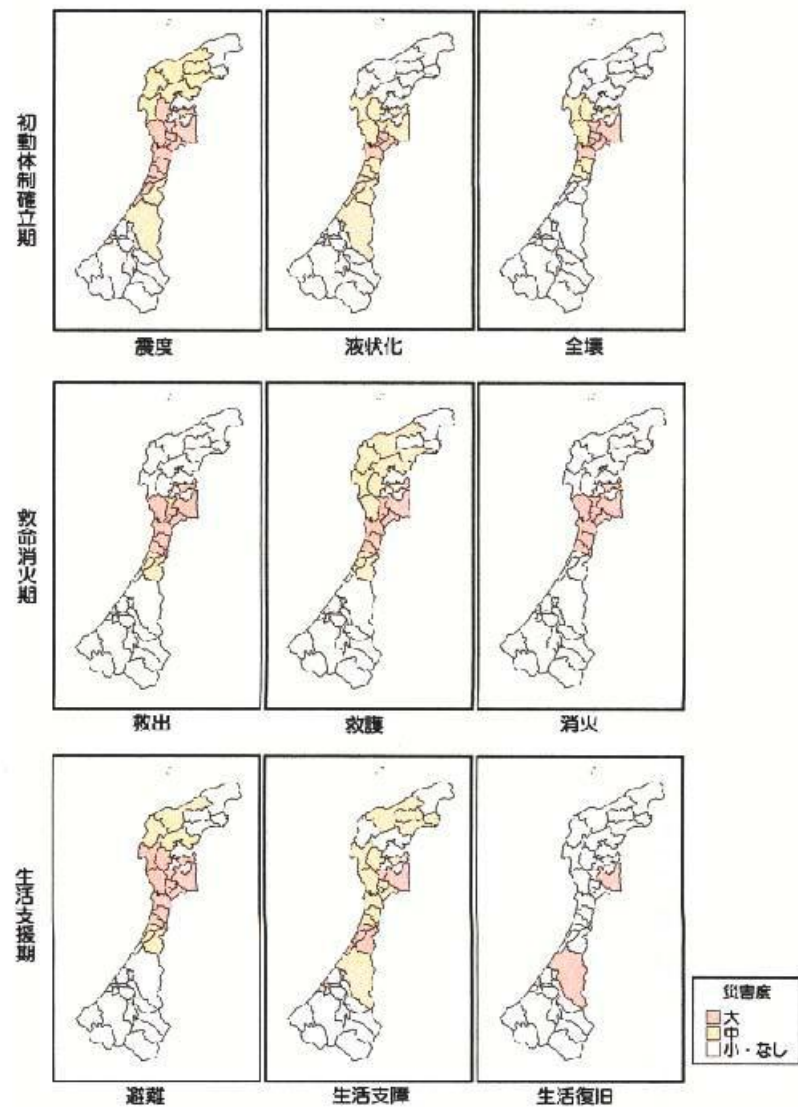
(2) 表 市町別被害予想結果（**砺波平野断層帯西部**）

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	2	13	0	0	0	0	0～0	23	137	102	6
	珠洲市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	穴水町	13	54	0	0	0	0	0～0	16	128	76	25
	能登町	0	1	0	0	0	0	0～0	0	0	0	1
能登中部	七尾市	387	1,286	0	0	2	0	2～4	544	1,121	1,864	732
	羽咋市	936	2,991	0	7	81	16	5～9	22,106	15,802	4,793	2,068
	志賀町	324	1,125	0	0	2	0	1～2	790	712	1,315	421
	宝達志水町	612	1,330	0	21	133	61	5～9	12,607	9,911	3,507	2,252
	中能登町	448	1,246	0	0	2	0	1～3	460	3,653	1,207	594
石川中央	金沢市	10,787	20,236	18	451	2,199	1,757	131～262	463,023	453,649	160,724	65,431
	かほく市	5,222	4,531	7	267	1,201	757	28～56	37,385	35,196	11,795	14,107
	白山市	204	1,124	0	2	32	4	3～7	10,583	6,007	15,565	1,644
	野々市市	26	173	1	1	15	1	3～6	56,710	58,634	15,805	1,499
	津幡町	1,673	1,945	3	79	373	525	24～47	38,647	35,860	12,614	11,860
	内灘町	2,053	2,416	3	91	517	398	17～33	28,408	27,791	9,846	8,343
南加賀	小松市	726	3,128	0	0	7	0	5～9	2,514	3,477	6,177	1,970
	加賀市	94	423	0	0	1	0	1～1	225	691	842	223
	能美市	195	1,043	0	0	4	0	1～2	1,495	2,863	3,841	518
	川北町	12	78	0	0	1	0	0～0	212	1,536	476	55
計		23,715	43,141	22	920	4,567	3,520	223～447	675,750	657,168	250,551	111,747

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

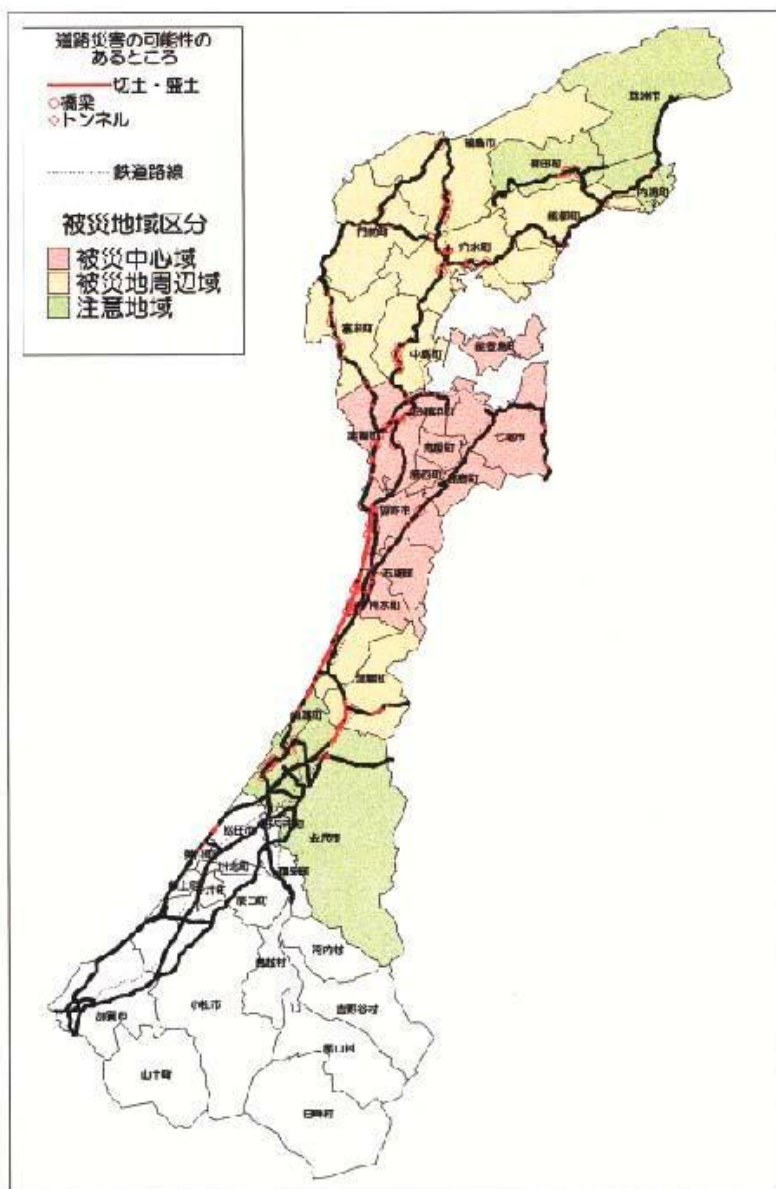
(3) 図 災害対策の重みの分布（邑知湯の地震）



(削除)

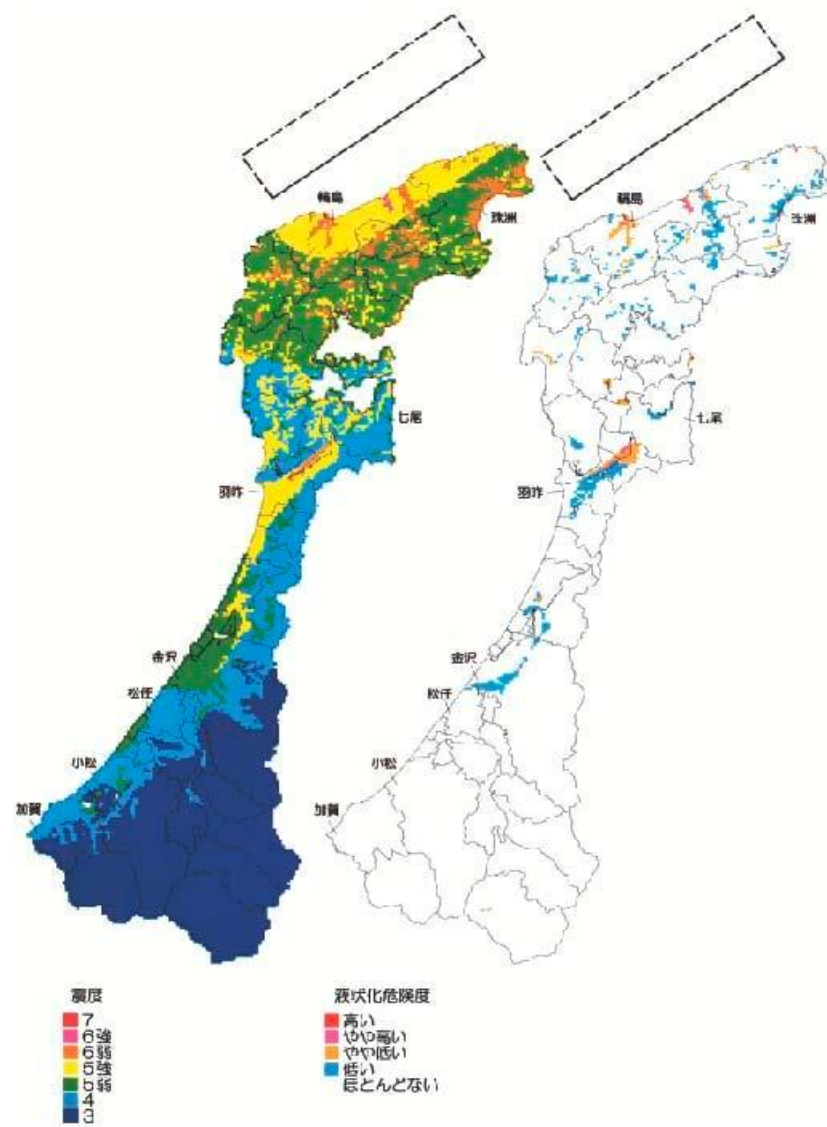
(4) 図 救命消火期の被害地域区分と道路災害の可能性（邑知潟の地震）

(削除)



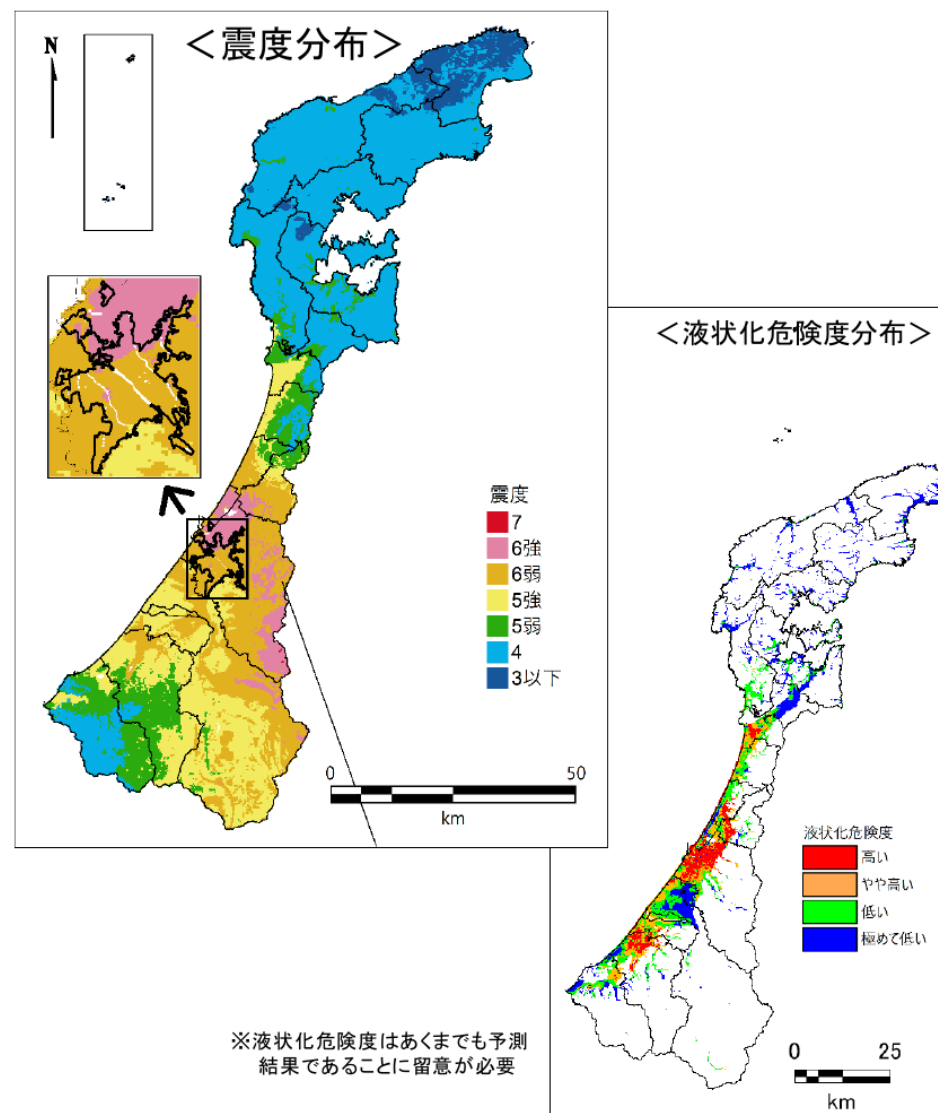
4 能登半島北方沖の地震

(1) 図 想定結果 (能登半島北方沖の地震)



4 庄川断層帯 (南に震源)

(1) 図 想定結果 (庄川断層帯 (南に震源))



全壊建物棟数



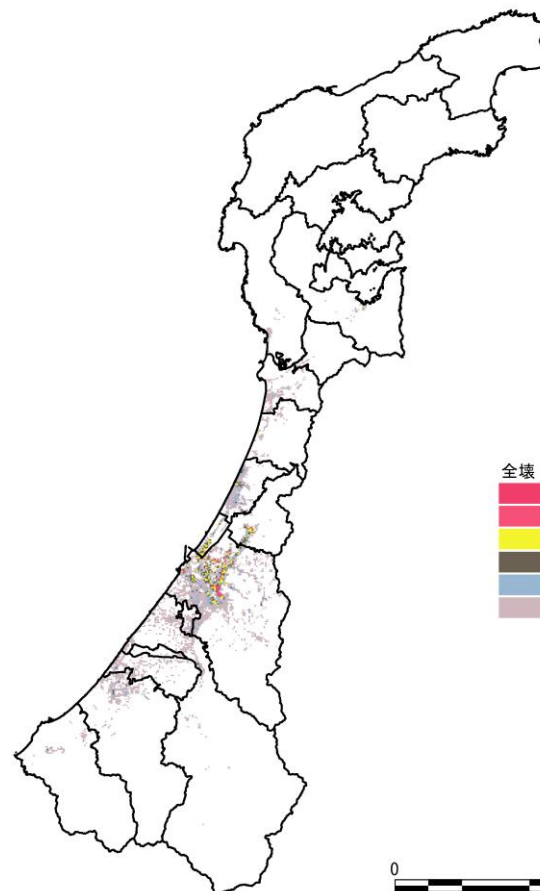
全壊建物棟数



ライフライン被害予測結果

	現 況	予測される被害量
上水道配水管	6,986 km	2,455 箇所
ガス低圧管	1,349 km	0 箇所
電 柱	192,507 本	23 本
電 話 柱	80,281 本	8 本

全壊・焼失建物棟数（庄川断層帯（南に震源））



全壊・焼失棟数（棟）



(2) 表 市町別被害予想結果（能登半島北方沖の地震）

		建物全壊		炎上出火件数	延焼棟数	死者数	負傷者数	要救出者数	避難者数	上水道配水管	
		棟	率(%)							被害箇所	被害箇所km
能登北部	輪島市	115	1.1	4	0	2	79	42	1,085	869	5.2
	珠洲市	1	0.0	0	0	1	63	0	768	255	1.3
	穴水町	1	0.0	0	0	1	13	2	151	85	1.0
	能登町	1	0.0	0	0	1	10	2	134	292	1.2
	小計	118	0.3	4	0	5	165	46	2,138	1,501	2.0
能登中部	七尾市	0	0.0	0	0	0	9	0	129	227	0.4
	羽咋市	0	0.0	0	0	1	11	0	144	238	1.3
	宝達志水町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	74	0.5
	志賀町	0	0.0	0	0	0	6	0	83	151	1.2
	中能登町	2	0.0	0	0	1	20	4	287	205	1.4
	小計	2	0.0	0	0	2	46	4	643	895	0.7
河北	津幡町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	27	0.1
	かほく市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	17	0.2
	内灘町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	4	0.0
	小計	0	0.0	0	0	0	0	0	0	48	0.1
金沢市		0	0.0	0	0	0	0	0	0	11	0.0
加賀北部	白山市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	野々市市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
加賀南部	小松市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	加賀市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	能美市	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	川北町	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計		120	0.0	4	0	7	211	50	2,781	2,455	0.4

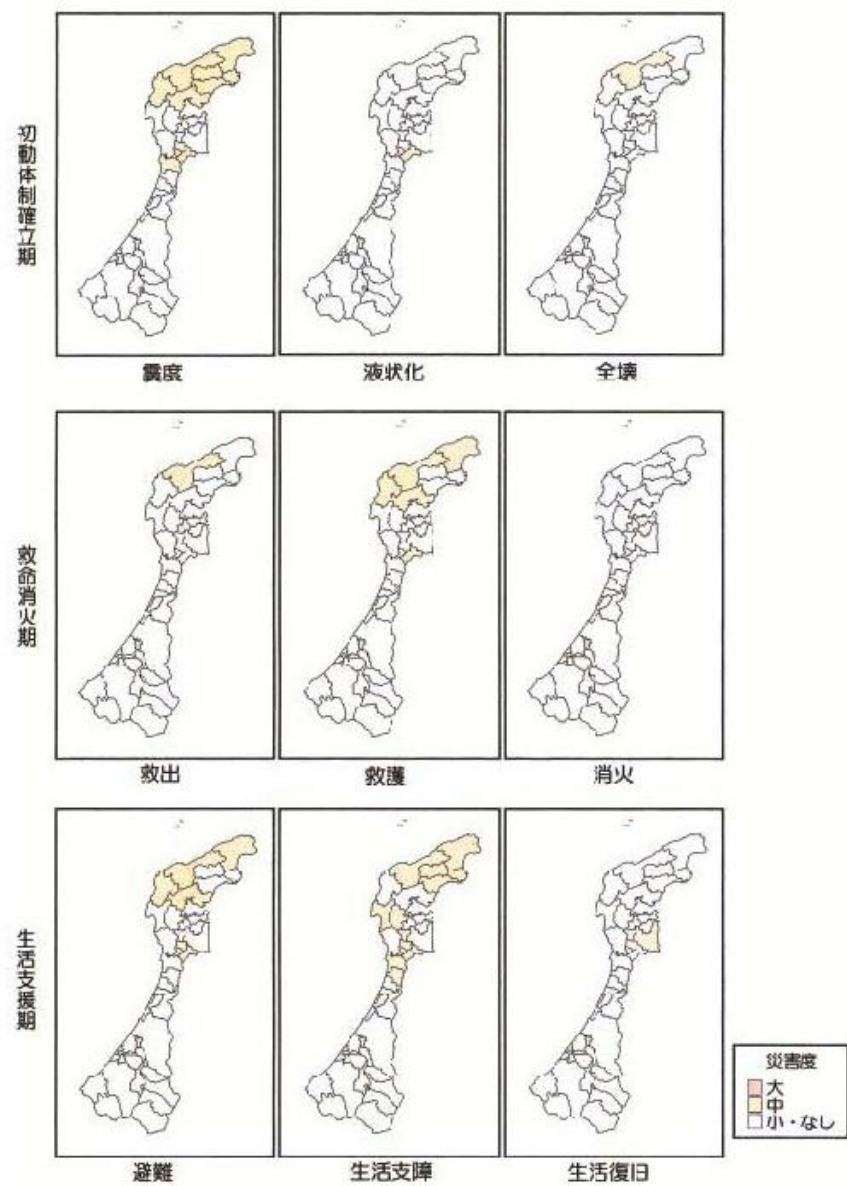
(2) 表 市町別被害予想結果（庄川断層帯（南に震源））

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	7	34	0	0	0	0	0～0	13	107	54	17
	珠洲市	2	7	0	0	0	0	0～0	0	2	2	2
	穴水町	12	48	0	0	0	0	0～0	1	1	4	23
	能登町	10	35	0	0	0	0	0～0	0	2	1	15
能登中部	七尾市	199	678	0	0	1	0	1～2	200	508	453	379
	羽咋市	745	2,562	0	3	46	6	4～8	1,929	1,676	2,753	1,590
	志賀町	139	555	0	0	3	0	0～1	149	496	456	189
	宝達志水町	354	1,036	0	6	52	15	2～4	1,830	4,625	1,610	908
	中能登町	63	195	0	0	0	0	0～0	34	340	118	86
石川中央	金沢市	21,060	25,674	27	1,015	4,254	3,998	185～369	463,340	453,649	171,035	92,367
	かほく市	2,626	3,952	2	130	705	347	12～25	37,385	35,196	9,066	6,120
	白山市	1,656	3,937	2	86	594	239	14～28	90,483	86,667	26,581	7,093
	野々市市	406	921	1	22	180	91	8～15	56,710	58,634	19,140	3,770
	津幡町	1,850	2,023	3	86	419	602	21～42	38,647	34,038	11,956	10,391
	内灘町	2,023	2,477	3	89	527	388	15～31	28,408	27,341	9,682	7,672
	小松市	1,703	5,954	1	35	299	89	11～22	18,803	11,067	19,978	5,560
南加賀	加賀市	301	1,211	0	0	10	1	2～3	1,715	1,927	3,760	688
	能美市	849	3,130	1	26	221	56	6～12	54,078	48,976	11,451	2,983
	川北町	64	227	0	3	23	9	1～1	1,293	3,138	997	291
計		34,068	54,656	39	1,501	7,331	5,841	280～561	795,017	768,389	289,099	140,144

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

(3) 図 災害対策の重みの分布（能登半島北方沖の地震）

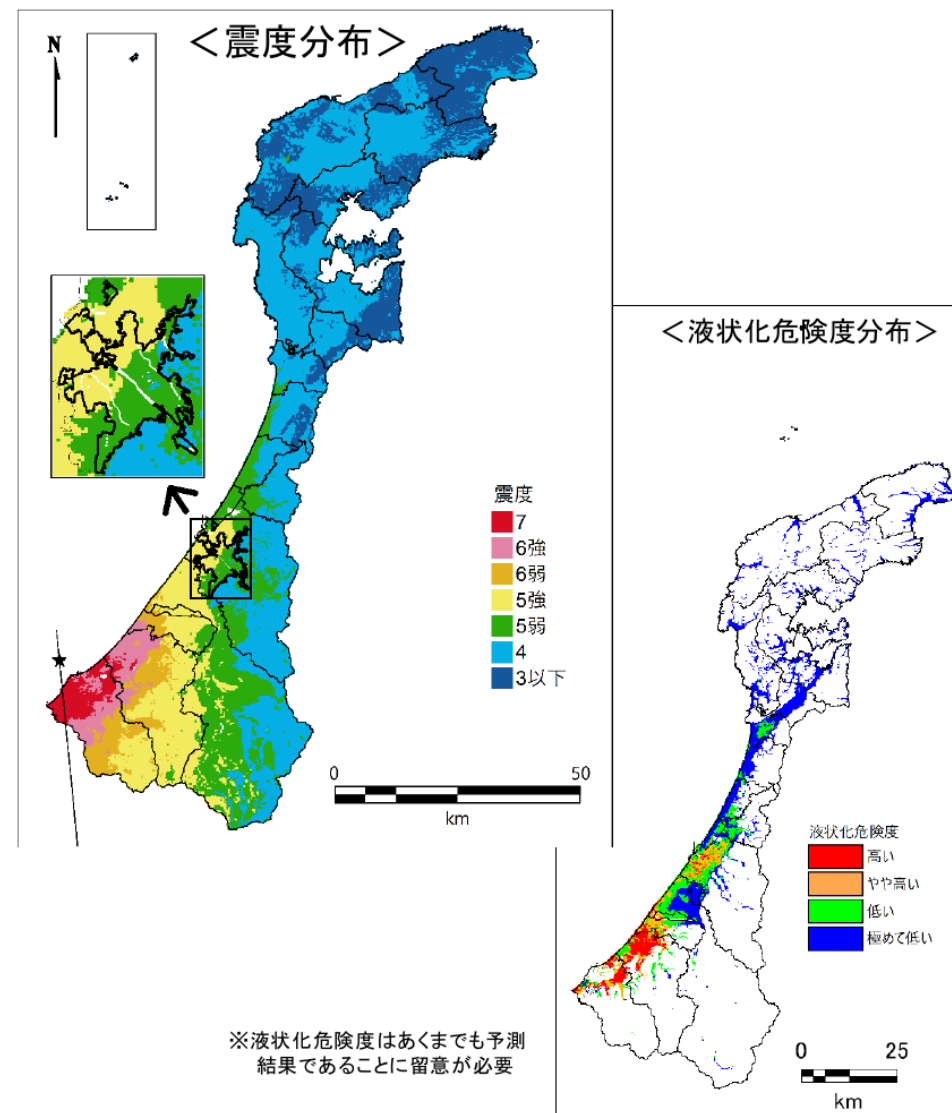


(削除)

(追加)

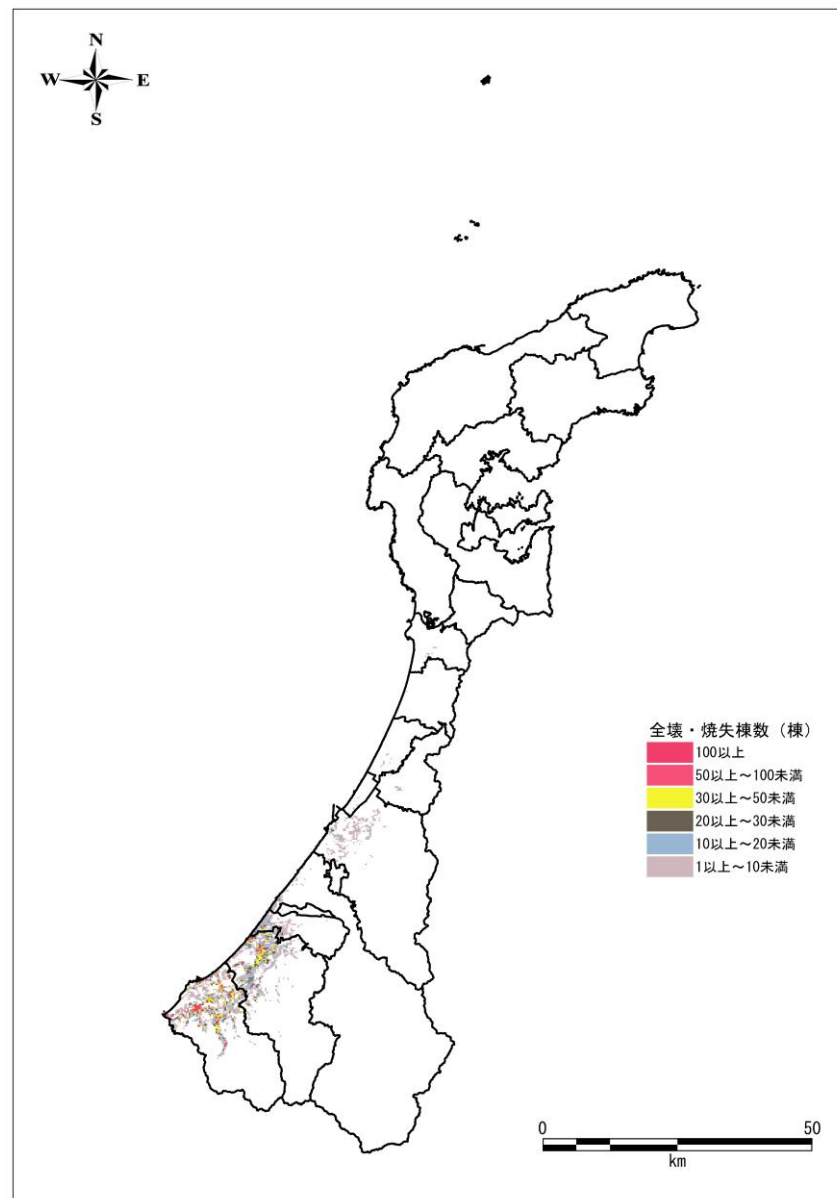
5 福井平野東縁断層帯主部（北に震源）

(1) 図 想定結果（福井平野東縁断層帯主部（北に震源））



(追加)

全壊・焼失建物棟数（福井平野東縁断層帯主部（北に震源））



(追加)

(2) 表 市町別被害予想結果（福井平野東縁断層帯主部（北に震源））

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数（1週間後）
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	0	0	0	0	0	0	0～0	1	14	6	0
	珠洲市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	穴水町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	能登町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
能登中部	七尾市	0	1	0	0	0	0	0～0	1	7	6	0
	羽咋市	33	148	0	0	0	0	0～0	10	64	42	76
	志賀町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	2	1	0
	宝達志水町	6	28	0	0	0	0	0～0	27	283	102	18
	中能登町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
石川中央	金沢市	1,380	8,530	1	1	29	0	16～32	19,012	26,023	45,571	6,749
	かほく市	43	231	0	0	2	0	0～1	406	1,831	1,359	119
	白山市	339	1,532	1	5	54	13	4～8	9,568	6,524	14,928	1,917
	野々市市	8	75	0	0	4	0	0～1	1,521	3,459	5,959	161
	津幡町	60	314	0	0	1	0	1～2	319	3,178	1,125	357
	内灘町	17	131	0	0	1	0	0～0	637	6,403	2,229	103
南加賀	小松市	12,317	11,609	13	638	2,686	1,818	66～132	110,279	74,430	36,198	32,932
	加賀市	22,218	7,474	32	1,065	3,685	3,230	83～166	66,842	37,078	23,910	39,814
	能美市	1,702	3,626	2	72	399	163	11～23	54,078	48,976	12,088	5,667
	川北町	25	140	0	0	5	1	0～1	699	2,459	777	146
計		38,148	33,839	48	1,782	6,866	5,226	176～352	263,401	210,732	144,300	88,059

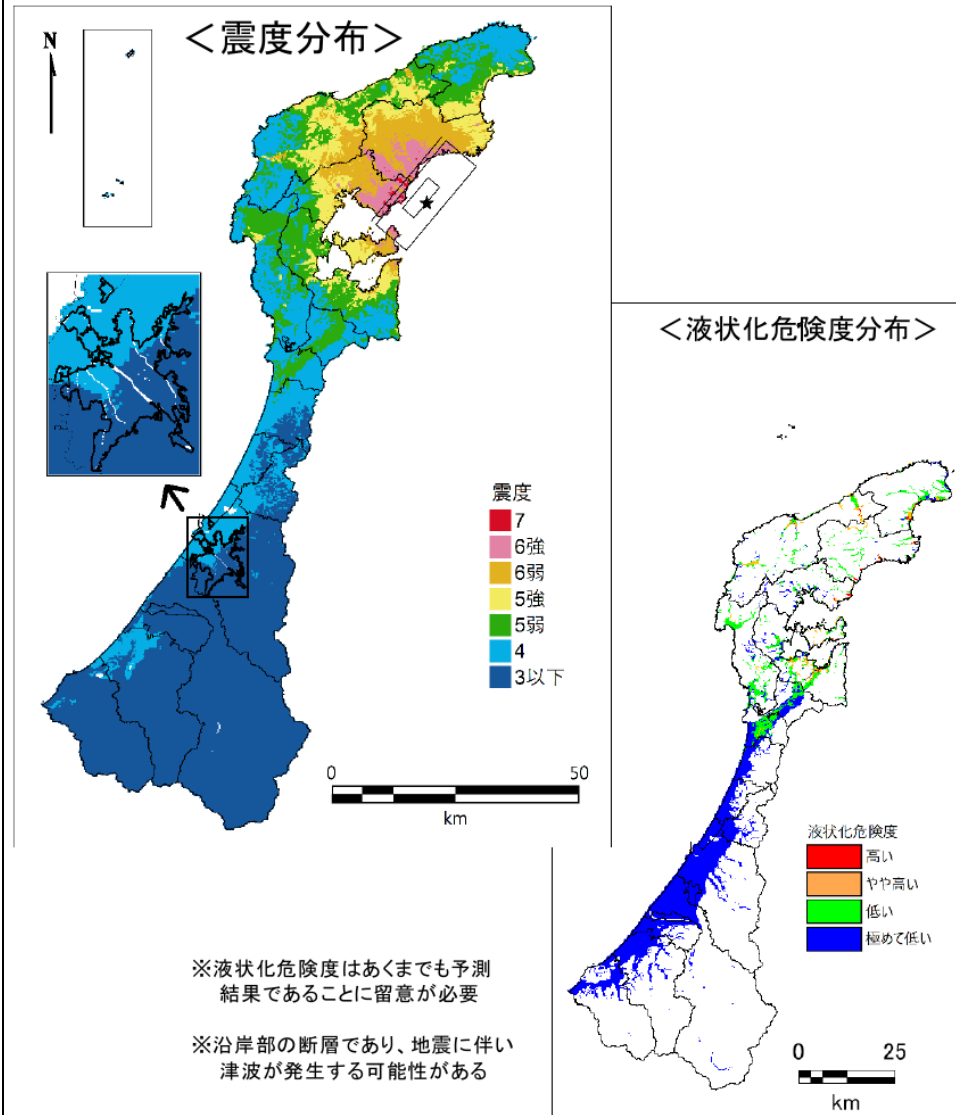
※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

(追加)

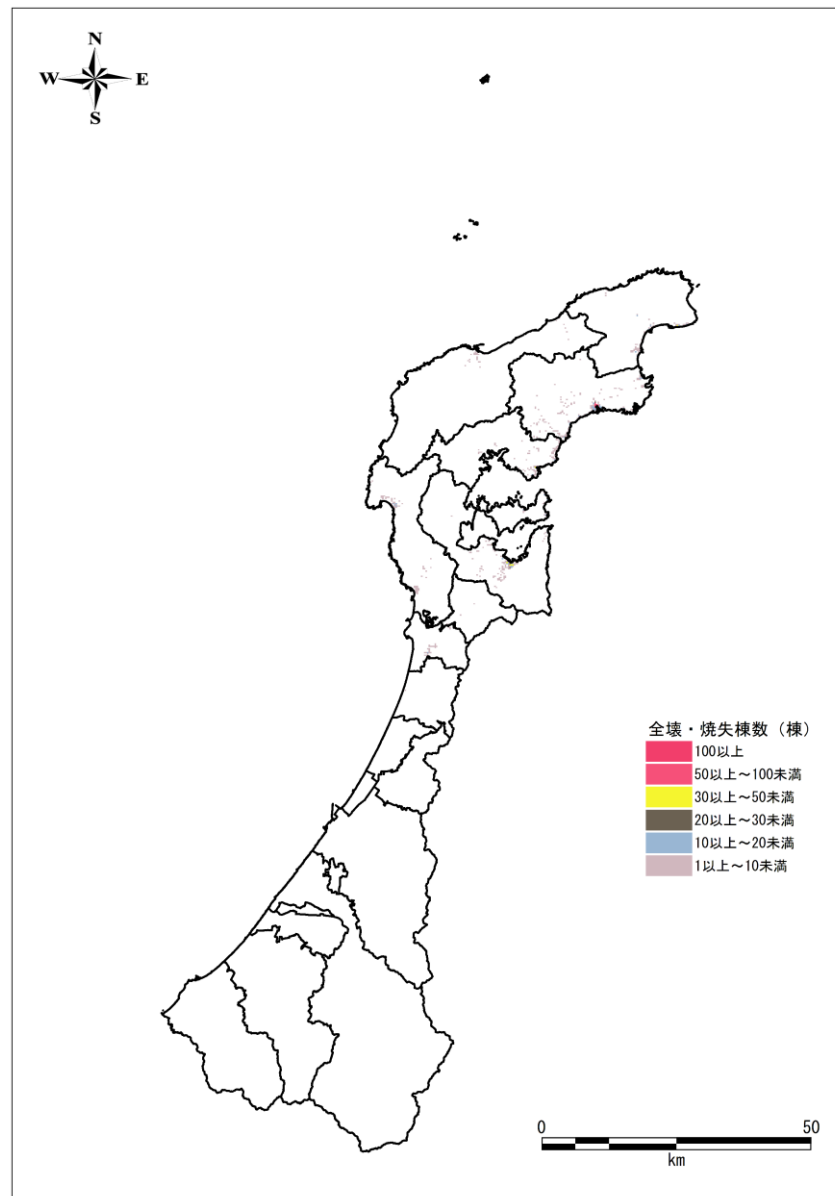
6 能登海岸活動セグメント

(1) 図 想定結果 (能登海岸活動セグメント)



(追加)

全壊・焼失建物棟数（能登海岸活動セグメント）



(追加)

(2) 表 市町別被害予想結果（能登海岸活動セグメント）

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数（1週間後）
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	120	429	0	1	11	2	1～2	2,436	1,202	3,598	465
	珠洲市	494	1,280	0	6	57	5	1～2	731	1,670	1,284	417
	穴水町	805	488	1	47	172	113	3～6	6,555	3,335	2,536	1,524
	能登町	2,116	1,990	2	115	502	223	6～13	15,297	8,493	4,980	3,245
能登中部	七尾市	1,105	2,670	1	27	141	78	5～9	7,498	2,110	7,256	2,181
	羽咋市	108	410	0	0	1	0	1～1	78	596	317	239
	志賀町	266	894	0	0	1	0	1～2	204	562	718	342
	宝達志水町	3	14	0	0	0	0	0～0	6	80	29	8
	中能登町	34	140	0	0	1	0	0～0	89	980	340	51
石川中央	金沢市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	かほく市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	白山市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	津幡町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	内灘町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
南加賀	小松市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	加賀市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	能美市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	川北町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
計		5,052	8,314	4	196	885	421	17～34	32,895	19,028	21,058	8,472

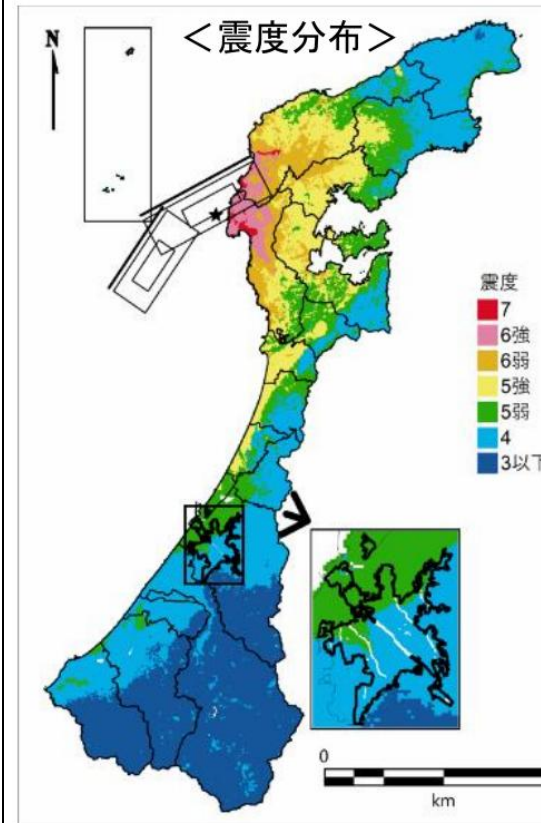
※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

(追加)

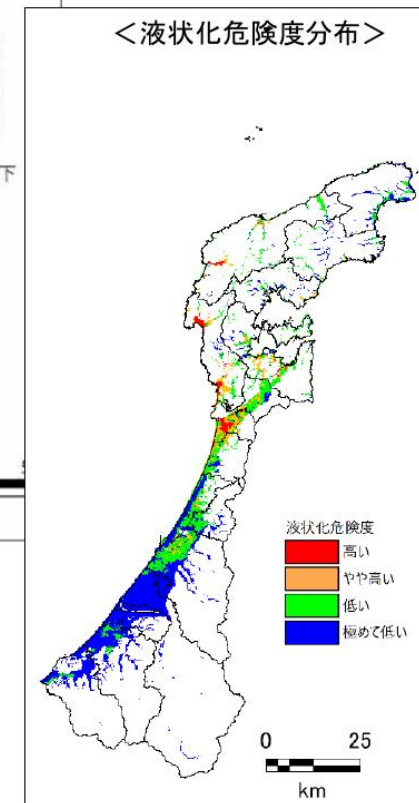
7 門前断層帯（東下部に震源）

(1) 図 想定結果（門前断層帯（東下部に震源））



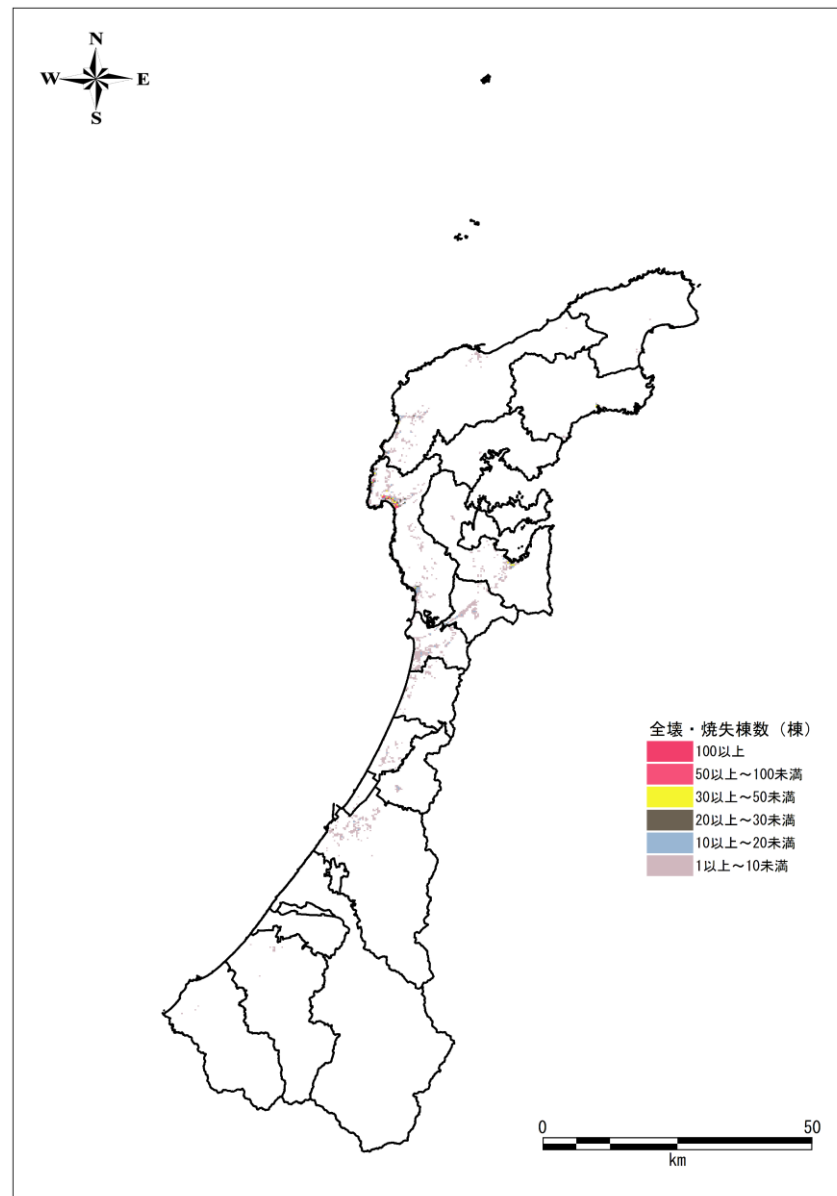
※液状化危険度はあくまでも予測
結果であることに留意が必要

※海域の断層帯であり、地震に伴い
津波が発生する可能性がある



(追加)

全壊・焼失建物棟数（門前断層帯（東下部に震源））



(追加)

(2) 表 市町別被害予想結果（門前断層帯（東下部に震源））

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数（1週間後）
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	1,084	953	2	63	255	180	4～9	18,804	19,252	5,201	2,235
	珠洲市	41	156	0	0	0	0	0～0	21	117	94	38
	穴水町	66	195	0	0	7	1	1～1	6,510	3,335	1,728	367
	能登町	263	651	0	0	0	0	1～2	81	581	346	373
能登中部	七尾市	780	2,593	0	3	42	8	4～7	5,932	1,950	7,286	1,683
	羽咋市	757	2,522	0	0	8	1	4～8	3,089	1,012	3,780	1,600
	志賀町	4,732	3,569	5	242	923	390	11～22	19,157	15,943	5,460	5,342
	宝達志水町	213	731	0	0	2	0	1～3	871	3,881	1,345	573
	中能登町	509	1,410	0	0	2	0	2～3	538	4,174	1,384	675
石川中央	金沢市	629	3,896	0	0	6	0	7～14	2,099	9,854	9,264	3,020
	かほく市	206	902	0	0	5	0	1～3	1,454	1,958	3,240	527
	白山市	1	9	0	0	0	0	0～0	16	129	108	5
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	津幡町	87	463	0	0	1	0	1～3	416	4,072	1,441	521
	内灘町	15	98	0	0	1	0	0～0	463	4,879	1,684	80
南加賀	小松市	44	244	0	0	0	0	0～1	37	329	166	132
	加賀市	13	73	0	0	0	0	0～0	26	139	118	34
	能美市	1	11	0	0	0	0	0～0	13	149	53	4
	川北町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
計		9,444	18,476	7	309	1,253	579	37～75	59,528	71,751	42,698	17,211

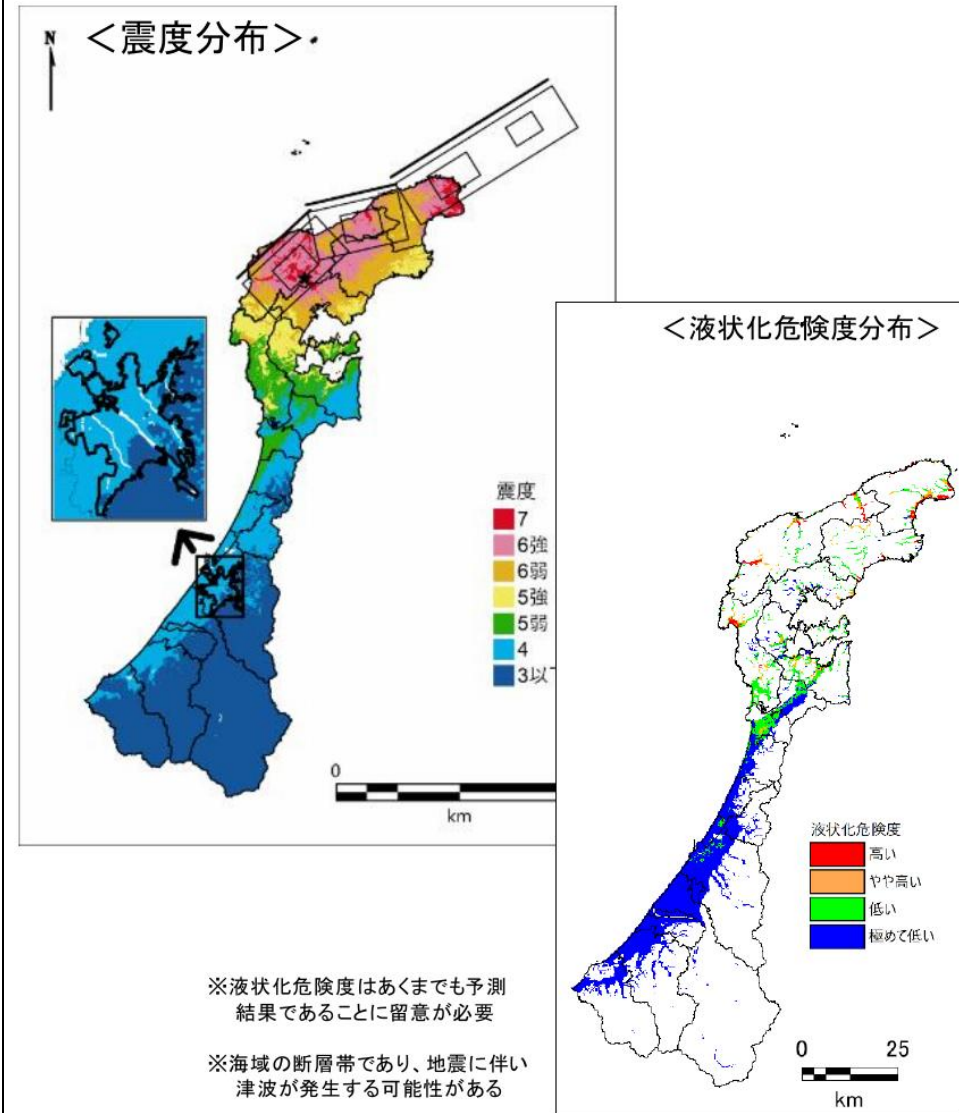
※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18 時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5 時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

(追加)

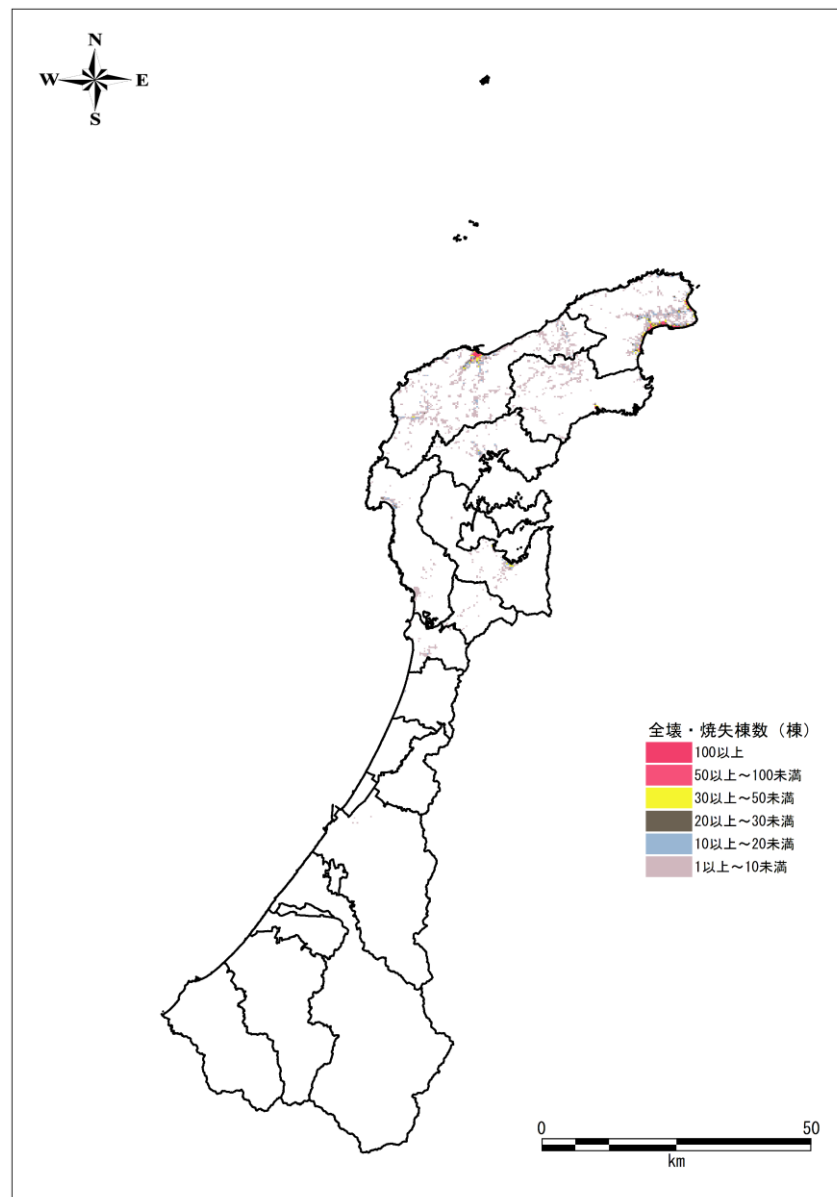
8 能登半島北岸断層帯（南下部に震源）

(1) 図 想定結果（能登半島北岸断層帯（南下部に震源））



(追加)

全壊・焼失建物棟数（能登半島北岸断層帯（南下部に震源））



(追加)

(2) 表 市町別被害予想結果（能登半島北岸断層帯（南下部に震源））

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数（1週間後）
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	8,499	2,634	12	501	1,729	1,362	31～61	21,769	19,252	9,636	13,708
	珠洲市	11,463	3,310	13	663	2,284	823	18～36	12,406	6,559	5,221	8,012
	穴水町	678	736	1	39	189	83	3～6	6,645	3,335	2,671	1,517
	能登町	1,460	1,688	1	75	345	170	5～9	15,297	7,683	4,499	2,323
能登中部	七尾市	846	2,082	0	4	13	2	3～7	3,326	1,441	5,447	1,438
	羽咋市	167	654	0	0	1	0	1～2	240	799	839	372
	志賀町	691	2,117	0	3	34	4	2～4	1,489	1,089	2,317	864
	宝達志水町	28	105	0	0	0	0	0～0	49	506	182	77
	中能登町	107	194	0	1	1	0	0～1	75	828	287	122
石川中央	金沢市	15	106	0	0	0	0	0～0	0	0	0	77
	かほく市	1	5	0	0	0	0	0～0	13	182	55	2
	白山市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	津幡町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	内灘町	1	6	0	0	0	0	0～0	0	0	0	3
南加賀	小松市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	加賀市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	能美市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	川北町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
計		23,956	13,636	27	1,286	4,595	2,444	62～125	61,309	41,674	31,155	28,516

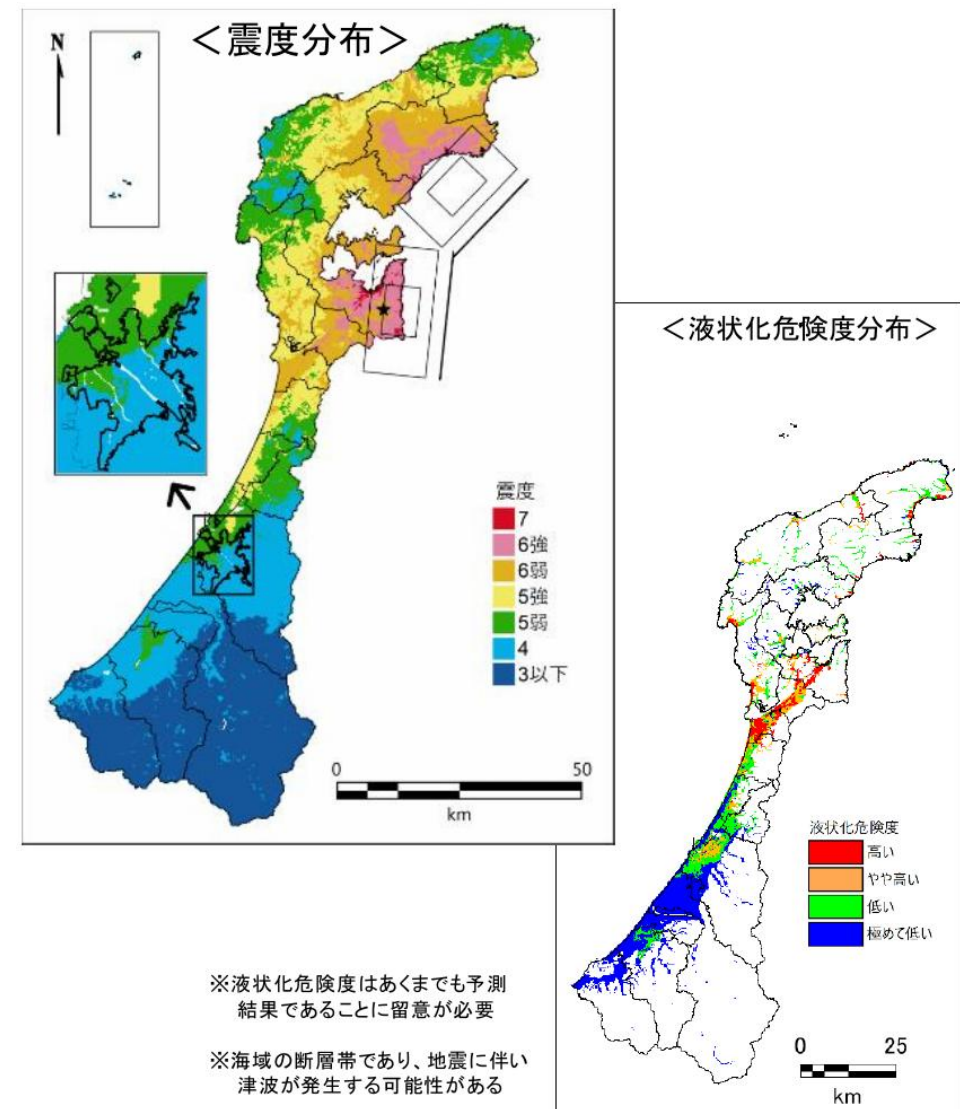
※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

(追加)

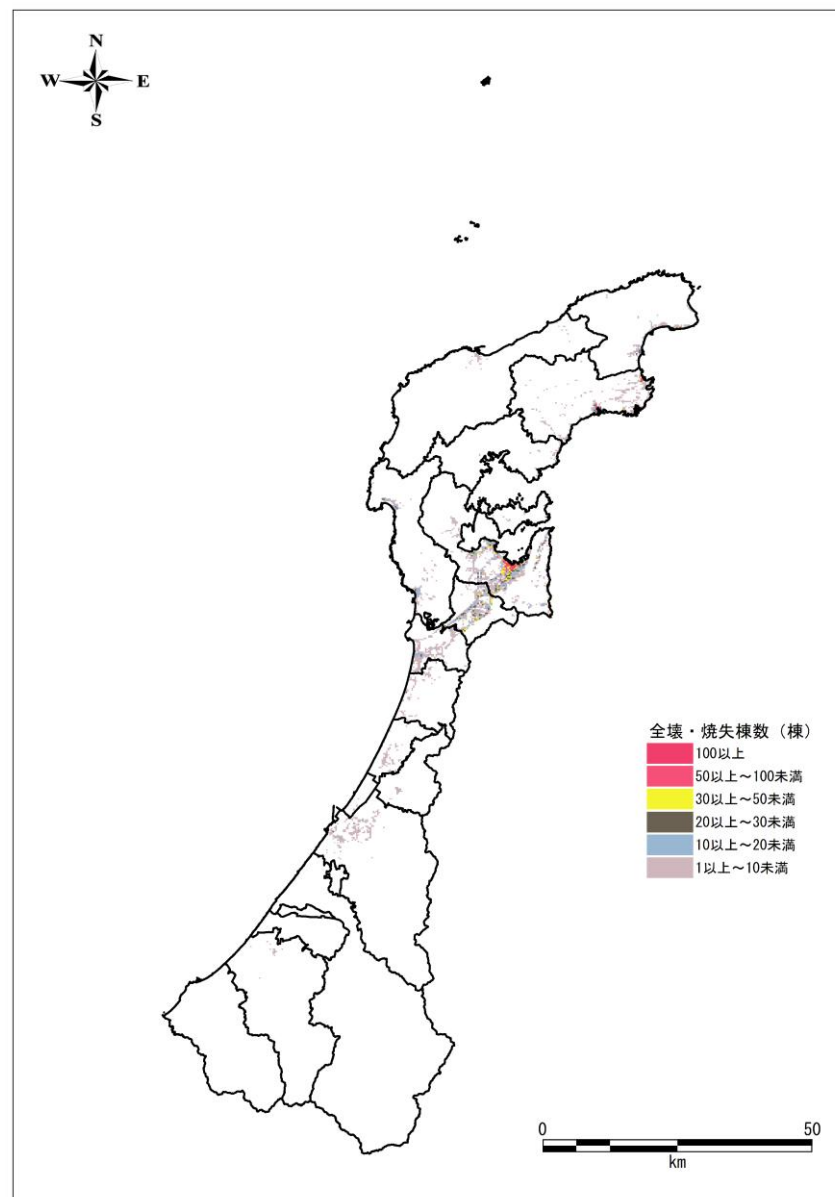
9 七尾湾東方断層帯（南下部に震源）

(1) 図 想定結果（七尾湾東方断層帯（南下部に震源））



(追加)

全壊・焼失建物棟数（七尾湾東方断層帯（南下部に震源））



(追加)

(2) 表 市町別被害予想結果（七尾湾東方断層帯（南下部に震源））

		建物被害			人的被害				ライフライン被害			避難者
		全壊・全焼棟数	半壊棟数	出火件数	死者数	負傷者数	要救助者数	災害関連死者数	断水人口	下水道支障人口	停電戸数	避難者数（1週間後）
単位		棟	棟	件	人	人	人	人	人	人	戸	人
能登北部	輪島市	178	633	0	4	48	8	2～4	19,492	19,252	5,525	963
	珠洲市	1,296	2,213	1	51	298	46	2～5	12,406	3,859	3,020	1,168
	穴水町	465	411	0	26	106	65	2～4	6,548	3,335	2,277	944
	能登町	4,204	2,610	4	244	945	438	12～23	15,297	9,708	5,720	5,776
能登中部	七尾市	15,536	7,266	19	847	3,057	1,876	52～104	51,334	24,698	18,097	24,561
	羽咋市	1,302	3,437	1	31	230	75	6～13	22,106	15,802	5,653	3,163
	志賀町	1,002	2,864	0	14	124	18	3～6	19,157	15,943	3,747	1,389
	宝達志水町	318	1,030	0	3	35	9	2～4	12,587	6,692	2,350	862
	中能登町	3,950	3,871	3	213	950	360	10～21	17,468	15,463	5,310	5,192
石川中央	金沢市	920	5,655	0	0	7	0	11～21	3,603	10,348	13,708	4,402
	かほく市	272	1,182	0	0	6	0	2～3	2,503	2,200	4,114	764
	白山市	1	8	0	0	0	0	0～0	17	105	73	4
	野々市市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	津幡町	102	534	0	0	2	0	1～3	503	5,129	1,722	604
	内灘町	25	160	0	0	2	0	0～1	672	6,652	2,313	126
南加賀	小松市	84	444	0	0	1	0	1～1	125	990	544	246
	加賀市	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
	能美市	3	23	0	0	0	0	0～0	18	182	65	10
	川北町	0	0	0	0	0	0	0～0	0	0	0	0
計		29,659	32,342	29	1,434	5,810	2,896	105～210	183,835	140,357	74,238	50,173

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり

第8節 資料（地震調査委員会の活断層評価結果）

県では、平成7年度から9年度にかけて地震被害想定調査を実施し、結果については、10年3月に公表するとともに、地域防災計画（地震災害対策編）に反映しているが、国の地震調査委員会による活断層の評価として、平成13年12月（平成25年11月一部改訂）に森本・富樫断層帯、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯西部、平成17年3月に邑知潟断層帯の長期評価結果が公表されている。

また、平成15年3月に森本・富樫断層帯、平成16年3月に砺波平野断層帯西部の強震動評価が公表されている。

1 森本・富樫断層帯

- (1) 長期評価（平成13年12月12日公表）
（平成25年11月22日一部改訂）

- ア 断層帯の構成、位置及び形態（略）
イ 断層帯の過去の活動（略）
ウ 断層帯の将来の活動（略）

- (2) 強震動評価（平成15年3月12日公表）

代表ケースでは、アスペリティの北西に位置する金沢市中心付近の広さおよそ100平方キロメートルの範囲で震度6強以上を示す結果となった。

○参 考

被害予測結果の比較

	地震被害想定調査結果 (<u>加賀平野</u> の地震)	国の強震動評価に 基づく想定結果 (森本・富樫断層帯)
死 者	<u>2, 182</u> 人	1, 417人
負 傷 者	<u>7, 829</u> 人	5, 900人
建物全壊	<u>16, 843</u> 棟	10, 061棟

2 砺波平野断層帯西部

- (1) 長期評価（平成14年12月11日公表）
（平成20年 5月16日一部改訂）

- ア 断層帯の構成、位置及び形態（略）
イ 断層帯の過去の活動（略）
ウ 断層帯の将来の活動（略）

第8節 資料（地震調査委員会の活断層評価結果）

県では、令和4年度から地震被害想定調査を実施し、結果については、7年5月に公表するとともに、地域防災計画（地震災害対策編）に反映しているが、国の地震調査委員会による活断層の評価として、平成13年12月（平成25年11月一部改訂）に森本・富樫断層帯、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯西部、平成17年3月、平成16年（平成17年1月変更）に庄川断層帯、平成16年12月（平成21年12月一部改訂）に福井平野東縁断層帯に邑知潟断層帯の長期評価結果が公表されている。

また、平成15年3月に森本・富樫断層帯、平成16年3月に砺波平野断層帯西部の強震動評価が公表されている。

1 森本・富樫断層帯

- (1) 長期評価（平成13年12月12日公表）
（平成25年11月22日一部改訂）

- ア 断層帯の構成、位置及び形態（略）
イ 断層帯の過去の活動（略）
ウ 断層帯の将来の活動（略）

- (2) 強震動評価（平成15年3月12日公表）

代表ケースでは、アスペリティの北西に位置する金沢市中心付近の広さおよそ100平方キロメートルの範囲で震度6強以上を示す結果となった。

(削除)

2 砺波平野断層帯西部

- (1) 長期評価（平成14年12月11日公表）
（平成20年 5月16日一部改訂）

- ア 断層帯の構成、位置及び形態（略）
イ 断層帯の過去の活動（略）
ウ 断層帯の将来の活動（略）

(2) 強震動評価（平成16年3月22日公表）

アスペリティに近く、地表における増幅率が高い金沢平野の広い範囲で震度6弱、その一部では震度6強以上の揺れが予測された。

○参 考

被害予測結果の比較

	地震被害想定調査結果 (加賀平野の地震)	国の強震動評価に 基づく想定結果 (砺波平野断層帯西部)
死 者	2, 182人	107人
負 傷 者	7, 829人	1, 128人
建物全壊	16, 843棟	1, 429棟

3 邑知潟断層帯

(1) 長期評価（平成17年3月9日公表）

ア 断層帯の構成、位置及び形態（略）

イ 断層帯の過去の活動（略）

ウ 断層帯の将来の活動（略）

(2) 強震動評価（略）

（追加）

(2) 強震動評価（平成16年3月22日公表）

アスペリティに近く、地表における増幅率が高い金沢平野の広い範囲で震度6弱、その一部では震度6強以上の揺れが予測された。

（削除）

3 邑知潟断層帯

(1) 長期評価（平成17年3月9日公表）

ア 断層帯の構成、位置及び形態（略）

イ 断層帯の過去の活動（略）

ウ 断層帯の将来の活動（略）

(2) 強震動評価（略）

4 庄川断層帯

(1) 長期評価（平成16年9月8日公表）

（平成17年1月12日変更）

ア 断層帯の構成、位置及び形態

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県西砺波郡福光町、同県東砺波郡上平（かみたいら）村、岐阜県大野郡白川村、荘川村を経て、同県郡上市北部に至る断層帯である。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。

イ 断層帯の過去の活動

庄川断層帯の最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定される。また、平均活動間隔は約3千6百－6千9百年の可能性もある。

ウ 断層帯の将来の活動

庄川断層帯全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.9程度の地震が発生すると推定される。その際には、5m程度の左横ず

(追加)

(追加)

れが生じる可能性がある。

(2) 強震動評価

庄川断層帯では、1回のずれの量、平均的なずれの速度及び活動区間について十分な資料が得られていないため、強震動評価は実施されていない。

図 庄川断層帯の活断層位置図



5 福井平野東縁断層帯

(1) 長期評価（平成16年12月8日公表）

（平成21年12月18日一部改訂）

ア 断層帯の構成、位置及び形態

福井平野東縁断層帯は、福井平野東縁断層帯主部と福井平野東縁断層帯西部からなる。

福井平野東縁断層帯主部は、石川県加賀市沖合の海域から、福井県あわら市、坂井市（旧坂井郡丸岡町）及び吉田郡永平寺町（旧松岡町）を経て、福井市（旧足羽（あすわ）郡美山町）まで、概ね南北に延びる断層帯である。長さは約45kmで、左横ずれかつ東側隆起の逆断層である。

福井平野東縁断層帯西部は、1948年（昭和23年）福井地震の震源断層

(追加)	<u>の主断層で、福井県坂井市（旧坂井郡三国町）沖合の海域から、あわら市、坂井市（旧坂井郡坂井町、丸岡町）を経て福井市まで、概ね北北西－南南東に延びる断層である。長さは約 33km で、左横ずれが卓越し、中部から北部では東側隆起成分、南部では西側隆起成分を伴う。</u> <u>イ 断層帯の過去の活動</u> <u>(7) 福井平野東縁断層帯主部</u> <u>福井平野東縁断層帯主部の平均的な上下方向のずれの速度は、0.1－0.3m／千年程度の可能性がある。最新活動時期は約 3 千 4 百年前以後、約 2 千 9 百年前以前であったと推定され、平均活動間隔は約 6 千 3 百－1 万年であった可能性がある。</u> <u>(1) 福井平野東縁断層帯西部</u> <u>福井平野東縁断層帯西部の平均的な上下方向のずれの速度は 0.1－0.2m／千年程度の可能性がある。本断層帯は、1948 年の福井地震の際に活動した。その際、本断層帯に沿って、最大 2 m 程度の左横ずれと、最大 0.9m 程度の東側隆起が生じたと推定される。</u> <u>ウ 断層帯の将来の活動</u> <u>(7) 福井平野東縁断層帯主部</u> <u>福井平野東縁断層帯主部では、全体が 1 つの活動区間として活動する場合、マグニチュード 7.6 程度の地震が発生する可能性がある。また、その際のずれの量は左横ずれ成分および東側隆起の上下成分の総和で 3－4 m 程度となる可能性がある。</u> <u>(1) 福井平野東縁断層帯西部</u> <u>福井平野東縁断層帯西部では、全体が 1 つの活動区間として活動する場合、マグニチュード 7.1 程度の地震が発生すると推定される。また、その際の左横ずれの量は 2 m 程度と推定される。本断層帯では、平均活動間隔が不明であるため、将来このような地震が発生する長期確率を求めることはできない。ただし、本断層帯の最新活動が 1948 年の福井地震であったことを考慮すると、我が国の主な活断層の平均的な活動間隔と比べて非常に短い時間しか経過していないことから、本断層帯でごく近い将来に今回評価したような地震が発生する可能性は低いと考えられる。</u> <u>(2) 強震動評価</u> <u>福井平野東縁断層帯西部では、平均変位速度や最新活動時期以前の活動履歴に関する資料が得られていないため、強震動評価は実施されていない。</u>	
-------------	---	--

(追加)

図 福井平野東縁断層帯の活断層位置図



第2章 地震災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 (略)

2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、地震発生時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) (略)

(2) 教育の内容

ア～オ (略)

(新設)

カ その他地震対策に必要な事項

3 (略)

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、地震防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～キ (略)

(新設)

(新設)

ク 地震保険への加入促進

ケ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

サ 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の配備

第2章 地震災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 (略)

2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、地震発生時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、県、市町及び防災関係機関の全ての職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) (略)

(2) 教育の内容

ア～オ (略)

カ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用

キ その他地震対策に必要な事項

3 (略)

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、地震防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布、地震被害想定の周知等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～キ (略)

ク 地震被害を軽減するための住宅の耐震化、家具の転倒防止、感震ブレーカーの重要性

ケ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進

コ 消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の配備

サ 地震保険への加入促進

シ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

<u>シ</u> その他地震対策に必要な事項 5～6（略） 第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1（略） 2 県民のとるべき措置 <平常時の心得> （略） ○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 <u>（新設）</u> （略） ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 3～4（略） 第3節 自主防災組織の育成 1（略） 2 地域住民等の自主防災組織 （1）組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。 その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」	<u>セ</u> その他地震対策に必要な事項 5～6（略） 第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1（略） 2 県民のとるべき措置 <平時の心得> （略） ○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 <u>○感震ブレーカーの設置に努める。</u> <u>不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であるため、設置を検討する。</u> （略） ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につけ、<u>正しい情報を県民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。</u> 3～4（略） 第3節 自主防災組織の育成 1（略） 2 地域住民等の自主防災組織 （1）組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の<u>防災人材</u>育成、強化を図り、組織率の向上、<u>共助意識の向上</u>、活動の活性化及び地域ごとの連携<u>促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u> その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災	
--	---	--

を作成し、活動内容の充実を図る。 (2)～(3) (略) 3 (略) 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 (1) 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、<u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 (2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて<u>推進する。</u> また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。	組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。 <u>さらに、各市町の自主防災組織や防災士会の間の連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実に繋げるほか、災害時に各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努めるものとする。</u> (2)～(3) (略) 3 (略) 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 (1) 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 <u>特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 (2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて<u>推進し、実効性向上を図る。</u> また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、<u>国が整備する被災者援護協力団体データベースを活用し、NPO・ボランティア団体との関係構築に努める。</u>
---	---

(3) (略) 2～3 (略) 4 防災ボランティアの育成 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u> (3) 県は、地震災害時にボランティア活動として、被災建築物や宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。 (4)～(5) (略) 第5節 (略) 第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 <u>(新設)</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>必要な機能を備えた専用室とし</u>、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。 <u>(新設)</u>	(3) (略) 2～3 (略) 4 防災ボランティアの育成 (1)～(2) (略) <u>(3) 県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u> (4) 県は、地震災害時にボランティア活動として、被災建築物や宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士<u>及び建築士を目指す学生</u>等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。<u>また、技能向上のための取組を充実させる。</u> (5)～(6) (略) 第5節 (略) 第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から<u>全職員を対象とした</u>訓練や研修等を実施し、<u>職員の災害対応意識の向上を図るとともに</u>、同計画の効果的な運用に努める。 <u>カ 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて市町へ県職員を派遣できるよう、職員の派遣に関するマニュアルを作成するとともに、平時から被災市町との円滑なコミュニケーションのあり方を検討し、国や市町、関係機関等との合同訓練や研修を実施し、対応力の強化を図る。</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>国や関係機関等の執務スペースの機能を備え</u>、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。 <u>(5) 組織横断チームの設置</u> <u>県は、地震災害時における応急・復旧対策を円滑に推進するために、組織横断チームの設置や危機管理部を中心とした庁内の指揮命令系統及び各部</u>	
--	---	--

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等
ア (略)

イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

エ (略)

(6) ～ (7) (略)

(8) 業務継続計画の策定等

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(9) 受援計画の策定等

ア (略)

イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員

局・職員の役割の明確化を図る。

(6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等
ア (略)

イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど体制の整備に努める。

また、広域避難の調整や、旅館・ホテル等における2次避難所の設置、一時的な滞在施設となる1.5次避難所の設置・運営に関する具体的な手順等を定めたマニュアルの整備に努める。

ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、災害時における緊急車両の優先供給及び誘導員等の要員の動員について、組合に加入する店舗へ周知するとともに、優先給油できる店舗のリストを実動機関に共有するなど、平時からの連携強化に努める。

エ (略)

(7) ～ (8) (略)

(9) 業務継続計画の策定等

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、専門人材の育成、定期的な教育・訓練・研修・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積による職員の災害対応への意識醸成や災害対応力・調整能力向上、状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(10) 受援計画の策定等

ア (略)

イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとなる会議室等の確保を行う。災害時の会議室の使用にあたっては、事前にルールを定めるものとする。また、県及び市町は、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの

等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト<u>化に努めるもの</u>とする。 ウ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （10）安否不明者の氏名等の公表等 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。 （11）（略） （12）被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、<u>平常時</u>から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 （13）～（18）（略） <u>（新設）</u>	工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト<u>を整備</u>する。 ウ（略） <u>エ 県は、受援計画及び業務継続計画等を継続的に見直し、県の人的支援調整に関する対応力の強化を図る。</u> <u>オ 県は、被災市町への応援職員の派遣を見据え、動員予定者の選定や市町との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> <u>カ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> （11）孤立（要支援）集落への対策強化 <u>県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルの整備や関係機関との研修・訓練等に努める。また、県は孤立集落の発生を見据え、通信、道路等のインフラ整備や備蓄物資、衛星携帯電話、無人航空機（ドローン）の飛行ルート等の整備など、デジタル技術を活用した情報収集・対応の改善を図る。</u> （12）安否不明者の氏名等の公表等 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。<u>また、県は、平時から動員予定者を選定の上、訓練を実施するよう努めるものとする。</u> （13）（略） （14）被災者生活再建支援制度等の周知 県は、<u>市町と連携し</u>、被災者の早期生活再建を図るため、<u>平時</u>から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 <u>市町は、県と連携し、被害認定調査の具体的な事務に関するマニュアルを整備する。</u> （15）～（20）（略） <u>（21）システムの整備・利活用</u>
---	---

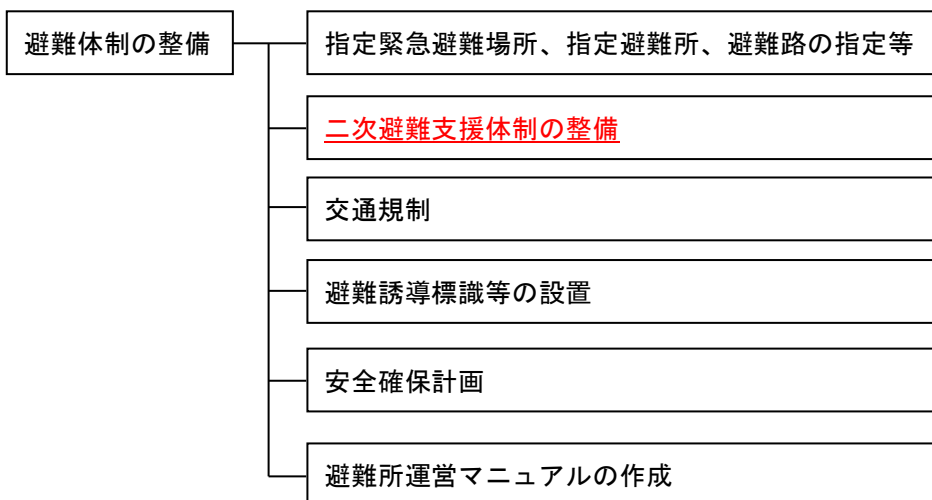
3 市町の活動体制 (1)～(6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> (8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、<u>平常時</u>から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定し<u>ておく。</u> また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 (9) 罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、<u>平常時</u>から次の措置を講ずる。 ア (略) イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、<u>被災者支援システム</u>等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 ウ～オ (略) <u>(新設)</u> (10)～(16) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4～5 (略) 第7節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなる	<u>県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 3 市町の活動体制 (1)～(6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>エ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> (8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、<u>平時</u>から、<u>応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。</u> また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 (9) 罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、<u>平時</u>から次の措置を講ずる。 ア (略) イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 ウ～オ (略) <u>カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。</u> (10)～(16) (略) <u>(17) 代替水源の確保</u> <u>市町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u> <u>(18) システムの整備・利活用</u> <u>市町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 4～5 (略) 第7節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなる
--	--

ことが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている<u>衛星系ネットワーク</u>について、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2（略） 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ものとする。</u> また各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努める。 4（略） 第8節 消防力の充実、強化 1 基本方針 都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。 このため、県及び市町は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。 2 出火防止、初期消火	ことが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備<u>や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり</u>等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている<u>衛星系ネットワーク</u>について、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 <u>特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。</u> 2（略） 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ほか、石川県総合防災情報システムを県広域データ連携基盤と接続するなど、機能強化を図る。</u> また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、防災ＩｏＴシステム等を活用し、防災関係機関への共有を図る。</u> <u>加えて、複数の手段で情報を入力できるよう入力手段の多様化に向けたシステム改修やマイナンバーカード等のデジタル技術を活用したデータ入力・更新の省力化を見据えたシステム改修の検討など、デジタル技術の活用促進に努める。</u> 4（略） 第8節 消防力の充実、強化 1 基本方針 都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。 このため、県及び市町は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、<u>地震火災の防止対策のための普及啓発、</u>危険物等の安全確保に努める。 2 出火防止、初期消火
--	--

(1) 出火防止 ア (略) イ 県及び市町は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を図る。 ウ (略) (2) (略) 3～8 (略) 第9節 (略) 第10節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め	(1) 出火防止 ア (略) イ 県及び市町は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を<u>行うとともに、通電火災防止のため感震ブレーカーの設置等に関して普及啓発</u>を行い、地震発生時の出火防止の徹底を図る。 ウ (略) (2) (略) 3～8 (略) 第9節 (略) 第10節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め	
--	---	--

る。

体系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市町は、地震災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、

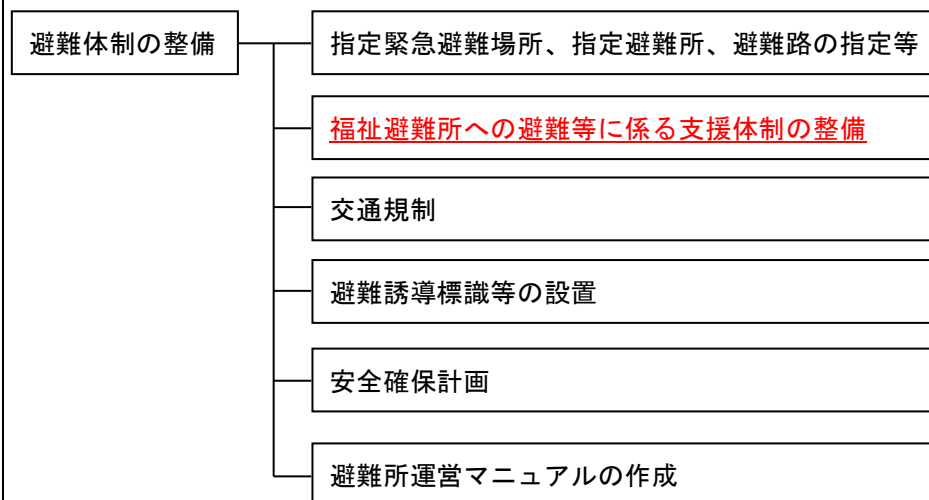
る。

県は、大規模災害においては避難所運営について県・市町で連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、市町が運用する避難所運営マニュアルの改訂を支援するなど、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。また、県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものについて、各地域に分散整備・備蓄するよう努めるほか、避難生活の環境向上に必要な大型資機材の整備に努めるものとする。

なお、トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用するほか、物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討するものとする。

さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努めるものとする。

体系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市町は、地震災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マッ

その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 (1) (略) (2) 指定避難所 ア～オ (略) カ <u>生活必需品等の供給</u> <u>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u> <u>また、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</u> (略) キ～シ (略) <u>(新設)</u> <u>ス～セ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>ソ (略)</u> <u>タ 市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u>	プの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。<u>県は、広域的な断水を想定し、トイレ確保や洗濯支援等についてマニュアルを整備することで、県・市町の役割の明確化を図り、平時から避難環境の改善を図る。</u> (1) (略) (2) 指定避難所 ア～オ (略) カ <u>施設・設備や体制の整備</u> 避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。 (略) キ～シ (略) <u>ス 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。</u> <u>セ～ソ (略)</u> <u>タ 市町は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努めるものとする。</u> <u>チ (略)</u> <u>ツ 県及び市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等</u>
---	---

<u>チ</u>（略） （新設） （３）（略） （４）避難指示等の発令基準の策定等 ア 市町長は、避難指示<u>等等</u>の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の具体的な発令基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。 イ～ウ（略） ３ <u>二次避難支援体制の整備</u> 高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う</u>県の災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の受け入れや関係団体との連携により、<u>要配慮者の避難所内の一般避難スペースから</u>福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 ４～８（略） （新設） （新設）	の支援方策を検討するよう努めるものとする。 <u>テ</u>（略） <u>ト</u> 県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。 （３）（略） （４）避難指示等の発令基準の策定等 ア 市町長は、避難指示<u>等</u>の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の具体的な発令基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。 イ～ウ（略） ３ <u>福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備</u> 高齢者や障害者等<u>の要配慮者について</u>は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、<u>個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> また、<u>要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、</u>県の災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 <u>４～８（略）</u> ９ <u>孤立集落対策マニュアルの作成</u> 県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルを作成し、関係機関との研修・訓練等に努める。 １０ <u>被災者支援業務の迅速化・効率化</u> 市町は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。	
--	--	--

第 1 1 節 要配慮者対策

1 基本方針

震災発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者への配慮

(1) (略)

(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ウ～オ (略)

(新設)

カ (略)

(3) ～ (7) (略)

第 1 1 節 要配慮者対策

1 基本方針

震災発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者への配慮

(1) (略)

(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。県は、優良事例や作成方法を提供するなど、市町の計画作成を支援する。

特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(削除)

イ～エ (略)

オ 県は、市町のデジタル技術の活用促進について支援する。

カ (略)

(3) ～ (7) (略)

(8) <u>二次避難</u>支援体制の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 3 社会福祉施設等の整備 (略) 4 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 (1) (略) (2) 県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>に努める。</u> (3)～(5) (略) <u>(新設)</u> 5 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 1 基本方針 道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態<u>に備える</u>とともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。 また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対す	(8) <u>福祉避難所への避難等に係る支援体制</u>の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 3 社会福祉施設等の<u>防災体制</u>の整備 (略) 4 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 (1) (略) (2) 県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>を推進するとともに連携を強化する。</u> (3)～(5) (略) <u>(6) 石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。</u> 5 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 1 基本方針 道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 <u>また、道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。</u> 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時
--	---

る周知徹底に努める。

2～4（略）

5 民間事業者等の活用

（１）県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

（２）～（３）（略）

（追加）

離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

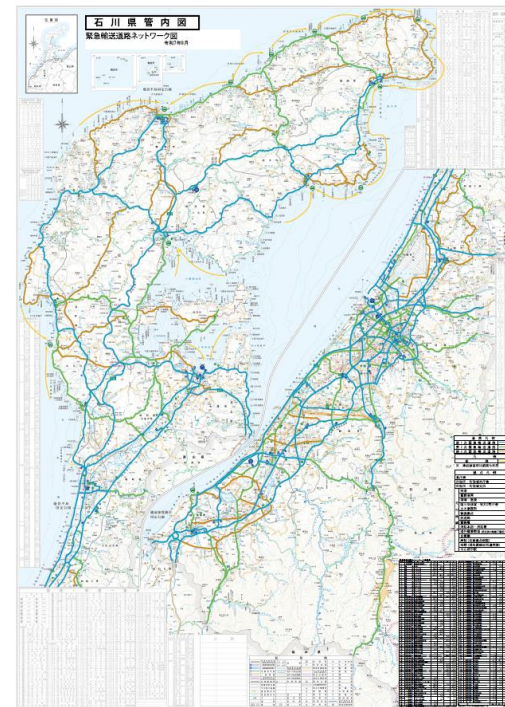
2～4（略）

5 民間事業者等の活用

（１）県及び市町は、平時から、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

（２）～（３）（略）



第１３節 医療体制の整備 １ 基本方針 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。 また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震の発生に備える。 ２ 医療救護体制の整備 （１） 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>協議し、必要に応じて協定を締結しておく。</u> イ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ウ～エ（略） オ 県は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。	第１３節 医療体制の整備 １ 基本方針 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、<u>全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。</u> また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震の発生に備える。 ２ 医療救護体制の整備 （１） 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>平時から訓練等を通じて連携体制の強化を図り、必要に応じて協定を締結しておく。</u> イ（略） ウ 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する意思を持ち、ＤＰＡＴの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川ＤＰＡＴ指定機関に指定する。</u> エ 県は、<u>震災時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、災害時においても医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行う災害拠点精神科病院、大学病院及び公益社団法人石川県医師会等と平時から協力体制を構築するよう努めるものとする。</u> オ～カ（略） キ 県は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」<u>及び「県保健医療福祉調整本部運営マニュアル」を整備するとともに、関係機関との本部立ち上げ、運営訓練を実施するなど、医療救護体制の強化を図る。</u>
--	--

カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。			ク 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。		
名称	目的	備考	名称	目的	備考
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		保健医療福祉調整本部	保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	DPAT 調整本部	国、他県との DPAT の受入調整、各 DPAT 活動拠点への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	DPAT 活動拠点本部	管内の DPAT の活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点精神科病院等に設置
<u>(新設)</u>			ケ 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。		
<u>(新設)</u>			コ 県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。		
<u>(新設)</u>			サ 県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。		
<u>(新設)</u>			シ 県は、公益社団法人石川県看護協会等の関係団体と連携のうえ、看護師派遣要請マニュアルの整備をするなど、災害支援ナース等の応援看護師派遣にかかる連携体制の強化を図る。		
キ～シ（略） （２）～（７）（略） ３～５（略） <u>(新設)</u>			ス～ツ（略） （２）～（７）（略） ３～５（略） ６ 応援医療従事者の受け入れ体制 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。		
第 14 節（略）			第 14 節（略）		

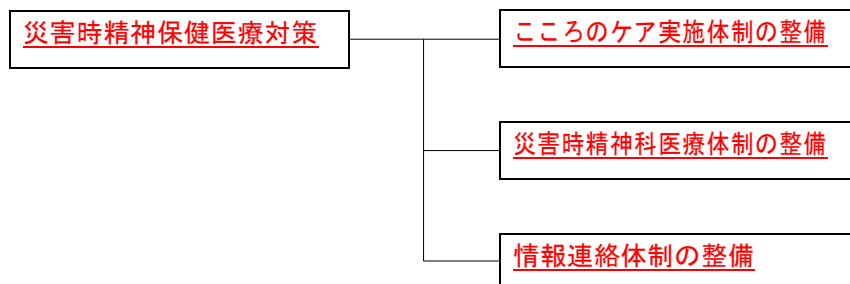
第15節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、地震発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 こころのケア実施体制の整備

(1) 県

ア (略)

イ 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。

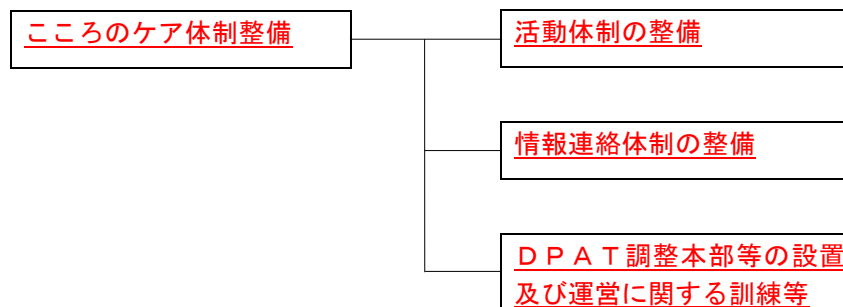
第15節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は、災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、地震発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 活動体制の整備

(1) 県

ア (略)

イ 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。

(7) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能

(イ) 精神疾患を有する患者の受入れや、一次避難場所としての機能

(ウ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能

ウ 県は、発災直後から精神科医療の提供及び精神保健活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等に基づき、「石川DPAT活動マニュアル」を整備するとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(2) 市町 <u>ア 市町は、避難所におけるＤＰＡＴ等が活動する救護所の設置について、あらかじめ施設管理者と協議しておく。</u> <u>イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、地震発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。</u> 3 災害時精神科医療体制の整備 <u>(1) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。</u> <u>ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u> <u>イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u> <u>ウ ＤＰＡＴの派遣機能</u> <u>(2) 県は、震災により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。</u> <u>(3) 県は、発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。</u> 4 情報連絡体制の整備 <u>県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、石川ＤＰＡＴの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u> 第１６節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急	(2) 市町 <u>市町は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。</u> 3 情報連絡体制の整備 <u>(1) こころのケア活動に係る情報連絡体制</u> <u>県は、ＤＰＡＴ統括者、ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等相互の情報連絡体制を整備しておく。</u> <u>(2) 災害時通信手段の確保</u> <u>災害拠点精神科病院である石川県立こころの病院は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</u> 4 ＤＰＡＴ調整本部等の設置及び運営に関する訓練等 <u>県は、ＤＰＡＴ統括者や石川ＤＰＡＴ指定機関等の協力を得ながら、災害時において精神保健医療（こころのケア）活動が円滑に行われるよう、平時からＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等の設置、運営に関する研修や訓練の実施に努める。</u> 第１６節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送
---	---

輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

2 県、市町、県民等の役割分担

(1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

(新設)

(新設)

(2) ~ (5) (略)

が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

2 県、市町、県民等の役割分担

(１) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

(2) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、県が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

(3) 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、県の地震被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

(4) ~ (7) (略)

(新設)

3～4 (略)

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第17節 (略)

第18節 (新設)

(8) 県及び市町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

3～4 (略)

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルを作成し、受入体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

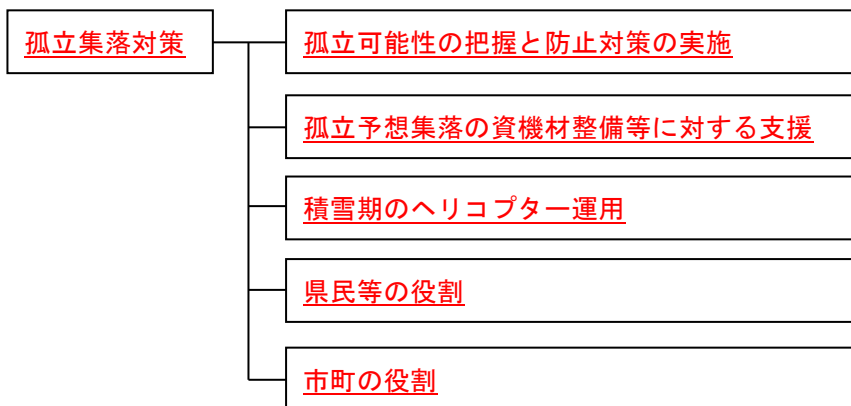
第17節 (略)

第18節 孤立集落対策

1 基本方針

中山間地域、離島など、地震の際、土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

体系



2 孤立可能性の把握と防止対策の実施

県は、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、市町を通じて事

	<u>前に把握する。</u> <u>また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</u> <u>3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援</u> <u>県は、市町に対し、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。</u> <u>4 積雪期のヘリコプター運用</u> <u>積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</u> <u>5 県民等の役割</u> <u>(1) 県民の役割</u> <u>孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。</u> <u>(2) 地域の役割</u> <u>地震発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 企業・事業所の役割</u> <u>孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努めるものとする。</u> <u>6 市町の役割</u> <u>市町は、県と連携して孤立集落対策を実施する。</u> <u>(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知</u> <u>(2) 避難経路多重化の検討</u> <u>(3) 衛星通信等の通信手段の確保</u> <u>(4) 集落防災拠点施設の確保</u> <u>(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置</u> <u>(6) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備</u> <u>(7) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）</u> <u>(8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保</u> <u>(9) 市町地域防災計画で定める事項</u> <u>ア 孤立が予想される集落</u> <u>イ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所</u> <u>ウ 各集落との通信の確保方法</u>	
--	--	--

第 <u>18</u> 節 建築物等災害予防 1～2（略） 3 一般建築物の災害予防 （1）～（2）（略） （3）耐震性、不燃性建築物の建築促進 耐震対策として、耐震構造に対する技術指導を関係団体と協力のもとに実施するとともに、耐震診断の専門技術員の養成に努め、建築物の耐震性向上にむけた体制の強化を図る。 特に住宅に関しては、住民に対して、住宅の耐震化の<u>必要性について</u>周知を徹底し、防災意識を啓発するとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。 不燃性建築物対策としては、必要な地域について都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。 （4）～（7）（略） 4 文化財災害予防 <u>（新設）</u> （1）建築物等予防対策 指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。 ア～ス（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （2）美術工芸品等予防対策 美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。 （3）（略）	<u>エ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況</u> <u>オ 各集落のヘリポート適地</u> <u>カ 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項</u> 第 <u>19</u> 節 建築物等災害予防 1～2（略） 3 一般建築物の災害予防 （1）～（2）（略） （3）耐震性、不燃性建築物の建築促進 耐震対策として、耐震構造に対する技術指導を関係団体と協力のもとに実施するとともに、耐震診断の専門技術員の養成に努め、建築物の耐震性向上にむけた体制の強化を図る。 特に住宅に関しては、<u>県、市町及び住宅事業者団体等が連携し</u>、住民に対して、<u>住宅耐震化補助制度の周知も含め</u>、住宅の耐震化の<u>重要性</u>について周知を徹底し、防災意識を啓発するとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。 不燃性建築物対策としては、必要な地域について都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。 （4）～（7）（略） 4 文化財災害予防 <u>県教育委員会は、文化財被災対応マニュアルを策定し、被災文化財に対応する体制整備に努める。</u> （1）建築物等予防対策 指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。 ア～ス（略） <u>セ 建築物の耐震化・不燃化、倒壊防止対策を講ずる。</u> <u>ソ 延焼を減ずるための公園・空地整備を講ずる。</u> <u>タ 文化財を安全な場所へ移すことを検討する。</u> （2）美術工芸品等予防対策 美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置<u>や転倒・転落防止対策の措置</u>をとるよう指導する。 （3）（略）	
---	--	--

(4) 事前対策

ア～イ (略)

ウ 民間団体との連携

県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

県及び市町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

6～9 (略)

第 19 節 公共施設災害予防

1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 道路施設整備対策

(1)～(5) (略)

(新設)

(4) 事前対策

ア～イ (略)

ウ 文化財保護

県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平時から、民間団体等との連携を強化する。また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努めるものとする。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

県及び市町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

また、市町は、危険なブロック塀等の除去費用の一部助成を行い、安全の確保に努める。

6～9 (略)

第 20 節 公共施設災害予防

1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施し強韌化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。

また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。

2 道路施設整備対策

(1)～(5) (略)

(6) 沿道の建物の耐震化・不燃化

耐震改修促進法により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第3条）、都道府県耐震改修促進計画で指定する公益上必要な建築物（法第5条第

3～4（略） 5 上水道、下水道の整備対策 （1）上水道の整備 地震等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 また、新設する施設については、耐震性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 ア～イ（略） ウ 飲料水の確保 県及び市町（水道事業者）は、震災時においても飲料水を確保するため、<u>平常時</u>からそれぞれ次の措置を行う。 （ア）（略） （イ）市町（水道事業者） a～b（略） c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。 d～f（略） （2）下水道の整備 ア（略） イ 安全の確保 （ア）体制面の強化 <u>a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。</u> <u>b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。</u> <u>c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。</u> （イ）要員の確保 震災時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。 a 初動時の要員の確保 b 非常招集方法 c 応援要請方法 d 広報体制等 <u>ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携</u>	<u>3項第1号）及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第6条第3項第1号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられており、これらの建築物について、重点的に耐震化を促進する。</u> 3～4（略） 5 上水道、下水道の整備対策 （1）上水道の整備 地震等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 また、新設する施設については、耐震性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 ア～イ（略） ウ 飲料水の確保 県及び市町（水道事業者）は、震災時においても飲料水を確保するため、<u>平時</u>からそれぞれ次の措置を行う。 （ア）（略） （イ）市町（水道事業者） a～b（略） c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。<u>特に、災害用井戸を登録するなど、災害用井戸の活用に努める。</u> d～f（略） （2）下水道の整備 ア（略） イ 安全の確保 （ア）体制面の強化 <u>日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。</u> （イ）要員の確保 震災時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。 a 初動時の要員の確保 b 非常招集方法 c 応援要請方法 d 広報体制等 （3）上水道・下水道施設の応急復旧
--	--

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策 (略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-202-6983	076-233-8892

7 ～ 1 1 (略)

第 2 0 節 地盤災害予防

1 基本方針

地震に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県及び市町は、これらの危険個所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険個所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導するよう努める。

2 ～ 9 (略)

第 2 1 節 (略)

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策 (略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-233-8854	076-233-8892

7 ～ 1 1 (略)

第 2 1 節 地盤災害予防

1 基本方針

地震に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県及び市町は、これらの危険個所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険個所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導するよう努める。

また、住民・事業者と県・市町との間で地域の液状化発生傾向や液状化による宅地の被害リスクについて情報を共有し、認識を深める「リスクコミュニケーション」を促進する。

2 ～ 9 (略)

第 2 2 節 (略)

第3章 災害応急対策計画

地震災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

1～3（略）

4 災害対策本部

（1）～（6）（略）

（7）災害対策本部の組織、編成

ア～カ（略）

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

（略）

警察本部 **警備課** 課長補佐

（8）（略）

5～8（略）

9 受援体制の確立

（略）

第3章 災害応急対策計画

地震災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

1～3（略）

4 災害対策本部

（1）～（6）（略）

（7）災害対策本部の組織、編成

ア～カ（略）

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

（略）

警察本部 **災害対策課** 課長補佐

（8）（略）

5～8（略）

9 受援体制の確立

（略）

⑧ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4. 2. 28	<u>076-202-6983</u>	076-233-8892

（略）

10～11（略）

第 2 節（略）

第 3 節 災害情報の収集・伝達

1～2（略）

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

（1）被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 県

（ア）～（イ）（略）

（ウ）市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報

県は、市町等から情報を収集するとともに、119 番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や 各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行^い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

（エ）（略）

イ～ウ（略）

（2）（略）

（3）災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア～イ（略）

ウ 警察

（ア）～（イ）（略）

（ウ）被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部**警備課**、警察署においては警備課が行う。

⑧ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4. 2. 28	<u>076-233-8854</u>	076-233-8892

（略）

10～11（略）

第 2 節（略）

第 3 節 災害情報の収集・伝達

1～2（略）

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

（1）被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 県

（ア）～（イ）（略）

（ウ）市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報

県は、市町等から情報を収集するとともに、119 番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や 各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行^{うとともに、収集した画像情報について、防災 I o T システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努め、}これらの情報を消防庁に報告する。また、新総合防災情報システム（S O B O - W E B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。

（エ）（略）

イ～ウ（略）

（2）（略）

（3）災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア～イ（略）

ウ 警察

（ア）～（イ）（略）

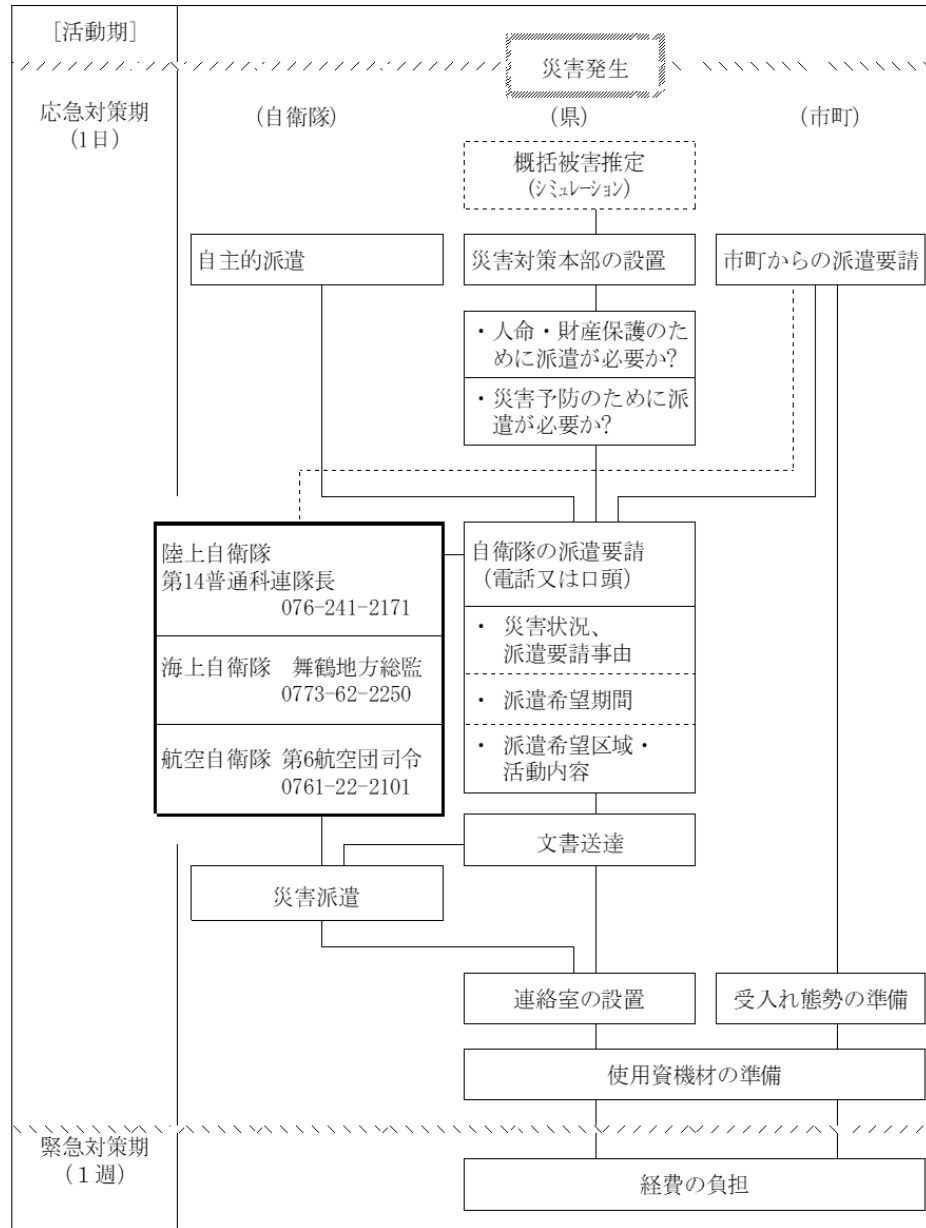
（ウ）被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部**災害対策課**、警察署においては警備課が行う。

エ（略） オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 カ（略） （４）～（８）（略） ４（略） 第４節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。 ２（略） ３ 通信設備の応急復旧 <u>（新設）</u>	エ（略） オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 カ（略） （４）～（８）（略） ４（略） 第４節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。<u>特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。</u> ２（略） ３ 通信設備の応急復旧 <u>通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討するものとする。災害により防災行政無線等が途絶した場合、県及び市町は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努めるものとする。</u>
--	--

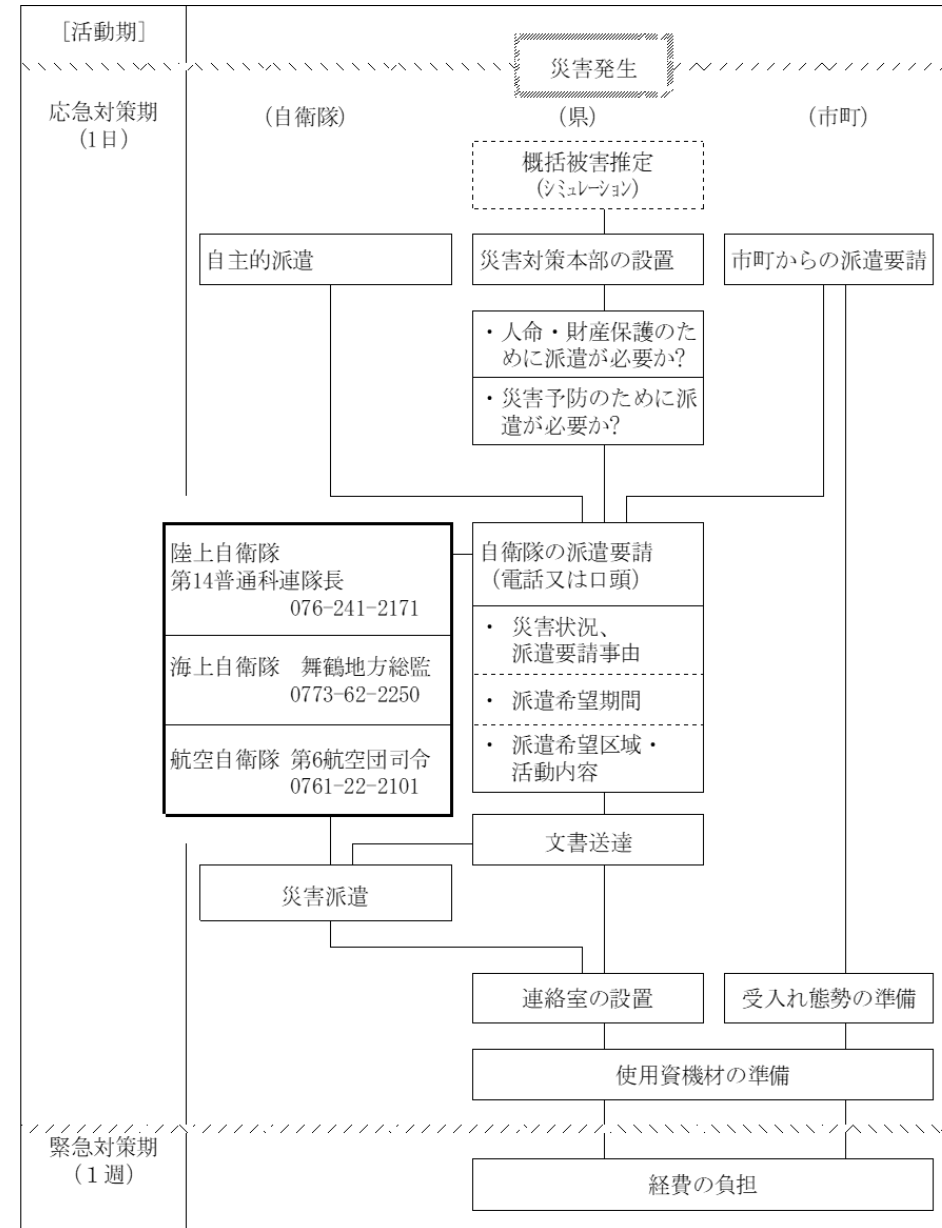
(1) ~ (2) (略) 第5節 (略) 第6節 災害広報 災害広報のフロー <u>掲示板、広報誌、広報車による広報</u> 1 基本方針 地震発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。 2 (略) 3 広報の内容 (1) (略) (2) 被災者に対する広報 (略) <u>○交通機関等の復旧状況</u> (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(1) ~ (2) (略) 第5節 (略) 第6節 災害広報 災害広報のフロー <u>ホームページ、SNS、広報誌等による広報</u> 1 基本方針 地震発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。 <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施するものとする。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。</u> 2 (略) 3 広報の内容 <u>災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。</u> <u>また、県は、通信が途絶した場合の情報発信における代替手段をあらかじめ検討しておく。</u> (1) (略) (2) 被災者に対する広報 (略) ○交通機関、<u>金融機関</u>等の復旧状況 (略) ○被災事業者向けの情報 <u>(3) 支援者に対する広報</u> <u>○ボランティアの募集に関する情報</u> <u>○義援金・寄付金の募集に関する情報</u> <u>○観光や消費活動を通じた支援等に関する情報</u>	
--	--	--

4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請 知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第 55 条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。 ア～イ (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略) ウ～ケ (略) 5～8 (略) 第7節 (略)	4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請 知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、<u>SNS</u>、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第 55 条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。 ア～イ (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、<u>家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど</u>、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者<u>や観光客</u>に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 <u>(7) ホームページ：詳細な情報を提供するプル型の発信</u> <u>(1) SNS：注目を集め、情報の拡散を図るプッシュ型の発信</u> (略) ウ～ケ (略) 5～8 (略) 第7節 (略)	
--	---	--

第8節 自衛隊の災害派遣



第8節 自衛隊の災害派遣



1～4（略）	
5 活動の内容	
災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。	
なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。	
(1) ～ (9) （略）	（略）
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(10) ～ (12) （略）	（略）

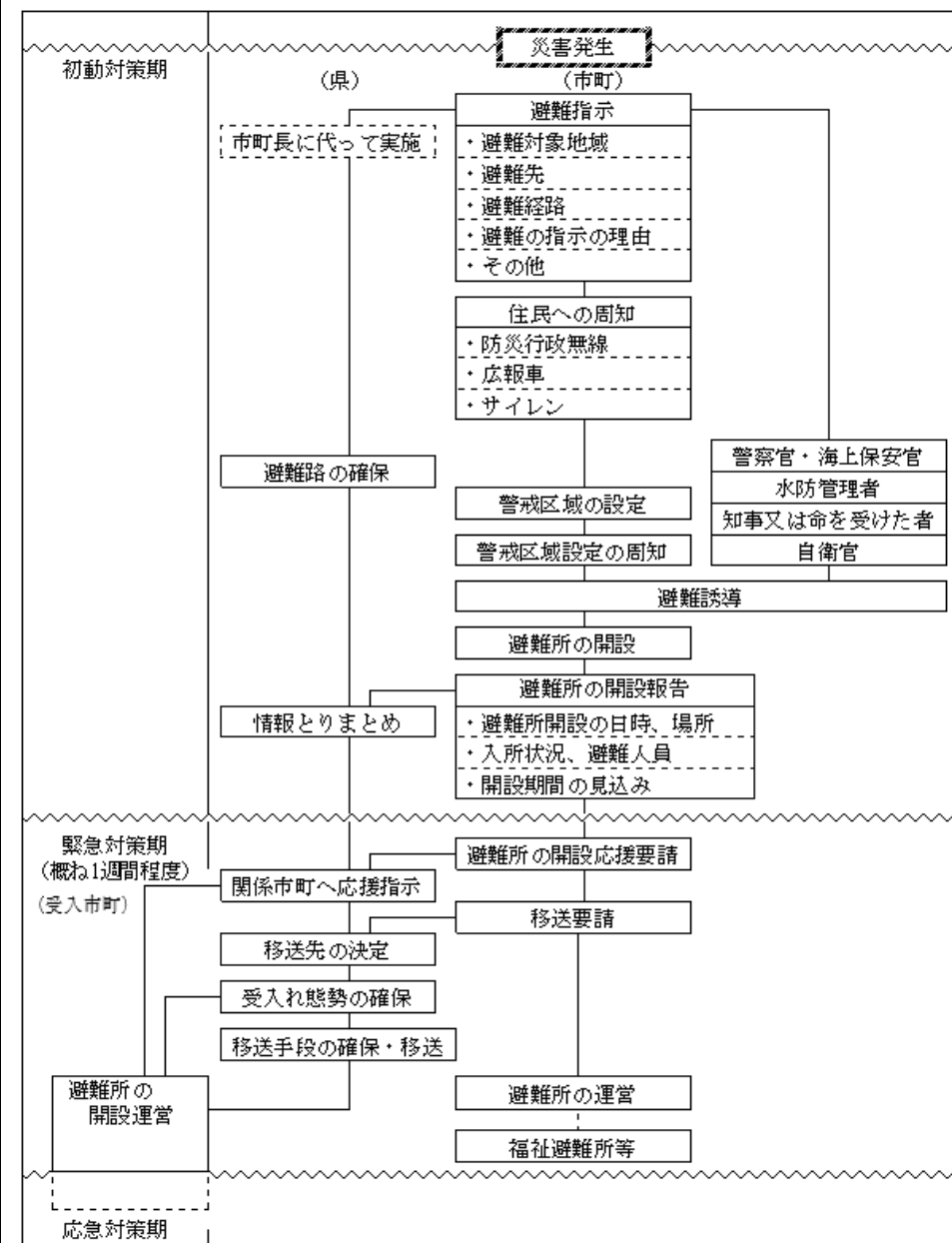
6～8（略）

1～4（略）	
5 活動の内容	
災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。	
なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。	
(1) ～ (9) （略）	（略）
<u>(10) 入浴支援</u>	<u>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。</u>
<u>(11) ～ (13) （略）</u>	（略）

6～8（略）

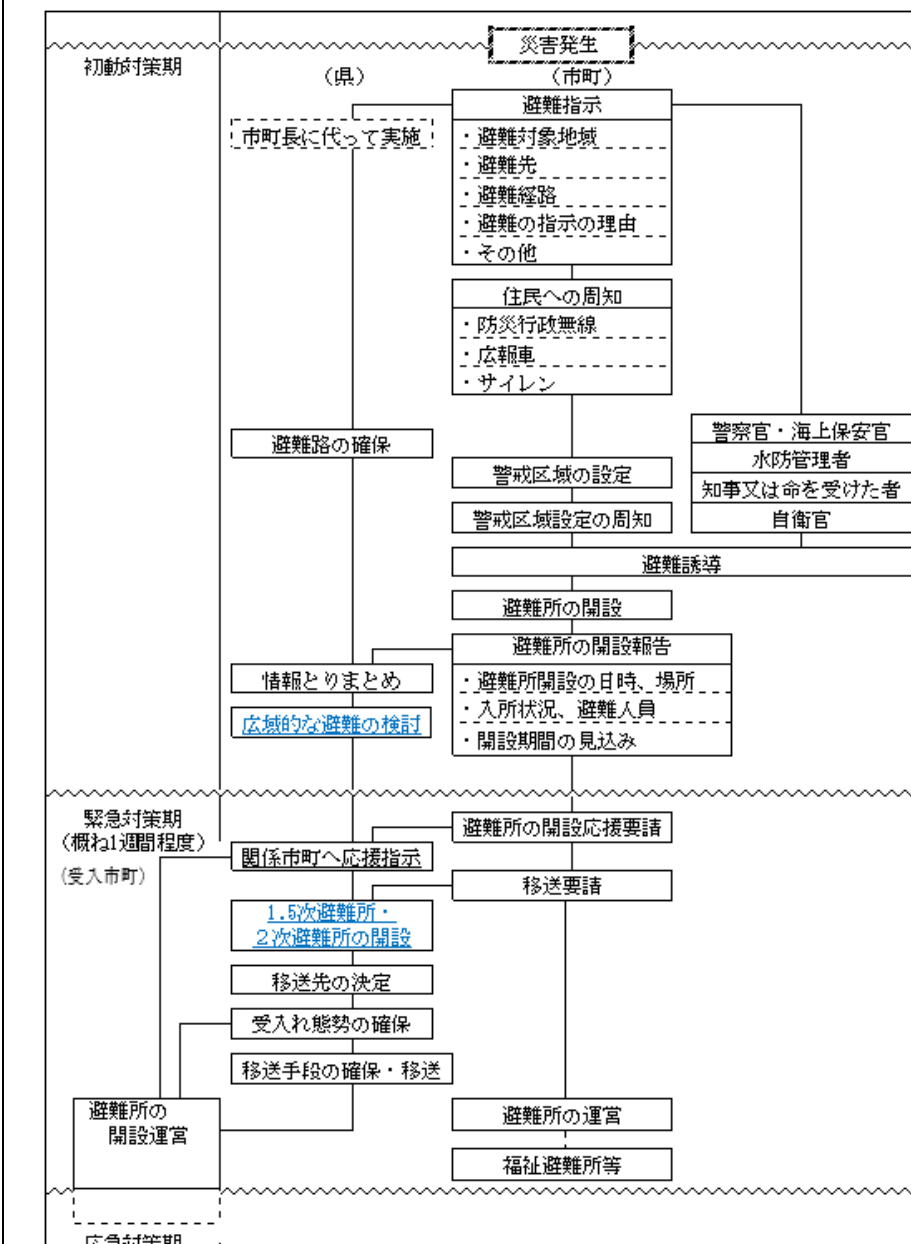
第9節 避難誘導等

避難誘導のフロー



第9節 避難誘導等

避難誘導のフロー



1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （１）市町 ア～イ（略） ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ（略） オ 避難所の運営 ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 （略） ○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>よう努めるとともに</u>、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。 ○ 市町は、食事<u>供与の状況</u>、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>ものとする。 ○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗	1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （１）市町 ア～イ（略） ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ <u>避難所の名称</u> ○ <u>避難所開設の日時及び場所</u> ○ <u>世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）</u> ○ <u>開設期間の見込み</u> ○ <u>必要な救助・救援の内容</u> ○ <u>指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u> エ（略） オ 避難所の運営 ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 <u>また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用</u>に努めるものとする。 （略） ○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。 ○ <u>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u> ○ 市町は、<u>栄養バランスのとれた適温の食事</u>を提供できるよう、<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>ものとする。 ○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施
--	---

濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。 (略)	設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。 (略)	
カ〜ク (略) ケ <u>二次避難</u>支援の実施 市町は、<u>二次避難支援マニュアルに基づき</u>、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>二次避難が必要な</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ〜ソ (略) (2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>二次</u>避難に関する応援の要請を受けたときは、<u>「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の</u>受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。	カ〜ク (略) ケ <u>福祉避難所への避難等に係る</u>支援の実施 市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>なお</u>、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ〜ソ (略) (2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに<u>平時にあらかじめ選定した市町に派遣する職員や、他自治体応援職員等の活用により</u>、必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>広域的な</u>避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う<u>とともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5 次避難所での一時的な受入れを検討する。</u>	
8 広域避難対策 (1) 市町 ア (略) イ <u>被災者</u>の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。	8 広域避難対策 <u>(災害発生前)</u> (1) 市町 ア (略) イ <u>避難者</u>の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から<u>他地区における避難所 (以下、広域避難所という) の</u>管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。	

ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ <u>移送された被災者の</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ～カ（略） （２）県 ア～イ（略） ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ（略） <u>（３）広域一時滞在</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	ウ <u>市町は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や</u>具体的なオペレーションを定めた<u>マニュアル</u>に基づき、<u>県等と連携し、</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ <u>広域</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ～カ（略） （２）県 ア～イ（略） ウ <u>県は、広域避難に係る調整について、具体的なオペレーションを定めたマニュアルを整備するとともに、これに基づき、国、市町、実動機関、運送事業者等と連携し、</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ（略） <u>９ 広域一時滞在（災害発生後）</u> <u>（１）広域一時滞在のための協議・調整</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、<u>県内の他の市町への受入れを含め、</u>広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>オ 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>（２）２次避難所の設置</u> <u>県は、被災市町における避難所の生活環境やライフラインの被災状況等に鑑み、事前に策定したマニュアルに基づき、旅館・ホテル等を２次避難所として</u>
--	--

<u>(新設)</u> (4) (略) <u>9～10</u> (略) 第10節 要配慮者の安全確保 1 (略) 2 在宅の要配慮者に対する対策 (1)～(3) (略) (4) <u>二次避難</u>支援の実施 ア 市町 市町は、<u>二次避難支援マニュアルに基づき</u>、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>二次避難が必要な</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 イ 県 市町から要配慮者の<u>二次避難</u>に関する応援の要請を受けたときは、「<u>広域調整マニュアル</u>」に基づき、<u>二次避難の</u>受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 3～5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(13) (略) (14) 一般社団法人石川県助産師会 石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。	<u>設置し、被災者の受入れ及び継続的な支援を行う。</u> <u>(3) 1.5次避難所の設置</u> <u>県は、2次避難所への被災者の受入れの調整に時間を要すると見込まれる場合には、事前に策定したマニュアルに基づき、被災者の一時的な滞在施設として1.5次避難所を設置・運営し、2次避難先が決定するまでの間の被災者の生活環境を確保する。</u> (4) (略) <u>10～11</u> (略) 第10節 要配慮者の安全確保 1 (略) 2 在宅の要配慮者に対する対策 (1)～(3) (略) (4) <u>福祉避難所への避難等に係る</u>支援の実施 ア 市町 市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>なお、</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 イ 県 市町から要配慮者の<u>広域的な</u>避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う<u>とともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受入れを検討する。</u> 3～5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(13) (略) (14) 一般社団法人石川県助産師会 石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。
--	---

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	<u>石川県薬業卸協同組合</u>	<u>H8.11.13</u>	<u>076-266-4019</u>	<u>076-266-4094</u>

(15) (略)

4～12 (略)

第12節～第14節 (略)

第15節 災害救助法の適用

1～7 (略)

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>9～18</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第16節 (略)

第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1～3 (略)

4 遺体の埋葬

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

(略)

(2)～(3) (略)

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	<u>(一社) 石川県助産師会</u>	<u>R6.1.9</u>	<u>090-9767-5503</u>	<u>—</u>

(15) (略)

4～12 (略)

第12節～第14節 (略)

第15節 災害救助法の適用

1～7 (略)

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年7月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	<u>福祉サービスの提供</u>	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	<u>1 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設使用等の設置費の実費</u> <u>2 福祉避難所の設置以外消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費</u>	<u>災害発生の日から7日以内</u>	
<u>10～17</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第16節 (略)

第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1～3 (略)

4 遺体の埋葬

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行うなど、遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。

(略)

(2)～(3) (略)

5 ～ 8（略）

第 1 8 節（略）

第 1 9 節 ライフライン施設の応急対策

1（略）

2 電力施設

（1）～（4）（略）

（5）県、市町及び防災関係機関との協調（略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-202-6983	076-233-8892

（6）～（8）（略）

3 ～ 4（略）

5 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

（1）～（2）（略）

（3）被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

（4）応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

（5）～（8）（略）

第 2 0 節 公共土木施設等の応急対策

1（略）

5 ～ 8（略）

第 1 8 節（略）

第 1 9 節 ライフライン施設の応急対策

1（略）

2 電力施設

（1）～（4）（略）

（5）県、市町及び防災関係機関との協調（略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-233-8854	076-233-8892

（6）～（8）（略）

3 ～ 4（略）

5 下水道施設

下水道管理者等は、次の措置を講ずる。

（1）～（2）（略）

（3）被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

（4）応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

（5）～（8）（略）

第 2 0 節 公共土木施設等の応急対策

1（略）

2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 (ア)～(カ) (略) (3) (略) 3～9 (略) 第21節 給水活動 1 基本方針 地震災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求め<u>て</u>速やかに応急給水を実施する。 2 給水対策本部の設置、運営 市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。 また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。 (1)～(2) (略) 3 応急給水活動 (1) (略) (2) 市町（水道事業者） <u>(新設)</u> <u>ア～ウ</u> (略) (3) (略) 4～5 (略)	2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械<u>や無人航空機（ドローン）等の新技術</u>の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 (ア)～(カ) (略) (3) (略) 3～9 (略) 第21節 給水活動 1 基本方針 地震災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、<u>水道事業者は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。</u> <u>県は、必要に応じて自衛隊及び関係機関等に応援を求める。</u> 2 給水対策本部の設置、運営 市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部<u>等の関係機関</u>と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。 また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。 <u>なお、市町（水道事業者）は、給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。</u> (1)～(2) (略) 3 応急給水活動 (1) (略) (2) 市町（水道事業者） <u>ア 応急給水計画を策定する。</u> <u>イ～エ</u> (略) (3) (略) 4～5 (略)	
---	--	--

第２２節 食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１）県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～６（略） 第２３節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２４節 障害物の除去 １ 基本方針 地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。 ２～１０（略）	第２２節 食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１）県は、<u>あらかじめ協定を締結した小売事業者や物流事業者等の関係機関と連携し</u>、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～６（略） 第２３節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２４節 障害物の除去 １ 基本方針 地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、<u>各関係機関で情報を共有しながら</u>、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。 ２～１０（略）	
--	--	--

第25節 輸送手段の確保

1～3 (略)

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1)～(3) (略)

(4) 航空輸送

知事は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。

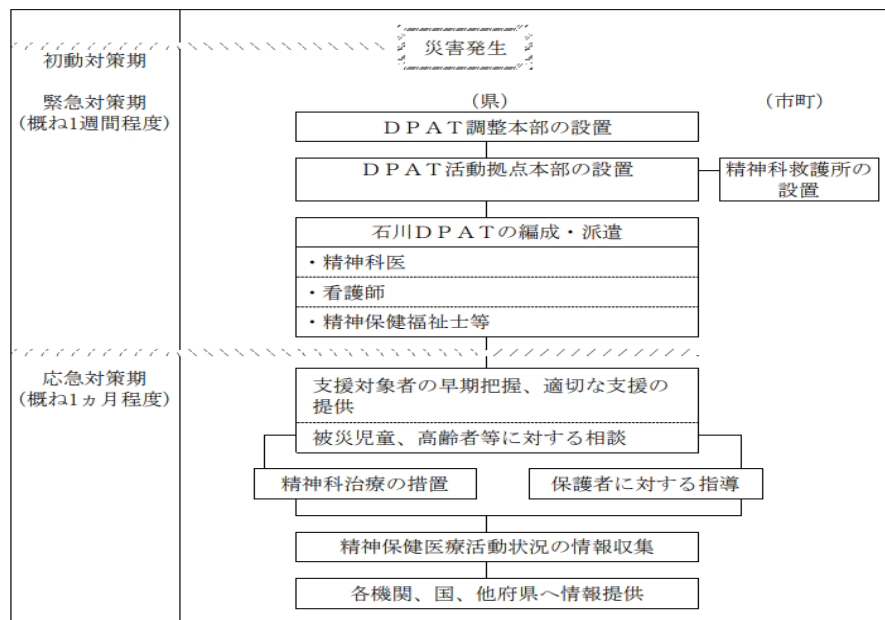
(略)

(5)～(7) (略)

5～6 (略)

第26節 こころのケア活動

こころのケア活動フロー



1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、震災により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

第25節 輸送手段の確保

1～3 (略)

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1)～(3) (略)

(4) 航空輸送

知事は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、航空輸送を実施する。

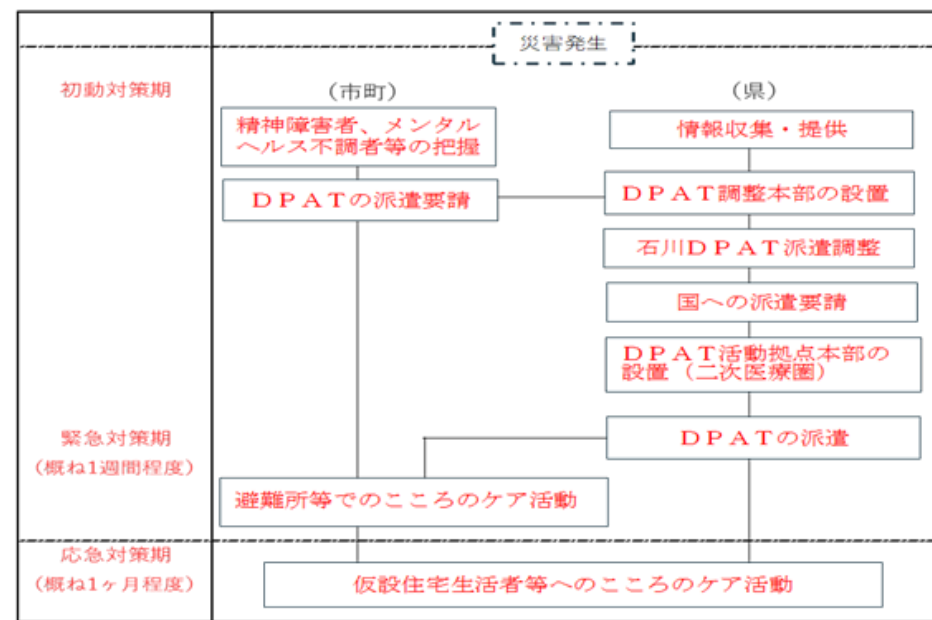
(略)

(5)～(7) (略)

5～6 (略)

第26節 こころのケア活動

こころのケア活動フロー



1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。
このため、県及び市町は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的

<u>2 実施体制</u> <u>(1) 県</u> ① <u>必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。</u> ② <u>必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、石川ＤＰＡＴの活動が円滑に行われるよう調整を行う。</u> ③ <u>精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</u> <u>(2) 市町</u> ① <u>市町は、避難所に救護所を設置する。</u> ② <u>県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。</u> <u>3 石川ＤＰＡＴ派遣体制</u> <u>県は、必要があると認めた場合は、石川ＤＰＡＴ指定機関に対して石川ＤＰＡＴの出動を要請し、被災地へ派遣する。</u> <u>4 石川ＤＰＡＴ活動</u> <u>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</u> <u>石川ＤＰＡＴは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</u> <u>(2) 被災児童に対する精神相談の実施</u> <u>被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。</u> <u>(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施</u> <u>高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。</u> <u>2 情報収集・提供</u> <u>県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、災害時診療概況報告システム（Ｊ－ＳＰＥＥＤ）、関係機関からの情報などを基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握し、ＤＰＡＴ及び災害拠点精神科病院へ活動に必要な情報を提供する。</u> <u>3 実施体制</u> <u>(1) 市町</u> <u>市町は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、ＤＰＡＴ活動の必要性の検討や派遣要請を行う。</u> <u>(2) 県</u> <u>ア 県は、必要に応じ、県災害対策本部及び災害医療支援室の指揮下に、ＤＰＡＴ調整本部を設置し、的確な精神保健医療活動を行うため、被災地内の精神科医療機関の被災状況等を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び市町等から把握する。</u> <u>イ 県は、必要に応じて、精神科医療機関等の協力を得て、石川ＤＰＡＴの派遣調整を行うとともに、被災地域内の災害拠点病院または県保健福祉センター等に二次医療圏を統括するＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。</u> <u>ウ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、ＤＰＡＴを派遣する。県のみで十分な対応ができない場合には、国及び他の都道府県等にＤＰＡＴの派遣を要請する。</u> <u>(3) 石川ＤＰＡＴ指定機関</u> <u>ア 石川ＤＰＡＴ指定機関は、県から待機要請を受けたときは、石川ＤＰＡＴを待機させる。</u> <u>イ 石川ＤＰＡＴ指定機関は、県から「石川県災害派遣精神医療チーム（石川ＤＰＡＴ）の派遣に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川ＤＰＡＴを出動させる。</u> <u>(4) 災害拠点精神科病院</u> <u>災害拠点精神科病院である県立こころの病院は、災害時においても、医療保護入院や措置入院等精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うとともに、被災した病院から精神疾患を有する患者の受入れや、一時避難場所としての機能を担う。</u> <u>4 ＤＰＡＴ活動</u> <u>(1) 被災地での精神科医療の提供</u> <u>精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在</u>
---	---

<u>5 精神保健医療活動情報の提供</u> <u>県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。</u> 第27節 防疫、保健衛生活動 1 基本方針 地震災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。 2 実施体制 (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム（DWA T）</u>を被災地へ派遣する。 <u>（新規）</u> <u>カ～キ</u> (略) (3) (略)	<u>宅患者の訪問等を行う。</u> <u>(2) 被災地での精神保健活動への専門的支援</u> <u>災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。</u> <u>(3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）</u> <u>外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。</u> <u>(4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援</u> <u>支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。</u> <u>(5) 精神保健医療に関する普及啓発</u> <u>被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。</u> <u>（削除）</u> 第27節 防疫、保健衛生活動 1 基本方針 地震災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。 <u>また、県は、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u> 2 実施体制 (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) オ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害支援ナース</u>を被災地へ派遣する<u>ものとする。</u> <u>カ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣するものとする。</u> <u>キ～ク</u> (略) (3) (略)	
--	--	--

3～5（略） 6 ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>避難所を設置する</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>に関し、飼養者に</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （２）（略） 7（略） 第28節（略） 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1（略） 2 実施体制 （１）（略） （２）県等の応援 ア（略） イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。</u> 3～8（略） 第30節 住宅の応急対策 1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として	3～5（略） 6 ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>平時から</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>の</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行う<u>ほか、市町に対し、災害時における同行避難者の受入れ体制の整備について助言を行う</u>など、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （２）（略） 7（略） 第28節（略） 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1（略） 2 実施体制 （１）（略） （２）県等の応援 ア（略） イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。</u> 3～8（略） 第30節 住宅の応急対策 1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。<u>応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県及び市町が連携して実施する。</u> また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。<u>そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保につい</u>
--	---

利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。 また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。 2 実施体制 (1) 被災建築物応急危険度判定の実施 市町は、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。 県は、県災害対策本部に支援本部を設置し、市町が行う応急危険度判定業務を支援する。 被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図る。 また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。 (2)～(5) (略) 3～5 (略) 第31節 文教対策 1 基本方針 教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。	<u>てあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。</u> なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。 また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。 2 実施体制 (1) 被災建築物応急危険度判定の実施 市町は、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。 県は、県災害対策本部に支援本部を設置し、市町が行う応急危険度判定業務を支援する。 被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図る。 また、<u>県及び市町が連携し、応急危険度判定の制度について住民へ周知するほか、</u>余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。 (2)～(5) (略) 3～5 (略) 第31節 文教対策 1 基本方針 教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。 <u>なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、県及び市町の各課で共有し、情報収集の一元化に努めるものとする。</u>
--	---

2～3（略） 4 応急教育計画 学校の施設が被災<u>したり</u>、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。 （１）～（６）（略） （７）教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>（新設）</u> 5～10（略） 11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。 12（略） <u>（新設）</u> 第32節 応急金融対策 1～5（略） 6 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。	2～3（略） 4 応急教育計画 学校の施設が被災<u>し</u>、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。<u>なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。</u> （１）～（６）（略） （７）教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、<u>教職員動員計画に基づき</u>、他校や<u>県外</u>からの応援により対応する<u>ほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行う</u>など、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>（８）発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努めるものとする。</u> 5～10（略） 11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、<u>空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備</u>、学校機能を維持、再開させる場合の<u>避難所集約等</u>の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。 12（略） <u>13 被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）</u> <u>県は、被災した児童生徒の学びの継続のために、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）に基づき、国や他の都道府県から学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れるものとする。</u> <u>なお、他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、県は、必要に応じて、同制度に基づき、応援教職員やスクールカウンセラー等を派遣するものとする。</u> 第32節 応急金融対策 1～5（略） 6 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、<u>情報発信マニュアルに基づき</u>、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。
---	--

第4章 復旧・復興計画

第1節～第3節（略）

第4節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～11（略）

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4章 復旧・復興計画

第1節～第3節（略）

第4節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

地震災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～11（略）

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、デジタル技術を活用した避難者情報の把握・共有システムの構築に取り組み、市町等

3 (略) 4 こころのケア活動の継続 こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。 5～6 (略) 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9 (略) 10 災害廃棄物の処理等 (1) 市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、<u>必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。</u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。 また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 (2) 市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、<u>解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備し、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。</u> 第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。 2～6 (略) 第7節 (略) 第5章 (略)	<u>との合同訓練・研修を実施し、避難者情報共有体制の強化を図る。</u> 3 (略) 4 こころのケア活動の継続 こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び<u>D P A T等</u>の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する 5～6 (略) 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税<u>等</u>について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9 (略) 10 災害廃棄物の処理等 (1) 市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。</u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。 また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 (2) 市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、<u>廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市町による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。</u> 第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、<u>義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき</u>、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。 2～6 (略) 第7節 (略) 第5章 (略)
---	--

【その他】

○字句の一括修正

- ・「平常時」を「平時」に改める。

以上

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和 <u>7 年</u> 修正)	石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和 <u>7 年 9 月</u> 修正)	

第 1 章 総則

第 1 節～第 2 節（略）

第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。

第 4 節～第 5 節（略）

第 1 章 総則

第 1 節～第 2 節（略）

第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・ <u>災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。</u> ・ <u>国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。</u>

第 4 節～第 5 節（略）

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1～2（略）

3 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、津波発生時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

（1）（略）

（2）教育の内容

ア～オ（略）

（新設）

カ その他津波対策に必要な事項

4（略）

5 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

（1）（略）

（2）普及の内容

ア～ケ（略）

（新設）

コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

シ その他津波対策に必要な事項

6～7（略）

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1～2（略）

3 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、津波発生時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、県、市町及び防災関係機関の全ての職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

（1）（略）

（2）教育の内容

ア～オ（略）

カ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用

キ その他津波対策に必要な事項

4（略）

5 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

（1）（略）

（2）普及の内容

ア～ケ（略）

コ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進

サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ス その他津波対策に必要な事項

6～7（略）

第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 <平常時の心得> (略) ○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 <u>(新設)</u> (略) ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 3～4 (略) 第3節 自主防災組織の育成 1 (略) 2 地域住民等の自主防災組織 (1) 組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。 その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 (2)～(4) (略)	第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 <平時の心得> (略) ○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 <u>○感震ブレーカーの設置に努める。</u> <u>不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であるため、設置を検討する。</u> (略) ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時行動力を身につけ、正しい情報を県民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。 3～4 (略) 第3節 自主防災組織の育成 1 (略) 2 地域住民等の自主防災組織 (1) 組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、組織率の向上、<u>共助意識の向上</u>、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u> その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 <u>さらに、各市町の自主防災組織や防災士会の間の連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実に繋げるほか、災害時に各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努めるものとする。</u> (2)～(4) (略)	
--	---	--

3 (略) 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 (1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る<u>とともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 (2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進<u>する。</u> また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。 (3) (略) 2～3 (略) 4 防災ボランティアの育成 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u> (3) 県は、津波災害時にボランティア活動として、宅地の応急危険度判定を行	3 (略) 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 (1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 <u>特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 (2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、<u>実効性向上を図る。</u> また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める<u>とともに、国が整備する被災者援護協力団体データベースを活用し、NPO・ボランティア団体との関係構築に努める。</u> (3) (略) 2～3 (略) 4 防災ボランティアの育成 (1)～(2) (略) <u>(3) 県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u> (4) 県は、津波災害時にボランティア活動として、宅地の応急危険度判定を行
--	--

う被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。 (4) ～ (5) (略) 第5節 (略) 第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1) ～ (2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 <u>(新設)</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>必要な機能を備えた専用室とし</u>、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。 <u>(新設)</u> (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施され	う被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士 <u>及び建築士を目指す学生</u>等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。<u>また、技能向上のための取組を充実させる。</u> (5) ～ (6) (略) 第5節 (略) 第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1) ～ (2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から <u>全職員を対象とした</u>訓練や研修等を実施し、<u>職員の災害対応意識の向上を図るとともに</u>、同計画の効果的な運用に努める。 <u>カ 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて市町へ県職員を派遣できるよう、職員の派遣に関するマニュアルを作成するとともに、平時から被災市町との円滑なコミュニケーションのあり方を検討し、国や市町、関係機関等との合同訓練や研修を実施し、対応力の強化を図る。</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>国や関係機関等の執務スペースの機能を備え</u>、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。 <u>(5) 組織横断チームの設置</u> <u>県は、災害時における応急・復旧対策を円滑に推進するために、組織横断チームの設置や危機管理部を中心とした庁内の指揮命令系統及び各部局・職員の役割の明確化を図る。</u> (6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施される
---	--

るよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

エ（略）

(6) ～ (7)（略）

(8) 業務継続計画の策定等

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(9) 受援計画の策定等

ア（略）

イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ（略）

よう運送事業者等との協定を締結するなど体制の整備に努める。

また、広域避難の調整や、旅館・ホテル等における2次避難所の設置、一時的な滞在施設となる1.5次避難所の設置・運営に関する具体的な手順等を定めたマニュアルの整備に努める。

ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、災害時における緊急車両の優先供給及び誘導員等の要員の動員について、組合に加入する店舗へ周知するとともに、優先給油できる店舗のリストを実動機関に共有するなど、平時からの連携強化に努める。

エ（略）

(7) ～ (8)（略）

(9) 業務継続計画の策定等

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、専門人材の育成、定期的な教育・訓練・研修・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積による職員の災害対応への意識醸成や災害対応力・調整能力向上、状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(10) 受援計画の策定等

ア（略）

イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとなる会議室等の確保を行う。災害時の会議室の使用にあたっては、事前にルールを定めるものとする。また、県及び市町は、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを整備する。

ウ（略）

<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (10) 安否不明者の氏名等の公表等 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。 (11) (略) (12) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、<u>平常時</u>から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 (13) ～ (18) (略) <u>(新設)</u> 3 市町の活動体制 (1) ～ (6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>(新設)</u>	<u>エ 県は、受援計画及び業務継続計画等を継続的に見直し、県の人的支援調整に関する対応力の強化を図る。</u> <u>オ 県は、被災市町への応援職員の派遣を見据え、動員予定者の選定や市町との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> <u>カ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> (11) <u>孤立(要支援)集落への対策強化</u> <u>県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルの整備や関係機関との研修・訓練等に努める。また、県は孤立集落の発生を見据え、通信、道路等のインフラ整備や備蓄物資、衛星携帯電話、無人航空機（ドローン）の飛行ルート等の整備など、デジタル技術を活用した情報収集・対応の改善を図る。</u> (12) 安否不明者の氏名等の公表等 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。<u>また、県は、平時から動員予定者を選定の上、訓練を実施するよう努めるものとする。</u> (13) (略) (14) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、<u>市町と連携し</u>、被災者の早期生活再建を図るため、<u>平時</u>から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 <u>市町は、県と連携し、被害認定調査の具体的な事務に関するマニュアルを整備する。</u> (15) ～ (20) (略) (21) <u>システムの整備・利活用</u> <u>県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 3 市町の活動体制 (1) ～ (6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>エ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県</u>
--	--

(8) 罹災証明交付体制の確立

市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア (略)

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ～オ (略)

(新設)

(9) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(10) ～ (16) (略)

(新設)

(新設)

4～5 (略)

第7節 通信及び放送施設災害予防

1 基本方針

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情

との合同訓練の実施に努めるものとする。

(8) 罹災証明交付体制の確立

市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。

ア (略)

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ～オ (略)

カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。

(9) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市町は、平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(10) ～ (16) (略)

(17) 代替水源の確保

市町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

(18) システムの整備・利活用

市町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

4～5 (略)

第7節 通信及び放送施設災害予防

1 基本方針

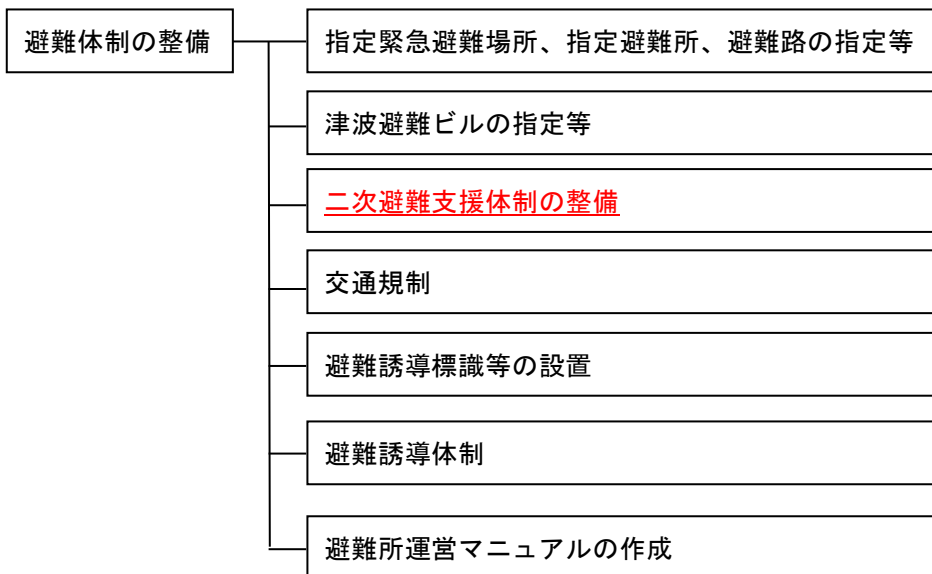
津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握でき

報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2 (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ものとする。</u> また各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努める。 4 (略) 第８節～第９節 (略) 第１０節 避難体制の整備 1 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効	る広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 <u>特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。</u> 2 (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ほか、石川県総合防災情報システムを県広域データ連携基盤と接続するなど、機能強化を図る。</u> また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、防災ＩｏＴシステム等を活用し、防災関係機関への共有を図る。</u> <u>加えて、複数の手段で情報を入力できるよう入力手段の多様化に向けたシステム改修やマイナンバーカード等のデジタル技術を活用したデータ入力・更新の省力化を見据えたシステム改修の検討など、デジタル技術の活用促進に努める。</u> 4 (略) 第８節～第９節 (略) 第１０節 避難体制の整備 1 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効
---	--

活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <u>県は、大規模災害においては避難所運営について県・市町で連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、市町が運用する避難所運営マニュアルの改訂を支援するなど、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。また、県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものについて、各地域に分散整備・備蓄するよう努めるほか、避難生活の環境向上に必要な大型資機材の整備に努めるものとする。</u> <u>なお、トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用するほか、物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討するものとする。</u> <u>さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努めるものとする。</u>	
---	---	--

体系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市町は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) (略)

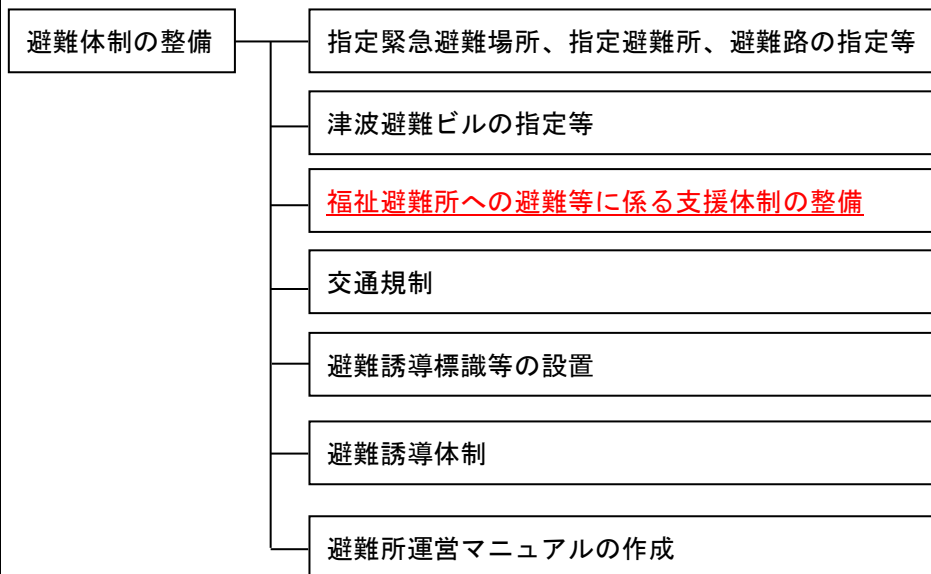
(2) 指定避難所

ア～オ (略)

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄

体系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市町は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。県は、広域的な断水を想定し、トイレ確保や洗濯支援等についてマニュアルを整備することで、県・市町の役割の明確化を図り、平時から避難環境の改善を図る。

(1) (略)

(2) 指定避難所

ア～オ (略)

カ 施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、

<u>品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u> <u>また、</u>避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。 （略） キ～シ（略） <u>（新設）</u> <u>ス～セ（略）</u> <u>（新設）</u> <u>ソ（略）</u> <u>タ 市町村（都道府県）は、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。 <u>チ（略）</u> <u>（新設）</u> （３）（略） （４）避難指示等の発令基準の策定等 ア 市町長は、避難指示<u>等等</u>の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の具体的な発令基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。 イ～ウ（略）	乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。 （略） キ～シ（略） <u>ス 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。</u> <u>セ～ソ（略）</u> <u>タ 市町は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努めるものとする。</u> <u>チ（略）</u> <u>ツ 県及び市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</u> <u>テ（略）</u> <u>ト 県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。</u> （３）（略） （４）避難指示等の発令基準の策定等 ア 市町長は、避難指示<u>等</u>の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の具体的な発令基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。 イ～ウ（略）
--	---

3 (略) 4 <u>二次避難支援体制の整備</u> 高年齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う</u>県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、<u>要配慮者の避難所内の一般避難スペースから</u>福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 5～9 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第11節 要配慮者対策 1 基本方針 津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の<u>協力を得ながら</u>、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。 2 在宅の要配慮者への配慮 (1) (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成	3 (略) 4 <u>福祉避難所への避難等に係る</u>支援体制の整備 高年齢者や障害者等<u>の要配慮者について</u>は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、<u>個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> また、<u>要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には</u>、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 <u>5～9 (略)</u> <u>10 孤立集落対策マニュアルの作成</u> <u>県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルを作成し、関係機関との研修・訓練等に努める。</u> <u>11 被災者支援業務の迅速化・効率化</u> <u>市町は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u> 第11節 要配慮者対策 1 基本方針 津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等と<u>平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど</u>、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。 2 在宅の要配慮者への配慮 (1) (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成	
---	--	--

するよう努める。 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>ウ～オ</u>（略） <u>（新設）</u> カ（略） （３）～（７）（略） （８）<u>二次避難</u>支援体制の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 （９）（略） ３ 社会福祉施設等の整備 （略） ４ 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 （１）（略） （２）県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>に努める。</u> （３）～（５）（略）	するよう努める。<u>県は、優良事例を提供するなど、市町の計画作成を支援する。</u> 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>（削除）</u> <u>イ～エ</u>（略） <u>オ 県は、市町のデジタル技術の活用促進について支援する。</u> カ（略） （３）～（７）（略） （８）<u>福祉避難所への避難等に係る</u>支援体制の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 （９）（略） ３ 社会福祉施設等の<u>防災体制</u>の整備 （略） ４ 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 （１）（略） （２）県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>を推進するとともに連携を強化する。</u> （３）～（５）（略）
---	--

(新設)

5 (略)

第12節 緊急輸送体制の整備

1 基本方針

道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2～4 (略)

5 民間事業者等の活用

(1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

(6) 石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。

5 (略)

第12節 緊急輸送体制の整備

1 基本方針

道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

また、道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2～4 (略)

5 民間事業者等の活用

(1) 県及び市町は、平時から、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

(追加)

第13節 医療体制の整備 1 基本方針 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。 また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震・津波の発生に備える。 2 医療救護体制の整備 (1) 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、震災・津波発生時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>協議し、必要に応じて協定を締結しておく。</u> イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ウ～エ (略) オ 県は、震災・津波が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、<u>常に医療救護体制の点検を行っておく。</u>	第13節 医療体制の整備 1 基本方針 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、<u>全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。</u> また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震・津波の発生に備える。 2 医療救護体制の整備 (1) 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、震災・津波発生時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>平時から訓練等を通じて連携体制の強化を図り、必要に応じて協定を締結しておく。</u> イ (略) ウ 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する意思を持ち、DPATの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川DPAT指定機関に指定する。</u> エ 県は、<u>災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、災害時においても医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行う災害拠点精神科病院、大学病院及び公益社団法人石川県医師会等と平時から協力体制を構築するよう努めるものとする。</u> オ～カ (略) キ 県は、震災・津波が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」及び「<u>県保健医療福祉調整本部運営マニュアル</u>」を整備するとともに、<u>関係機関との本部立ち上げ、運営訓練を実施するなど、医療救護体制の強化を図る。</u>	
---	---	--

カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。			ク 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。		
名称	目的	備考	名称	目的	備考
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		保健医療福祉調整本部	保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	DPAT 調整本部	国、他県との DPAT の受入調整、各 DPAT 活動拠点への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	DPAT 活動拠点本部	管内の DPAT の活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点精神科病院等に設置
<u>(新設)</u>			ケ 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。		
<u>(新設)</u>			コ 県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。		
<u>(新設)</u>			サ 県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。		
<u>(新設)</u>			シ 県は、公益社団法人石川県看護協会等の関係団体と連携のうえ、看護師派遣要請マニュアルの整備をするなど、災害支援ナース等の応援看護師派遣にかかる連携体制の強化を図る。		
<u>キ～シ</u> （略）			<u>ス～ツ</u> （略）		
(2)～(7)（略）			(2)～(7)（略）		
3～5（略）			3～5（略）		
<u>(新設)</u>			6 応援医療従事者の受け入れ体制		
			応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。		
第14節（略）			第14節（略）		

第15節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、津波発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系

災害時精神保健医療対策

こころのケア実施体制の整備

災害時精神科医療体制の整備

情報連絡体制の整備

2 こころのケア実施体制の整備

(1) 県

ア (略)

イ 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。

第15節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は、災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、津波発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系

こころのケア体制整備

活動体制の整備

情報連絡体制の整備

ＤＰＡＴ調整本部等の設置
及び運営に関する訓練等

2 活動体制の整備

(1) 県

ア (略)

イ 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。

(ア) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能

(イ) 精神疾患を有する患者の受入れや、一次避難場所としての機能

(ウ) 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣機能

ウ 県は、発災直後から精神科医療の提供及び精神保健活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等に基づき、「石川ＤＰＡＴ活動マニュアル」を整備するとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(2) 市町 <u>ア 市町は、避難所におけるＤＰＡＴ等が活動する救護所の設置について、あらかじめ施設管理者と協議しておく。</u> <u>イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、地震発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。</u> 3 災害時精神科医療体制の整備 <u>(1) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。</u> <u>ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u> <u>イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u> <u>ウ ＤＰＡＴの派遣機能</u> <u>(2) 県は、津波により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。</u> <u>(3) 県は、発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。</u> 4 情報連絡体制の整備 <u>県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、石川ＤＰＡＴの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u> 第１６節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急	(2) 市町 <u>市町は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。</u> 3 情報連絡体制の整備 <u>(1) こころのケア活動に係る情報連絡体制</u> <u>県は、ＤＰＡＴ統括者、ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等相互の情報連絡体制を整備しておく。</u> <u>(2) 災害時通信手段の確保</u> <u>災害拠点精神科病院である石川県立こころの病院は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</u> 4 ＤＰＡＴ調整本部等の設置及び運営に関する訓練等 <u>県は、ＤＰＡＴ統括者や石川ＤＰＡＴ指定機関等の協力を得ながら、災害時において精神保健医療（こころのケア）活動が円滑に行われるよう、平時からＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等の設置、運営に関する研修や訓練の実施に努める。</u> 第１６節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送
---	---

輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

2 県、市町、県民等の役割分担

(１) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

(新設)

(新設)

(2) ~ (5) (略)

が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

2 県、市町、県民等の役割分担

(１) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

(2) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、県が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

(3) 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、県の地震被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

(4) ~ (7) (略)

(新設)

3～4 (略)

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第17節 (略)

第18節 (新設)

(8) 県及び市町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

3～4 (略)

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルを作成し、受入体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

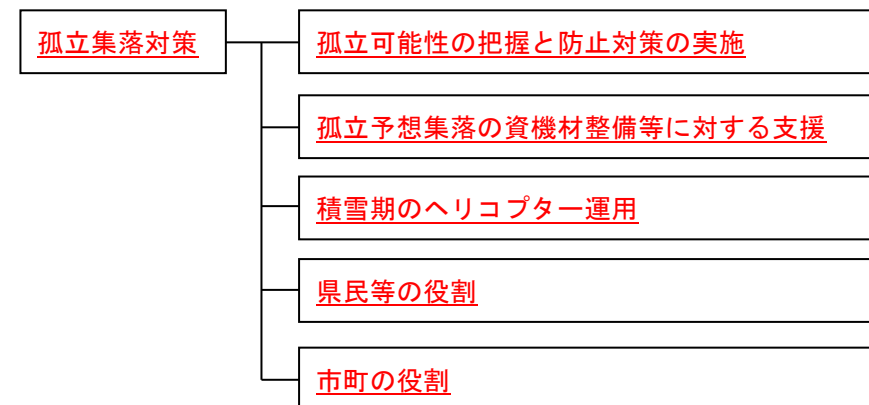
第17節 (略)

第18節 孤立集落対策

1 基本方針

中山間地域、離島など、災害時に土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

体系



2 孤立可能性の把握と防止対策の実施

県は、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、市町を通じて事前に把握する。

	<u>また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</u> <u>3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援</u> <u>県は、市町に対し、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。</u> <u>4 積雪期のヘリコプター運用</u> <u>積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</u> <u>5 県民等の役割</u> <u>(1) 県民の役割</u> <u>孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。</u> <u>(2) 地域の役割</u> <u>津波発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 企業・事業所の役割</u> <u>孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努めるものとする。</u> <u>6 市町の役割</u> <u>市町は、県と連携して孤立集落対策を実施する。</u> <u>(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知</u> <u>(2) 避難経路多重化の検討</u> <u>(3) 衛星通信等の通信手段の確保</u> <u>(4) 集落防災拠点施設の確保</u> <u>(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置</u> <u>(6) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備</u> <u>(7) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）</u> <u>(8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保</u> <u>(9) 市町地域防災計画で定める事項</u> <u>ア 孤立が予想される集落</u> <u>イ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所</u> <u>ウ 各集落との通信の確保方法</u> <u>エ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況</u>	
--	--	--

第 <u>18</u> 節 建築物等災害予防 1～3（略） 4 文化財災害予防 <u>（新設）</u> （1）美術工芸品等予防対策 美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。 （2）事前対策 ア～イ（略） ウ <u>民間団体との連携</u> 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、<u>平常時</u>から、民間団体等との連携を強化する。 5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策 県及び市町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。 6～7（略） 第 <u>19</u> 節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整	<u>オ 各集落のヘリポート適地</u> <u>カ 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項</u> 第 <u>19</u> 節 建築物等災害予防 1～3（略） 4 文化財災害予防 <u>県教育委員会は、文化財被災対応マニュアルを策定し、被災文化財に対応する体制整備に努める。</u> （1）美術工芸品等予防対策 美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管する <u>ほか、転倒・転落防止対策の措置</u>をとるよう工夫する。 （2）事前対策 ア～イ（略） ウ <u>文化財保護</u> 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、<u>平時</u>から、民間団体等との連携を強化する。<u>また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努めるものとする。</u> 5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策 県及び市町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。 <u>また、市町は、危険なブロック塀等の除去費用の一部助成を行い、安全の確保に努める。</u> 6～7（略） 第 <u>20</u> 節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整	
--	--	--

備などの諸施策を実施<u>する</u>とともに、交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう<u>体制等</u>を強化する。 2 道路施設整備対策 (1)～(4) (略) <u>(新設)</u> 3～4 (略) 5 上水道、下水道の整備対策 (1) 上水道の整備 地震や津波等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 ア～イ (略) ウ 飲料水の確保 県及び市町（水道事業者）は、震災時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。 (ア) (略) (イ) 市町（水道事業者） a～b (略) c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。 d～f (略) (2) 下水道の整備 ア 安全の確保 (ア) 体制面の強化	備などの諸施策を実施<u>し強靱化を図る</u>とともに、交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう<u>優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制</u>を強化する。 <u>また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。</u> 2 道路施設整備対策 (1)～(4) (略) <u>(5) 沿道の建物の耐震化・不燃化</u> <u>耐震改修促進法により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第3条）、都道府県耐震改修促進計画で指定する公益上必要な建築物（法第5条第3項第1号）及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第6条第3項第1号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられており、これらの建築物について、重点的に耐震化を促進する。</u> 3～4 (略) 5 上水道、下水道の整備対策 (1) 上水道の整備 地震や津波等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 ア～イ (略) ウ 飲料水の確保 県及び市町（水道事業者）は、震災時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。 (ア) (略) (イ) 市町（水道事業者） a～b (略) c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。<u>特に、災害用井戸を登録するなど、災害用井戸の活用に努める。</u> d～f (略) (2) 下水道の整備 ア 安全の確保 (ア) 体制面の強化
--	--

- a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。
b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
b 非常招集方法
c 応援要請方法
d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

(略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		<u>076-202-6983</u>	076-233-8892

7 ～ 1 1 (略)

第 2 0 節 (略)

日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

(イ) 要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
b 非常招集方法
c 応援要請方法
d 広報体制等

(3) 上水道・下水道施設の応急復旧

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

(略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		<u>076-233-8854</u>	076-233-8892

7 ～ 1 1 (略)

第 2 1 節 (略)

第3章 災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

1～3（略）

4 災害対策本部

（1）～（6）（略）

（7）災害対策本部の組織、編成

ア～カ（略）

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

（略）

警察本部 **警備課** 課長補佐

（8）（略）

5～8（略）

9 受援体制の確立

（略）

第3章 災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

1～3（略）

4 災害対策本部

（1）～（6）（略）

（7）災害対策本部の組織、編成

ア～カ（略）

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

（略）

警察本部 **災害対策課** 課長補佐

（8）（略）

5～8（略）

9 受援体制の確立

（略）

⑧ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4. 2. 28	<u>076-202-6983</u>	076-233-8892

（略）

10～11（略）

第 2 節（略）

第 3 節 災害情報の収集・伝達

1～2（略）

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

（1）被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 県

（ア）市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報

県は、市町等から情報を収集するとともに、119 番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や 各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行^い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

（イ）（略）

イ～ウ（略）

（2）（略）

（3）災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア～イ（略）

ウ 警察

（ア）～（イ）（略）

（ウ）被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部警備課、警察署においては警備課が行う。

エ（略）

⑧ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4. 2. 28	<u>076-233-8854</u>	076-233-8892

（略）

10～11（略）

第 2 節（略）

第 3 節 災害情報の収集・伝達

1～2（略）

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

（1）被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 県

（ア）市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報

県は、市町等から情報を収集するとともに、119 番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や 各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行^{うとともに、収集した画像情報について、防災 I o T システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努め、}これらの情報を消防庁に報告する。また、新総合防災情報システム（S O B O - W E B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。

（イ）（略）

イ～ウ（略）

（2）（略）

（3）災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア～イ（略）

ウ 警察

（ア）～（イ）（略）

（ウ）被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部災害対策課、警察署においては警備課が行う。

エ（略）

オ 関係機関等の協力関係

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

力（略）

（４）～（８）（略）

４（略）

第４節 通信手段の確保

１ 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

２（略）

３ 通信設備の応急復旧

（新設）

（１）～（２）（略）

オ 関係機関等の協力関係

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

力（略）

（４）～（８）（略）

４（略）

第４節 通信手段の確保

１ 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

２（略）

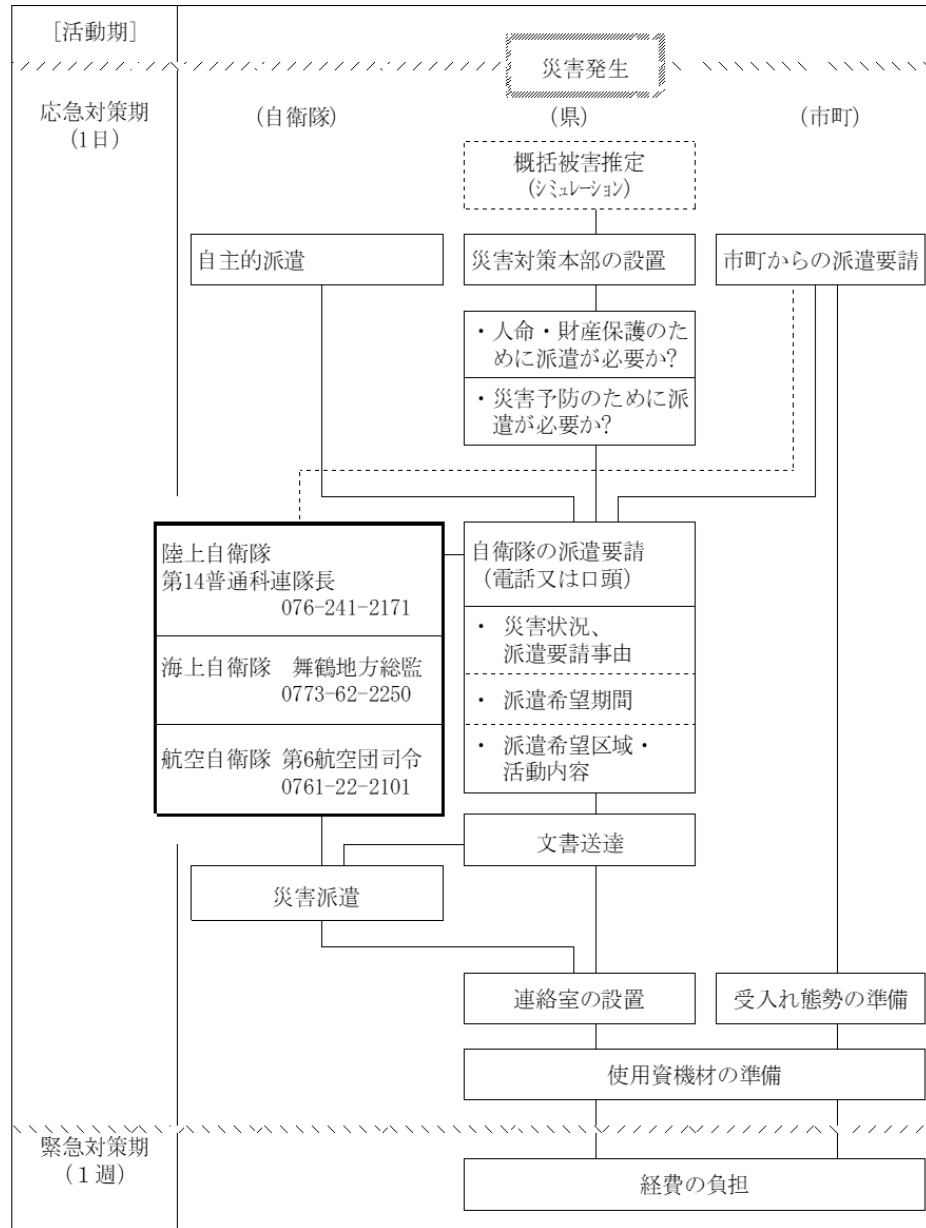
３ 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討するものとする。災害により防災行政無線等が途絶した場合、県及び市町は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努めるものとする。

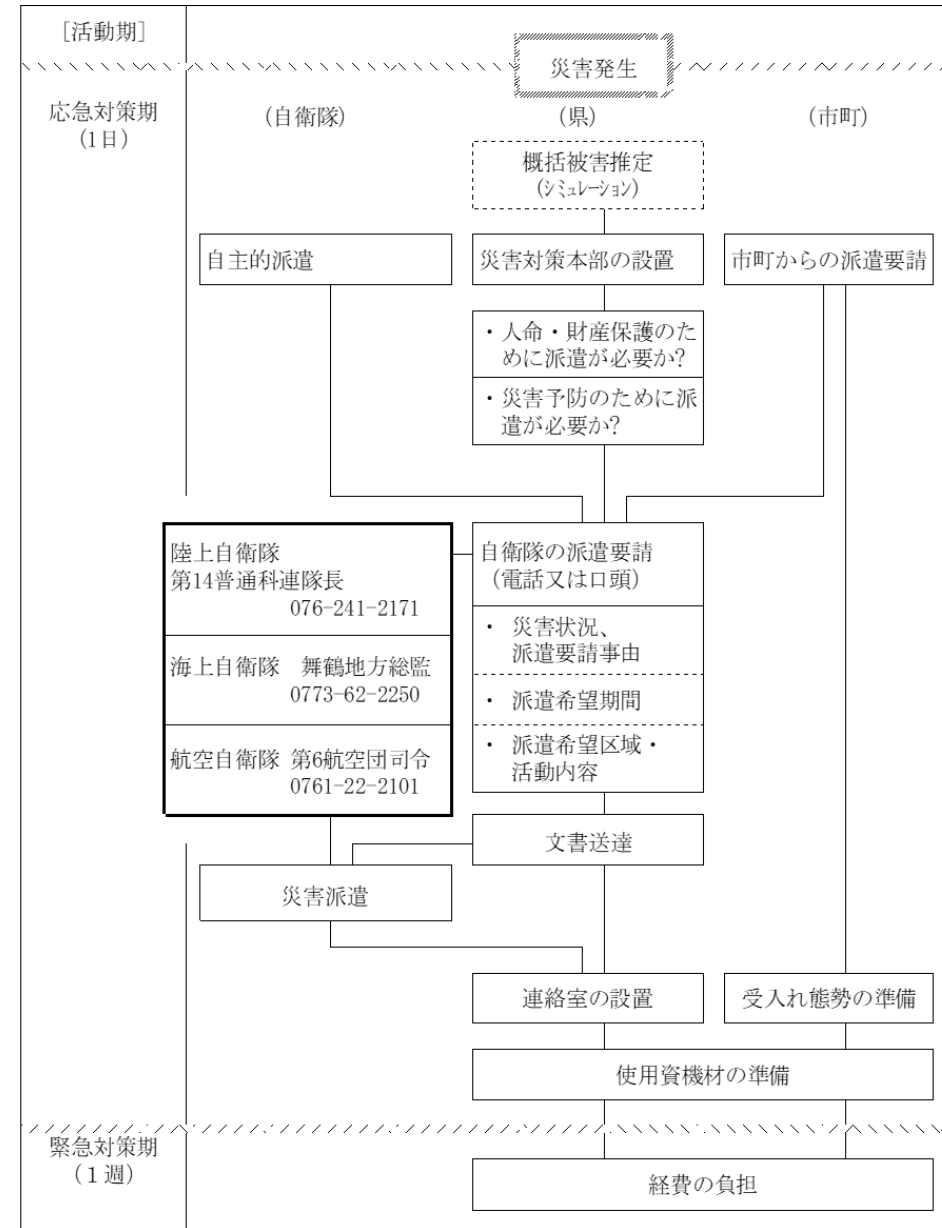
第5節（略） 第6節 災害広報 災害広報のフロー <u>掲示板、広報誌、広報車による広報</u> 1 基本方針 津波発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。 2（略） 3 広報の内容 （1）（略） （2）被災者に対する広報 （略） <u>○交通機関等の復旧状況</u> （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	（1）～（2）（略） 第5節（略） 第6節 災害広報 災害広報のフロー <u>ホームページ、SNS、広報誌等による広報</u> 1 基本方針 津波発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。 <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施するものとする。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。</u> 2（略） 3 広報の内容 <u>災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。</u> <u>また、県は、通信が途絶した場合の情報発信における代替手段をあらかじめ検討しておく。</u> （1）（略） （2）被災者に対する広報 （略） ○交通機関、<u>金融機関</u>等の復旧状況 （略） <u>○被災事業者向けの情報</u> <u>（3）支援者に対する広報</u> <u>○ボランティアの募集に関する情報</u> <u>○義援金・寄付金の募集に関する情報</u> <u>○観光や消費活動を通じた支援等に関する情報</u>	
---	---	--

4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請 知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第55条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。 ア～イ (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略) ウ～ケ (略) 5～7 (略) 第7節 (略)	4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請 知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、<u>SNS</u>、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第55条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。 ア～イ (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、<u>家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど</u>、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者<u>や観光客</u>に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 <u>(7) ホームページ：詳細な情報を提供するプル型の発信</u> <u>(4) SNS：注目を集め、情報の拡散を図るプッシュ型の発信</u> (略) ウ～ケ (略) 5～7 (略) 第7節 (略)	
--	---	--

第8節 自衛隊の災害派遣



第8節 自衛隊の災害派遣



1～4（略）

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

(1)～(9)（略）	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(10)～(12)（略）	(略)

6～8（略）

1～4（略）

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

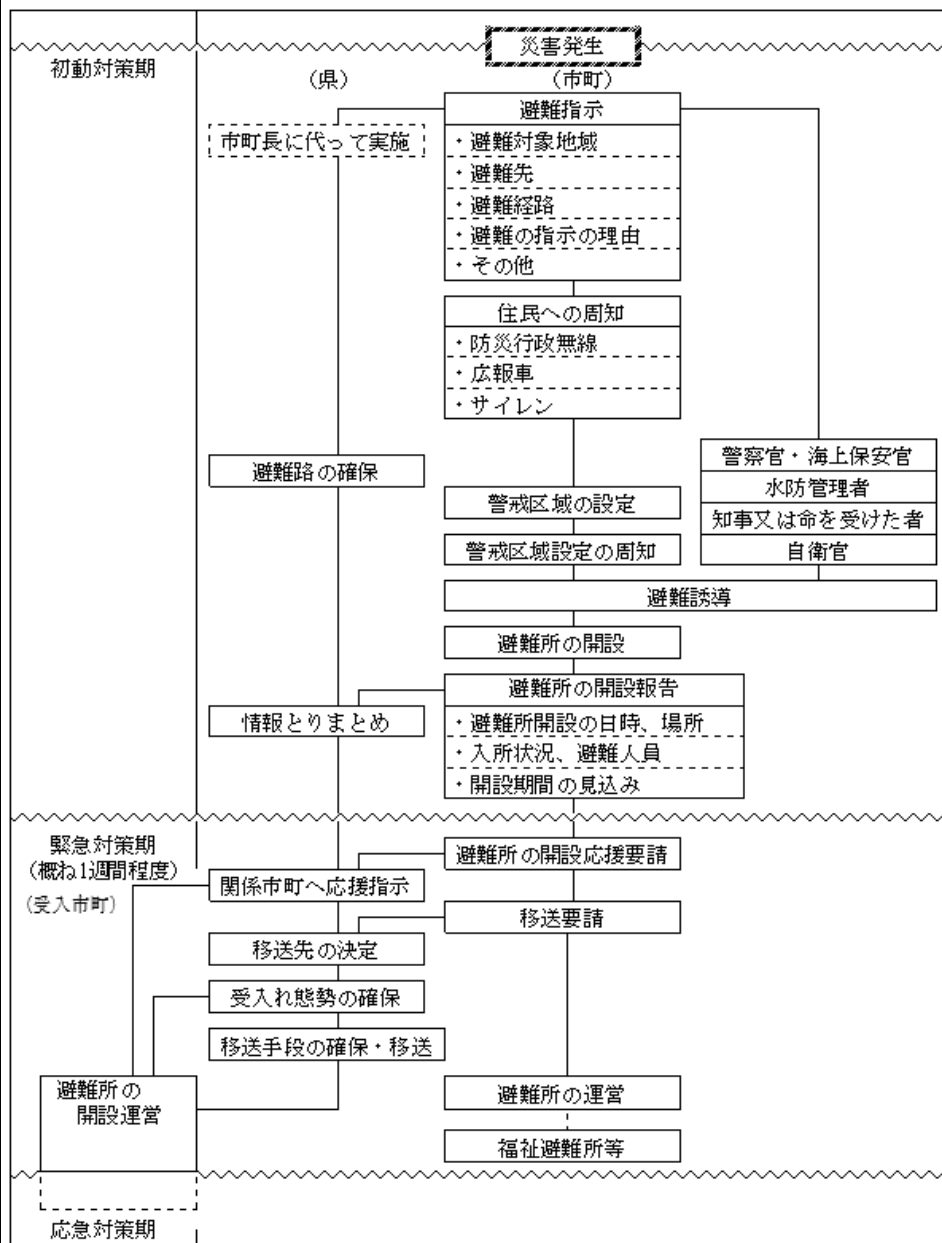
なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

(1)～(9)（略）	(略)
<u>(10) 入浴支援</u>	<u>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。</u>
<u>(11)～(13)（略）</u>	(略)

6～8（略）

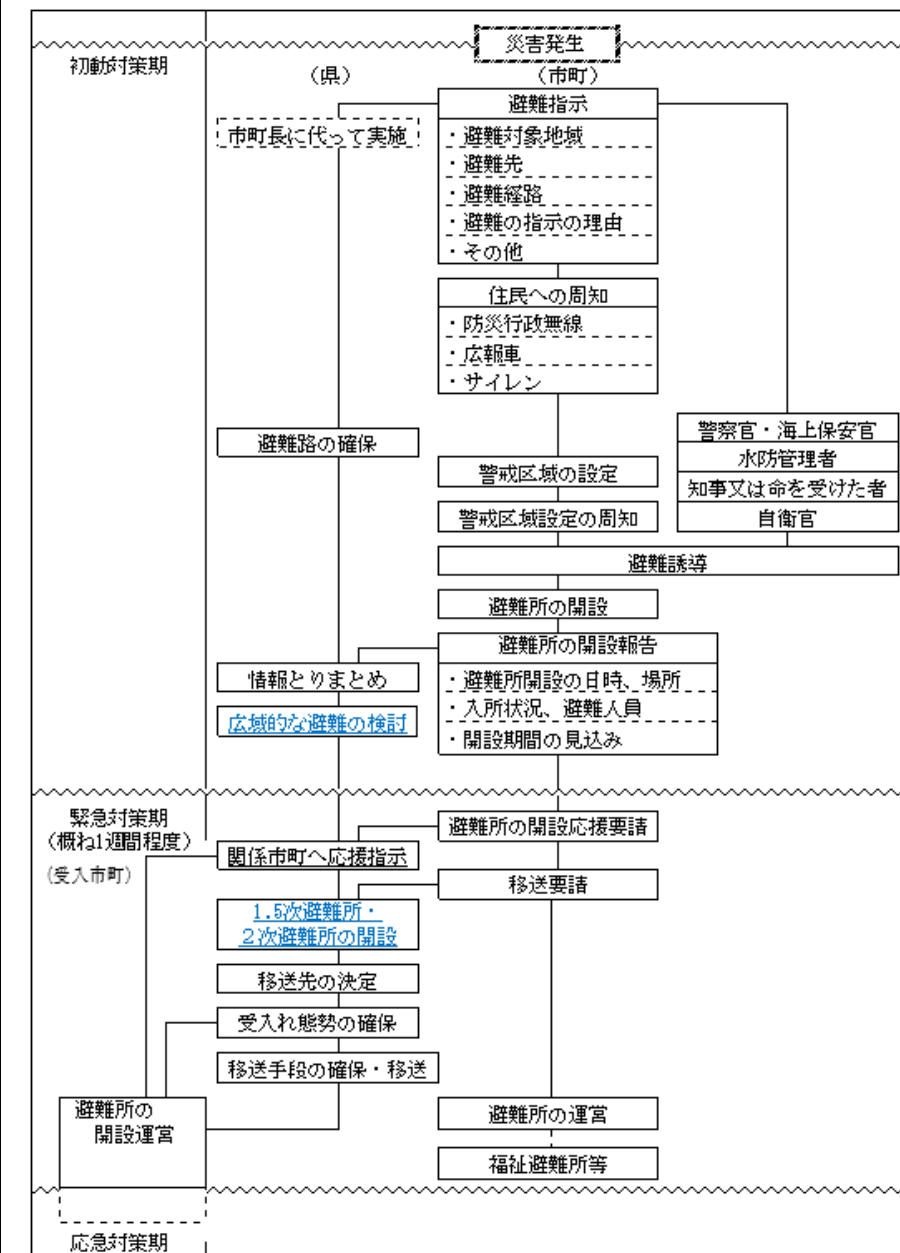
第9節 避難誘導等

避難誘導のフロー



第9節 避難誘導等

避難誘導のフロー



1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （１）市町 ア～イ（略） ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ（略） オ 避難所の運営 ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 （略） ○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>よう努めるとともに</u>、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。 ○ 市町は、食事<u>供与の状況</u>、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>ものとする。 ○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗	1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （１）市町 ア～イ（略） ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ <u>避難所の名称</u> ○ <u>避難所開設の日時及び場所</u> ○ <u>世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）</u> ○ <u>開設期間の見込み</u> ○ <u>必要な救助・救援の内容</u> ○ <u>指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u> エ（略） オ 避難所の運営 ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 <u>また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用</u>に努めるものとする。 （略） ○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。 ○ <u>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u> ○ 市町は、<u>栄養バランスのとれた適温の食事</u>を提供できるよう、<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>ものとする。 ○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施
--	---

濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
カ〜ク（略） ケ <u>二次避難支援の実施</u> 市町は、<u>二次避難支援マニュアルに基づき</u>、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>二次避難が必要な</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ〜ソ（略） （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>二次避難</u>に関する応援の要請を受けたときは、<u>「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の</u>受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。	カ〜ク（略） ケ <u>福祉避難所への避難等に係る支援の実施</u> 市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>なお</u>、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ〜ソ（略） （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに<u>平時にあらかじめ選定した市町に派遣する職員や、他自治体応援職員等の活用により</u>、必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>広域的な</u>避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う<u>とともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受入れを検討する。</u>	
8 広域避難対策 （１）市町 ア（略） イ <u>被災者</u>の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。 ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。	8 広域避難対策 <u>（災害発生前）</u> （１）市町 ア（略） イ <u>避難者</u>の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から<u>他地区における避難所（以下、広域避難所という）の</u>管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。 ウ <u>市町は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的な</u>オペレーションを定めた<u>マニュアル</u>に基づき、<u>県等と連携し、</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。	

エ <u>移送された被災者の</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ～カ（略） （２）県 ア～イ（略） ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ（略） <u>（３）広域一時滞在</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	エ <u>広域</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ～カ（略） （２）県 ア～イ（略） ウ <u>県は、広域避難に係る調整について、具体的なオペレーションを定めたマニュアルを整備するとともに、これに基づき、国、市町、実動機関、運送事業者等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u> エ（略） <u>９ 広域一時滞在（災害発生後）</u> <u>（１）広域一時滞在のための協議・調整</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、<u>県内の他の市町への受入れを含め、</u>広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>オ 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>（２）２次避難所の設置</u> <u>県は、被災市町における避難所の生活環境やライフラインの被災状況等に鑑み、事前に策定したマニュアルに基づき、旅館・ホテル等を２次避難所として設置し、被災者の受入れ及び継続的な支援を行う。</u> <u>（３）１．５次避難所の設置</u> <u>県は、２次避難所への被災者の受入れの調整に時間を要すると見込まれる場</u>
--	--

(4) (略) <u>9～10</u> (略) 第10節 要配慮者の安全確保 1 (略) 2 在宅の要配慮者に対する対策 (1)～(3) (略) (4) <u>二次避難</u>支援の実施 ア 市町 市町は、<u>二次避難支援マニュアルに基づき</u>、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>二次避難が必要な</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 イ 県 市町から要配慮者の<u>二次避難</u>に関する応援の要請を受けたときは、「<u>広域調整マニュアル</u>」に基づき、<u>二次避難の</u>受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 3～5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(13) (略) (14) 一般社団法人石川県助産師会 石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。	<u>合には、事前に策定したマニュアルに基づき、被災者の一時的な滞在施設として1.5次避難所を設置・運営し、2次避難先が決定するまでの間の被災者の生活環境を確保する。</u> (4) (略) <u>10～11</u> (略) 第10節 要配慮者の安全確保 1 (略) 2 在宅の要配慮者に対する対策 (1)～(3) (略) (4) <u>福祉避難所への避難等に係る</u>支援の実施 ア 市町 市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>なお、</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 イ 県 市町から要配慮者の<u>広域的な</u>避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う<u>とともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受入れを検討する。</u> 3～5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(13) (略) (14) 一般社団法人石川県助産師会 石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。
---	--

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	<u>石川県薬業卸協同組合</u>	<u>H8. 11. 13</u>	<u>076-266-4019</u>	<u>076-266-4094</u>

(15) (略)

4 ～ 1 2 (略)

第 1 2 節～第 1 4 節 (略)

第 1 5 節 災害救助法の適用

1 ～ 7 (略)

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和 7 年 4 月 1 日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 ～ 8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>9 ～ 18</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 1 6 節 (略)

第 1 7 節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1 ～ 3 (略)

4 遺体の埋葬

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

(略)

(2) ～ (3) (略)

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	<u>(一社) 石川県助産師会</u>	<u>R6. 1. 9</u>	<u>090-9767-5503</u>	<u>—</u>

(15) (略)

4 ～ 1 2 (略)

第 1 2 節～第 1 4 節 (略)

第 1 5 節 災害救助法の適用

1 ～ 7 (略)

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和 7 年 7 月 1 日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 ～ 8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	<u>福祉サービスの提供</u>	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	<u>1 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設使用等の設置費の実費</u> <u>2 福祉避難所の設置以外消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費</u>	<u>災害発生の日から7日以内</u>	
<u>10 ～ 17</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 1 6 節 (略)

第 1 7 節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1 ～ 3 (略)

4 遺体の埋葬

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う など、遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。

(略)

(2) ～ (3) (略)

5～8（略）

第18節（略）

第19節 ライフライン施設の応急対策

1（略）

2 電力施設

(1)～(4)（略）

(5) 県、市町及び防災関係機関との協調

(略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-202-6983	076-233-8892

(6)～(8)（略）

3～4（略）

5 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

(1)～(2)（略）

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5)～(8)（略）

第20節 公共土木施設等の応急対策

1（略）

5～8（略）

第18節（略）

第19節 ライフライン施設の応急対策

1（略）

2 電力施設

(1)～(4)（略）

(5) 県、市町及び防災関係機関との協調

(略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-233-8854	076-233-8892

(6)～(8)（略）

3～4（略）

5 下水道施設

下水道管理者等は、次の措置を講ずる。

(1)～(2)（略）

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5)～(8)（略）

第20節 公共土木施設等の応急対策

1（略）

2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 (ア)～(カ) (略) (3) (略) 3～9 (略) 第21節 給水活動 1 基本方針 津波災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求め<u>て</u>速やかに応急給水を実施する。 2 給水対策本部の設置、運営 市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。 また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。 (1)～(2) (略) 3 応急給水活動 (1) (略) (2) 市町（水道事業者） <u>(新設)</u> <u>ア～ウ</u> (略) (3) (略) 4～5 (略)	2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械<u>や無人航空機（ドローン）等の新技術</u>の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 (ア)～(カ) (略) (3) (略) 3～9 (略) 第21節 給水活動 1 基本方針 津波災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、<u>水道事業者は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。</u> <u>県は、必要に応じて自衛隊及び関係機関等に応援を求める。</u> 2 給水対策本部の設置、運営 市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部<u>等の関係機関</u>と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。 また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。 <u>なお、市町（水道事業者）は、給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。</u> (1)～(2) (略) 3 応急給水活動 (1) (略) (2) 市町（水道事業者） <u>ア 応急給水計画を策定する。</u> <u>イ～エ</u> (略) (3) (略) 4～5 (略)	
---	--	--

第２２節 食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１）県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～６（略） 第２３節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２４節 障害物の除去 １ 基本方針 地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。 ２～１０（略）	第２２節 食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１）県は、<u>あらかじめ協定を締結した小売事業者や物流事業者等の関係機関と連携し</u>、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～６（略） 第２３節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２４節 障害物の除去 １ 基本方針 地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、<u>各関係機関で情報を共有しながら</u>、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。 ２～１０（略）	
--	--	--

第25節 輸送手段の確保

1～3（略）

4 要員、物資輸送車両等の確保

（1）～（3）（略）

（4）航空輸送

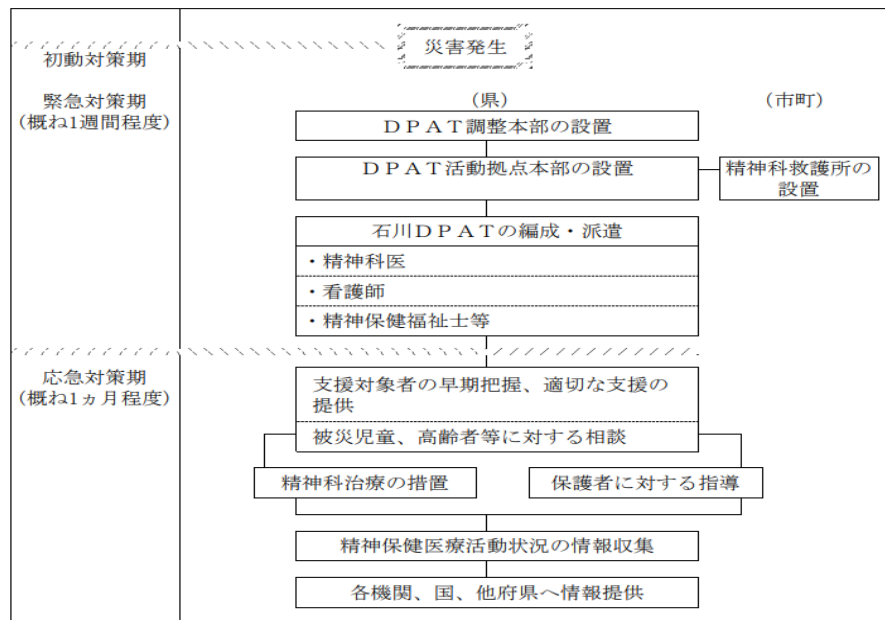
知事は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。

（5）～（7）（略）

5～6（略）

第26節 こころのケア活動

こころのケア活動フロー



1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

第25節 輸送手段の確保

1～3（略）

4 要員、物資輸送車両等の確保

（1）～（3）（略）

（4）航空輸送

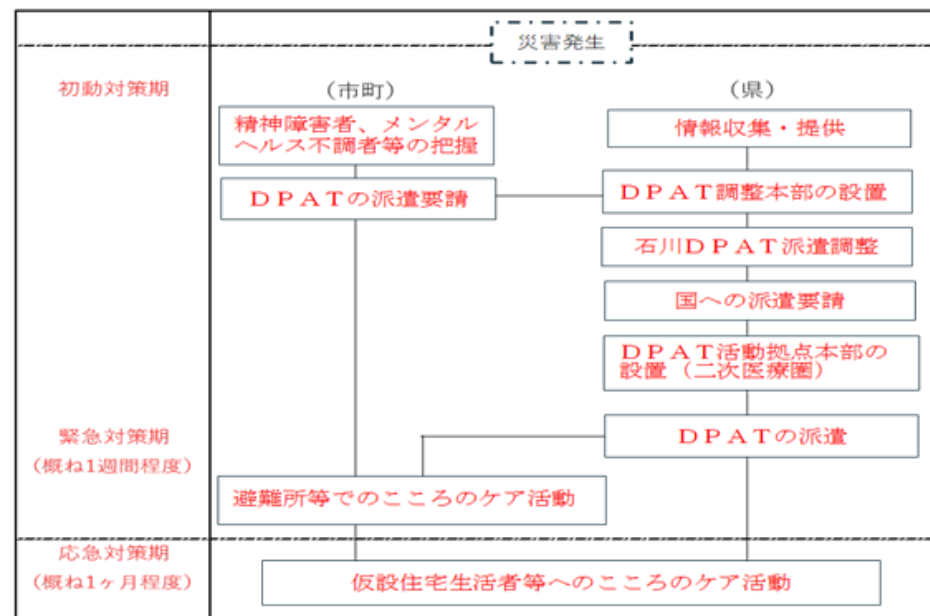
知事は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、航空輸送を実施する。

（5）～（7）（略）

5～6（略）

第26節 こころのケア活動

こころのケア活動フロー



1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、県及び市町は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

<u>2 実施体制</u> <u>(1) 県</u> ① <u>必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。</u> ② <u>必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、石川DPATの活動が円滑に行われるよう調整を行う。</u> ③ <u>精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</u> <u>(2) 市町</u> ① <u>市町は、避難所に救護所を設置する。</u> ② <u>県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。</u> <u>3 石川DPAT派遣体制</u> <u>県は、必要があると認めた場合は、石川DPAT指定機関に対して石川DPATの出動を要請し、被災地へ派遣する。</u>	<u>2 情報収集・提供</u> <u>県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、災害時診療概況報告システム（J-SPEED）、関係機関からの情報などを基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握し、DPAT及び災害拠点精神科病院へ活動に必要な情報を提供する。</u> <u>3 実施体制</u> <u>(1) 市町</u> <u>市町は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。</u> <u>(2) 県</u> <u>ア 県は、必要に応じ、県災害対策本部及び災害医療支援室の指揮下に、DPAT調整本部を設置し、的確な精神保健医療活動を行うため、被災地内の精神科医療機関の被災状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。</u> <u>イ 県は、必要に応じて、精神科医療機関等の協力を得て、石川DPATの派遣調整を行うとともに、被災地域内の災害拠点病院または県保健福祉センター等に二次医療圏を統括するDPAT活動拠点本部を設置する。</u> <u>ウ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DPATを派遣する。県のみで十分な対応ができない場合には、国及び他の都道府県等にDPATの派遣を要請する。</u> <u>(3) 石川DPAT指定機関</u> <u>ア 石川DPAT指定機関は、県から待機要請を受けたときは、石川DPATを待機させる。</u> <u>イ 石川DPAT指定機関は、県から「石川県災害派遣精神医療チーム（石川DPAT）の派遣に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DPATを出動させる。</u> <u>(4) 災害拠点精神科病院</u>	
---	--	--

<u>4 石川DPAT活動</u> <u>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</u> 石川DPATは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。 <u>(2) 被災児童に対する精神相談の実施</u> 被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。 <u>(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施</u> 高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>5 精神保健医療活動情報の提供</u> 県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。 第27節 防疫、保健衛生活動 1 基本方針 津波災害時には、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のま	<u>災害拠点精神科病院である県立こころの病院は、災害時においても、医療保護入院や措置入院等精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うとともに、被災した病院から精神疾患を有する患者の受入れや、一時避難場所としての機能を担う。</u> <u>4 DPAT活動</u> <u>(1) 被災地での精神科医療の提供</u> 精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在宅患者の訪問等を行う。 <u>(2) 被災地での精神保健活動への専門的支援</u> 災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。 <u>(3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）</u> 外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。 <u>(4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援</u> 支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。 <u>(5) 精神保健医療に関する普及啓発</u> 被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。 <u>(削除)</u> 第27節 防疫、保健衛生活動 1 基本方針 津波災害時には、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のま
--	---

ん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。 2 実施体制 (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム（DWA T）</u>を被災地へ派遣する。 <u>（新規）</u> <u>カ～キ</u> (略) (3) (略) 3～5 (略) 6 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>避難所を設置する</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>に関し、飼養者に</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) (略) 7 (略) 第28節 (略) 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 県等の応援 ア (略) イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。</u>	ん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。 <u>また、県は、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u> 2 実施体制 (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) オ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害支援ナース</u>を被災地へ派遣する<u>ものとする</u>。 <u>カ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣するものとする。</u> <u>キ～ク</u> (略) (3) (略) 3～5 (略) 6 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>平時から</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>の</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行う<u>ほか、市町に対し、災害時における同行避難者の受け入れ体制の整備について助言を行う</u>など、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) (略) 7 (略) 第28節 (略) 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 県等の応援 ア (略) イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、</u>
---	--

3～8（略）

第30節 住宅の応急対策

1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

（1）被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害を伴う場合）

市町は、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

県は、県災害対策本部に支援本部を設置し、市町が行う応急危険度判定業務を支援する。

被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図る。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

3～8（略）

第30節 住宅の応急対策

1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県及び市町が連携して実施する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

（1）被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害を伴う場合）

市町は、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

県は、県災害対策本部に支援本部を設置し、市町が行う応急危険度判定業務を支援する。

被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図る。

また、県及び市町が連携し、応急危険度判定の制度について住民へ周知するほか、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応

(2)～(5) (略) 3～5 (略) 第31節 文教対策 1 基本方針 教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。 2～3 (略) 4 応急教育計画 学校の施設が被災<u>したり</u>、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。 (1)～(6) (略) (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>(新設)</u> 5～10 (略) 11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。 12 (略)	できる体制の確保に努める。 (2)～(5) (略) 3～5 (略) 第31節 文教対策 1 基本方針 教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。 <u>なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、県及び市町の各課で共有し、情報収集の一元化に努めるものとする。</u> 2～3 (略) 4 応急教育計画 学校の施設が被災<u>し</u>、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。<u>なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。</u> (1)～(6) (略) (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、<u>教職員動員計画に基づき</u>、他校<u>や県外</u>からの応援により対応する<u>ほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行う</u>など、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>(8) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努めるものとする。</u> 5～10 (略) 11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、<u>空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備</u>、学校機能を維持、再開させる場合の<u>避難所集約等</u>の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。 12 (略)	
---	---	--

<u>(新設)</u> 第３２節 応急金融対策 １～５（略） ６ 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。 （略）	<u>１３ 被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）</u> <u>県は、被災した児童生徒の学びの継続のために、被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）に基づき、国や他の都道府県から学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れるものとする。</u> <u>なお、他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、県は、必要に応じて、同制度に基づき、応援教職員やスクールカウンセラー等を派遣するものとする。</u> 第３２節 応急金融対策 １～５（略） ６ 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、<u>情報発信マニュアルに基づき</u>、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。 （略）	
---	--	--

第4章 復旧・復興計画

第1節～第3節（略）

第4節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

津波災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～11（略）

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4章 復旧・復興計画

第1節～第3節（略）

第4節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

津波災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～11（略）

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、デジタル技術を活用した避難者情報の把握・共有システムの構築に取り組み、市町等

3 (略) 4 こころのケア活動の継続 こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。 5～6 (略) 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9 (略) 10 災害廃棄物の処理等 (1) 市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、<u>必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。</u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。 また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 (2) 市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、<u>解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備し、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。</u> 第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。 2～6 (略) 第7節 (略)	<u>との合同訓練・研修を実施し、避難者情報共有体制の強化を図る。</u> 3 (略) 4 こころのケア活動の継続 こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び<u>D P A T等</u>の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する 5～6 (略) 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税<u>等</u>について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9 (略) 10 災害廃棄物の処理等 (1) 市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。</u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。 また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 (2) 市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、<u>廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市町による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。</u> 第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、<u>義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。</u> 2～6 (略) 第7節 (略)
--	---

第5章（略）

第5章（略）

【その他】

○字句の一括修正

- ・「平常時」を「平時」に改める。

以上

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和 <u>7 年</u> 修正)	石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和 <u>7 年 9 月</u> 修正)	

第1章 総則

第1節～第3節（略）

第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。

第5節（略）

第1章 総則

第1節～第3節（略）

第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・ <u>災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。</u> ・ <u>国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。</u>

第5節（略）

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 (略)

2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期するため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) (略)

(2) 教育の内容

ア～オ (略)

(新設)

カ その他災害対策に必要な事項

3 (略)

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～ク (略)

(新設)

ケ～シ (略)

5～6 (略)

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 (略)

2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期するため、県、市町及び防災関係機関の全ての職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) (略)

(2) 教育の内容

ア～オ (略)

カ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用

キ その他災害対策に必要な事項

3 (略)

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～ク (略)

ケ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進

コ～ス (略)

5～6 (略)

第２節 県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２ 県民のとるべき措置 ＜<u>平常時</u>の心得＞ （１）平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。 ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。 （２）（略） ３～４（略） 第３節 自主防災組織の育成 １（略） ２ 地域住民等の自主防災組織 （１）組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。 その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。 （２）～（３）（略） ３（略）	第２節 県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２ 県民のとるべき措置 ＜<u>平時</u>の心得＞ （１）平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。 ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につけ、<u>正しい情報を県民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。</u> （２）（略） ３～４（略） 第３節 自主防災組織の育成 １（略） ２ 地域住民等の自主防災組織 （１）組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の<u>防災人材</u>育成、強化を図り、組織率の向上、<u>共助意識の向上</u>、活動の活性化及び地域ごとの連携<u>促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u> その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。 <u>さらに、各市町の自主防災組織や防災士会の間の連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実に繋げるほか、災害時に各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努めるものとする。</u> （２）～（３）（略） ３（略）
---	---

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

1 基本方針

(1) 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。

(3) (略)

2～3 (略)

4 防災ボランティアの育成

(1)～(2) (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

第5節 (略)

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

1 基本方針

(1) 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、国が整備する被災者援護協力団体データベースを活用し、NPO・ボランティア団体との関係構築に努める。

(3) (略)

2～3 (略)

4 防災ボランティアの育成

(1)～(2) (略)

(3) 県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(4)～(6) (略)

第5節 (略)

第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 <u>(新設)</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>必要な機能を備えた専用室とし、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。</u> <u>(新設)</u> (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u> ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。	第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から<u>全職員を対象とした</u>訓練や研修等を実施し、<u>職員の災害対応意識の向上を図るとともに、</u>同計画の効果的な運用に努める。 <u>カ 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて市町へ県職員を派遣できるよう、職員の派遣に関するマニュアルを作成するとともに、平時から被災市町との円滑なコミュニケーションのあり方を検討し、国や市町、関係機関等との合同訓練や研修を実施し、対応力の強化を図る。</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>国や関係機関等の執務スペースの機能を備え、</u>災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。 <u>(5) 組織横断チームの設置</u> <u>県は、災害時における応急・復旧対策を円滑に推進するために、組織横断チームの設置や危機管理部を中心とした庁内の指揮命令系統及び各部局・職員の役割の明確化を図る。</u> (6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど<u>体制の整備に努める。</u> <u>また、広域避難の調整や、旅館・ホテル等における2次避難所の設置、一時的な滞在施設となる1.5次避難所の設置・運営に関する具体的な手順等を定めたマニュアルの整備に努める。</u> ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。	
---	--	--

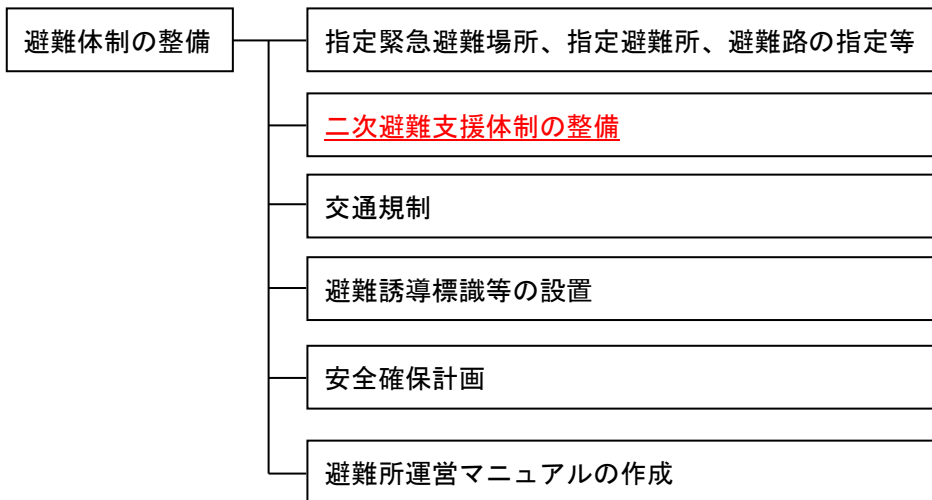
エ（略） <u>（6）</u>（略） <u>（7）</u> 受援計画の策定等 ア（略） イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト<u>化に努めるもの</u>とする。 ウ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（8）</u> 安否不明者の氏名等の公表等 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらか	<u>また、災害時における緊急車両の優先供給及び誘導員等の要員の動員について、組合に加入する店舗へ周知するとともに、優先給油できる店舗のリストを実動機関に共有するなど、平時からの連携強化に努める。</u> エ（略） <u>（7）</u>（略） <u>（8）</u> 受援計画の策定等 ア（略） イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとなる<u>会議室等</u>の確保を行う。<u>災害時の会議室の使用にあたっては、事前にルールを定めるものとする。また、県及び市町は、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。</u>なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト<u>を整備</u>する。 ウ（略） <u>エ 県は、受援計画及び業務継続計画等を継続的に見直し、県の人的支援調整に関する対応力の強化を図る。</u> <u>オ 県は、被災市町への応援職員の派遣を見据え、動員予定者の選定や市町との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> <u>カ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> <u>（9）孤立（要支援）集落への対策強化</u> <u>県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルの整備や関係機関との研修・訓練等に努める。また、県は孤立集落の発生を見据え、通信、道路等のインフラ整備や備蓄物資、衛星携帯電話、無人航空機（ドローン）の飛行ルート等の整備など、デジタル技術を活用した情報収集・対応の改善を図る。</u> <u>（10）</u> 安否不明者の氏名等の公表等 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらか
---	--

じめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。 (9) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、<u>平常時</u>から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 (10) ～ (14) (略) <u>(新設)</u> 3 市町の活動体制 (1) ～ (5) (略) (6) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> (7) 罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、<u>平常時</u>から次の措置を講ずる。 ア (略) イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、<u>被災者支援システム</u>等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 ウ～オ (略) <u>(新設)</u> (8) 仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、<u>平常時</u>から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定し<u>ておく</u>。 また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 (9) ～ (15) (略)	じめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。<u>また、県は、平時から動員予定者を選定の上、訓練を実施するよう努めるものとする。</u> (11) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、<u>市町と連携し</u>、被災者の早期生活再建を図るため、<u>平時</u>から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 <u>市町は、県と連携し、被害認定調査の具体的な事務に関するマニュアルを整備する。</u> (12) ～ (16) (略) <u>(17) システムの整備・利活用</u> <u>県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 3 市町の活動体制 (1) ～ (5) (略) (6) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>エ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> (7) 罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、<u>平時</u>から次の措置を講ずる。 ア (略) イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 ウ～オ (略) <u>カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。</u> (8) 仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、<u>平時</u>から、<u>応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。</u> また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 (9) ～ (15) (略)
--	---

<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4～5（略） 第7節（略） 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている<u>衛星系ネットワーク</u>について、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2（略） 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ものとする。</u> また各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努める。	<u>(16) 代替水源の確保</u> <u>市町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u> <u>(17) システムの整備・利活用</u> <u>市町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 4～5（略） 第7節（略） 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備<u>や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり</u>等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている<u>衛星ネットワーク</u>について、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 <u>特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。</u> 2（略） 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ほか、石川県総合防災情報システムを県広域データ連携基盤と接続するなど、機能強化を図る。</u> また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）</u>に集約できるよう努める<u>とともに、必要に応じ、収集した被災者等の状況を把握し、迅速な対応を図るものとする。</u>
--	--

4（略） 第9節～第11節（略） 第12節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	<u>災現場の画像情報を、防災ＩｏＴシステム等を活用し、防災関係機関への共有を図る。</u> <u>加えて、複数の手段で情報を入力できるように入力手段の多様化に向けたシステム改修やマイナンバーカード等のデジタル技術を活用したデータ入力・更新の省力化を見据えたシステム改修の検討など、デジタル技術の活用促進に努める。</u> 4（略） 第9節～第11節（略） 第12節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <u>県は、大規模災害においては避難所運営について県・市町で連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、市町が</u>
---	--

体系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

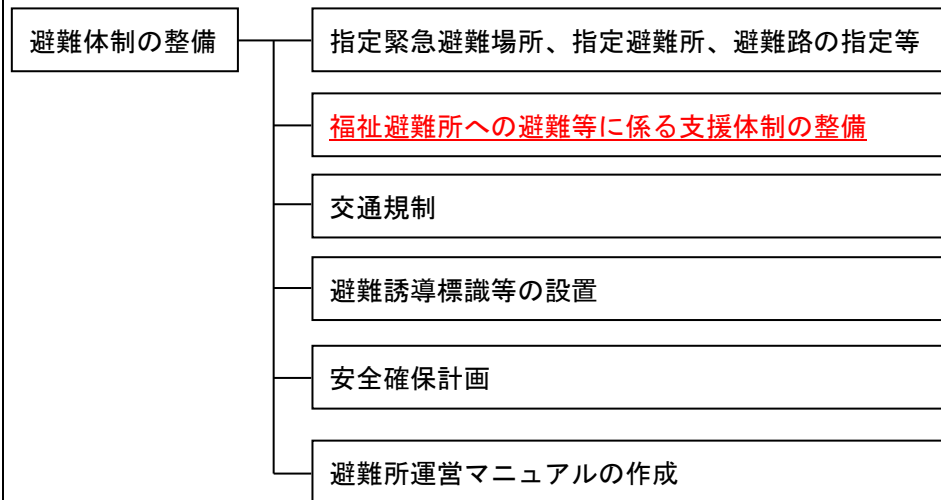
また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、

運用する避難所運営マニュアルの改訂を支援するなど、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。また、県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものについて、各地域に分散整備・備蓄するよう努めるほか、避難生活の環境向上に必要な大型資機材の整備に努めるものとする。

なお、トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用するほか、物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討するものとする。

さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努めるものとする。

体系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、

指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 (1) (略) (2) 指定避難所 ア～オ (略) カ <u>生活必需品等の供給</u> <u>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u> <u>また、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</u> (略) キ～シ (略) <u>(新設)</u> <u>ス～セ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>ソ (略)</u> <u>タ 市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>チ (略)</u>	指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。<u>県は、広域的な断水を想定し、トイレ確保や洗濯支援等についてマニュアルを整備することで、県・市町の役割の明確化を図り、平時から避難環境の改善を図る。</u> (1) (略) (2) 指定避難所 ア～オ (略) カ <u>施設・設備や体制の整備</u> 避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。 (略) キ～シ (略) <u>ス 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。</u> <u>セ～ソ (略)</u> <u>タ 市町は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努めるものとする。</u> <u>チ (略)</u> <u>ツ 県及び市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>テ (略)</u>
---	--

<u>(新設)</u> (3) ~ (4) (略) 3 <u>二次避難支援体制の整備</u> 高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う</u>県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、<u>要配慮者の避難所内の一般避難スペースから</u>福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 4 ~ 8 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第13節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の<u>協力を得ながら</u>、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。	<u>ト 県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。</u> (3) ~ (4) (略) 3 <u>福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備</u> 高齢者や障害者等の<u>要配慮者については</u>避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、<u>個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> また、<u>要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には</u>、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 4 ~ 8 (略) 9 <u>孤立集落対策マニュアルの作成</u> <u>県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルを作成し、関係機関との研修・訓練等に努める。</u> 10 <u>被災者支援業務の迅速化・効率化</u> <u>市町は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u> 第13節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等と<u>平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど</u>、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。
--	---

2 在宅の要配慮者への配慮 (1) (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>ウ～オ (略)</u> <u>(新設)</u> カ (略) (3) ～ (6) (略) (7) <u>二次避難</u>支援体制の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 3 社会福祉施設等の整備 (略) 4 外国人等に対する防災対策	2 在宅の要配慮者への配慮 (1) (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>県は、優良事例を提供するなど、市町の計画作成を支援する。</u> 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>(削除)</u> <u>イ～エ (略)</u> <u>オ 県は、市町のデジタル技術の活用促進について支援する。</u> カ (略) (3) ～ (6) (略) (7) <u>福祉避難所への避難等に係る支援体制</u>の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 3 社会福祉施設等の<u>防災体制</u>の整備 (略) 4 外国人等に対する防災対策
---	--

県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 (1) (略) (2) 県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>に努める。</u> (3)～(5) (略) <u>(新設)</u> 5 (略) 第14節 緊急輸送体制の整備 1 基本方針 道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態<u>に備える</u>とともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。 また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。 2～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) 県及び市町は、<u>必要に応じ</u>、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等	県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 (1) (略) (2) 県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>を推進するとともに連携を強化する。</u> (3)～(5) (略) <u>(6) 石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。</u> 5 (略) 第14節 緊急輸送体制の整備 1 基本方針 道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 <u>また、道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。</u> 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態<u>時のアクセス手法を検討する</u>とともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。 また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。 2～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) 県及び市町は、<u>平時から</u>、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の
---	---

の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

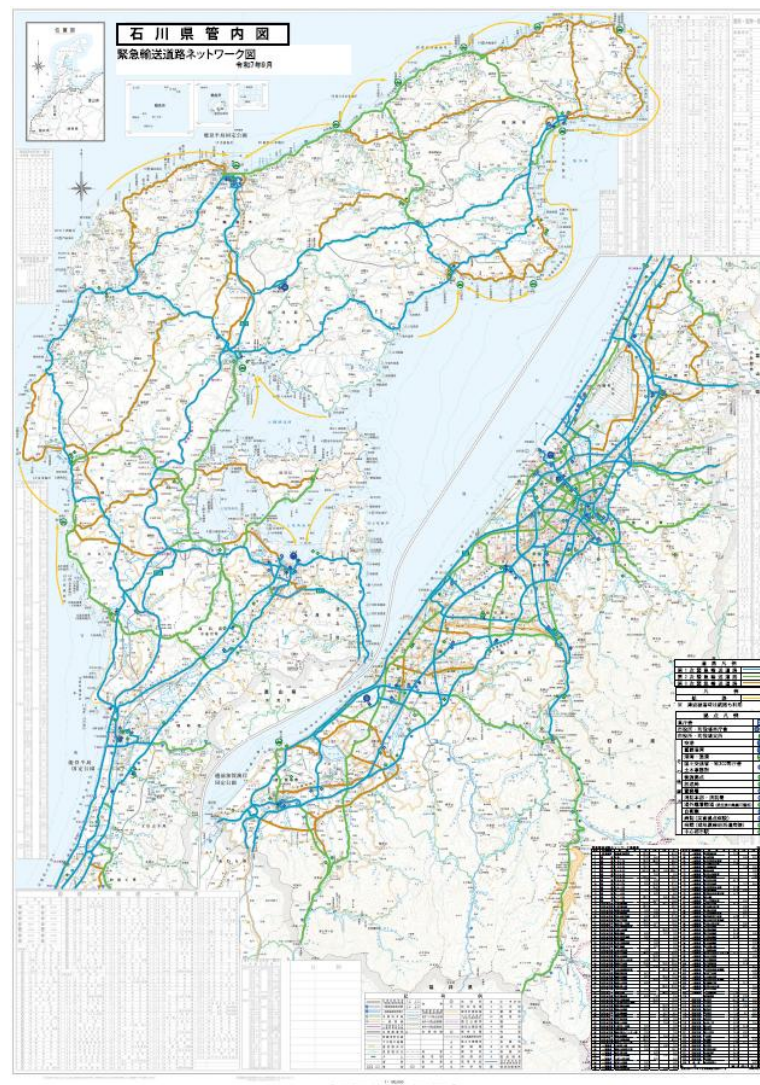
(2) ～ (3) (略)

(追加)

参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

(2) ～ (3) (略)



第１５節 医療体制の整備 １ 基本方針 災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。 また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。 ２ 医療救護体制の整備 （１） 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>協議し</u>、必要に応じて協定を締結しておく。 イ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>ウ～エ</u>（略） <u>オ</u> 県は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行うておく。	第１５節 医療体制の整備 １ 基本方針 災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、<u>全ての医療機関の役割分担を明確にした上で</u>、医療救護体制の整備に努めるとともに、<u>ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。</u> また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。 ２ 医療救護体制の整備 （１） 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>平時から訓練等を通じて連携体制の強化を図り</u>、必要に応じて協定を締結しておく。 イ（略） <u>ウ 県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する意思を持ち、ＤＰＡＴの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川ＤＰＡＴ指定機関に指定する。</u> <u>エ 県は、災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、災害時においても医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行う災害拠点精神科病院、大学病院及び公益社団法人石川県医師会等と平時から協力体制を構築するよう努めるものとする。</u> <u>オ～カ</u>（略） <u>キ 県は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」及び「県保健医療福祉調整本部運営マニュアル」を整備するとともに、関係機関との本部立ち上げ、運営訓練を実施するなど、医療救護体制の強化を図る。</u>
--	--

<u>カ</u> 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。			<u>ク</u> 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。		
名称	目的	備考	名称	目的	備考
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		保健医療福祉調整本部	保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>DPAT 調整本部</u>	<u>国、他県との DPAT の受入調整、各 DPAT 活動拠点への配置調整等</u>	<u>保健医療福祉調整本部内に設置</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>DPAT 活動拠点本部</u>	<u>管内の DPAT の活動調整、チーム間での情報共有等</u>	<u>災害拠点精神科病院等に設置</u>
<u>(新設)</u>			<u>ケ</u> 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。		
<u>(新設)</u>			<u>コ</u> 県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。		
<u>(新設)</u>			<u>サ</u> 県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。		
<u>(新設)</u>			<u>シ</u> 県は、公益社団法人石川県看護協会等の関係団体と連携のうえ、看護師派遣要請マニュアルの整備をするなど、災害支援ナース等の応援看護師派遣にかかる連携体制の強化を図る。		
<u>キ～シ</u> (略)			<u>ス～ツ</u> (略)		
(2)～(7) (略)			(2)～(7) (略)		
3～5 (略)			3～5 (略)		
<u>(新設)</u>			<u>6 応援医療従事者の受け入れ体制</u>		
			<u>応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>		

第16節（略）

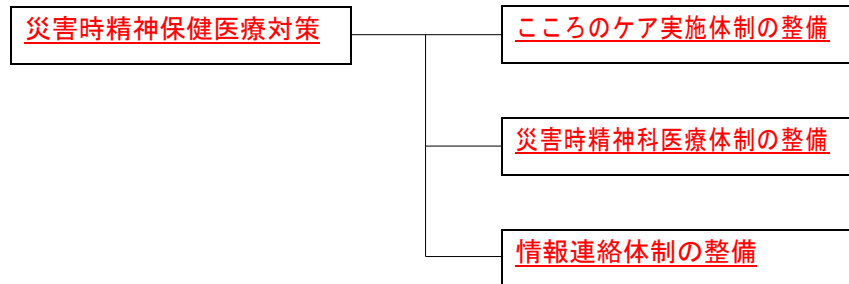
第17節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 こころのケア実施体制の整備

(1) 県

ア（略）

イ 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。

第16節（略）

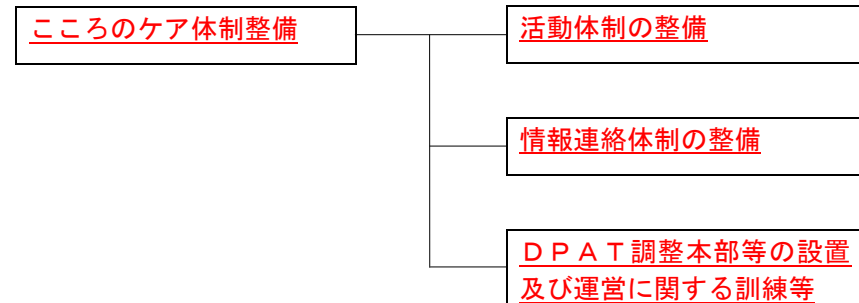
第17節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は、災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 活動体制の整備

(1) 県

ア（略）

イ 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。

(7) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能

(イ) 精神疾患を有する患者の受入れや、一次避難場所としての機能

(ウ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能

ウ 県は、発災直後から精神科医療の提供及び精神保健活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等に基づき、「石川DPAT活動マニュアル」を整備するとともに、平

(2) 市町 <u>ア 市町は、避難所におけるＤＰＡＴ等が活動する救護所の設置について、あらかじめ施設管理者と協議しておく。</u> <u>イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。</u> <u>3 災害時精神科医療体制の整備</u> <u>(1) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。</u> <u>ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u> <u>イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u> <u>ウ ＤＰＡＴの派遣機能</u> <u>(2) 県は、災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。</u> <u>(3) 県は、発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。</u> <u>4 情報連絡体制の整備</u> <u>県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、石川ＤＰＡＴの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u> 第１８節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>	<u>時から、研修・訓練の実施に努める。</u> (2) 市町 <u>市町は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。</u> <u>3 情報連絡体制の整備</u> <u>(1) こころのケア活動に係る情報連絡体制</u> <u>県は、ＤＰＡＴ統括者、ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等相互の情報連絡体制を整備しておく。</u> <u>(2) 災害時通信手段の確保</u> <u>災害拠点精神科病院である石川県立こころの病院は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</u> <u>4 ＤＰＡＴ調整本部等の設置及び運営に関する訓練等</u> <u>県は、ＤＰＡＴ統括者や石川ＤＰＡＴ指定機関等の協力を得ながら、災害時において精神保健医療（こころのケア）活動が円滑に行われるよう、平時からＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等の設置、運営に関する研修や訓練の実施に努める。</u> 第１８節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>を活用
---	---

を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 2 県、市町、県民等の役割分担 （１）県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、<u>平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど</u>、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）<u>や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する</u>等の取り組みを一層推進する。 2 県、市町、県民等の役割分担 （１）県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。 <u>（２）県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、県が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。</u> <u>（３）市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、</u>
--	--

(2) ~ (5)
(新設)

3 ~ 4 (略)

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第19節 (略) ~ 第22節 (略)

第23節 (新設)

こどもにも配慮するものとする。

(4) ~ (7)

(8) 県及び市町は、新物資システム (B-P L o) を活用し、施設 (備蓄倉庫・物資拠点・避難所) ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

3 ~ 4 (略)

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルを作成し、受入体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

第19節 (略) ~ 第22節 (略)

第23節 孤立集落対策

1 基本方針

中山間地域、離島など、災害時に土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

体系

孤立集落対策

孤立可能性の把握と防止対策の実施

孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

積雪期のヘリコプター運用

県民等の役割

市町の役割

	<u>2 孤立可能性の把握と防止対策の実施</u> <u>県は、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、市町を通じて事前に把握する。</u> <u>また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</u> <u>3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援</u> <u>県は、市町に対し、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。</u> <u>4 積雪期のヘリコプター運用</u> <u>積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</u> <u>5 県民等の役割</u> <u>(1) 県民の役割</u> <u>孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。</u> <u>(2) 地域の役割</u> <u>災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 企業・事業所の役割</u> <u>孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努めるものとする。</u> <u>6 市町の役割</u> <u>市町は、県と連携して孤立集落対策を実施する。</u> <u>(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知</u> <u>(2) 避難経路多重化の検討</u> <u>(3) 衛星通信等の通信手段の確保</u> <u>(4) 集落防災拠点施設の確保</u> <u>(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置</u> <u>(6) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備</u> <u>(7) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）</u> <u>(8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保</u> <u>(9) 市町地域防災計画で定める事項</u>
--	--

第 <u>2 3</u> 節 建築物等災害予防 1～3（略） 4 文化財災害予防 <u>（新設）</u> （1）建築物等予防対策 指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。 ア～セ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （2）美術工芸品等予防対策 美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。 （3）（略） （4）事前対策 ア～イ（略） ウ <u>民間団体との連携</u> 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、<u>平常時</u>から、民間団体等との連携を強化する。 5（略） 第 <u>2 4</u> 節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、	<u>・孤立が予想される集落</u> <u>・土砂災害、雪崩等の発生危険箇所</u> <u>・各集落との通信の確保方法</u> <u>・各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況</u> <u>・各集落のヘリポート適地</u> <u>・企業・事業所等との災害時の協力に関する事項</u> 第 <u>2 4</u> 節 建築物等災害予防 1～3（略） 4 文化財災害予防 <u>県教育委員会は、文化財被災対応マニュアルを策定し、被災文化財に対応する体制整備に努める。</u> （1）建築物等予防対策 指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。 ア～セ（略） <u>ソ 建築物の不燃化、倒壊防止対策を講ずる。</u> <u>タ 延焼を減ずるための公園・空地整備を講ずる。</u> <u>チ 文化財を安全な場所へ移すことを検討する。</u> （2）美術工芸品等予防対策 美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置<u>や転倒・転落防止対策の措置</u>をとるよう指導する。 （3）（略） （4）事前対策 ア～イ（略） ウ <u>文化財保護</u> 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、<u>平時</u>から、民間団体等との連携を強化する。<u>また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努めるものとする。</u> 5（略） 第 <u>2 5</u> 節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、	
--	---	--

鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2～4（略）

5 上水道、下水道の整備対策

（1）上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア～イ（略）

ウ 飲料水の確保

県及び市町（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

（ア）（略）

（イ）市町（水道事業者）

a～b（略）

c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

d～f（略）

（2）下水道の整備

ア（略）

イ 安全の確保

（ア）体制面の強化

a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施し強化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。

また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについて事前に検討するよう努めるものとする。

2～4（略）

5 上水道、下水道の整備対策

（1）上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア～イ（略）

ウ 飲料水の確保

県及び市町（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平時からそれぞれ次の措置を行う。

（ア）（略）

（イ）市町（水道事業者）

a～b（略）

c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。特に、災害用井戸を登録するなど、災害用井戸の活用に努める。

d～f（略）

（2）下水道の整備

ア（略）

イ 安全の確保

（ア）体制面の強化

日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者幹旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

(略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)			<u>076-202-6983</u> 076-233-8892

7～9 (略)

第 2 5 節～第 2 7 節 (略)

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

(3) 上水道・下水道施設の応急復旧

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者幹旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

(略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)			<u>076-233-8854</u> 076-233-8892

7～9 (略)

第 2 6 節～第 2 8 節 (略)

第3章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

1～3 (略)

4 災害対策本部

(1)～(6) (略)

(7) 災害対策本部の組織、編成

ア～カ (略)

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

(略)

警察本部 警備課 課長補佐

(8) (略)

5～8 (略)

9 受援体制の確立

(略)

⑨ 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第28節「ライフライン施設の応急対策」参照)

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4. 2. 28	<u>076-202-6983</u>	076-233-8892

(略)

10～11 (略)

第3章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

1～3 (略)

4 災害対策本部

(1)～(6) (略)

(7) 災害対策本部の組織、編成

ア～カ (略)

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

(略)

警察本部 災害対策課 課長補佐

(8) (略)

5～8 (略)

9 受援体制の確立

(略)

⑨ 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第28節「ライフライン施設の応急対策」参照)

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4. 2. 28	<u>076-233-8854</u>	076-233-8892

(略)

10～11 (略)

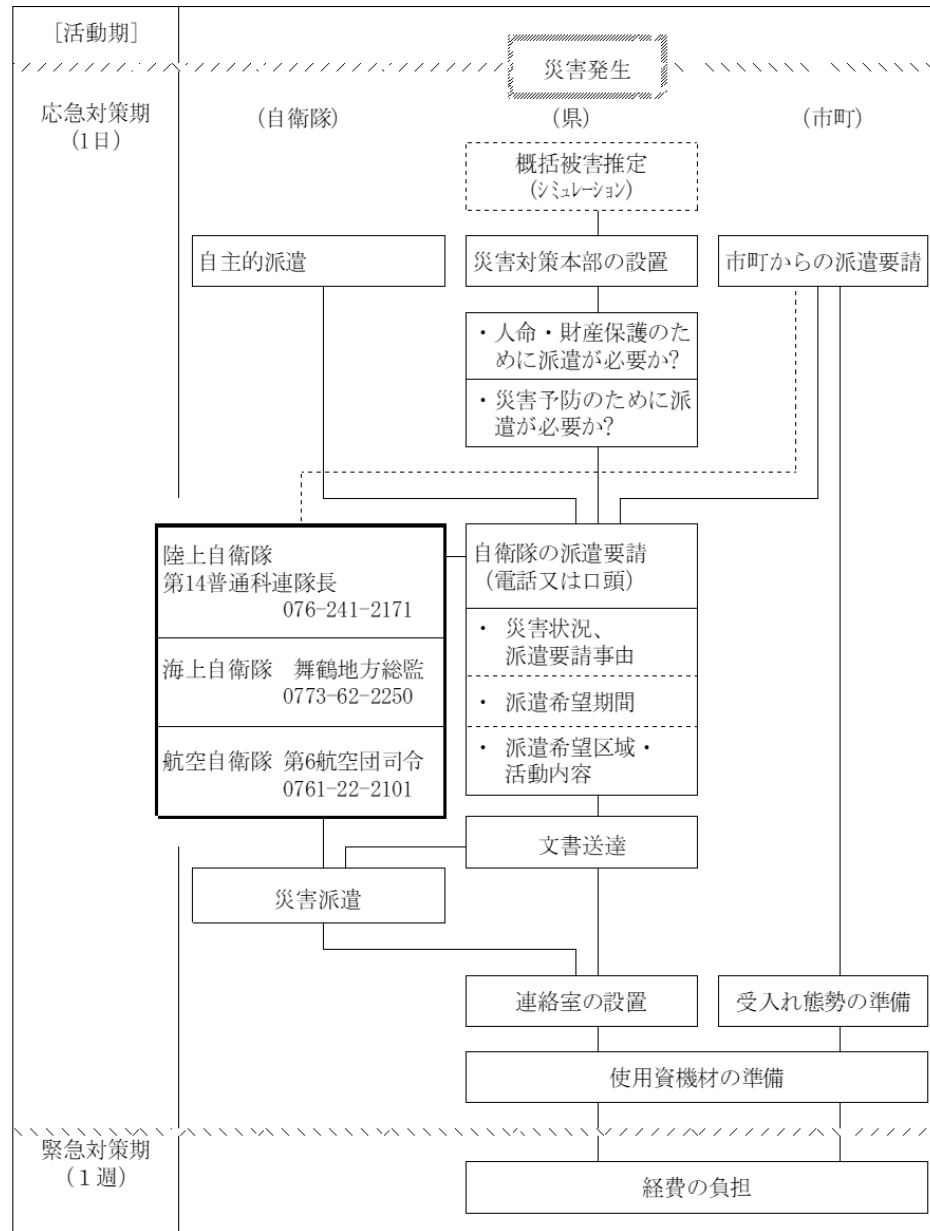
第２節～第５節（略） 第６節 災害情報の収集・伝達 １（略） ２ 情報収集体制及び伝達系統の確立 （１）被害規模に関する概括的情報の収集、伝達 ア 県 市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119 番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。<u>また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</u> イ～ウ（略） （２）（略） （３）災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア～イ（略） ウ 警察 （ア）～（イ）（略） （ウ）被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部<u>警備課</u>、警察署においては警備課が行う。 エ（略） オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町	第２節～第５節（略） 第６節 災害情報の収集・伝達 １（略） ２ 情報収集体制及び伝達系統の確立 （１）被害規模に関する概括的情報の収集、伝達 ア 県 市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119 番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行うとともに、<u>収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努め、</u>これらの情報を消防庁に報告する。<u>また、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</u> イ～ウ（略） （２）（略） （３）災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア～イ（略） ウ 警察 （ア）～（イ）（略） （ウ）被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部<u>災害対策課</u>、警察署においては警備課が行う。 エ（略） オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町
---	--

は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 力（略） （４）～（８）（略） ３（略） 第７節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。 ２（略） ３ 通信設備の応急復旧 <u>（新設）</u> （１）～（２）（略） 第８節（略） 第９節 災害広報 １ 基本方針 災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。	は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 力（略） （４）～（８）（略） ３（略） 第７節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。<u>特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。</u> ２（略） ３ 通信設備の応急復旧 <u>通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討するものとする。災害により防災行政無線等が途絶した場合、県及び市町は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努めるものとする。</u> （１）～（２）（略） 第８節（略） 第９節 災害広報 １ 基本方針 災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。 <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容</u>
--	---

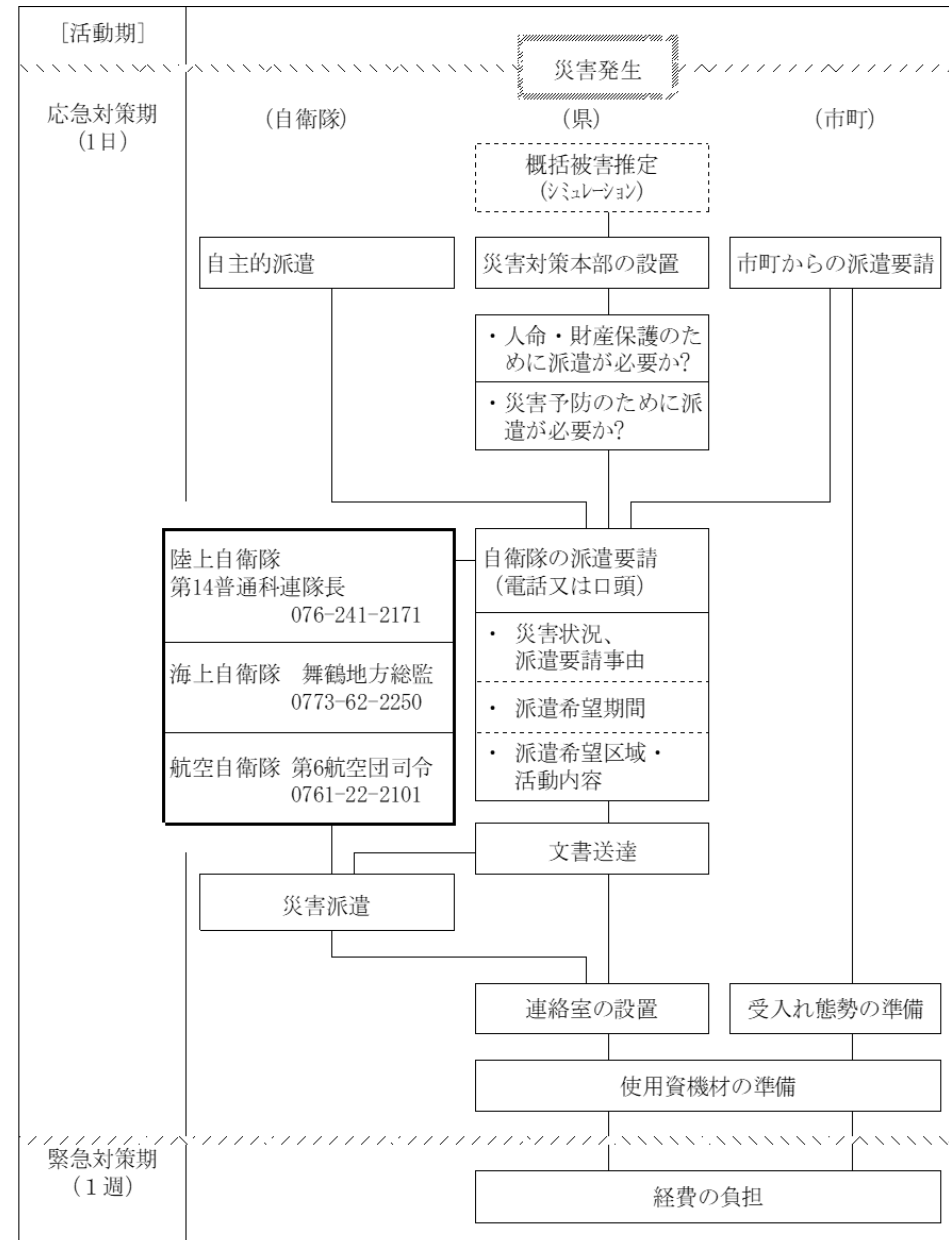
2 (略) 3 広報の内容 (1) (略) (2) 被災者に対する広報 (略) <u>○交通機関等の復旧状況</u> (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請 知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第55条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。 ア～イ (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情	<u>の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施するものとする。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。</u> 2 (略) 3 広報の内容 <u>災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。</u> <u>また、県は、通信が途絶した場合の情報発信における代替手段をあらかじめ検討しておく。</u> (1) (略) (2) 被災者に対する広報 (略) ○交通機関、<u>金融機関</u>等の復旧状況 (略) <u>○被災事業者向けの情報</u> <u>(3) 支援者に対する広報</u> <u>○ボランティアの募集に関する情報</u> <u>○義援金・寄付金の募集に関する情報</u> <u>○観光や消費活動を通じた支援等に関する情報</u> 4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請 知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、<u>SNS</u>、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第55条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。 ア～イ (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情
---	---

報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア（略） イ インターネットの活用 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略） ウ～ケ（略） ５～７（略） 第１０節（略）	報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、<u>家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、</u>適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者<u>や観光客</u>に対する情報提供にも努める。 ア（略） イ インターネットの活用 <u>（ア）ホームページ：詳細な情報を提供するプル型の発信</u> <u>（イ）ＳＮＳ：注目を集め、情報の拡散を図るプッシュ型の発信</u> （略） ウ～ケ（略） ５～７（略） 第１０節（略）	
--	--	--

第 1 1 節 自衛隊の災害派遣



第 1 1 節 自衛隊の災害派遣



1～4（略）

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

（1）～（9）（略）	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
（10）～（12）（略）	（略）

6～8（略）

第12節 避難誘導等

1～7（略）

8 避難所の開設及び運営

（1）市町

ア～イ（略）

ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

☐ 避難所の名称

☐ 避難所開設の日時及び場所

☐ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）

☐ 開設期間の見込み

☐ 必要な救助・救援の内容

エ（略）

1～4（略）

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

（1）～（9）（略）	（略）
<u>（10）入浴支援</u>	<u>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。</u>
<u>（11）～（13）（略）</u>	（略）

6～8（略）

第12節 避難誘導等

1～7（略）

8 避難所の開設及び運営

（1）市町

ア～イ（略）

ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

☐ 避難所の名称

☐ 避難所開設の日時及び場所

☐ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）

☐ 開設期間の見込み

☐ 必要な救助・救援の内容

☒ 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

エ（略）

オ 避難所の運営

○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
(略)

○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

○ 市町は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(略)

カ〜ク (略)

ケ 二次避難支援の実施

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

オ 避難所の運営

○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用に努めるものとする。
(略)

○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

○ 専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

○ 市町は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(略)

カ〜ク (略)

ケ 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

<u>二次避難が必要な</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ～ソ（略） （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>二次避難</u>に関する応援の要請を受けたときは、「<u>広域調整マニュアル</u>」に基づき、<u>二次避難の</u>受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 ９ 広域避難対策 （１）市町 ア（略） イ <u>被災者の</u>他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。 ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ <u>移送された被災者の</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ～カ（略） （２）県 ア～イ（略） ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ（略）	<u>なお、</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ～ソ（略） （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに<u>平時にあらかじめ選定した市町に派遣する職員や、他自治体応援職員等の活用により、</u>必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>広域的な</u>避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う<u>とともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受入れを検討する。</u> ９ 広域避難対策（<u>災害発生前</u>） （１）市町 ア（略） イ <u>避難者の</u>他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から<u>他地区における避難所（以下、広域避難所という）の</u>管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。 ウ <u>市町は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的な</u>オペレーションを定めた<u>マニュアル</u>に基づき、<u>県等と連携し、</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ <u>広域</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ～カ（略） （２）県 ア～イ（略） ウ <u>県は、広域避難に係る調整について、具体的なオペレーションを定めたマニュアルを整備するとともに、これに基づき、国、市町、実動機関、運送事業者等と連携し、</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ（略）
--	---

<u>(3) 広域一時滞在</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>10～11</u> (略) 第13節 要配慮者の安全確保 1 (略) 2 在宅の要配慮者に対する対策 (1)～(3) (略)	<u>10 広域一時滞在（災害発生後）</u> <u>(1) 広域一時滞在のための協議・調整</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、<u>県内の他の市町への受入れを含め、</u>広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>オ 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>(2) 2次避難所の設置</u> <u>県は、被災市町における避難所の生活環境やライフラインの被災状況等に鑑み、事前に策定したマニュアルに基づき、旅館・ホテル等を2次避難所として設置し、被災者の受入れ及び継続的な支援を行う。</u> <u>(3) 1.5次避難所の設置</u> <u>県は、2次避難所への被災者の受入れの調整に時間を要すると見込まれる場合には、事前に策定したマニュアルに基づき、被災者の一時的な滞在施設として1.5次避難所を設置・運営し、2次避難先が決定するまでの間の被災者の生活環境を確保する。</u> <u>11～12</u> (略) 第13節 要配慮者の安全確保 1 (略) 2 在宅の要配慮者に対する対策 (1)～(3) (略)
--	--

(4) 二次避難支援の実施

ア 市町

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

イ 県

市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。

3～5 (略)

第14節 災害医療及び救急医療

1～2 (略)

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1)～(13) (略)

(14) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	<u>石川県薬業卸協同組合</u>	<u>H8.11.13</u>	<u>076-266-4019</u>	<u>076-266-4094</u>

(15) (略)

4～12 (略)

第15節～第17節 (略)

第18節 災害救助法の適用

1～7 (略)

(4) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

ア 市町

市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

イ 県

市町から要配慮者の広域的な避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行うとともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受入れを検討する。

3～5 (略)

第14節 災害医療及び救急医療

1～2 (略)

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1)～(13) (略)

(14) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	<u>(一社) 石川県助産師会</u>	<u>R6.1.9</u>	<u>090-9767-5503</u>	<u>—</u>

(15) (略)

4～12 (略)

第15節～第17節 (略)

第18節 災害救助法の適用

1～7 (略)

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について
令和7年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u> <u>9～18</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

第19節 (略)

第20節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1～3 (略)

4 遺体の埋葬

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

(略)

(2)～(3) (略)

5～8 (略)

第21節 ライフライン施設の応急対策

1 (略)

2 電力施設

(1)～(4) (略)

(5) 県、市町及び防災関係機関との協調

(略)

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について
令和7年7月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	<u>福祉サービスの提供</u>	<u>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者</u>	<u>1 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費</u> <u>2 福祉避難所の設置以外消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費</u>	<u>災害発生の日から7日以内</u>	
<u>10～17</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第19節 (略)

第20節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1～3 (略)

4 遺体の埋葬

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う など、遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。

(略)

(2)～(3) (略)

5～8 (略)

第21節 ライフライン施設の応急対策

1 (略)

2 電力施設

(1)～(4) (略)

(5) 県、市町及び防災関係機関との協調

(略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		<u>076-202-6983</u>	076-233-8892

(6) ～ (8) (略)

3 ～ 4 (略)

5 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) ～ (8) (略)

第 2 2 節 公共土木施設等の応急対策

1 (略)

2 道路施設

(1) (略)

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(ア) ～ (カ) (略)

(3) (略)

3 ～ 9 (略)

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		<u>076-233-8854</u>	076-233-8892

(6) ～ (8) (略)

3 ～ 4 (略)

5 下水道施設

下水道管理者等は、次の措置を講ずる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) ～ (8) (略)

第 2 2 節 公共土木施設等の応急対策

1 (略)

2 道路施設

(1) (略)

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機(ドローン)等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(ア) ～ (カ) (略)

(3) (略)

3 ～ 9 (略)

第２３節 給水活動 １ 基本方針 災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求め<u>て</u>速やかに応急給水を実施する。 ２ 給水対策本部の設置、運営 市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。 また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。 （１）～（２）（略） ３ 応急給水活動 （１）（略） （２）市町（水道事業者） <u>（新設）</u> <u>ア～ウ</u>（略） （３）（略） ４～５（略） 第２４節 食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１）県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～６（略） 第２５節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握	第２３節 給水活動 １ 基本方針 災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、<u>水道事業者は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。</u> <u>県は、必要に応じて自衛隊及び関係機関等に応援を求める。</u> ２ 給水対策本部の設置、運営 市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部<u>等の関係機関</u>と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。 また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。 <u>なお、市町（水道事業者）は、給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。</u> （１）～（２）（略） ３ 応急給水活動 （１）（略） （２）市町（水道事業者） <u>ア 応急給水計画を策定する。</u> <u>イ～エ</u>（略） （３）（略） ４～５（略） 第２４節 食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１）県は、<u>あらかじめ協定を締結した小売事業者や物流事業者等の関係機関と連携し</u>、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～６（略） 第２５節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握	
---	---	--

ア 県及び市町は平時から、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２６節 障害物の除去 １ 基本方針 災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。 ２～１０（略） 第２７節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）～（３）（略） （４）航空輸送 知事は、<u>交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。</u> （略） （５）～（７）（略） ５～６（略）	ア 県及び市町は平時から、<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬＯ）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬＯ）</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２６節 障害物の除去 １ 基本方針 災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、<u>各関係機関で情報を共有しながら、</u>障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。 ２～１０（略） 第２７節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）～（３）（略） （４）航空輸送 知事は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、航空輸送を実施する。</u> （略） （５）～（７）（略） ５～６（略）	
---	---	--

第２８節 こころのケア活動 １ 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、<u>災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。</u> ２ 実施体制 （１）県 ① <u>必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。</u> ② <u>必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、石川ＤＰＡＴの活動が円滑に行われるよう調整を行う。</u> ③ <u>精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</u> （２）市町 ① <u>市町は、避難所に救護所を設置する。</u> ② <u>県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。</u> ３ 石川ＤＰＡＴ派遣体制 <u>県は、必要があると認めた場合は、石川ＤＰＡＴ指定機関に対して石川ＤＰＡＴの出動を要請し、被災地へ派遣する。</u> ４ 石川ＤＰＡＴ活動 （１）支援対象者の早期把握と適切な支援の提供 <u>石川ＤＰＡＴは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</u> （２）被災児童に対する精神相談の実施 <u>被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。</u>	第２８節 こころのケア活動 １ 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、<u>災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。</u> <u>このため、県及び市町は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」や「石川ＤＰＡＴ活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。</u> ２ 情報収集・提供 <u>県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、災害時診療概況報告システム（Ｊ－ＳＰＥＥＤ）、関係機関からの情報などを基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握し、ＤＰＡＴ及び災害拠点精神科病院へ活動に必要な情報を提供する。</u> ３ 実施体制 （１）市町 <u>市町は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、ＤＰＡＴ活動の必要性の検討や派遣要請を行う。</u> （２）県 ア <u>県は、必要に応じ、県災害対策本部及び災害医療支援室の指揮下に、ＤＰＡＴ調整本部を設置し、的確な精神保健医療活動を行うため、被災地内の精神科医療機関の被災状況等を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び市町等から把握する。</u> イ <u>県は、必要に応じて、精神科医療機関等の協力を得て、石川ＤＰＡＴの派遣調整を行うとともに、被災地域内の災害拠点病院または県保健福祉センター等に二次医療圏を統括するＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。</u> ウ <u>県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、ＤＰＡＴを派遣する。県のみで十分な対応ができない場合には、国及び他の都道府県等にＤＰＡＴの派遣を要請する。</u> （３）石川ＤＰＡＴ指定機関 ア <u>石川ＤＰＡＴ指定機関は、県から待機要請を受けたときは、石川ＤＰＡＴを待機させる。</u> イ <u>石川ＤＰＡＴ指定機関は、県から「石川県災害派遣精神医療チーム（石川ＤＰＡＴ）の派遣に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川ＤＰＡＴを出動させる。</u> （４）災害拠点精神科病院	
---	--	--

（３）被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

(新設)

(新設)

5 精神保健医療活動情報の提供

県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。

第29節 防疫、保健衛生活動

1 基本方針

災害時には、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 实施体制

(1) (略)

(2) 県

災害拠点精神科病院である県立こころの病院は、災害時においても、医療保護入院や措置入院等精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うとともに、被災した病院から精神疾患を有する患者の受け入れや、一時避難場所としての機能を担う。

4 DPAT活動

（１）被災地での精神科医療の提供

精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在宅患者の訪問等を行う。

（２） 被災地での精神保健活動への専門的支援

災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。

(3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）

外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。

(4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援

支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。

（５）精神保健医療に関する普及啓発

被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

(削除)

第29節 防疫、保健衛生活動

1 基本方針

災害時には、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

また、県は、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

2 实施体制

(1) (略)

(2) 県

ア～エ（略） オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム（DWA T）</u>を被災地へ派遣する。 <u>（新規）</u> <u>カ～キ</u>（略） （３）（略） ３～５（略） ６ ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>避難所を設置する</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>に関し、飼養者に</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （２）（略） ７（略） 第３０節（略） 第３１節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県等の応援 ア（略） イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。</u> ３～８（略）	ア～エ（略） オ 県は、避難所<u>等</u>の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害支援ナース</u>を被災地へ派遣する<u>ものとする。</u> <u>カ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣するものとする。</u> <u>キ～ク</u>（略） （３）（略） ３～５（略） ６ ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>平時から</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>の</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行う<u>ほか、市町に対し、災害時における同行避難者の受入れ体制の整備について助言を行う</u>など、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （２）（略） ７（略） 第３０節（略） 第３１節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県等の応援 ア（略） イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。</u> ３～８（略）	
---	--	--

第32節 住宅の応急対策

1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2～5（略）

第33節 文教対策

1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2～3（略）

4 応急教育計画

学校の施設が被災~~した~~り、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

（１）～（６）（略）

（７）教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の

第32節 住宅の応急対策

1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県及び市町が連携して実施する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2～5（略）

第33節 文教対策

1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、県及び市町の各課で共有し、情報収集の一元化に努めるものとする。

2～3（略）

4 応急教育計画

学校の施設が被災~~し~~、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。

（１）～（６）（略）

（７）教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほ

有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>(新設)</u> 5～10 (略) 11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。 12 (略) <u>(新設)</u> 第34節 応急金融対策 1～5 (略) 6 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。 (略) 第35節～第36節 (略)	<u>か、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行う</u>など、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>(8) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努めるものとする。</u> 5～10 (略) 11 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、<u>空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備</u>、学校機能を維持、再開させる場合の<u>避難所集約等</u>の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。 12 (略) <u>13 被災地学び支援派遣等枠組み (D-E-S-T)</u> <u>県は、被災した児童生徒の学びの継続のために、被災地学び支援派遣等枠組み (D-E-S-T) に基づき、国や他の都道府県から学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れるものとする。</u> <u>なお、他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、県は、必要に応じて、同制度に基づき、応援教職員やスクールカウンセラー等を派遣するものとする。</u> 第34節 応急金融対策 1～5 (略) 6 各種措置に関する広報 災害応急対策に関する情報について、<u>情報発信マニュアルに基づき</u>、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。 (略) 第35節～第36節 (略)	
--	--	--

第4章 復旧・復興計画

第1節～第3節（略）

第4節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～11（略）

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4章 復旧・復興計画

第1節～第3節（略）

第4節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～11（略）

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、デジタル技術を活用した避難者情報の把握・共有システムの構築に取り組み、市町等

3 (略) 4 こころのケア活動の継続 こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。 5～6 (略) 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9 (略) 10 災害廃棄物の処理等 (1) 市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、<u>必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。</u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。 また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 (2) 市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、<u>解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備し、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。</u> 第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。 2～6 (略) 第7節 (略)	<u>との合同訓練・研修を実施し、避難者情報共有体制の強化を図る。</u> 3 (略) 4 こころのケア活動の継続 こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び<u>D P A T等</u>の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する 5～6 (略) 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税<u>等</u>について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9 (略) 10 災害廃棄物の処理等 (1) 市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。</u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。 また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 (2) 市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、<u>廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市町による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。</u> 第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、<u>義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、</u>被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。 2～6 (略) 第7節 (略)
---	--

第5章（略）

第5章（略）

【その他】

○字句の一括修正

- ・「平常時」を「平時」に改める。

以上

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和 <u>7</u> 年修正)	石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和 <u>7</u> 年 <u>9</u> 月修正)	

第1章 総則

第1節～第2節（略）

第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 雪害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。

第4節 本県の特質と既往の雪害

1 地 勢

（1）（略）

（2） 地形の区分

ア～イ（略）

ウ 加賀低地区域

エ 加賀低地区域

（3）（略）

第3節～第8節（略）

第1章 総則

第1節～第2節（略）

第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 雪害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・ <u>災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。</u> ・ <u>国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。</u>

第4節 本県の特質と既往の雪害

1 地 勢

（1）（略）

（2） 地形の区分

ア～イ（略）

ウ 加賀低地区域

（削除）

（3）（略）

第3節～第8節（略）

第2章 雪害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 (略)

2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、雪害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期するため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) (略)

(2) 教育の内容

ア～エ (略)

(新設)

オ (略)

3 (略)

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～キ (略)

ク 降積雪時の心得

(略)

(新設)

ケ～コ (略)

5～7 (略)

第2章 雪害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 (略)

2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、雪害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期するため、県、市町及び防災関係機関の全ての職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) (略)

(2) 教育の内容

ア～エ (略)

オ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用

カ (略)

3 (略)

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～キ (略)

ク 降積雪時の心得

ケ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進

コ～サ (略)

5～7 (略)

第２節 県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２ 県民のとるべき措置 （１）平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。 <平常時の心得> ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、雪害時の行動力を身につける。 （２）（略） ３～４（略） 第３節 自主防災組織の育成 １（略） ２ 地域住民等の自主防災組織 （１）組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。 その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 （２）～（３）（略） ３（略） 第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 （１）雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ	第２節 県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２ 県民のとるべき措置 （１）平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。 <平時の心得> ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、雪害時の行動力を身につけ、<u>正しい情報を県民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。</u> （２）（略） ３～４（略） 第３節 自主防災組織の育成 １（略） ２ 地域住民等の自主防災組織 （１）組織の育成 県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の<u>防災人材</u>育成、強化を図り、組織率の向上、<u>共助意識の向上</u>、活動の活性化及び地域ごとの連携<u>促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u> その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。 なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。 <u>さらに、各市町の自主防災組織や防災士会の間の連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実に繋げるほか、災害時に各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努めるものとする。</u> （２）～（３）（略） ３（略） 第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 （１）雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ
---	---

的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。

- （２）県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。

（３）（略）

２～３（略）

４ 防災ボランティアの育成

（１）～（２）（略）

（新設）

- （３）県は、災害時にボランティア活動として被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を養成するため、専門技術者等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。

（４）～（５）（略）

第５節（略）

的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。

- （２）県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、国が整備する被災者援護協力団体データベースを活用し、NPO・ボランティア団体との関係構築に努める。

（３）（略）

２～３（略）

４ 防災ボランティアの育成

（１）～（２）（略）

（３）県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

- （４）県は、災害時にボランティア活動として、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を養成するため、専門技術者及び建築士を目指す学生等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。また、技能向上のための取組を充実させる。

（５）～（６）（略）

第５節（略）

第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 <u>(新設)</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>必要な機能を備えた専用室とし</u>、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。 <u>(新設)</u> (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u> ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。	第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～エ (略) オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から<u>全職員を対象とした</u>訓練や研修等を実施し、<u>職員の災害対応意識の向上を図るとともに</u>、同計画の効果的な運用に努める。 <u>カ 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて市町へ県職員を派遣できるよう、職員の派遣に関するマニュアルを作成するとともに、平時から被災市町との円滑なコミュニケーションのあり方を検討し、国や市町、関係機関等との合同訓練や研修を実施し、対応力の強化を図る。</u> (4) 災害対策本部室の整備 県庁舎の災害対策本部室については、<u>国や関係機関等の執務スペースの機能を備え</u>、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。 <u>(5) 組織横断チームの設置</u> <u>県は、災害時における応急・復旧対策を円滑に推進するために、組織横断チームの設置や危機管理部を中心とした庁内の指揮命令系統及び各部局・職員の役割の明確化を図る。</u> (6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど<u>体制の整備に努める。</u> <u>また、広域避難の調整や、旅館・ホテル等における2次避難所の設置、一時的な滞在施設となる1.5次避難所の設置・運営に関する具体的な手順等を定めたマニュアルの整備に努める。</u> ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
---	--

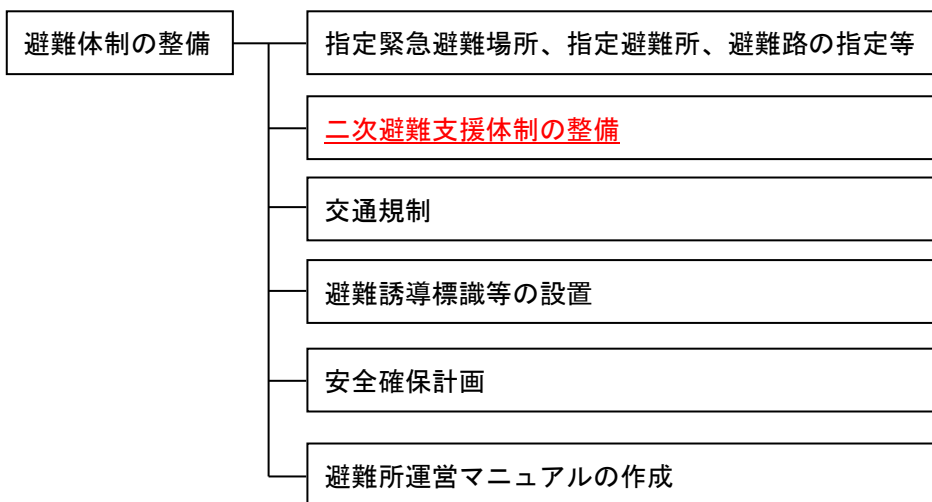
エ（略） <u>（6）</u>（略） <u>（7）</u> 受援計画の策定等 ア（略） イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト<u>化に努めるもの</u>とする。 ウ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （8）雪害対策会議の開催 （略） <u>（9）</u> 安否不明者の氏名等の公表等	<u>また、災害時における緊急車両の優先供給及び誘導員等の要員の動員について、組合に加入する店舗へ周知するとともに、優先給油できる店舗のリストを実動機関に共有するなど、平時からの連携強化に努める。</u> エ（略） <u>（7）</u>（略） <u>（8）</u> 受援計画の策定等 ア（略） イ 県は、国や他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとなる<u>会議室等</u>の確保を行う。<u>災害時の会議室の使用にあたっては、事前にルールを定めるものとする。また、県及び市町は、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。</u>なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト<u>を整備</u>する。 ウ（略） <u>エ 県は、受援計画及び業務継続計画等を継続的に見直し、県の人的支援調整に関する対応力の強化を図る。</u> <u>オ 県は、被災市町への応援職員の派遣を見据え、動員予定者の選定や市町との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> <u>カ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> <u>（9）孤立（要支援）集落への対策強化</u> <u>県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルの整備や関係機関との研修・訓練等に努める。また、県は孤立集落の発生を見据え、通信、道路等のインフラ整備や備蓄物資、衛星携帯電話、無人航空機（ドローン）の飛行ルート等の整備など、デジタル技術を活用した情報収集・対応の改善を図る。</u> <u>（10）</u> 雪害対策会議の開催 （略） <u>（11）</u> 安否不明者の氏名等の公表等
---	---

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。 (10) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 (11) ～ (15) (略) <u>(新設)</u> 3 市町の活動体制 (1) ～ (6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> (8) 罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、<u>平常時</u>から次の措置を講ずる。 ア (略) イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、<u>被災者支援システム</u>等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 ウ～オ (略) <u>(新設)</u> (9) ～ (15) (略) <u>(新設)</u>	県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。<u>また、県は、平時から動員予定者を選定の上、訓練を実施するよう努めるものとする。</u> (12) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、<u>市町と連携し</u>、被災者の早期生活再建を図るため、<u>平時</u>から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。 <u>市町は、県と連携し、被害認定調査の具体的な事務に関するマニュアルを整備する。</u> (13) ～ (17) (略) <u>(18) システムの整備・利活用</u> <u>県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 3 市町の活動体制 (1) ～ (6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア～ウ (略) <u>エ 市町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努めるものとする。</u> (8) 罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、<u>平時</u>から次の措置を講ずる。 ア (略) イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 ウ～オ (略) <u>カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。</u> (9) ～ (15) (略) <u>(16) 代替水源の確保</u> <u>市町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>
--	---

<u>(新設)</u> 4～5 (略) 第7節 (略) 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている<u>衛星系ネットワーク</u>について、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2 (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ものとする。</u> また各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（S O B O－WEB）に集約できるよう努める。	<u>(17) システムの整備・利活用</u> <u>市町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 4～5 (略) 第7節 (略) 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備<u>や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり</u>等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている<u>衛星ネットワーク</u>について、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 <u>特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。</u> 2 (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努める<u>ほか、石川県総合防災情報システムを県広域データ連携基盤と接続するなど、機能強化を図る。</u> また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>新総合防災情報システム（S O B O－WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、防災I o Tシステム等を活用し、防災関係機関への共有を図る。</u> <u>加えて、複数の手段で情報を入力できるよう入力手段の多様化に向けたシステム改修やマイナンバーカード等のデジタル技術を活用したデータ入力・更新</u>
---	---

4～6（略） 第9節～第10節（略） 第11節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火・延焼、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	<u>の省力化を見据えたシステム改修の検討など、デジタル技術の活用促進に努める。</u> 4～6（略） 第9節～第10節（略） 第11節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火・延焼、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <u>県は、大規模災害においては避難所運営について県・市町で連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、市町が運用する避難所運営マニュアルの改訂を支援するなど、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。また、県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものについて、各地域に分散整備・備蓄するよう努めるほか、避難生活の環境向上に必要な大型資機材の整備に努めるものとする。</u>
--	--

体系



2 指定避難所、避難路の指定等

市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所

ア～カ（略）

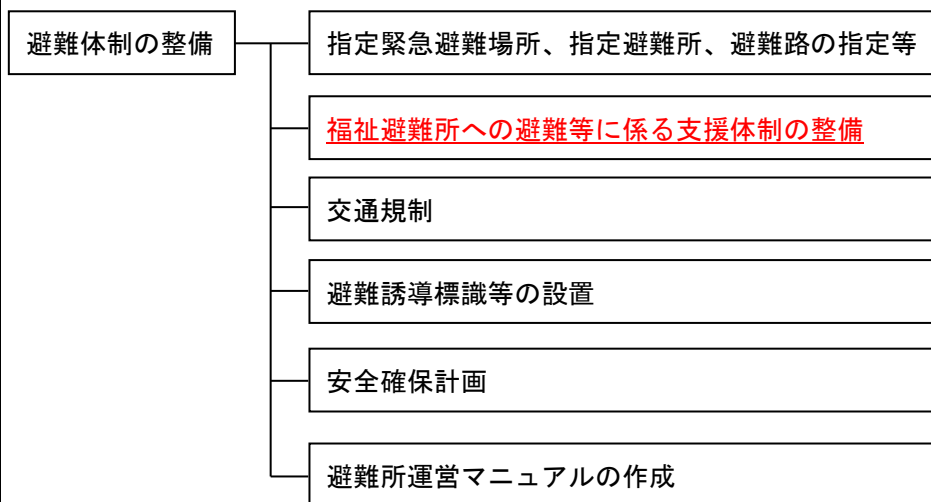
キ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡

なお、トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用するほか、物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討するものとする。

さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努めるものとする。

体系



2 指定避難所、避難路の指定等

市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

県は、広域的な断水を想定し、トイレ確保や洗濯支援等についてマニュアルを整備することで、県・市町の役割の明確化を図り、平時から避難環境の改善を図る。

(1) 指定避難所

ア～カ（略）

キ 施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによ

易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

(略)

ク～ス (略)

(新設)

セ (略)

(新設)

ソ～タ (略)

チ 市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ツ (略)

(新設)

(2) (略)

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

る発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

(略)

ク～ス (略)

セ 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。

ソ (略)

タ 市町は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努めるものとする。

チ～ツ (略)

テ 県及び市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ト (略)

タ 県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

(2) (略)

3 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

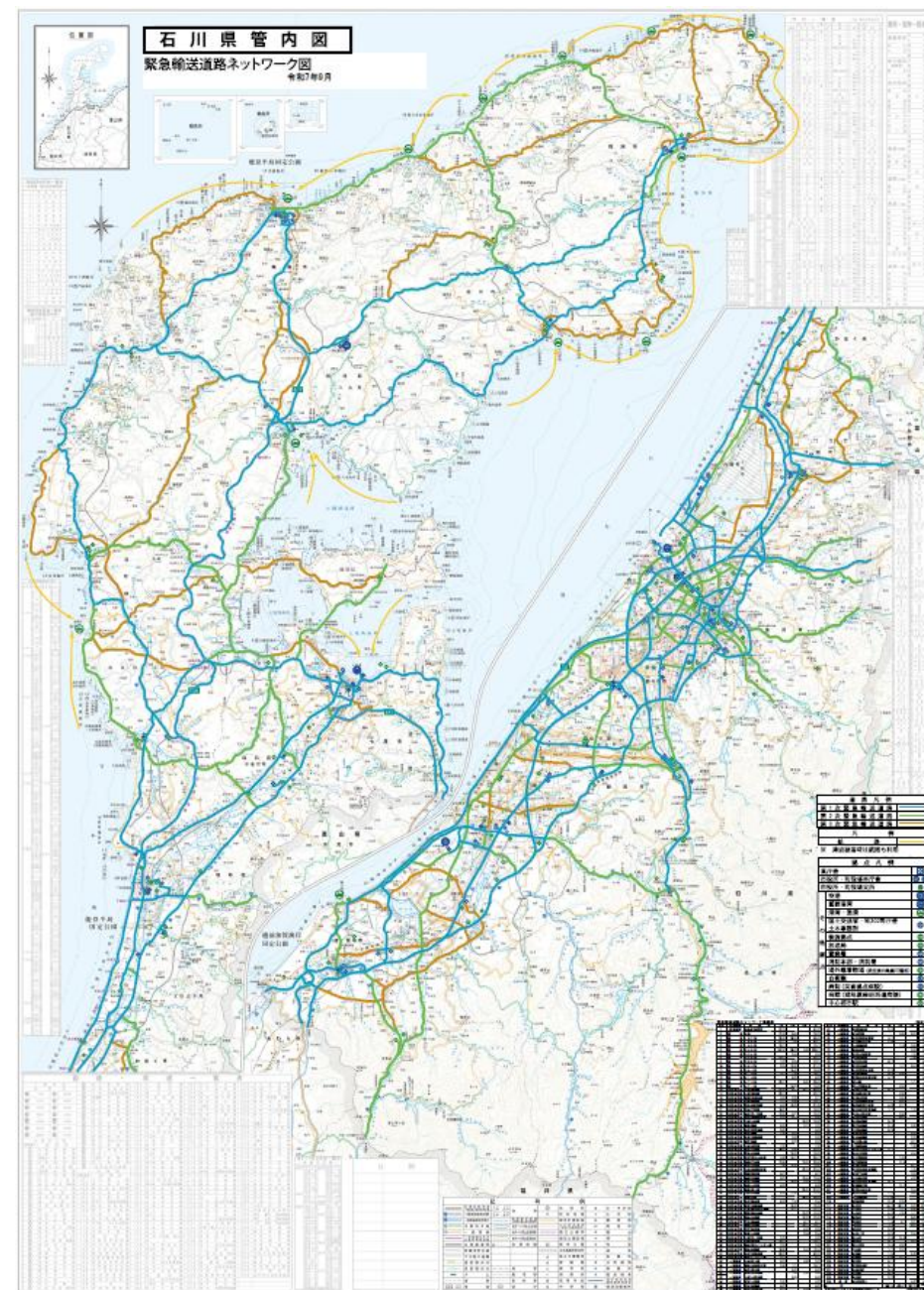
高齢者や障害者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要とな

また、<u>避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う</u>県の災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の受け入れや関係団体との連携により、<u>要配慮者の避難所内の一般避難スペースから</u>福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 4～8（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>った際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> また、<u>要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、</u>県の災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 4～8（略） 9 <u>孤立集落対策マニュアルの作成</u> <u>県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルを作成し、関係機関との研修・訓練等に努める。</u> 10 <u>被災者支援業務の迅速化・効率化</u> <u>市町は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>	
第１２節 要配慮者対策 １ 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の<u>協力を得ながら</u>、雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。 ２ 在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意	第１２節 要配慮者対策 １ 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等と<u>平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、</u>雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。 ２ 在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>県は、優良事例を提供するなど、市町の計画作成を支援する。</u> 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成するものとする。この	

するものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>ウ～カ</u>（略） <u>（新設）</u> （３）～（９）（略） （１０）<u>二次避難</u>支援体制の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 （１１）（略） ３（略） ４ 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が雪害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 （１）（略） （２）県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>に努める。</u> （３）～（５）（略） <u>（新設）</u> ５（略） 第１３節 緊急輸送体制の整備 １ 基本方針 道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要	場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 <u>（削除）</u> <u>イ～オ</u>（略） <u>カ 県は、市町のデジタル技術の活用促進について支援する。</u> （３）～（９）（略） （１０）<u>福祉避難所への避難等に係る支援体制</u>の整備 県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。 （１１）（略） ３（略） ４ 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が雪害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。 （１）（略） （２）県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備<u>を推進するとともに連携を強化する。</u> （３）～（５）（略） <u>（６）石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、ＳＮＳ等を活用した情報の周知に努める。</u> ５（略） 第１３節 緊急輸送体制の整備 １ 基本方針 道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要
--	---

な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。 また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。 2～4（略） 5 民間事業者等の活用 （1）県及び市町は、<u>必要に応じ</u>、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。 （2）～（3）（略）	な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 <u>また、道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。</u> 県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。 また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。 2～4（略） 5 民間事業者等の活用 （1）県及び市町は、<u>平時から</u>、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。 <u>また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。</u> （2）～（3）（略）	
---	---	--

(追加)



第１４節 医療体制の整備 １ 基本方針 雪害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。 また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から雪害の発生に備える。 ２ 医療救護体制の整備 （１） 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>協議し、必要に応じて協定を締結しておく。</u> イ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>ウ～エ</u>（略） <u>オ</u> 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。	第１４節 医療体制の整備 １ 基本方針 雪害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、<u>全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。</u> また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から雪害の発生に備える。 ２ 医療救護体制の整備 （１） 県 ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。 また、県は、これらの医療救護関係団体等と<u>平時から訓練等を通じて連携体制の強化を図り、必要に応じて協定を締結しておく。</u> イ（略） <u>ウ 県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する意思を持ち、ＤＰＡＴの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川ＤＰＡＴ指定機関に指定する。</u> <u>エ 県は、雪害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、災害時においても医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行う災害拠点精神科病院、大学病院及び公益社団法人石川県医師会等と平時から協力体制を構築するよう努めるものとする。</u> <u>オ～カ</u>（略） <u>キ 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」及び「県保健医療福祉調整本部運営マニュアル」を整備するとともに、関係機関との本部立ち上げ、運営訓練を実施するなど、医療救護体制の強化を図る。</u>
--	---

<u>カ</u> 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。			<u>ク</u> 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。		
名称	目的	備考	名称	目的	備考
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整		保健医療福祉調整本部	保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>DPAT 調整本部</u>	<u>国、他県との DPAT の受入調整、各 DPAT 活動拠点への配置調整等</u>	<u>保健医療福祉調整本部内に設置</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>DPAT 活動拠点本部</u>	<u>管内の DPAT の活動調整、チーム間での情報共有等</u>	<u>災害拠点精神科病院等に設置</u>
<u>(新設)</u>			<u>ケ</u> 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。		
<u>(新設)</u>			<u>コ</u> 県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。		
<u>(新設)</u>			<u>サ</u> 県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。		
<u>(新設)</u>			<u>シ</u> 県は、公益社団法人石川県看護協会等の関係団体と連携のうえ、看護師派遣要請マニュアルの整備をするなど、災害支援ナース等の応援看護師派遣にかかる連携体制の強化を図る。		
<u>キ～シ</u> (略)			<u>ス～ツ</u> (略)		
(2)～(7) (略)			(2)～(7) (略)		
3～5 (略)			3～5 (略)		
<u>(新設)</u>			<u>6 応援医療従事者の受け入れ体制</u>		
			<u>応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>		

第15節（略）

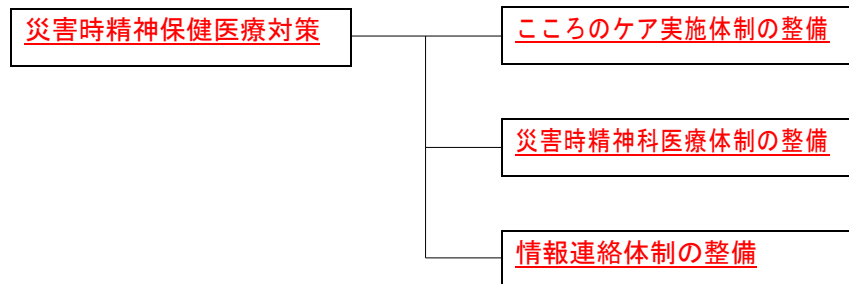
第16節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 こころのケア実施体制の整備

(1) 県

ア（略）

イ 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。

第15節（略）

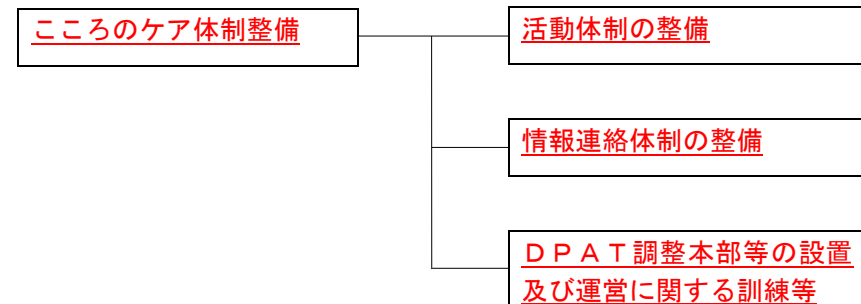
第16節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は、災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 活動体制の整備

(1) 県

ア（略）

イ 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。

(7) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能

(4) 精神疾患を有する患者の受入れや、一次避難場所としての機能

(5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能

ウ 県は、発災直後から精神科医療の提供及び精神保健活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要

(2) 市町 <u>ア 市町は、避難所におけるＤＰＡＴ等が活動する救護所の設置について、あらかじめ施設管理者と協議しておく。</u> <u>イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。</u> 3 災害時精神科医療体制の整備 (1) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。 <u>ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能</u> <u>イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能</u> <u>ウ ＤＰＡＴの派遣機能</u> (2) 県は、災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。 (3) 県は、発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。 4 情報連絡体制の整備 <u>県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、石川ＤＰＡＴの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</u> 第１７節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長 期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が 起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに<u>物</u>	<u>領」等に基づき、「石川ＤＰＡＴ活動マニュアル」を整備するとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。</u> (2) 市町 <u>市町は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。</u> 3 情報連絡体制の整備 (1) <u>こころのケア活動に係る情報連絡体制</u> <u>県は、ＤＰＡＴ統括者、ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等相互の情報連絡体制を整備しておく。</u> (2) <u>災害時通信手段の確保</u> <u>災害拠点精神科病院である石川県立こころの病院は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</u> 4 <u>ＤＰＡＴ調整本部等の設置及び運営に関する訓練等</u> <u>県は、ＤＰＡＴ統括者や石川ＤＰＡＴ指定機関等の協力を得ながら、災害時において精神保健医療（こころのケア）活動が円滑に行われるよう、平時からＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部等の設置、運営に関する研修や訓練の実施に努める。</u> 第１７節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長 期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が 起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに<u>新</u>
--	--

<u>資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 2 県、市町、県民等の役割分担 （１）県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>物資システム（Ｂ－ＰＬＯ）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、<u>平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど</u>、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）<u>や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する</u>等の取り組みを一層推進する。 2 県、市町、県民等の役割分担 （１）県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。 <u>（２）県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、県が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。</u> <u>（３）市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、</u>
---	--

(<u>2</u>) ~ (<u>5</u>) (略) <u>(新設)</u> 3 ~ 9 (略) 10 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成 県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成<u>に努める。</u> 第18節～第19節 (略) 第20節 <u>なだれ危険地域及び孤立集落対策</u> 1 ~ 2 (略) <u>3 孤立集落対策</u> <u>(1) 孤立集落とは、</u> <u>ア 無医、無電話でかつ積雪なだれの危険、冬期波浪などにより徒歩及び船舶による交通が困難となる集落</u> <u>イ 電話があっても積雪などによる断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ徒歩及び船舶による交通が困難である集落</u> <u>ウ 電話を有する集落で山の尾根、谷川などを利用して徒歩通行は可能であるが、急患を病院まで運搬するのに困難又は相当の時間を費やさなければならぬ集落をいう。</u> <u>(2) 市町は、事前に次の事項に留意の上、措置するよう指導する。</u> <u>ア 孤立集落との連絡方法及び救援などについては、あらかじめ予想される集落の代表者並びに関係機関と十分協議し、的確な措置が実施できる体制を整えること。</u> <u>イ 通信連絡方法については、特に有線電話及び無線設備保有機関と連絡を密にし、その使用と利用方法などについて十分協議しておくこと。</u> <u>ウ 孤立が予想される集落においては、事前に食料及び医薬品その他生活必需物資の十分な備蓄を指導すること。</u> <u>(3) 予想される孤立集落については、事前に調査し、把握する。</u>	<u>こどもにも配慮するものとする。</u> (<u>4</u>) ~ (<u>7</u>) (略) <u>(8) 県及び市町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u> 3 ~ 9 (略) 10 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成 県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアル<u>を作成し、受入体制の強化を図る。</u> <u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。</u> 第18節～第19節 (略) 第20節 <u>なだれ危険地域対策</u> 1 ~ 2 (略) <u>3 孤立集落対策</u> <u>孤立集落対策については、本章第22節「孤立集落対策」により実施する。</u>	
--	---	--

第21節（略）

第22節（新設）

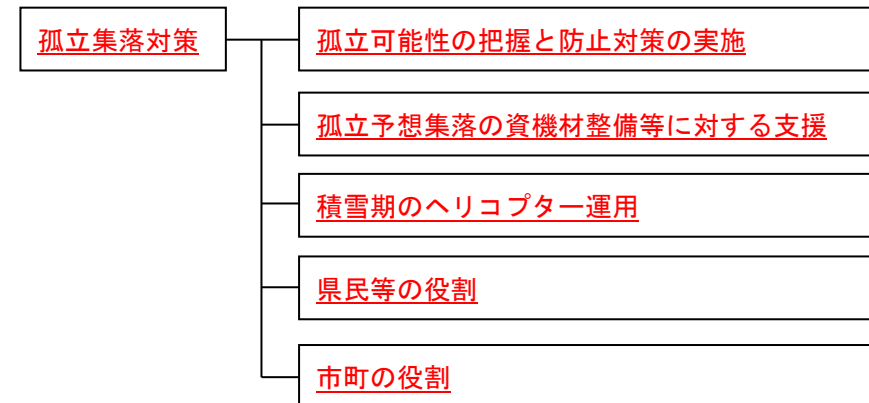
第21節（略）

第22節 孤立集落対策

1 基本方針

中山間地域、離島など、雪害の際、積雪なだれ等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

体系



2 孤立可能性の把握と防止対策の実施

県は、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、市町を通じて事前に把握する。

また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

県は、市町に対し、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

4 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

5 県民等の役割

（1）県民の役割

孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。

第 <u>2 2</u> 節 建築物等災害予防 1～3（略） 4 文化財災害予防 指定文化財のうち、建築物については、管理者は施設の除排雪を励行するほか、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。 <u>（新設）</u>	<u>（2）地域の役割</u> <u>雪害時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努めるものとする。</u> <u>（3）企業・事業所の役割</u> <u>孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努めるものとする。</u> 6 市町の役割 <u>市町は、県と連携して孤立集落対策を実施する。</u> <u>（1）孤立予想集落の把握及び住民への周知</u> <u>（2）避難経路多重化の検討</u> <u>（3）衛星通信等の通信手段の確保</u> <u>（4）集落防災拠点施設の確保</u> <u>（5）資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置</u> <u>（6）地域住民の自治組織を自主防災組織として整備</u> <u>（7）集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）</u> <u>（8）積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保</u> <u>（9）市町地域防災計画で定める事項</u> <u>ア 孤立が予想される集落</u> <u>イ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所</u> <u>ウ 各集落との通信の確保方法</u> <u>エ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況</u> <u>オ 各集落のヘリポート適地</u> <u>カ 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項</u> 第 <u>2 3</u> 節 建築物等災害予防 1～3（略） 4 文化財災害予防 指定文化財のうち、建築物については、管理者は施設の除排雪を励行するほか、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。 <u>また、県教育委員会は、文化財被災対応マニュアルを策定し、被災文化財に対応する体制整備に努める。</u>	
---	---	--

(1)～(5) (略) (6) 事前対策 ア～イ (略) ウ <u>民間団体との連携</u> 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、<u>平常時</u>から、民間団体等との連携を強化する。 5 (略) 第<u>2.3</u>節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう<u>体制等</u>を強化する。 2 上水道、下水道の整備対策 (1) 上水道の整備 雪害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 また、新設する施設については、雪害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 ア～イ (略) ウ 飲料水の確保 県及び市町（水道事業者）は、雪害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。 (ア) (略)	(1)～(5) (略) (6) 事前対策 ア～イ (略) ウ <u>文化財保護</u> 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、<u>平時</u>から、民間団体等との連携を強化する。<u>また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努めるものとする。</u> 5 (略) 第<u>2.4</u>節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し<u>強靱化を図る</u>とともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、<u>優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制</u>を強化する。 <u>また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。</u> 2 上水道、下水道の整備対策 (1) 上水道の整備 雪害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。 また、新設する施設については、雪害に対する安全性の確保耐震性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 ア～イ (略) ウ 飲料水の確保 県及び市町（水道事業者）は、雪害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。	
---	---	--

(イ) 市町（水道事業者） a～b（略） c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。 d～f（略） (2) 下水道の整備 ア（略） イ 安全の確保 (ア) 体制面の強化 <u>a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。</u> <u>b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。</u> <u>c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。</u> (イ) 要員の確保 災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。 a 初動時の要員の確保 b 非常招集方法 c 応援要請方法 d 広報体制等 <u>ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携</u> 上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。 3 電力施設の整備対策 (略)	(ア)（略） (イ) 市町（水道事業者） a～b（略） c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。<u>特に、災害用井戸を登録するなど、災害用井戸の活用に努める。</u> d～f（略） (2) 下水道の整備 ア（略） イ 安全の確保 (ア) 体制面の強化 <u>日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。</u> (イ) 要員の確保 災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。 a 初動時の要員の確保 b 非常招集方法 c 応援要請方法 d 広報体制等 (3) 上水道・下水道施設の応急復旧 <u>水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> <u>なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。</u> 3 電力施設の整備対策 (略)	
---	---	--

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-202-6983	076-233-8892

4 ～ 6 （略）

第 2 4 節 （略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-233-8854	076-233-8892

4 ～ 6 （略）

第 2 5 節 （略）

第3章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

1～12（略）

第1節 初動体制の確立

1～9（略）

10 受援体制の確立 （略）

⑧ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	北陸電力(株)	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4.2.28	<u>076-202-6983</u>	076-233-8892

（略）

11～12（略）

第2節～第5節（略）

第6節 雪害情報の収集・伝達

1（略）

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

（1）被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

第3章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

1～12（略）

第1節 初動体制の確立

1～9（略）

10 受援体制の確立 （略）

⑧ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	北陸電力(株)	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)	R4.2.28	<u>076-233-8854</u>	076-233-8892

（略）

11～12（略）

第2節～第5節（略）

第6節 雪害情報の収集・伝達

1（略）

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

（1）被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 県 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行^い、これらの情報を消防庁に報告する。<u>また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</u> イ～ウ（略） （２）（略） （３）災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 （ア） 県（本庁）・県教育委員会 a 消防防災課長は、市町から災害情報等を収集するとともに、県各関係課長、県教育委員会教育長、警察本部長及び関係機関からの被害状況を取りまとめる。 b 県関係各課長、県教育委員会教育長は、掌握した被害状況を消防防災課長に速報するとともに、関係部局にも直ちに連絡する。 c～e（略） （イ） 県の出先機関 県の出先機関の長は、管内市町長から報告のあった災害情報、被害報告を取りまとめるとともに、出先機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。また、掌握した災害情報、被害報告は、報告系統により関係主管課長及び消防防災課長に報告する。 イ 市町 （ア）市町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を消防防災課又は 県の出先機関に報告する。 （イ）～（ウ）（略） ウ 警察 （ア）（略） （イ）収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により県消防防災課及び関係機関に連絡する。 （ウ）（略） エ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理に属す	ア 県 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行^うとともに、<u>収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努め、</u>これらの情報を消防庁に報告する。<u>また、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</u> イ～ウ（略） （２）（略） （３）災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 （ア） 県（本庁）・県教育委員会 a 危機対策課長は、市町から災害情報等を収集するとともに、県各関係課長、県教育委員会教育長、警察本部長及び関係機関からの被害状況を取りまとめる。 b 県関係各課長、県教育委員会教育長は、掌握した被害状況を危機対策課長に速報するとともに、関係部局にも直ちに連絡する。 c～e（略） （イ） 県の出先機関 県の出先機関の長は、管内市町長から報告のあった災害情報、被害報告を取りまとめるとともに、出先機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。また、掌握した災害情報、被害報告は、報告系統により関係主管課長及び危機対策課長に報告する。 イ 市町 （ア）市町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は 県の出先機関に報告する。 （イ）～（ウ）（略） ウ 警察 （ア）（略） （イ）収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により県危機対策課及び関係機関に連絡する。 （ウ）（略） エ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理に属す
---	---

る施設に ついての被害状況及び応急措置の実施状況を必要に応じて県消防防災課に通報する。 オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 力（略） （４）～（８）（略） ３（略） 第７節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。 ２（略） ３ 通信設備の応急復旧 <u>（新設）</u>	る施設に ついての被害状況及び応急措置の実施状況を必要に応じて県危機対策課に通報する。 オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 県及び電気事業者等は、それぞれ所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 力（略） （４）～（８）（略） ３（略） 第７節 通信手段の確保 １ 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。 また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。<u>特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。</u> ２（略） ３ 通信設備の応急復旧 <u>通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討するものと</u>
--	---

(1) ~ (2) (略) 第8節 (略) 第9節 災害広報 1 基本方針 雪害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に雪害の状況、道路除雪等の災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。 2 (略) 3 広報の内容 (1) (略) (2) 被災者に対する広報 (略) ○道路、交通機関等の復旧状況 (略) <u>(新設)</u> <u>(3) (新設)</u> (3) ~ (4) (略) 4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請	<u>する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、県及び市町は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努めるものとする。</u> (1) ~ (2) (略) 第8節 (略) 第9節 災害広報 1 基本方針 雪害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に雪害の状況、道路除雪等の災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。 <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施するものとする。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。</u> 2 (略) 3 広報の内容 <u>災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。</u> <u>また、県は、通信が途絶した場合の情報発信における代替手段をあらかじめ検討しておく。</u> (1) (略) (2) 被災者に対する広報 (略) ○道路、交通機関、<u>金融機関</u>等の復旧状況 (略) <u>○被災事業者向けの情報</u> <u>(3) 支援者に対する広報</u> <u>○ボランティアの募集に関する情報</u> <u>○義援金・寄付金の募集に関する情報</u> <u>○観光や消費活動を通じた支援等に関する情報</u> (4) ~ (5) (略) 4 広報手段等 (1) 情報伝達及び報道要請	
--	--	--

知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。雪害の規模が大きく、又は長期間にわたる場合は、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第57条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。ア～イ（略） （２）各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア（略） イ インターネットの活用 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略） ウ～ケ（略） ５～７（略） 第１０節～第１１節（略） 第１２節 自衛隊の災害派遣 １～４（略） ５ 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安	知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、<u>SNS</u>、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。雪害の規模が大きく、又は長期間にわたる場合は、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。 また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。 なお、災害対策基本法第57条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。 ア～イ（略） （２）各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、<u>家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど</u>、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者<u>や観光客</u>に対する情報提供にも努める。 ア（略） イ インターネットの活用 <u>（ア）ホームページ：詳細な情報を提供するプル型の発信</u> <u>（イ）SNS：注目を集め、情報の拡散を図るプッシュ型の発信</u> （略） ウ～ケ（略） ５～７（略） 第１０節～第１１節（略） 第１２節 自衛隊の災害派遣 １～４（略） ５ 活動の内容 災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安
--	---

官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

(1) ～ (3) (略)	(略)
<u>(4) 道路、鉄道等の確保</u>	<u>道路又は鉄道が積雪等により車両通行不能となり、道路管理者並びに事業者の除雪活動だけでは通行が長期間にわたり確保できない場合は、除雪活動を援助する。</u>
(5) ～ (7) (略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(8) ～ (9) (略)</u>	(略)

6 ～ 8 (略)

第 13 節 避難誘導等

1 ～ 3 (略)

4 警戒区域の設定

(1) (略)

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

市町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1) の市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長その他市町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知する。

5 ～ 6 (略)

7 避難所の開設及び運営

(1) 市町

ア～イ (略)

ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

(1) ～ (3) (略)	(略)
(4) <u>道路又は水路の啓開</u>	<u>道路又は水路が損壊し、若しくは積雪等の障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。</u>
(5) ～ (7) (略)	(略)
<u>(8) 入浴支援</u>	<u>要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。</u>
<u>(9) ～ (10) (略)</u>	(略)

6 ～ 8 (略)

第 13 節 避難誘導等

1 ～ 3 (略)

4 警戒区域の設定

(1) (略)

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

市町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1) の市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長その他市町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

5 ～ 6 (略)

7 避難所の開設及び運営

(1) 市町

ア～イ (略)

ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容	○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 ○ <u>指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>
エ（略） オ 避難所の運営 ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有した N P O ・ ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 （略） ○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所のある生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>よう努めるとともに</u>、専門家、N P O ・ ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。 ○ 市町は、食事<u>供与の状況</u>、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>ものとする。 ○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。 （略）	エ（略） オ 避難所の運営 ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有した N P O ・ ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 <u>また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用にも努めるものとする。</u> （略） ○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所のある生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。 ○ <u>専門家、N P O ・ ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u> ○ 市町は、<u>栄養バランスのとれた適温の食事</u>を提供できるよう、<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>ものとする。 ○ 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。

カ〜ク（略） ケ <u>二次避難支援の実施</u> 市町は、<u>二次避難支援マニュアルに基づき</u>、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>二次避難が必要な</u>要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ〜ソ（略） （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて、支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>二次避難</u>に関する応援の要請を受けたときは、「<u>広域調整マニュアル</u>」に基づき、<u>二次避難の</u>受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 8 広域避難対策 （１）市町 ア（略） イ <u>被災者</u>の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。 ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ <u>移送された被災者の</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ〜カ（略）	（略） カ〜ク（略） ケ <u>福祉避難所への避難等に係る</u>支援の実施 市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 <u>なお</u>、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 コ〜ソ（略） （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに<u>平時にあら</u><u>らかじめ選定した市町に派遣する職員や、他自治体応援職員等の活用により、</u>必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の<u>広域的な</u>避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う<u>とともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5 次避難所での一時的な受入れも検討する。</u> 8 広域避難対策（<u>災害発生前</u>） （１）市町 ア（略） イ <u>避難者</u>の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から<u>他地区における避難所（以下、広域避難所という）の</u>管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。 ウ <u>市町は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や</u>具体的なオペレーションを定めた<u>マニュアル</u>に基づき、<u>県等と連携し、</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ <u>広域</u>避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。 オ〜カ（略）
--	--

(2) 県 ア～イ (略) ウ <u>国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した</u>具体的なオペレーションを定めた<u>計画</u>に基づき、<u>関係者間で</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ (略) <u>(3) 広域一時滞在</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(2) 県 ア～イ (略) ウ <u>県は、広域避難に係る調整について、具体的なオペレーションを定めたマニュアルを整備するとともに、これに基づき、国、市町、実動機関、運送事業者等と連携し、</u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 エ (略) <u>9 広域一時滞在（災害発生後）</u> <u>(1) 広域一時滞在のための協議・調整</u> ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、<u>県内の他の市町への受入れを含め、</u>広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。 エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>オ 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>(2) 2次避難所の設置</u> <u>県は、被災市町における避難所の生活環境やライフラインの被災状況等に鑑み、事前に策定したマニュアルに基づき、旅館・ホテル等を2次避難所として設置し、被災者の受入れ及び継続的な支援を行う。</u> <u>(3) 1.5次避難所の設置</u> <u>県は、2次避難所への被災者の受入れの調整に時間を要すると見込まれる場合には、事前に策定したマニュアルに基づき、被災者の一時的な滞在施設として1.5次避難所を設置・運営し、2次避難先が決定するまでの間の被災者の生</u>	
--	--	--

9 ～ 10 (略)

第14節 要配慮者の安全確保

1 (略)

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) ～ (3) (略)

(4) 二次避難支援の実施

ア 市町

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

イ 県

市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。

3 ～ 5 (略)

第15節 災害医療及び救急医療

1 ～ 2 (略)

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) ～ (13) (略)

(14) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	<u>石川県薬業卸協同組合</u>	<u>H8.11.13</u>	<u>076-266-4019</u>	<u>076-266-4094</u>

(15) (略)

活環境を確保する。

10 ～ 11 (略)

第14節 要配慮者の安全確保

1 (略)

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) ～ (3) (略)

(4) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

ア 市町

市町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

イ 県

市町から要配慮者の広域的な避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行うとともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受入れを検討する。

3 ～ 5 (略)

第15節 災害医療及び救急医療

1 ～ 2 (略)

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) ～ (13) (略)

(14) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	<u>(一社) 石川県助産師会</u>	<u>R6.1.9</u>	<u>090-9767-5503</u>	<u>—</u>

(15) (略)

4～12（略）

第16節～第17節（略）

第18節 災害救助法の適用

1～2（略）

3 適用手続

（1）市町長は、市町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。（災害救助法施行細則第1条）

（2）（略）

4～7（略）

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1～8	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>9～18</u>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第19節（略）

第20節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1～3（略）

4 遺体の埋葬

（1） 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

（略）

（2）～（3）（略）

5～7（略）

4～12（略）

第16節～第17節（略）

第18節 災害救助法の適用

1～2（略）

3 適用手続

（1）市町長は、市町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（2）（略）

4～7（略）

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年7月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1～8	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>9</u>	<u>福祉サービスの提供</u>	<u>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者</u>	<u>1 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費</u> <u>2 福祉避難所の設置以外消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費</u>	<u>災害発生の日から7日以内</u>	
<u>10～17</u>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第19節（略）

第20節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

1～3（略）

4 遺体の埋葬

（1） 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行うなど、遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。

（略）

（2）～（3）（略）

5～7（略）

第２１節 飲料水・食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１） 県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる飲料水や食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～８（略） 第２２節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２３節 こころのケア活動 １ 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、<u>雪害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。</u>	第２１節 飲料水・食料の供給 １（略） ２ 実施体制 （１）県は、<u>あらかじめ協定を締結した小売事業者や物流事業者等の関係機関と連携し</u>、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。 （２）（略） ３～８（略） 第２２節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ～ウ（略） （２）（略） ４ 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） （２）県及び市町は、あらかじめ<u>新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）</u>に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。 （３）～（５）（略） ５（略） 第２３節 こころのケア活動 １ 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、<u>災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。</u> <u>このため、県及び市町は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動要領」や「石川ＤＰＡＴ活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的</u>
---	--

<u>2 実施体制</u> <u>(1) 県</u> ① <u>必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。</u> ② <u>必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、石川ＤＰＡＴの活動が円滑に行われるよう調整を行う。</u> ③ <u>精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</u> <u>(2) 市町</u> ① <u>市町は、避難所に救護所を設置する。</u> ② <u>県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。</u> <u>3 石川ＤＰＡＴ派遣体制</u> <u>県は、必要があると認めた場合は、石川ＤＰＡＴ指定機関に対して石川ＤＰＡＴの出動を要請し、被災地へ派遣する。</u> <u>4 石川ＤＰＡＴ活動</u> <u>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</u> <u>石川ＤＰＡＴは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</u> <u>(2) 被災児童に対する精神相談の実施</u> <u>被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。</u> <u>(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施</u> <u>高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。</u> <u>2 情報収集・提供</u> <u>県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、災害時診療概況報告システム（Ｊ－ＳＰＥＥＤ）、関係機関からの情報などを基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握し、ＤＰＡＴ及び災害拠点精神科病院へ活動に必要な情報を提供する。</u> <u>3 実施体制</u> <u>(1) 市町</u> <u>市町は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、ＤＰＡＴ活動の必要性の検討や派遣要請を行う。</u> <u>(2) 県</u> <u>ア 県は、必要に応じ、県災害対策本部及び災害医療支援室の指揮下に、ＤＰＡＴ調整本部を設置し、的確な精神保健医療活動を行うため、被災地内の精神科医療機関の被災状況等を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び市町等から把握する。</u> <u>イ 県は、必要に応じて、精神科医療機関等の協力を得て、石川ＤＰＡＴの派遣調整を行うとともに、被災地域内の災害拠点病院または県保健福祉センター等に二次医療圏を統括するＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。</u> <u>ウ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、ＤＰＡＴを派遣する。県のみで十分な対応ができない場合には、国及び他の都道府県等にＤＰＡＴの派遣を要請する。</u> <u>(3) 石川ＤＰＡＴ指定機関</u> <u>ア 石川ＤＰＡＴ指定機関は、県から待機要請を受けたときは、石川ＤＰＡＴを待機させる。</u> <u>イ 石川ＤＰＡＴ指定機関は、県から「石川県災害派遣精神医療チーム（石川ＤＰＡＴ）の派遣に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川ＤＰＡＴを出動させる。</u> <u>(4) 災害拠点精神科病院</u> <u>災害拠点精神科病院である県立こころの病院は、災害時においても、医療保護入院や措置入院等精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うとともに、被災した病院から精神疾患を有する患者の受け入れや、一時避難場所としての機能を担う。</u> <u>4 ＤＰＡＴ活動</u> <u>(1) 被災地での精神科医療の提供</u> <u>精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在</u>
---	--

<u>5 精神保健医療活動情報の提供</u> <u>県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。</u> 第24節 防疫、保健衛生活動 1 基本方針 雪害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。 2 実施体制 (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム（DWA T）</u>を被災地へ派遣する。 <u>（新規）</u> <u>カ～キ</u> (略)	<u>宅患者の訪問等を行う。</u> <u>(2) 被災地での精神保健活動への専門的支援</u> <u>災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。</u> <u>(3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）</u> <u>外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。</u> <u>(4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援</u> <u>支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。</u> <u>(5) 精神保健医療に関する普及啓発</u> <u>被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。</u> <u>（削除）</u> 第24節 防疫、保健衛生活動 1 基本方針 雪害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。 <u>また、県は、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u> 2 実施体制 (1) (略) (2) 県 ア～エ (略) オ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害支援ナース</u>を被災地へ派遣する<u>ものとする。</u> <u>カ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣するものとする。</u> <u>キ～ク</u> (略)	
---	--	--

(3) (略) 3～5 (略) 6 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>避難所を設置する</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>に関し、飼養者に</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) (略) 7 (略) 第25節 (略) 第26節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 県等の応援 ア (略) イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。</u> 3～8 (略) 第27節 住宅の応急対策 1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつ	(3) (略) 3～5 (略) 6 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、<u>平時から</u>市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物<u>の</u>適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行う<u>ほか、市町に対し、災害時における同行避難者の受け入れ体制の整備について助言を行う</u>など、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) (略) 7 (略) 第25節 (略) 第26節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 県等の応援 ア (略) イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。 また、<u>災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。</u> 3～8 (略) 第27節 住宅の応急対策 1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。<u>応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県及び市町が連携して実施する。</u> また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。<u>そのた</u>	
--	--	--

つ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2～4（略）

第28節 ライフライン施設の応急対策

1（略）

2 電力施設

（1）～（4）（略）

（5）県、市町及び防災関係機関との協調
（略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	<u>076-233-8877</u>	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		<u>076-202-6983</u>	076-233-8892

（6）～（8）（略）

3～5（略）

6 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

（1）～（2）（略）

（3）被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

（4）応急措置

め、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2～4（略）

第28節 ライフライン施設の応急対策

1（略）

2 電力施設

（1）～（4）（略）

（5）県、市町及び防災関係機関との協調
（略）

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力(株)	R4. 2. 28	<u>076-233-8877</u>	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		<u>076-233-8854</u>	076-233-8892

（6）～（8）（略）

3～5（略）

6 下水道施設

下水道管理者等は、次の措置を講ずる。

（1）～（2）（略）

（3）被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

（4）応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。 また、<u>可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。 (5)～(8) (略) 第29節 輸送手段の確保 1～3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1)～(3) (略) (4) 航空輸送 知事は、<u>交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、</u>航空輸送を実施する。 (5)～(7) (略) 5～6 (略) 第30節 文教対策 1 基本方針 教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。 2～5 (略) 6 応急教育計画 学校の施設が被災<u>したり</u>、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。 (1)～(6) (略) (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>(新設)</u>	管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。 また、<u>上下水道一体となって施設</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。 (5)～(8) (略) 第29節 輸送手段の確保 1～3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1)～(3) (略) (4) 航空輸送 知事は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、</u>航空輸送を実施する。 (5)～(7) (略) 5～6 (略) 第30節 文教対策 1 基本方針 教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。 <u>なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、県及び市町の各課で共有し、情報収集の一元化に努めるものとする。</u> 2～5 (略) 6 応急教育計画 学校の施設が被災<u>し</u>、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。<u>なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。</u> (1)～(6) (略) (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、<u>教職員動員計画に基づき、</u>他校<u>や県外</u>からの応援により対応する<u>ほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行う</u>など、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。 <u>(8) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職</u>
--	--

第4章 復旧・復興計画

第1節～第4節（略）

第5節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

雪害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～10（略）

第6節（略）

第7節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成

第4章 復旧・復興計画

第1節～第4節（略）

第5節 被災者への支援

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2～5（略）

6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

雪害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7～10（略）

第6節（略）

第7節 被災者の生活確保のための緊急措置

1（略）

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成

する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 3（略） 4 ころのケア活動の継続 ころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。 5～6（略） 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9（略） 第8節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。 2～6（略） 第9節（略） 第5章（略）	する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。<u>また、デジタル技術を活用した避難者情報の把握・共有システムの構築に取り組み、市町等との合同訓練・研修を実施し、避難者情報共有体制の強化を図る。</u> 3（略） 4 ころのケア活動の継続 ころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び<u>D P A T 等</u>の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する 5～6（略） 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税<u>等</u>について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 8～9（略） 第8節 災害義援金及び義援物資の配分 1 基本方針 被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、<u>義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき</u>、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。 2～6（略） 第9節（略） 第5章（略）	
【その他】 ○字句の一括修正 ・「平常時」を「平時」に改める。 以上		